

令和6年度 公共工事の現状と今後の取り組み

令和6年11月

国土交通省 九州地方整備局

技術管理課

1. 公共工事の現状	2	16. 工事の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注	197
2. 働き方改革に向けた国土交通省の取り組み	20	・工事の入札契約制度	198
3. 九州地方整備局における働き方改革への取り組み	45	・総合評価落札方式の評価の見直し	210
4. 円滑な施工体制の確保	52	17. 工事の施工効率と品質向上対策	236
5. 新・担い手3法について	73	・施工効率と品質の向上対策	237
・新・担い手3法の改正(R6改正)	74	・土木コンクリート構造物の品質向上対策	245
6. 品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)	81	・工事の安全対策	247
7. 契約の適正化の促進に関する法律	90	・建設副産物の取り組み	248
8. 発注者協議会	93	18. 業務の入札制度の透明性の確保と適正価格での調達・受注	254
9. 九州沖縄ブロック土木部長等会議	105	・業務の入札契約制度	255
10. 監理技術者の兼務	111	・業務の積算等	267
11. 週休2日	118	19. 業務の効率と品質向上対策	273
12. 工事成績評価の変更点について	123	・設計業務の品質確保対策	274
13. 物価高騰対策	130	(参考)令和6年度予算	289
14. 建設キャリアアップシステム	137	(参考)国土強靱化	296
15. i-Constructionの取り組みについて	146	(参考)R6国交省土木工事・業務積算基準改定	303
・i-Constructionの取り組み概要	147	(参考)駆け込みホットライン	322
・ICT活用工事	149		
・全体最適の導入	179		
・施工時期の平準化	182		
・BIM/CIMの取り組み	184		
・i-Constructionサポート体制	190		
・ICTアドバイザー制度の概要	192		
・ICT施工e-ラーニング	194		

1. 公共工事の現状

2015年 関東・東北豪雨(9月)

2016年 熊本地震(4月)

2017年 九州北部豪雨(7月)

2018年 西日本豪雨(7月)、北海道胆振東部地震(9月)

2019年 台風15号(9月)、東日本台風(10月)

2020年 7月豪雨(球磨川)、大雪(12月)

2021年 7月大雨(熱海)

2022年 8月大雨

2023年 7月大雨(久留米)

2024年 能登半島地震

・
・
・



昼夜を徹した道路啓開作業
(石川県)

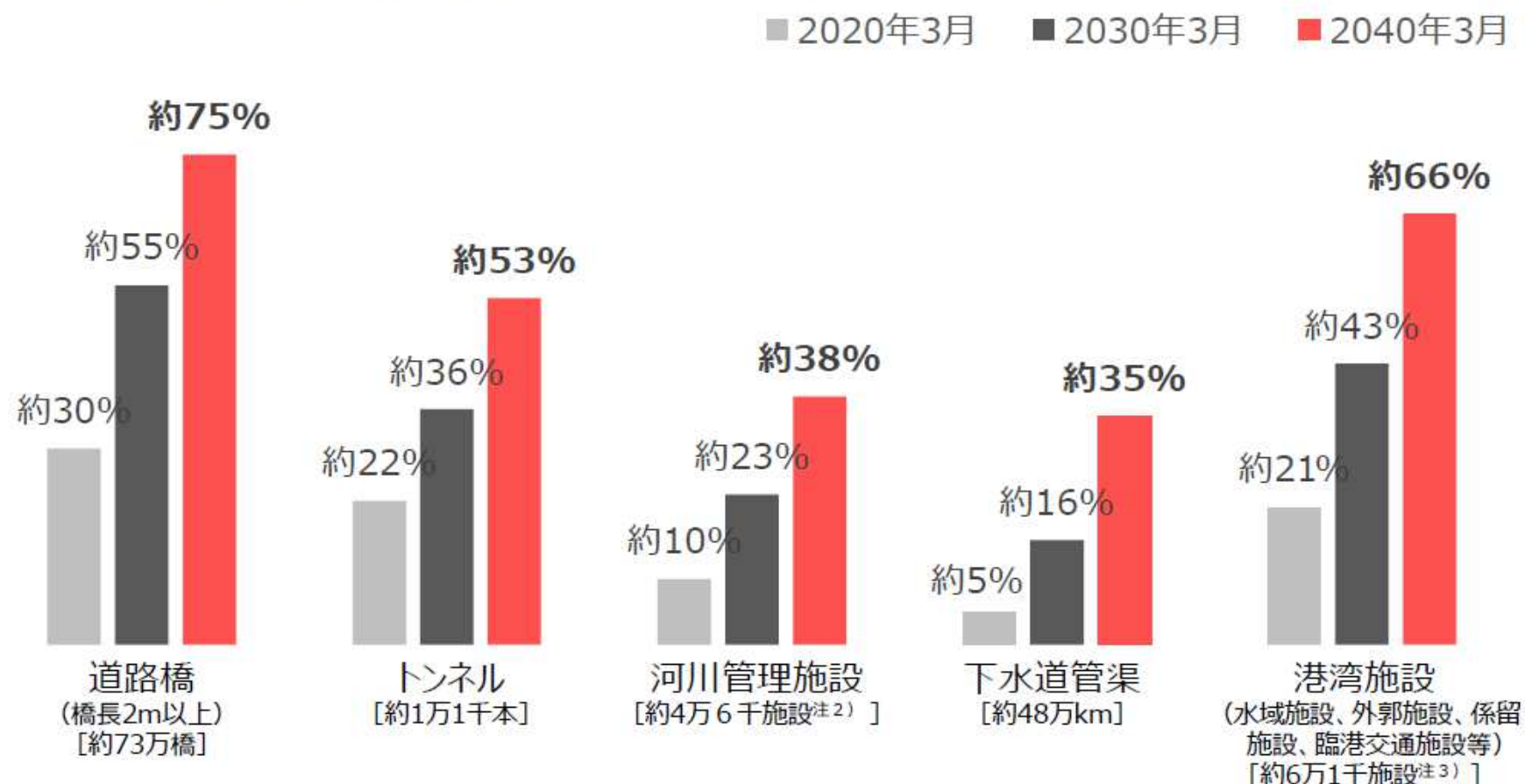


災害協力団体と連携した給水支援活動
(石川県能登町)

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

※施設の老朽化の状況は、建設年度で一律に決まるのではなく、立地環境や維持管理の状況等によって異なるが、ここでは便宜的に建設後50年で整理。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合^{注1)} (2020年度算出)】



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

注2) 国: 堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
都道府県・政令市: 堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む。

- 建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス



▲橋梁に対する診断

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台県建設業協会）



作業後



- （一社）熊本県建設業協会
地震直後より、熊本県との災害時協定」より支援活動を実施。



「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



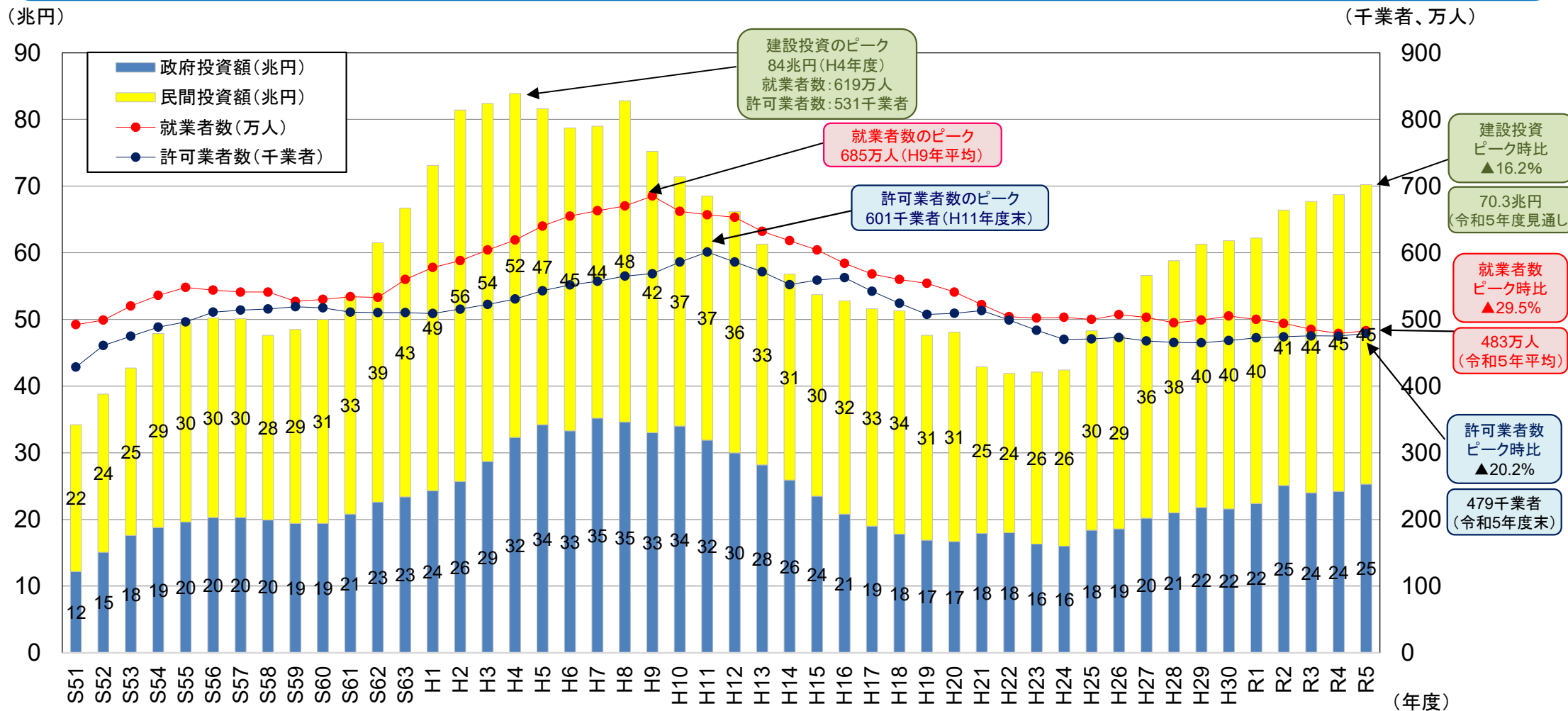
▲林建協働（岐阜県飛騨地域）



▲建設と農業の多能工（愛媛県）

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和5年度は約70兆円となる見通し（ピーク時から約16%減）。
- 建設業者数（令和5年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は483万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和2年度（2020年度）まで実績、令和3年度（2021年度）・令和4年度（2022年度）は見込み、令和5年度（2023年度）は見通し

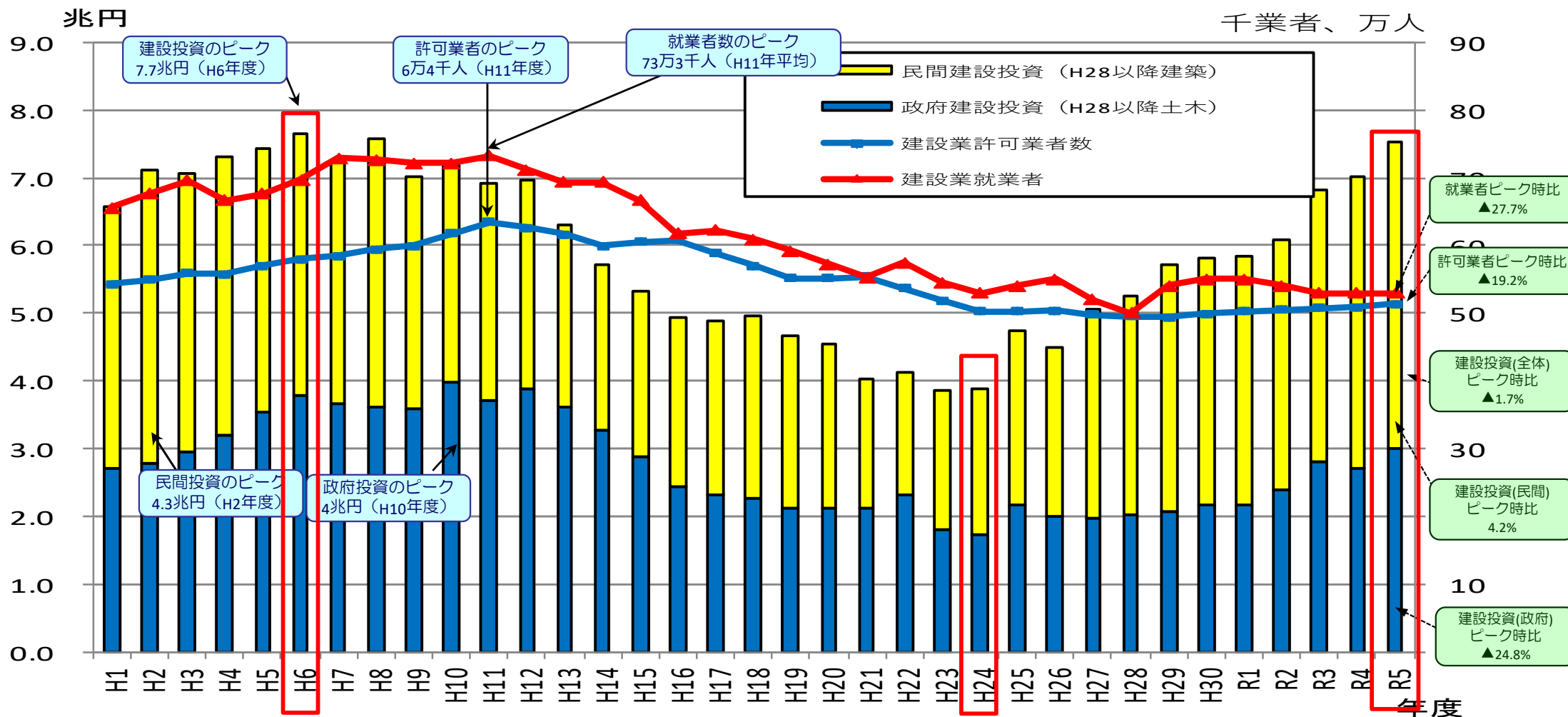
注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

公共工事の現状(九州の建設投資、許可業者数及び建設就業者数の推移)

全国比10.7%
全国比10.7%
全国比10.9%

- 建設投資額（令和5年度見通し）は前年度6.8%増の7.52兆円で、ピーク時（6年度）から約1.7%減。
- 建設業者数（令和5年度末）は約5.1万業者で、ピーク時（11年度末）から約19.2%減。
- 建設業就業者数（令和5年平均）は約53万人で、ピーク時（11年平均）から約27.7%減。



資料： 投資額については令和2年度まで実績、R3年度・4年度は見込み、令和5年度は見通し
（H29以降は、建築＝民間投資、土木＝政府投資として作成している）
許可業者数は、国土交通省調べ（各年度末現在）
就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成（年平均）

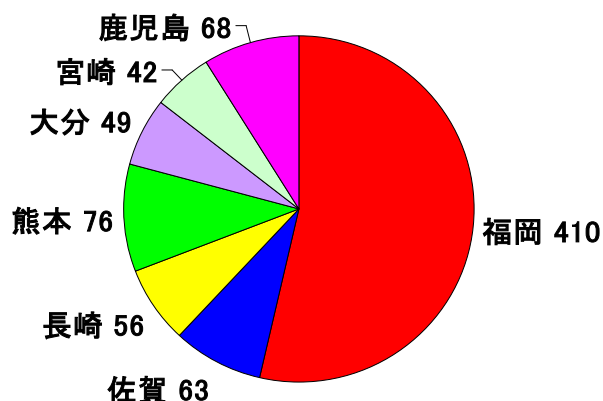
公共工事の現状(九州の建設業許可業者数、建設就業者数)

●九州の建設業許可業者数(令和6年3月31日現在)

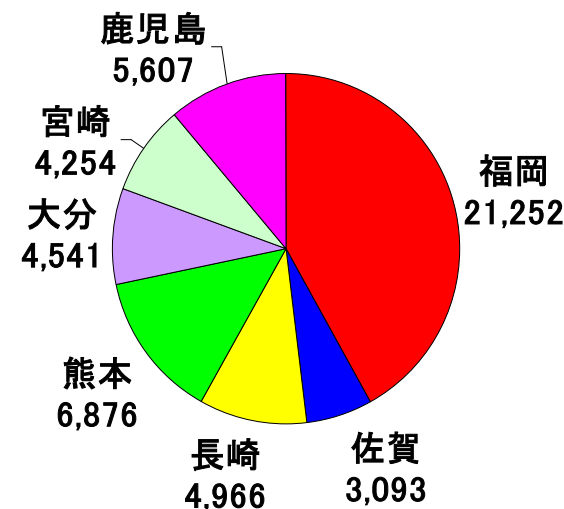
※括弧書きは令和5年3月末現在からの増減

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	計
(昨年度からの増減) 大臣許可	(8) 410	(▲ 1) 63	(▲ 2) 56	(▲ 2) 76	(1) 49	(1) 42	(3) 68	(8) 764
(昨年度からの増減) 知事許可	(238) 21,252	(34) 3,093	(50) 4,966	(98) 6,876	(40) 4,541	(6) 4,254	(32) 5,607	(498) 50,589
対ピーク年度末比減少率 (ピーク年度)	▲17.4% (H11)	▲25.6% (H11)	▲20.4% (H16)	▲16.5% (H11)	▲14.7% (H11)	▲33.4% (H11)	▲15.1% (H15)	▲19.2% (H11)
(昨年度からの増減) 計	(246) 21,662	(33) 3,156	(48) 5,022	(96) 6,952	(41) 4,590	(7) 4,296	(35) 5,675	(506) 51,353

大臣許可業者 (764)



知事許可業者 (50,589)



●九州の建設業就業者数

【総務省労働力調査(九州)より】

平成11年平均	73.3万人
---------	--------



令和5年平均	53万人
--------	------

(▲27.6%)

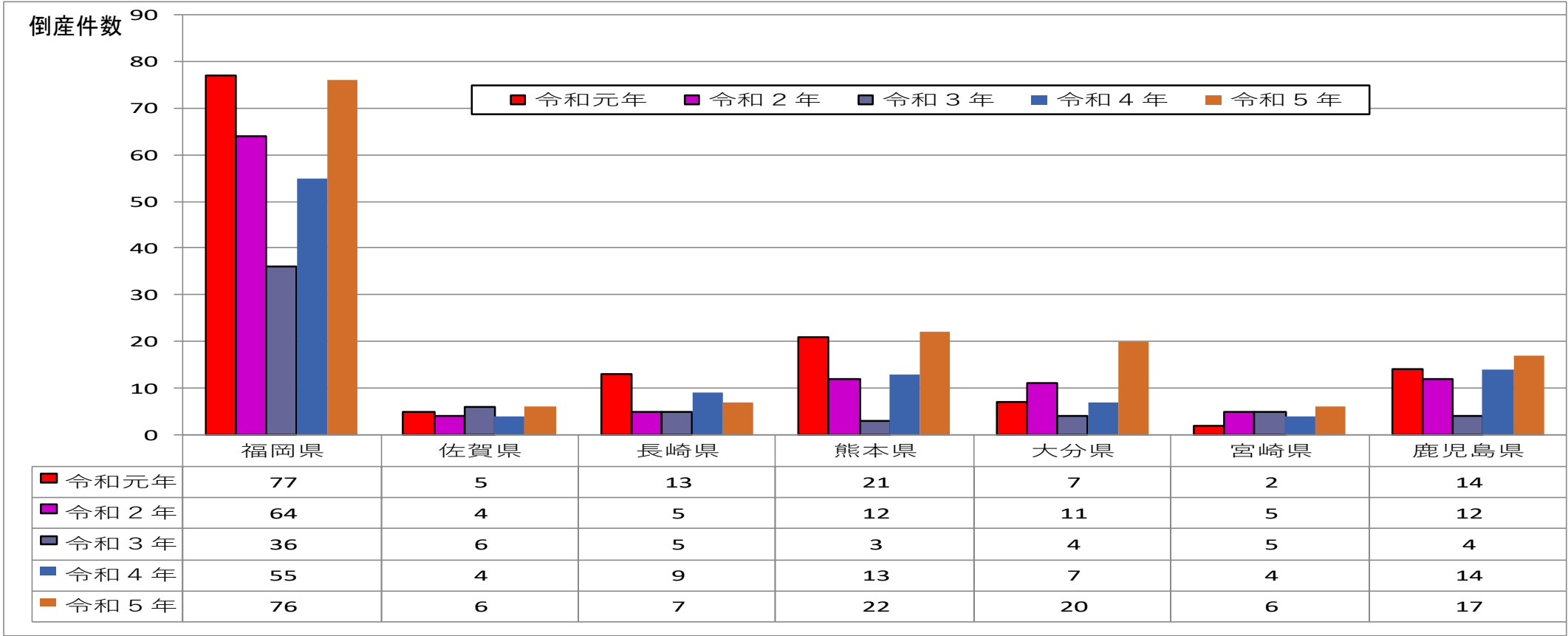
(令和4年平均 53万人)

○九州7県の合計の倒産件数

R1 139件 R2 113件 R3 63件 R4 106件 R5 154件 (全国比9.1%)

○九州7県の全業種に占める建設業者の倒産の割合

R1 21.3% R2 19.2% R3 14.7% R4 21.0% R5 22.7% (全国19.5%)



全産業に占める建設業の倒産の割合

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
R元年	20.2%	16.1%	34.2%	30.9%	16.3%	7.7%	21.5%
R2年	21.9%	9.5%	12.2%	16.0%	21.2%	15.2%	22.6%
R3年	17.3%	27.3%	12.5%	6.8%	10.8%	18.5%	7.7%
R4年	21.1%	18.2%	17.3%	27.1%	15.6%	17.4%	26.4%
R5年	20.1%	20.7%	19.4%	31.9%	35.7%	18.8%	21.5%

*) 出所: 東京商エリサーチ資料より作成。負債額総額1,000万円以上を集計

建設業就業者の現状

技能者等の推移

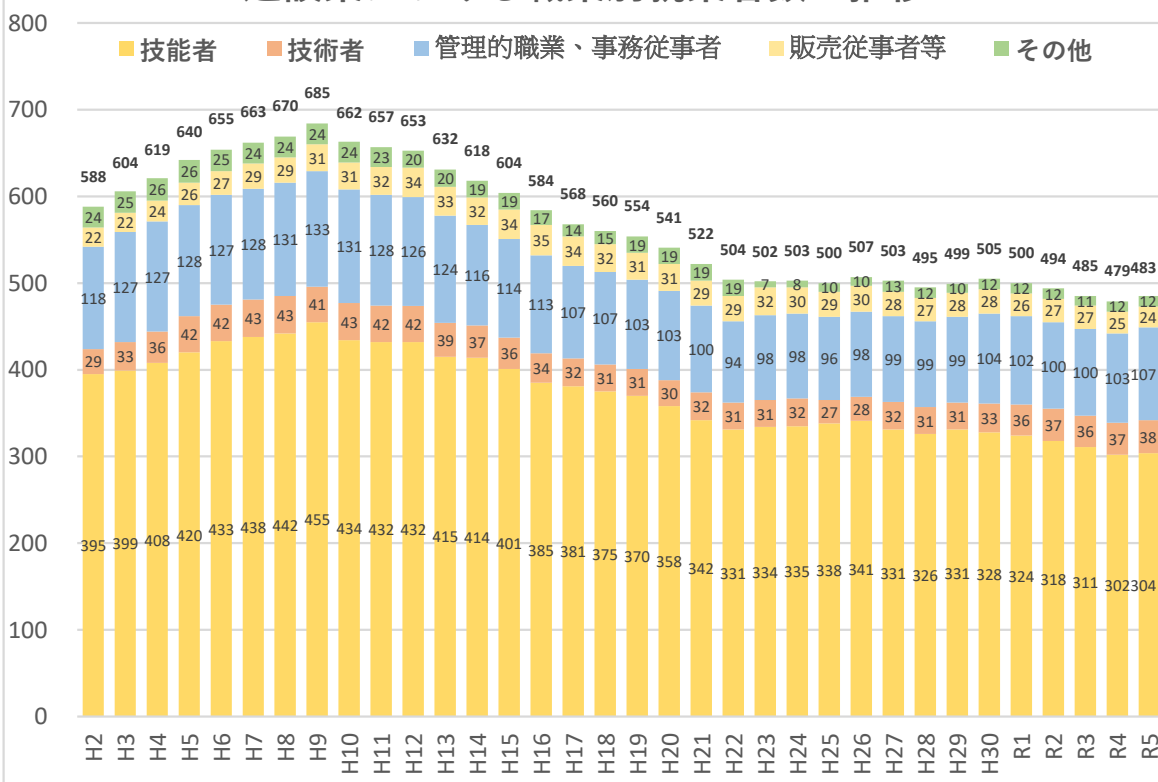
○建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 483万人(R5)
 ○技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 38万人(R5)
 ○技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 304万人(R5)

建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和4年と比較して55歳以上が5万人増加(29歳以下は増減なし)。

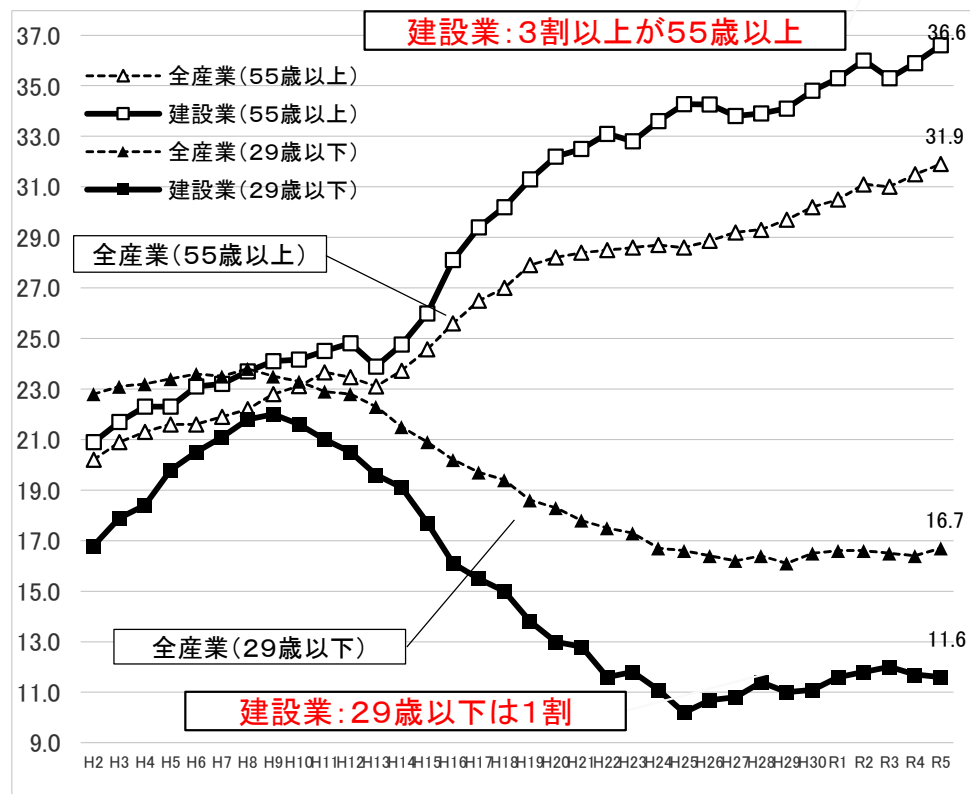
(万人)

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



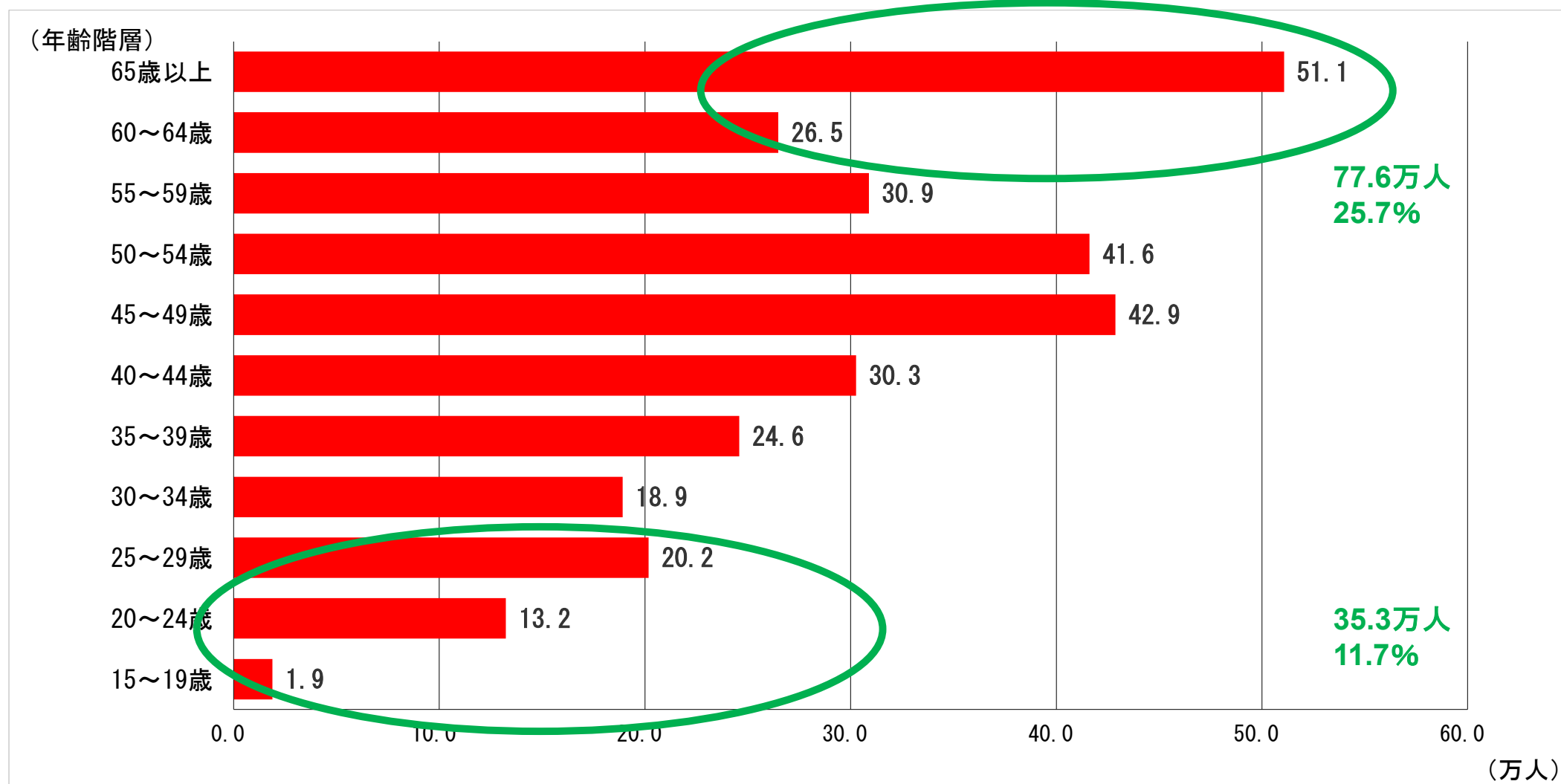
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

年齢階層別の建設技能者数

○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。

○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

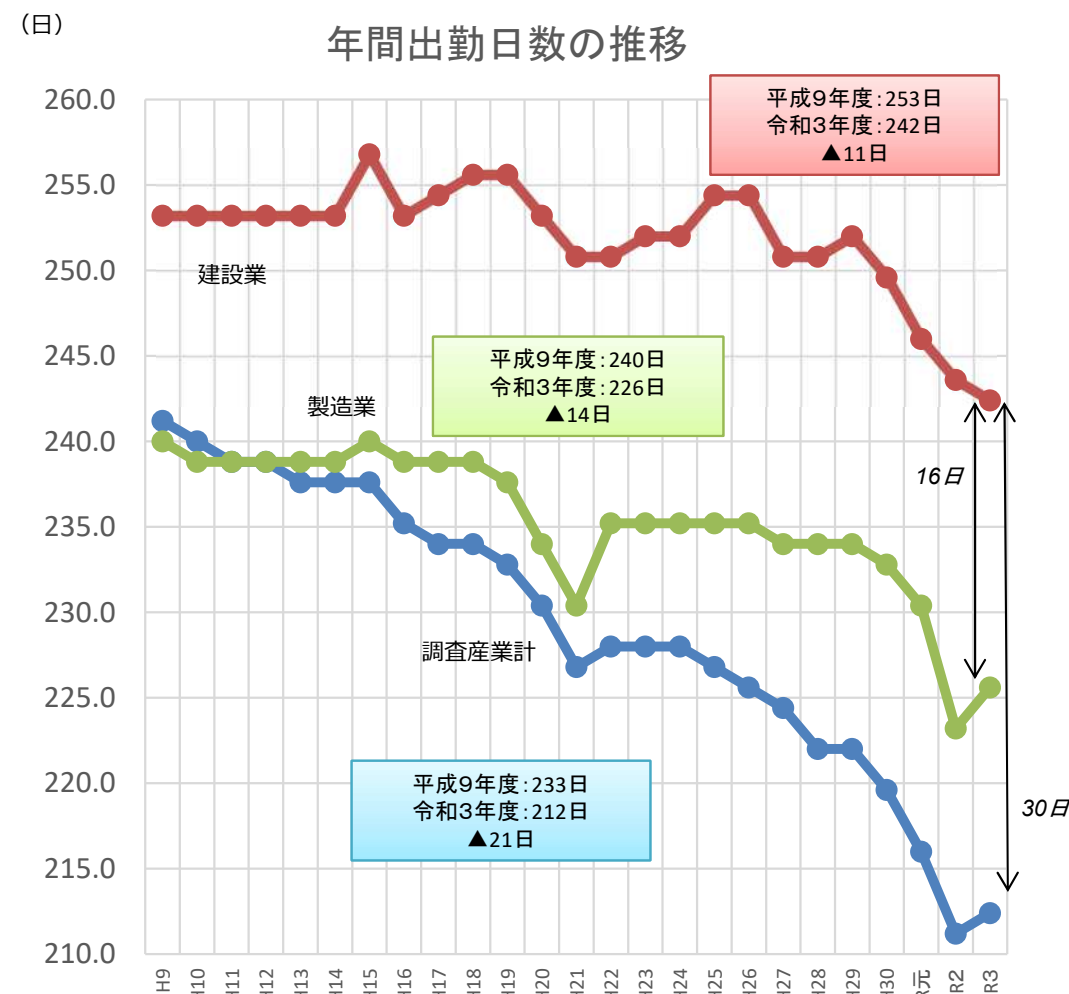
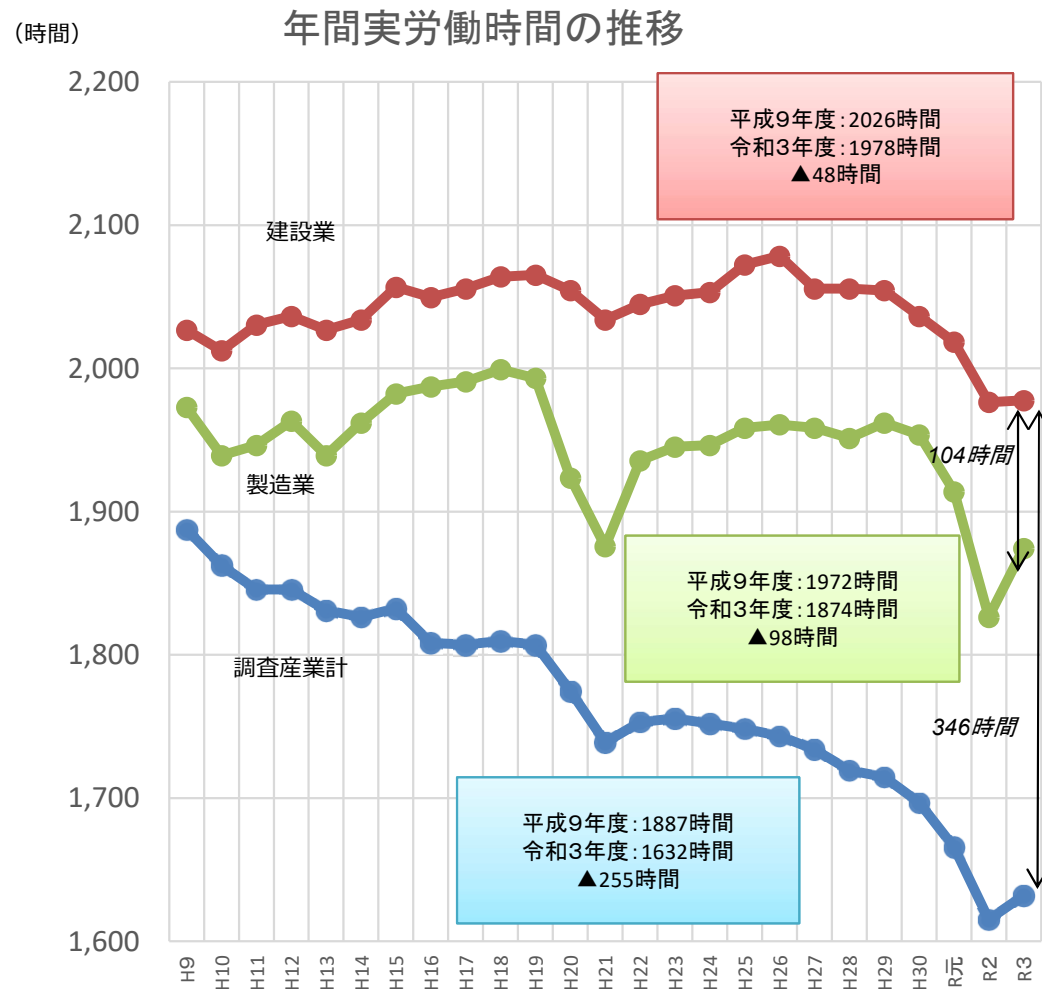
➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

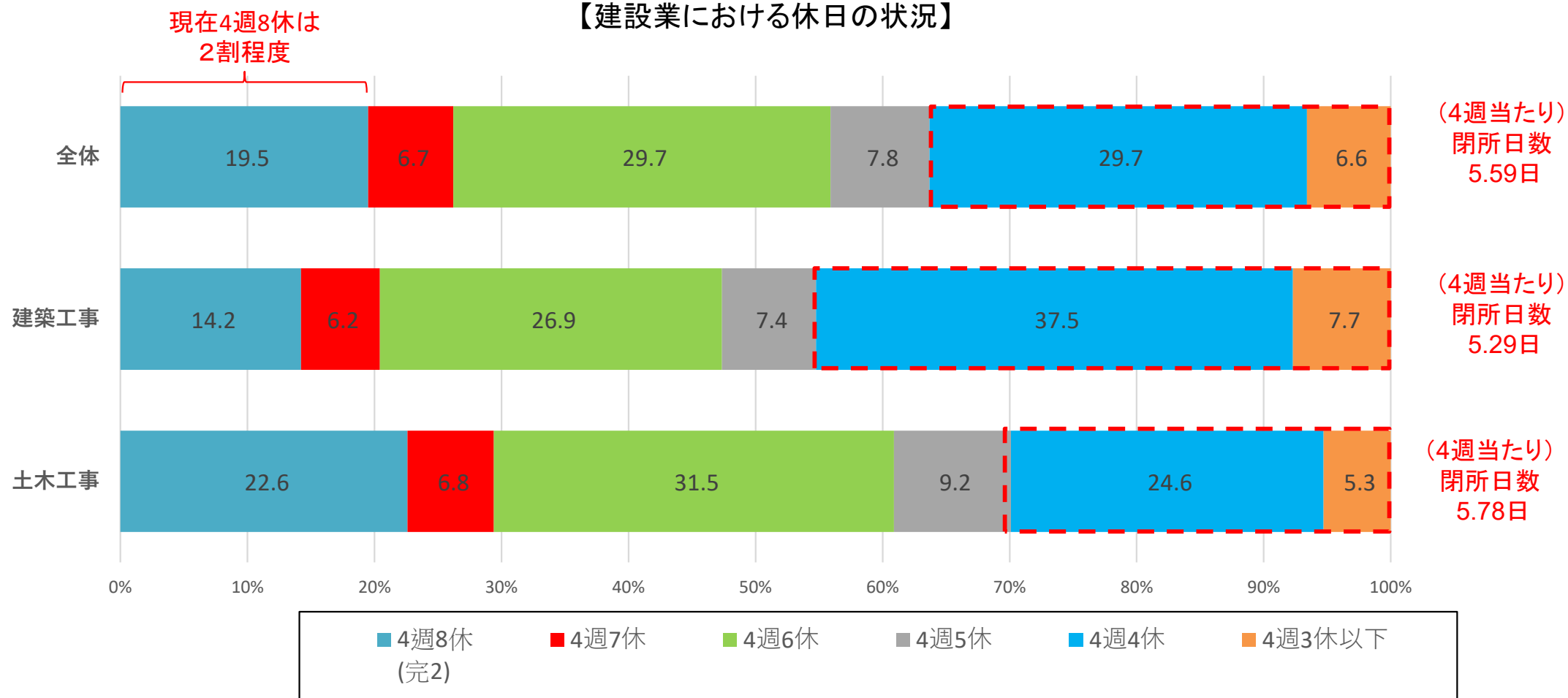
○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて340時間以上（約2割）長い。また、20年程前と比べて、全産業では約255時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。



建設業における技術者の休日の状況

- 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

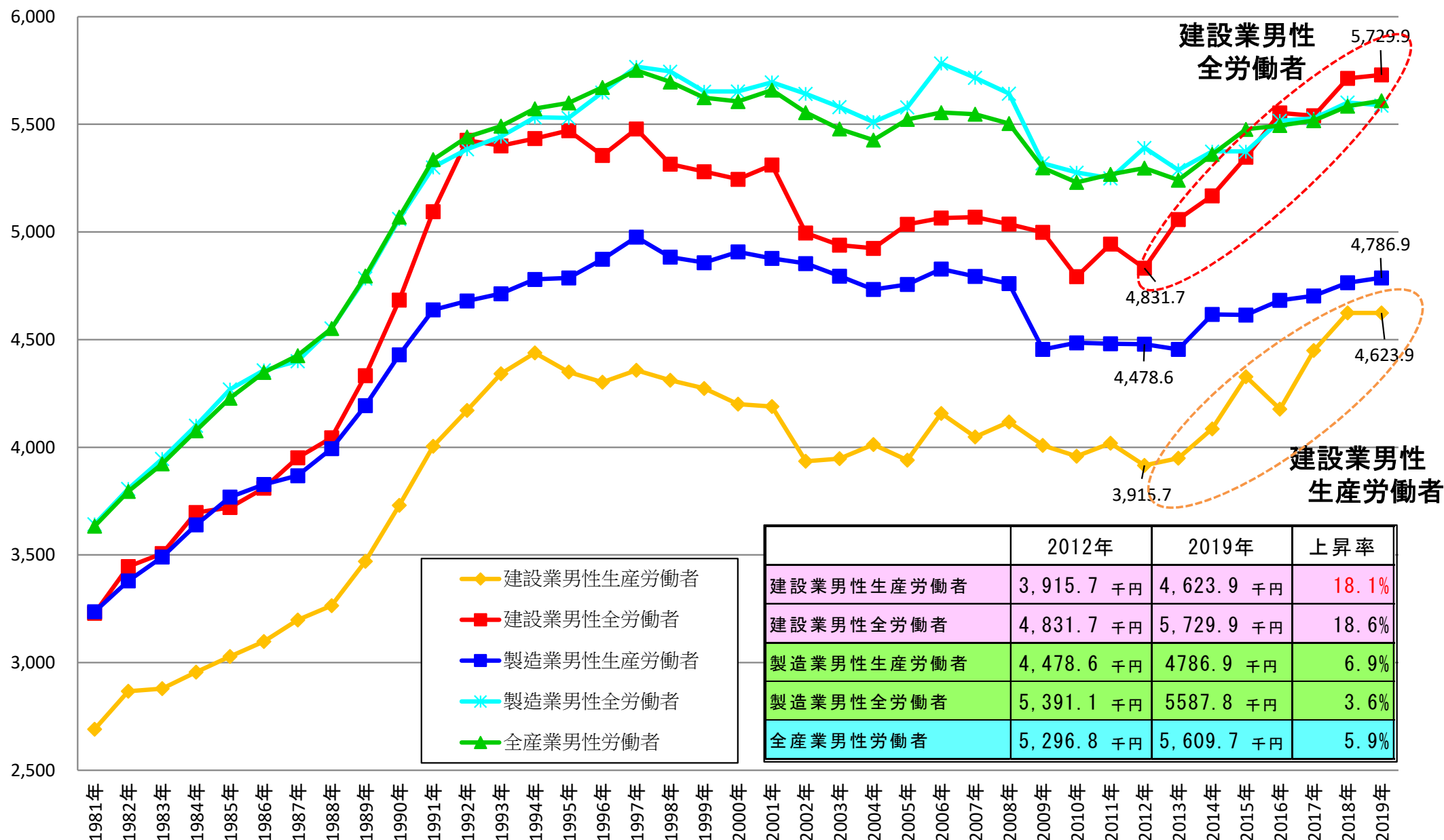
【建設業における休日の状況】



【注】
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

(千円)

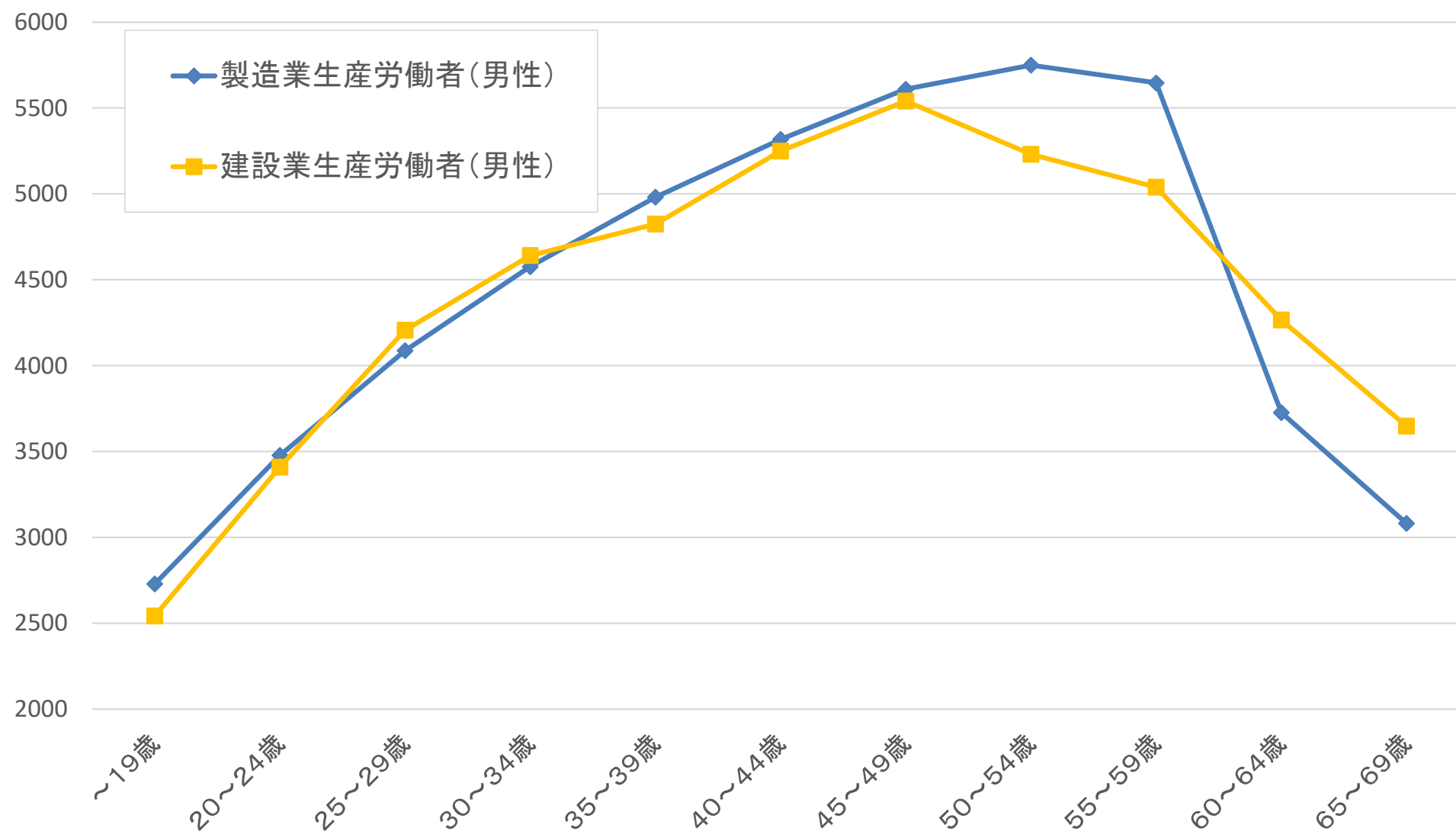


(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※ 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

年齢階層別の賃金水準

(単位: 千円)

年齢階層別の賃金水準



出典: 令和元年賃金構造基本統計調査

建設産業の現状と課題

- 建設業における労働環境は他産業に比べて厳しく、若手が入職・定着しづらい状況
- ・ 休日の取得状況は、約7割の人が4週4休以下で働いている
- ・ 死傷事故(千人率)は、製造業と比較して高い水準にあり、近年は横ばい
- ・ 事故要因としては、建設機械との接触による事故が多く、墜落と合わせると全体の4割弱を占める

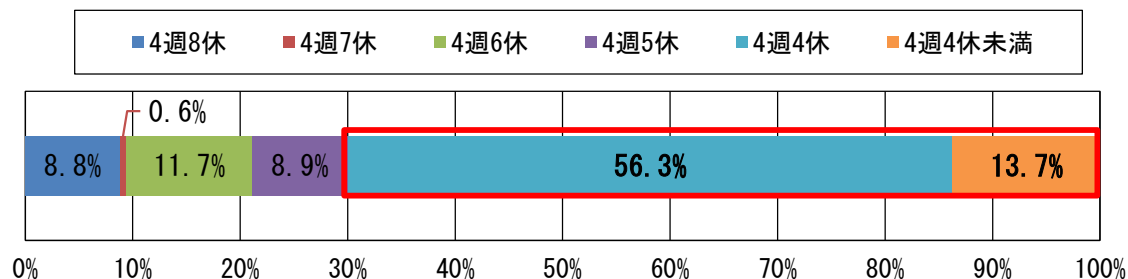
若者等の入職と就業継続

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

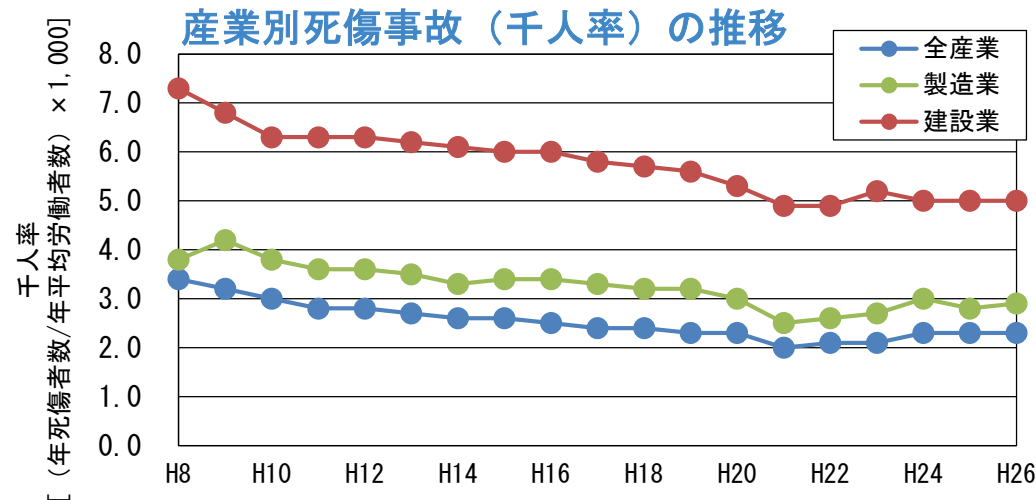
- | | |
|-------------|-------------------|
| 【収入・福利面】 | 【休日確保や労働環境】 |
| ○ 収入の低さ | ○ 仕事のきつさ |
| ○ 社会保険等の未整備 | ○ <u>休日の少なさ</u> |
| | ○ <u>作業環境の厳しさ</u> |
- 【働くことへの希望、将来への不安】
- 職業イメージの悪さ
 - 仕事量の減少への不安

※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

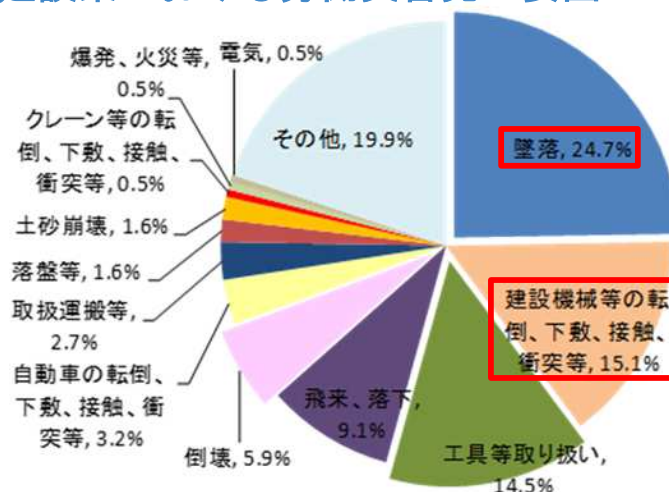
建設業の休日について

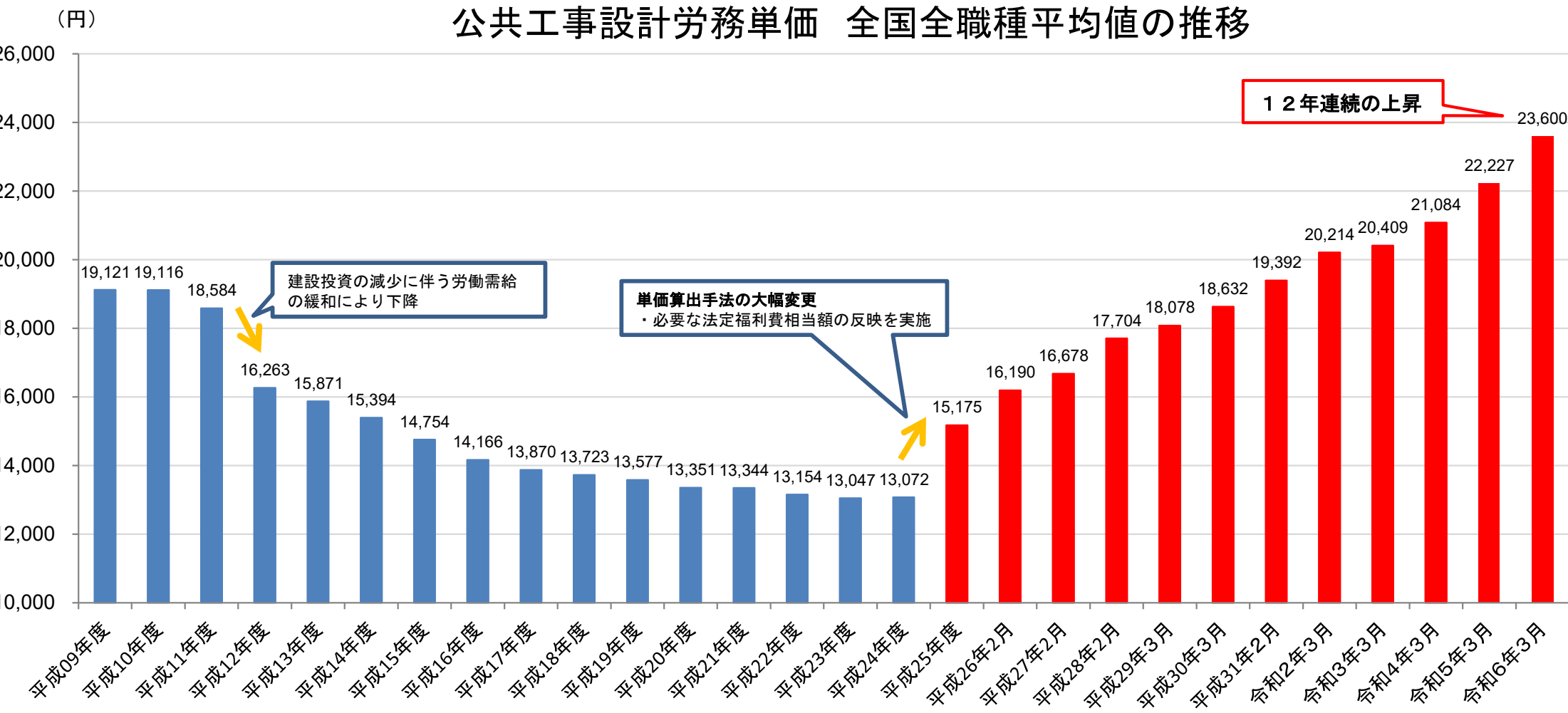


※ 日建協「時短アンケートの概要」から抜粋



建設業における労働災害発生要因





参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全 職 種	+15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4% → +2.8% → +3.3% → +2.5% → +1.2% → +2.5% → +5.2% → +5.9%												+75.3%
主要12職種	+15.3% → +6.9% → +3.1% → +6.7% → +2.6% → +2.8% → +3.7% → +2.3% → +1.0% → +3.0% → +5.0% → +6.2%												+75.7%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 4月から適用される時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全国

全 職 種 (23,600円) 令和5年3月比；+5.9% (平成24年度比；+75.3%)

主要12職種※ (22,100円) 令和5年3月比；+6.2% (平成24年度比；+75.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

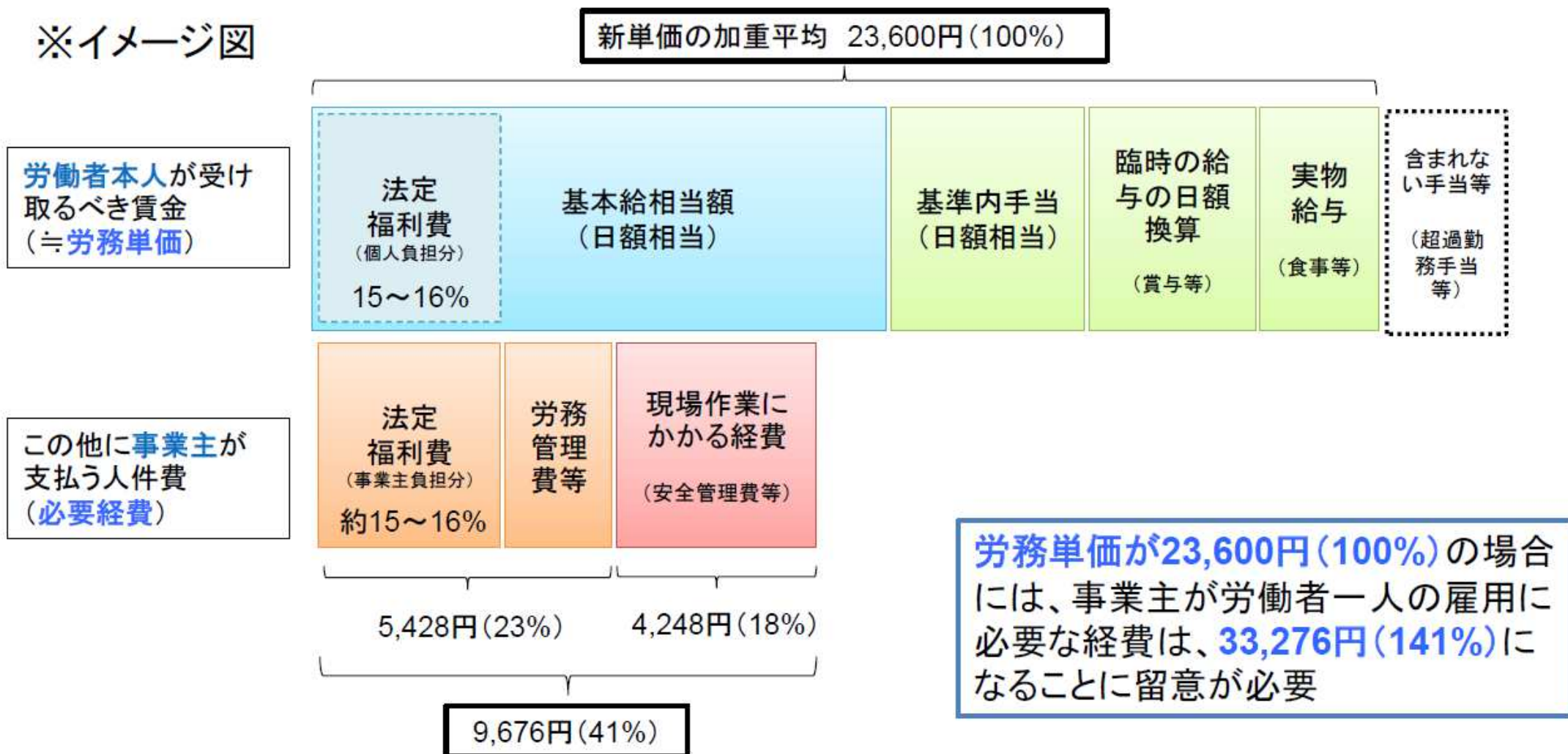
職種	全国平均値	令和5年度比	職種	全国平均値	令和5年度比
特殊作業員	25,598円	+6.2%	運転手（一般）	23,454円	+7.2%
普通作業員	21,818円	+5.5%	型わく工	28,891円	+6.6%
軽作業員	16,929円	+6.3%	大工	27,721円	+4.9%
とび工	28,461円	+6.2%	左官	27,414円	+5.0%
鉄筋工	28,352円	+6.6%	交通誘導警備員A	16,961円	+6.4%
運転手（特殊）	26,856円	+6.3%	交通誘導警備員B	14,909円	+7.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係 (令和6年2月16日記者発表)

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、事業主が負担すべき**必要経費**(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分**を計上しない、又は下請代金から**必要経費**を値引くことは**不当行為**

※イメージ図



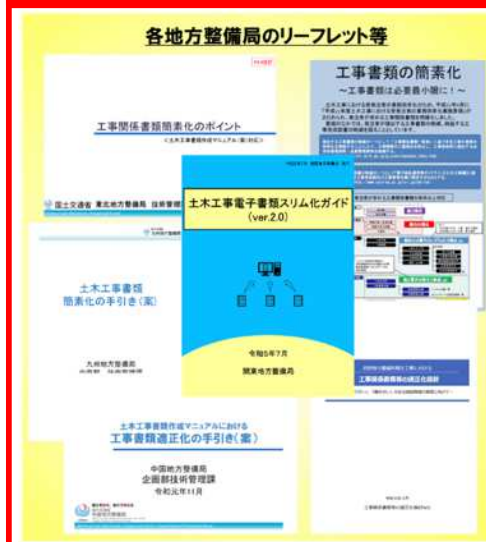
2. 働き方改革に向けた国土交通省 の取り組み

書類作成業務のさらなる負担軽減【全地整共通の取り組み】

R 6 年 4 月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた 5 つの支援メニューを実施

直轄工事での取組

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

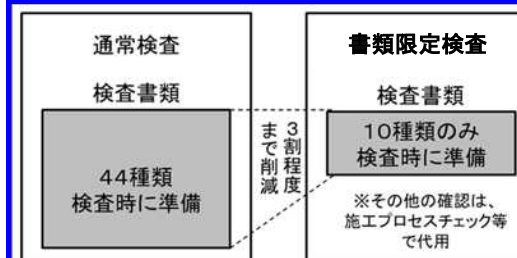


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

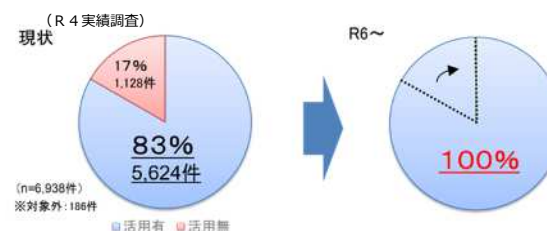
工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化（ASP活用）
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」（44→10種類）の原則化



書類限定検査のイメージ



○完成工事における工事検査書類を44種類から10種類に限定する工事を“原則、実施”することとし、「書類限定検査」として標準化

『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談を受ける窓口を設置

⇒九州地整：『2024働き方改革対応相談窓口』

【企画部技術管理課／各事務所】



書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

工事関係書類の標準様式の展開

- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



連携
自治体との

建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引き上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引き上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引き上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとられない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休2日制の導入を後押しする

- ・公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- ・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

- ・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
 - 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
- ⇒ **建設業は令和6年4月から適用**

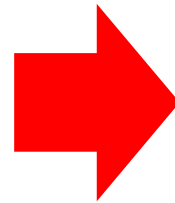
	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間(月平均60時間) ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

3 K

× きつい

× 汚い

× 危険



新3K

○ 給与

- ・ 実勢を反映した積算基準

○ 休暇

- ・ 週休2日モデル工事
- ・ 適正な工期設定指針

○ 希望

- ・ i-Constructionの推進
- ・ インフラ分野のDX
- ・ 中長期的な発注見通しの公表



○ かっこいい

新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与

□「労務費見積り尊重宣言」

促進モデル工事★

- 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積りを尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
 - R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
 - R2年度は全国でモデル工事を発注。
- ＜R3年度契約件数＞
- ✓ 促進モデル工事：34件

□CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- ＜R3年度の契約件数＞
- ✓ 義務化モデル工事：65件
 - ✓ 活用推奨モデル工事：94件

休暇

□週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- ＜これまでの実績＞
- ✓ 165件(H28年度)
 - 1,106件(H29年度)
 - 2,745件(H30年度)
 - 4,450件(R1年度)
 - 6,853件(R2年度)
 - 7,300件(R3年度)

□適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- ＜主な内容＞
- ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
 - ✓ 余裕期間制度の原則活用
 - ✓ 受発注者間の工事工程の共有

希望

□i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- ＜これまでの実績＞
- ✓ 584件（36%）（H28年度）
 - 912件（42%）（H29年度）
 - 1,104件（57%）（H30年度）
 - 1,890件（79%）（R1年度）
 - 2,396件（81%）（R2年度）
 - 2,264件（84%）（R3年度）

□中長期的な発注見通しの公表

- 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

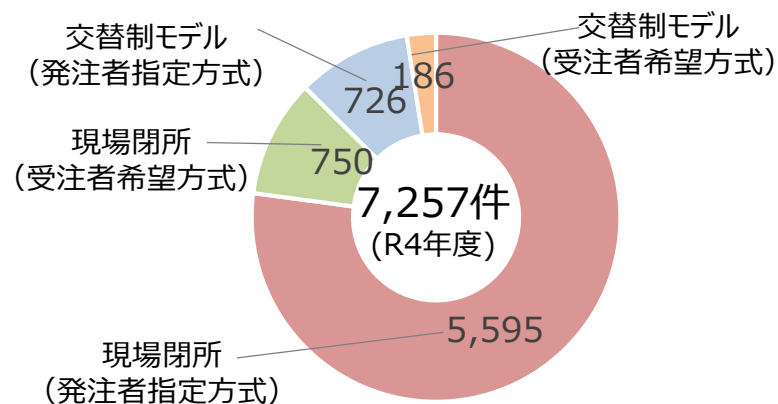
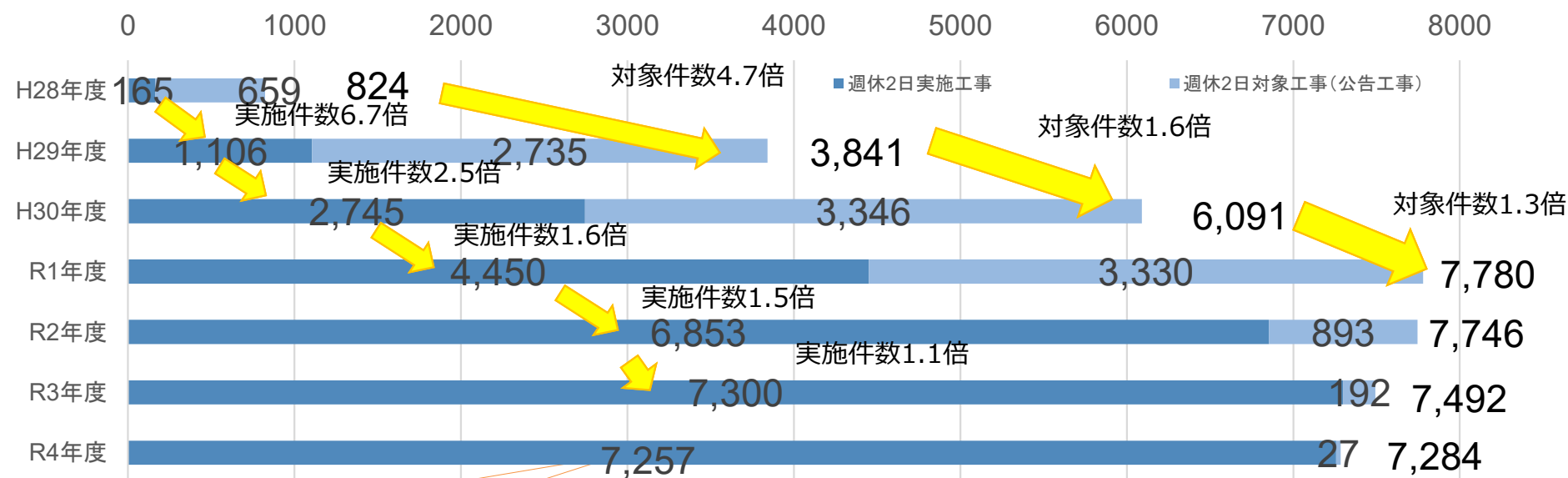
□誇り・魅力・やりがいの醸成

- 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
 ※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
 ※令和4年度の実施率には取組協議中の件数も含む

直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
- ・**完全週休2日（土日）**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため「**ウィークリースタンス**」の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン**等の作成、受発注者への周知徹底
- ・「**書類限定検査**」（**44→10種類**）の原則化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費**などによる**現場管理費の増加**を反映

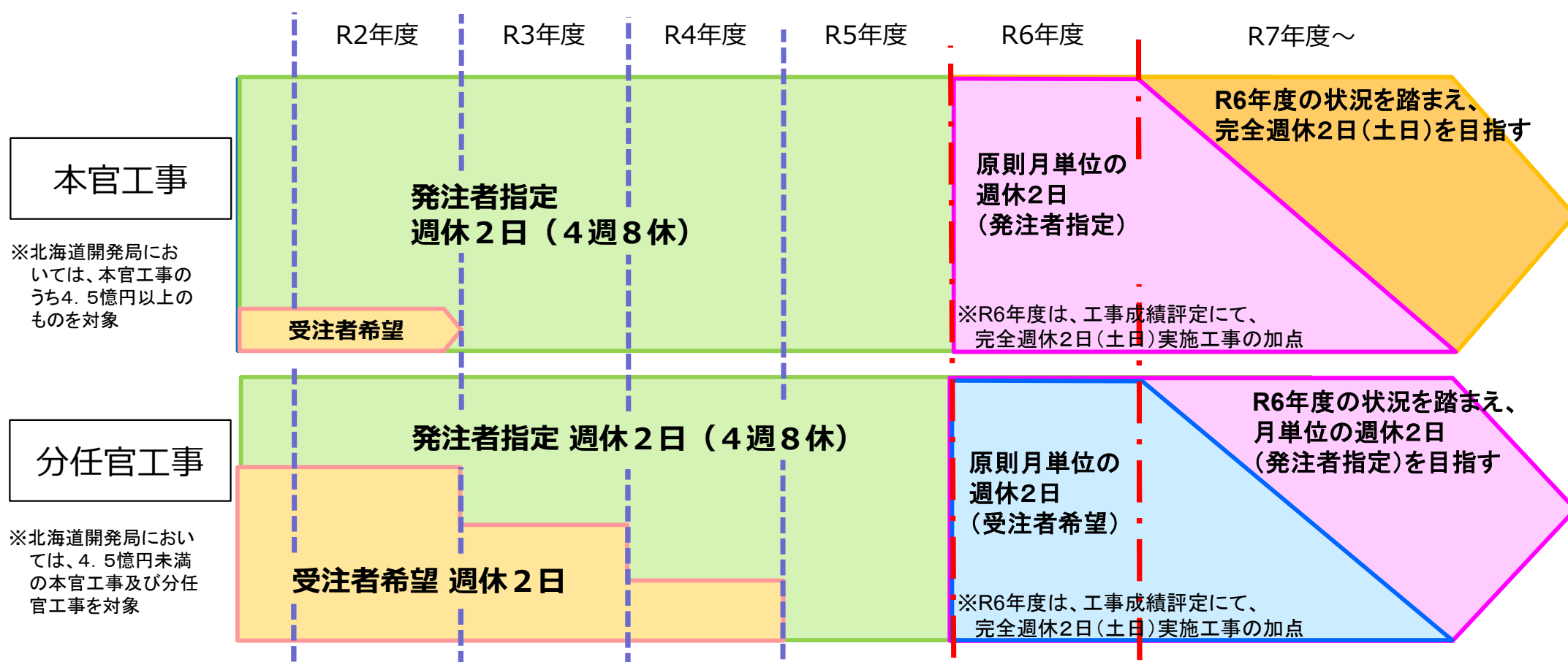
⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間**を考慮した**歩掛の見直し**

週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針～

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R 5 年度までに工期全体（通期）の週休 2 日が標準化されたことから、R 6 年度より月単位の週休 2 日を推進
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休 2 日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休2日工事の発注方針（イメージ案）



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数～

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03		労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02		労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

<交替制>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01		労務費:1.02 現場管理費:1.02		労務費:1.04 現場管理費:1.03
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

※柔軟な休日の観点から、工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大

令和6年度 週休2日制適用工事の概要

■ 月単位の週休2日に関する発注者指定方式と受注者希望方式の比較

令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用

		発注者指定方式（月単位）	受注者希望方式（月単位）	摘要
積算	当初	「月単位の4週8休以上」 の補正で積算	同左	
	変更	「月単位の4週8休以上」未達成 の場合は、 「通期の4週8休以上」 の補正係数に変更 「通期の4週8休以上」未達成 の場合は通期の補正係数を除した変更	同左	
工事成績 評点	減点	明らかに受注者側に 月単位の週休2日及び通期の週休2日 に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	明らかに受注者側に 通期の週休2日 に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	
	加点	＜現場閉所＞ 土日を休日とする週休二日の実施した場合 は加点 ＜交替制＞ 全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した場合 は加点	同左	

【参考】現場閉所による週休2日工事の補正係数

- 現場閉所による週休2日に取り組む工事は、週休2日に取り組まない工事に比べ工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費(賃料)が官積算の計上額とかい離する可能性がある。
- また、週休2を進めるためには、月当たりの労働日数の減少による労働者の収入の減少等によって、労働力の確保に懸念が生じないよう、労働力の確保に要する必要経費を適切に見積もる必要がある。
- そのため、工期日数の延長等に要する経費として、現場閉所の状況に応じて、共通仮設費、現場管理費(H29年度より)、労務費、機械経費(賃料)(H30年度より)に補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 令和6年度より、新たに月単位の週休2日の補正係数を設定。

<R5年度以前発注工事適用>

<R6年度発注工事適用>

現場閉所率(※1)	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)	【通期】4週8休以上 (28.5%以上)	月単位の週休2日 (月毎で28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	1.02	1.03
現場管理費率	1.03	1.04	1.06	1.03	1.05

(※2) 上記の補正のほか、完全週休2日(土日)閉所を実施した工事については、工事成績評定において加点評価

$$(※1) \text{現場閉所率}(\%) = \frac{\text{現場閉所}(※3) \text{日数}}{\text{対象期間}(※4)}$$

(※3) 現場閉所

- ・巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態
- ・降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含める

(※4) 対象期間

- ・工事着手日から工事完成日までの期間
- ・なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない

【参考】週休2日交替制工事の補正係数

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。
- 交替制による週休2を進めるためには、月当たりの労働日数の減少による労働者の収入の減少等によって、労働力の確保に懸念が生じないよう、**労働力の確保に要する必要経費**を適切に見積もる必要がある。
- そのため、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、工事従事者の休日の確保状況に応じ、R1年度より**労務費**に対して補正係数を設定。
- また、R3年度は、労働力の確保に要する必要経費として**新たに現場管理費の補正係数を設定**。
- 令和6年度より、**新たに月単位の週休2日の補正係数を設定**。

＜R5年度以前発注工事適用＞

＜R6年度発注工事適用＞

休日率(※1)	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)	【通期】4週8休以上 (28.5%以上)	月単位の週休2日 (月毎で28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05	1.02	1.04
現場管理費	1.01	1.02	1.03	1.01	1.03

(※2) 上記の補正のほか、対象期間内に現場に従事した全ての技術者および技能労働者が、月単位の週休2日を達成した工事については、工事成績評価において加点評価

$$(※1) \text{ 休日率}(\%) = \frac{\text{技術者・技能労働者の平均休日数}(※3)}{\text{対象期間}(※4)}$$

(※3) 技術者・技能労働者の平均休日数

- ・対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者が取得した休日の平均日数
- ・ただし、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする

(※4) 対象期間

- ・工事着手日から工事完成日までの期間をいう

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→29.0%(9日/31日)

「月単位で週休2日を達成していない工事」

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

→35.4%(11日/31日)

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

→32.1%(9日/28日)

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→22.5%(7日/31日)

30.0%
(27日/90日)
※工期全体では達成している

なお、暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

(例1)

黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.8%(8日/31日)

→現場閉所8日≥土日計8日

→月単位で4週8休を達成

(例2)

期間対象外

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

→25.0%(3日/12日)

→現場閉所3日≥土日計2日

→月単位で4週8休を達成

(例3)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

直轄土木工事における適正な工期設定指針【概要】

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用。
- 品確法の改正により、「適正な工期設定」が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- こうした中で、国土交通省直轄土木工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

工期設定指針の構成

(1) 工事発注段階

- ① 全体工期に含むべき日数・期間の設定

余裕期間、準備期間、施工に必要な実日数
 不稼働日、後片付け期間
- ② 「工期設定支援システム」の活用
- ③ 工期設定の条件明示等

(2) 施工段階

- ① 工事工程クリティカルパスの共有
- ② 工期延期に伴う間接工事費の変更

(3) 工事完成後

- ① 実績工事工程の収集

<対象工事>

国土交通省直轄土木工事（港湾・空港除く）を対象
 通年維持工事や随意契約を適用する応急復旧工事を除く

余裕期間制度

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

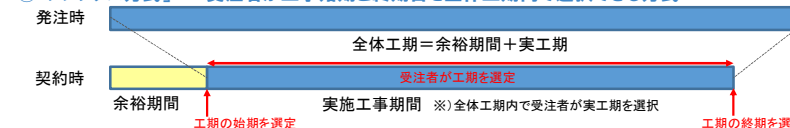
①「発注指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式

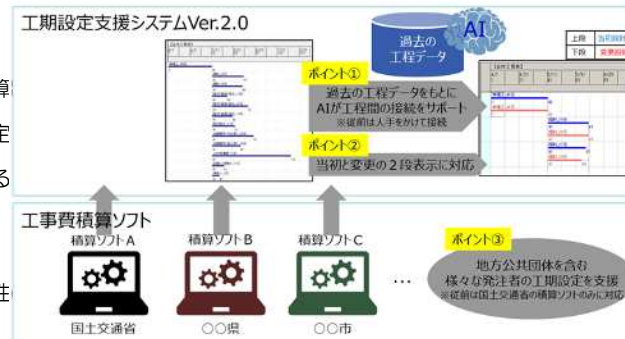


工期設定支援システムの活用

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性チェック

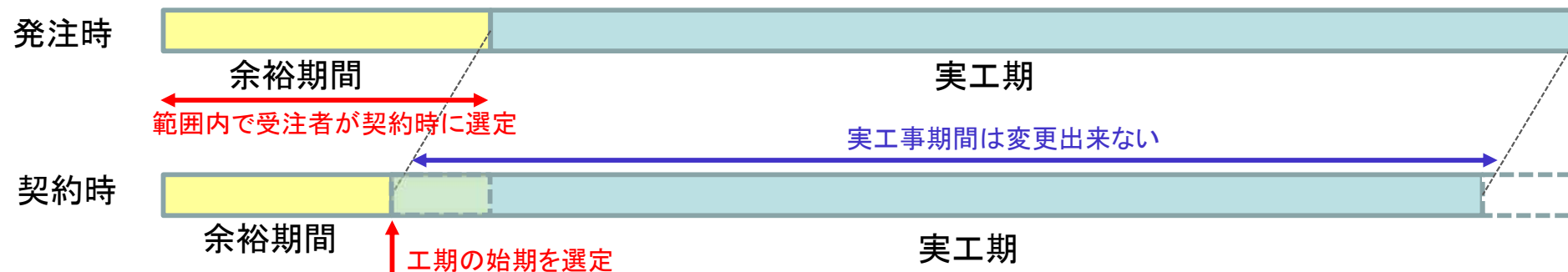


余裕期間の設定【設計積算】

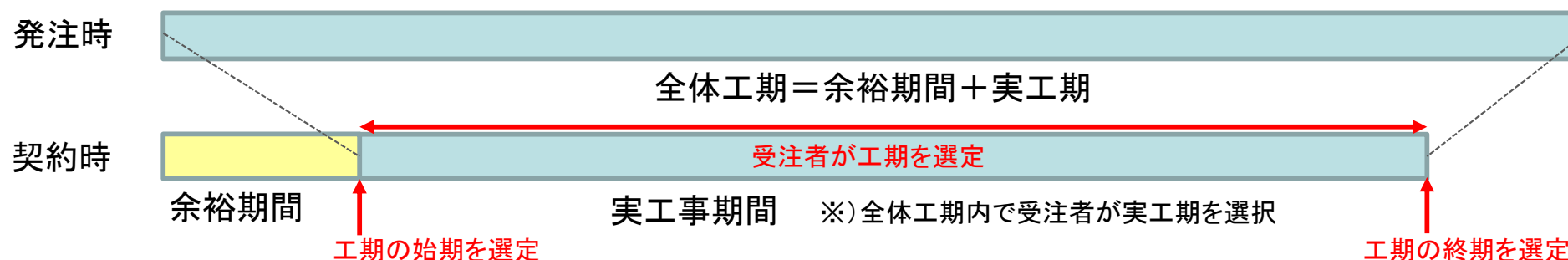
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: **6か月を超えない範囲**

2. 技術者の配置:

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間 : 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

余裕期間について

いきいき現場づくりの意見

余裕期間（契約日から工期の始期まで）は打合せ及び打合せ簿の提出、その他事前の準備作業（現場作業は含まない）は一切行ってはならないという指示がありました。国土交通省の資料によれば、（現場着手してはいけない、資機材の準備は可）となっています。資機材の準備は可であれば、発注者との施工計画打合せ等も行っても良い。となるのではないのでしょうか？

回 答

・個別具体的な記載がないことから分かりづらいものとなっておりますが、余裕期間内に、受注者の裁量として「できる作業例」と「できない作業例」を下記に示しております。始期が到来していないため、発注者との施工計画打合せ等はできないこととなっております。詳細については、監督職員と協議願います。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資材の準備
- ・現場の下見
- ・施工図の作成、構造チェック、数量計算
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所、工事看板等の設置
- ・現地測量、埋設物調査
- ・樹木伐採、除草
- ・現場への資機材の搬入
- ・監督職員、関係官公庁等との協議
- ・近隣住民との調整、工事のお知らせ配布
- ・工事写真の撮影
- ・上記の作業に係る、監督職員等との協議・調整

工事工程クリティカルパスの共有

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。
(平成29年度より維持工事・緊急対応工事等を除き原則的に全ての土木工事で適用)

＜工事工程共有の流れ＞

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する場合は、その内容と受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中に受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を実施。



担当者	事項	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
施工者	〇〇工	■						
	〇〇工		■	■	■			
	〇〇工			■	■	■	■	
	〇〇工						■	■
発注者	支障物件移設	■	■	■				
	〇〇協議	■						

クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)

工期の変更・間接工事費の変更

○一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合(天候要因等の場合)には、積算基準に基づき、間接工事費を変更。
※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。
○また、令和2年度に算定方式の係数見直し

工事積算における熱中症対策の充実

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※¹を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の
数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times \text{※}^3 \text{を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※³：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※²

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等の特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日（〇〇のため）（Rx.x.x～Rx.x.x）	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※¹ 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温30℃以上」に戻す。

※² 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

＜猛暑日を含めた雨休率の考え方＞

【定義】猛暑日日数：年ごとのWBGT値31以上の時間※1を日数換算し、平均した値（対象：5か年）

※1：8時～17時の間のデータを対象とする。

$$\text{雨休率} = \frac{\text{休日数} + \text{降雨・降雪等日数} + \text{猛暑日日数（上述【定義】により算出した日数）}}{\text{実働日数}}$$

＜WBGT値を使った猛暑日日数の求め方＞

- WBGT値31以上の時間数を集計し、日数換算する（日数＝WBGT31以上の時間数／8h）

＜例：埼玉県さいたま＞ 【使用データ】環境省のWBGT値※2（5か年分：2017年～2021年）

年	月	WBGT値31以上の時間数（h）	日数換算値（日）
2017	6		
	7	30.00	3.75
	8	24.00	3.00
	9		
計		54.00	6.75
2018	6	1.00	0.13
	7	79.00	9.88
	8	71.00	8.88
	9	4.00	0.50
計		155.00	19.38

年	月	WBGT値31以上の時間数（h）	日数換算値（日）
2019	6	1.00	0.13
	7	34.00	4.25
	8	53.00	6.63
	9	19.00	2.38
計		107.00	13.38
2020	6		
	7	6.00	0.75
	8	72.00	9.00
	9	33.00	4.13
計		111.00	13.88

年	月	WBGT値31以上の時間数（h）	日数換算値（日）
2021	6		
	7	15.00	1.88
	8	59.00	7.38
	9		
計		74.00	9.25

- 日数換算値の年平均値を算出する

$$(6.75 + 19.38 + 13.38 + 13.88 + 9.25) / 5 = 12.53 \text{ 日}$$

猛暑日日数

※2：環境省熱中症予防情報サイト(https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

工期設定支援システムの概要

- 国土交通省では、平成29年度より工期設定支援システムをリリースし、適正な工期設定を推進。
(工期設定支援システムは国土交通省ホームページから無料でダウンロード可能)

工事費積算ソフト



工種は？
数量は？
単価は？
...

工事費を算出 ⇒ 適正な予定価格の設定

公共工事品確法 第7条

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、…次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 …市場における労務及び資材等の取引価格…の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること

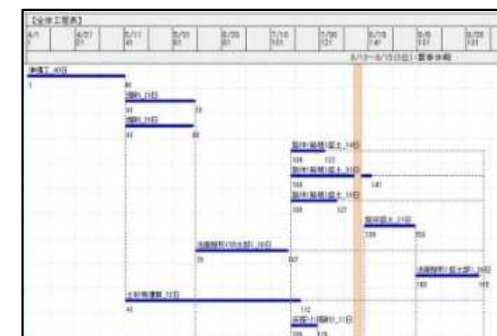
積算ソフトから工程計画情報（CSVファイル）を取り込み

工期設定支援システム



休日は？
工事不能期間は？
準備・後片づけ期間は？
...

工事工程表を作成
⇒ 適正な工期の設定



公共工事品確法 第7条

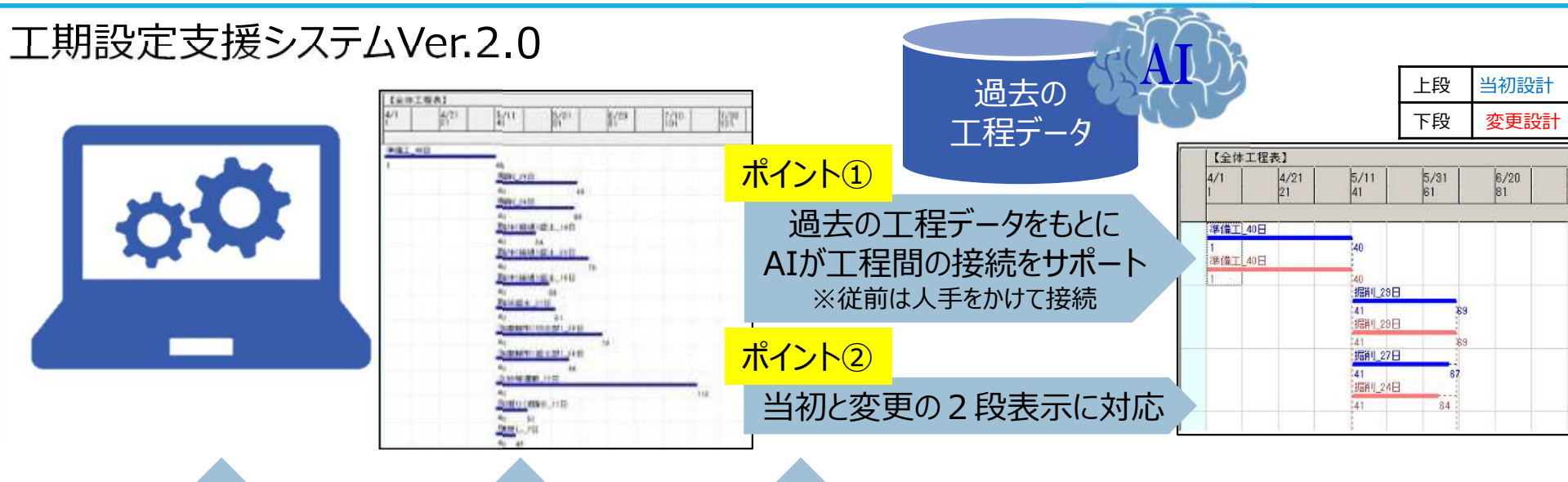
六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること

国土交通省ホームページからダウンロード可能（無料）
http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

工期設定支援システムの改良(R1.8.29公表)

- 国土交通省では、適切な工期設定のため、平成29年度より「工期設定支援システム」をリリース。
- 令和元年夏より、①工程アシストAI機能の導入、②変更設計対応を施した「工期設定支援システム Ver2.0」をリリースし広く一般に公開。
- あわせて、③様々な工事費積算ソフトとの連携を可能とするため、システム仕様を公開。
※国土交通省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html) よりダウンロード可能（無料）

工期設定支援システムVer.2.0



工事費積算ソフト

積算ソフト A



国土交通省

積算ソフト B



〇〇県

積算ソフト C



〇〇市

...

ポイント③

地方公共団体を含む
様々な発注者の工期設定を支援
※従前は国土交通省の積算ソフトのみに対応

働き方改革・建設現場の週休2日応援サイトの立ち上げ

- 適正な工期の設定等を通じた週休2日の確保等の取組みが公共・民間問わず多くの工事へ広がるよう、週休2日確保に関する通達をはじめとした関連情報等を掲載する「**週休2日応援サイト**」を**H29.11.1に開設** (http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html)
- あわせて、受発注者の情報を双方向で発信する**Facebookページを開設**し、建設現場における働き方改革をさらに促進

Website掲載情報

1. 週休2日応援ツール

工期の適正な設定等、週休2日の確保等を支援する情報を掲載

① 工期設定支援システム

歩掛かり毎の標準的な作業日数や標準的な作業手順を自動算出し工期設定を支援

② 週休2日を考慮した間接費

共通仮設費、現場管理費に補正

③ 実態を踏まえた工事着手準備期間・後片付け期間

準備や後片付けに必要な日数を工種毎に設定

2. 週休2日確保に向けた発注者の取組み

地方整備局をはじめとした各発注者による、週休2日対象工事の発注など、働き方改革に関する取組み状況を掲載

3. 「働き方改革・建設現場の週休2日」Facebookページ

国土交通省の取組み等に加え、建設企業が現場で実施している工夫などを、写真等を活用しつつ、情報発信

週休2日応援サイトのバナー

働き方改革・建設現場の
週休2日応援サイト

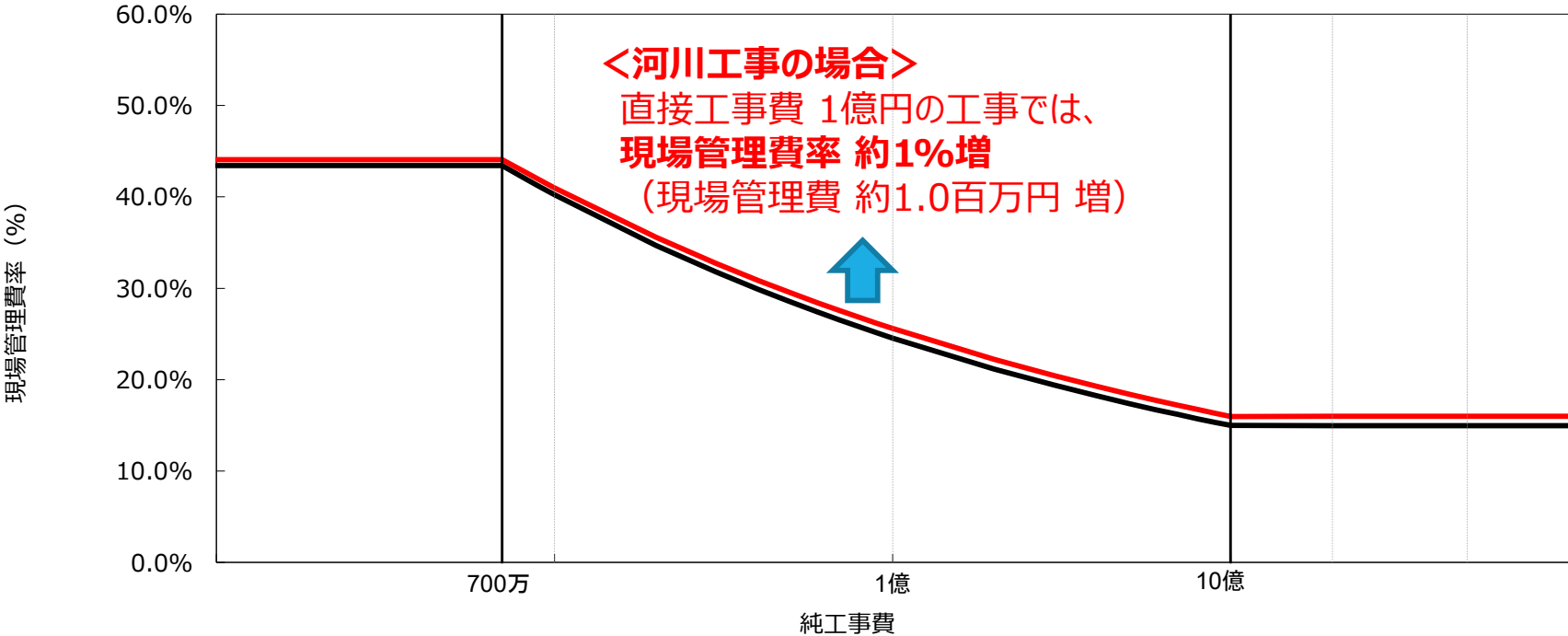
国土交通省技術調査課をはじめ、
関係ホームページにバナーを掲載

Facebookによる情報発信



- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



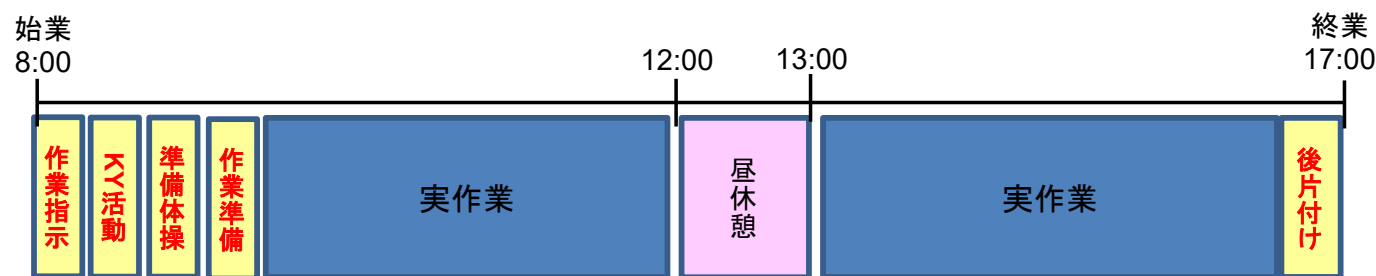
【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

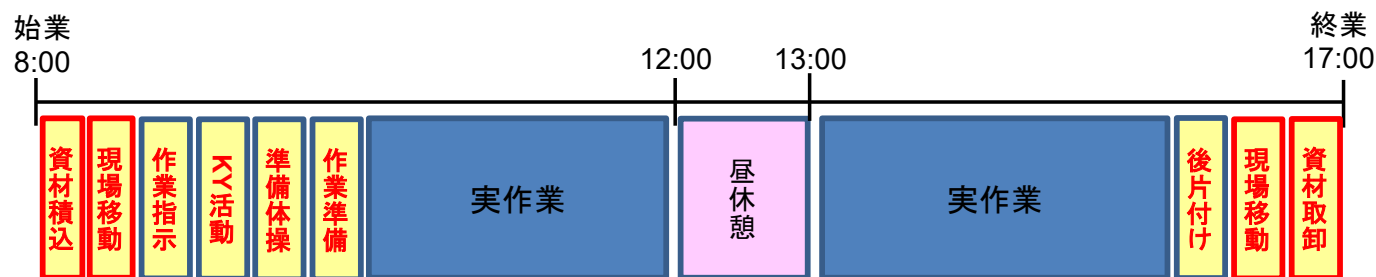
移動時間を踏まえた積算の適正化〔NEW〕

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 2 7 工種の分析に反映

■従前の調査



■R 4 以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 1 1 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R6年度歩掛改正に反映

- ・舗装版破碎工
- ・舗装版切断工
- ・電線共同溝工(C・C・BOX)
- ・場所打擁壁工
- ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
- ・伐木除根工
- ・安定処理工(バックホウ混合)
- ・泥水運搬工
- ・現場取卸工
- ・踏掛版設置工
- ・グラウトホール工

3. 九州地方整備局における 働き方改革への取り組み

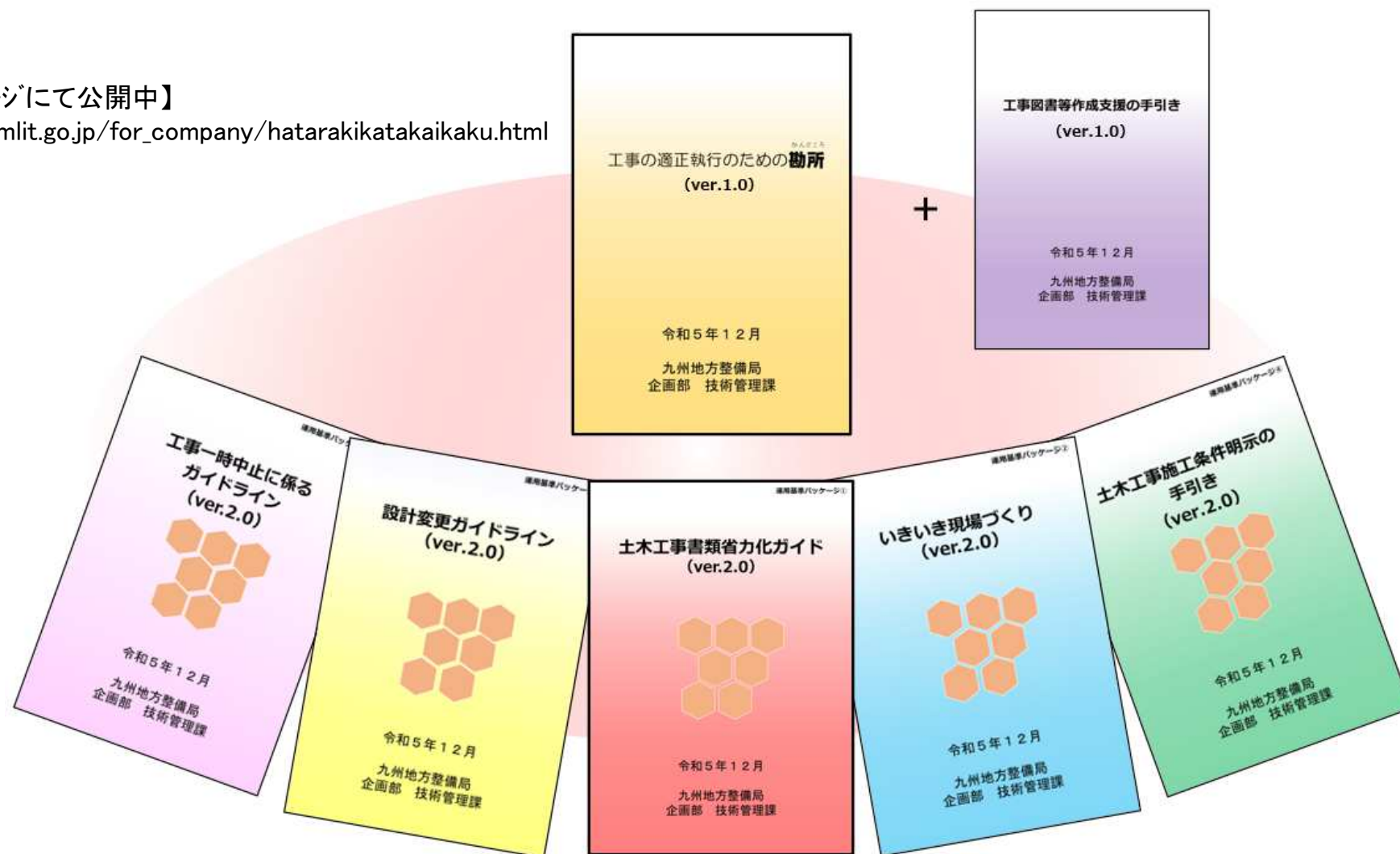
2. 働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九地整の新たな取り組み

①生産性向上(≒時間外労働削減)を実感するための運用基準の再構築

- ⇒ ・ 5つの運用基準の改正とパッケージ運用【通称：5(ファイブ)ルール】
- ・ 上記基準の適正運用を促すポイント集【通称：勘所】

【九州地整ホームページにて公開中】

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html



かんどころ

工事の適正執行のための勘所

(ver.1.1)

令和6年2月

九州地方整備局
企画部 技術管理課

かんどころ

工事の適正執行のための勘所

I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定(必要な費用の計上、見積りの活用)
- 歩切の根拠(現場状況に即した積算)
- 低入札価格調査基準価格(自治体:最低制限価格)の設定・活用の徹底等
- 施工時期の平準化(国債、繰越活用)
- 適正な工期設定(週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程)
- 適切な設計変更(適切な工期確保(延期)・適切な増額変更)
- 発注者間の連携体制の構築(三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加)

～働き方改革のための「五つの運用基準(通称:5ルール)」&「勘所」～



Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法（品確法／建設業法／入契法）」が改正された。一方、令和6年4月から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

設計段階

◆ 「工期」「価格」は適切か？

- ☐_工期設定支援システムを活用し、**複数班施工等の工事は、必要な経費を計上**
- ☐_地域の実情等（出水期、地域の祭り、片付け等）に応じて**必要な作業不可日を計上**
- ☐_平準化・余裕を勘案し工期設定（繁忙期避け）国債等を積極活用（**余裕工期を原則設定**）
- ☐_標準歩掛が適用できない現場は、**見積により現場条件に応じた価格設定**

◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- ☐_着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- ☐_施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シート**の内容を組織的にチェック

施工段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

- ☐_**工事工程クリティカルパスを共有**し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は**工期及び費用を適正に変更**
- ☐_まずは当該工事に関する設計の考え方と課題を**現場技術員（監督補助）も含めて共有**
- ☐_事業は段取り八分。**ワンデーレスポンス（回答時期の明確化を含む）を徹底**
ウィークリースタンスを適用

①依頼日・時間及び期限に関すること ②会議・打合せに関すること ③業務時間外の連絡に関すること

◆ 円滑な協議対応

◆ 設計変更資料の役割分担

- ☐_必要以上の情報を求めぬよう、**早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論**
- ☐_上記会議では**資料作成等の役割分担を明確化**
- ☐_発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上したうえで第三者を活用**

……………【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

◆ 完成検査

- ☐_契約事項を理解したうえで、**書類限定検査（標準化）（10書類）を活用した工事検査**

Ⅲ.現場における留意点

【工事内容に見合う対価】

■変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場（出張所長・建設監督官）と発注担当課は常に情報共有

注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更判断・決定できる職員の下、内容の確認を行うこと

■過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることから、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

【生産性向上】

■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用

ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る

○大型プレキャストの場合は、VFM比較（例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/人月費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc）により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合（時期を問わず途中交代が可能）

②受注者の責によらない契約事項の変更（工期延期）を伴う場合、交代が合理的な場合

③工程上一定の区切りと認められる（品質・出来形管理が必要な工種完了）場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。

・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。

働き方改革に向けたブロック説明会の実施状況

- 働き方改革に向けた九州地整の新たな取り組みに関する説明会（対象：担当職員・支援業務受注者・建設業協会）を県ブロック毎に実施
- 現契約工事の現場代理人・監理技術者を対象としたWEB説明会
- 上記説明会の動画をYouTube配信【九州地整HP：https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakaikaku.html】



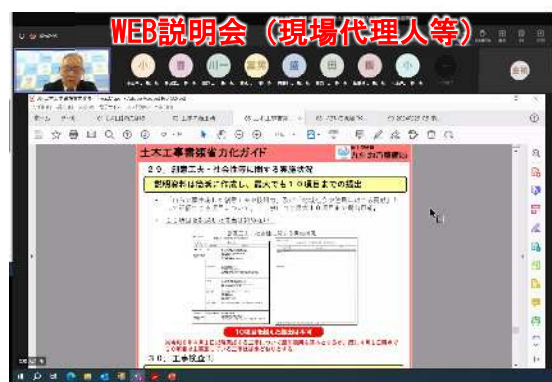
事務所				建設業協会				WEB説明会		
ブロック	開催日	出席者(担当職員・現場技術員)	出席者数		開催日	出席者	出席者数	開催日	出席者	出席者数
福岡県	2月9日(金)	本局、筑後川河川事務所、筑後川ダム統合管理事務所、九州技術事務所、福岡国道事務所、有明海沿岸国道事務所	35	福岡県建設業協会	2月8日(木)	会長、副会長ほか	40	2月29日(木)	現場代理人等	462
	2月20日(火)	本局、福岡国道事務所、北九州国道事務所、遠賀川河川事務所、有明海沿岸国道事務所、筑後川ダム統合管理事務所、国営海の中道海浜公園事務所	83							
佐賀県	3月7日(木)	佐賀国道事務所、武雄河川事務所、佐賀河川事務所、有明海沿岸国道事務所、国営海の中道海浜公園事務所	50	佐賀県建設業協会	3月7日(木)	会長、副会長ほか	39			
長崎県	3月6日(水)	長崎河川国道事務所	48	長崎県建設業協会	3月6日(水)	会長、副会長ほか	36			
熊本県	2月5日(月)	熊本河川国道事務所、菊池川河川事務所、阿蘇砂防事務所、緑川ダム管理所	41	熊本県建設業協会	2月5日(月)	会長、副会長ほか	66	YouTube配信		
	2月5日(月)	八代河川国道事務所、川辺川ダム砂防事務所、立野ダム工事事務所、八代復興事務所、熊本河川国道事務所	34					配信日	集計時点	視聴数
大分県	2月27日(火)	大分河川国道事務所、佐伯河川国道事務所、山国川河川事務所	55	大分県建設業協会	3月15日(金)	会長、副会長ほか	40	3月5日(火)	3月29日(金)	800
宮崎県	12月25日(月)	宮崎河川国道事務所	34	宮崎県建設業協会	2月21日(水)	会長、副会長ほか	48			
	2月22日(木)	延岡河川国道事務所	40							
鹿児島県	1月10日(水)	鹿児島国道事務所、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所	41	鹿児島県建設業協会	3月11日(月)	会長、副会長ほか	66			
	3月12日(火)	大隅河川国道事務所	47							
		小計	508			小計	335		小計	1,262
令和5年度総計:2,105名										



事務所へ説明（福岡）



建設業協会へ説明（宮崎）



WEB説明会（現場代理人等）



YouTube配信 九州地方整備局
(九州地方整備局HPに動画掲載)

24年4月から建設業に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、
受注者等からの各種相談窓口（「2024働き方改革対応相談窓口」）の設置
を検討。

新たな対応

●相談窓口の設置

- ①総合的な相談窓口として、各事務所の技術副所長等を相談窓口とし、
技術副所長等が一括して相談を受け、24年4月からの罰則付き時間外
労働規制に向けて適切に対応する。

問合せ先：各事務所HP（URL：<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html#jimusyو>）

（※営繕及び港湾空港事務所除く）

- ②企画部技術管理課においても、相談窓口を設置。

問合せ先：・企画部技術管理課：092-476-3546

・いきいき現場づくり

（URL：[qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html](https://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/index1.html)）

4. 円滑な施工体制の確保

工事及び業務における現場環境改善(ウィークリースタンス)の取組〔NEW〕

- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**。
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。

(1) 目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

1) 標準項目

① 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

② 会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。

③ 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

2) 追加項目

その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。

(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

資機材単価の事前公表【設計積算】〔NEW〕

■資機材単価の事前公表

○特別調査による資機材単価

- ・入札契約手続きにおいて「不調・不落」の発生要因となり得ることが懸念される資機材（主たる資機材）等は、引続き単価の事前公表を実施

○見積の徴収等により設定した材料単価

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症等に移行されたことなどから、令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事より、公表しないこととする。

現場との積算・歩掛の乖離に伴う相談窓口開設

業界の意見

小規模工事や維持修繕工事、地域特性や現場条件が厳しい現場など、標準日当り作業量や歩掛が現場と合っていないことがあり、発注者と受注者との価格に乖離が生じている事案があることから適切に対応してほしい。

新たな対応

相談窓口の設置

- ・総合的な相談窓口として技術副所長等を相談窓口とし、受注者より主任監督員への報告に加え、技術副所長等が一括して相談を受け、設計変更協議会を活用して設計変更を行うなど適切に対応する。

相談窓口は、昨年度設置した「資機材の高騰、納期の遅れ等の相談窓口」と同窓口にて総合的に対応予定。

（一括して受けることにより、現場との考え方の乖離等の把握も可能となる。）

（対応例）

- ・現場の実態にあった歩掛や積算価格にて設計変更
- ・見積りを活用して設計変更

等

業界の意見

原油価格や資材価格の高騰に伴い、受注者が、工事受注後、資機材の確保又は納入の遅れが生じる可能性があり、設計変更や工期延期等、適切に対応してほしい。

新たな対応

相談窓口の設置

- ・ 総合的な相談窓口として技術副所長等を相談窓口とし、受注者より主任監督員への報告に加え、技術副所長等が一括して相談を受け、設計変更協議会を活用して設計変更や工期延期等について適切に対応する。
(一括して受けることにより、地域の資機材状況の把握も可能となる。)

(対応例)

- ・ スライド協議により資材価格を変更
 - ・ 納品状況を踏まえた工期延期
- 等

受発注者の工程の確認【施工段階】

業界の意見

関係機関協議や設計の遅れ等により工事着手が出来ず、工程に影響が生じるケースが見受けられる。

新たな対応

・設計変更協議会において、原則、技術副所長等が参加のもと、工事途中段階における現場条件の変更や、資機材及び技術者不足等による工程への影響を共有する。

〔従前の審議内容〕

- ・当初スケジュールの共有
- ・設計変更の妥当性の審議
- ・工事の中止等の協議、審議

担当者	事項	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月
施工者	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
	〇〇工							
発注者	支障物件移設							
	〇〇協議							

従前に加え新たな対応

〔新たな審議内容〕

工程の変更が以下理由で生じた場合は、技術副所長等が参加のもと、設計変更協議会で審議し、受発注者間で工程への影響を共有すること。

- ①受発注者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

工期延期や延期に伴う費用の計上を実施

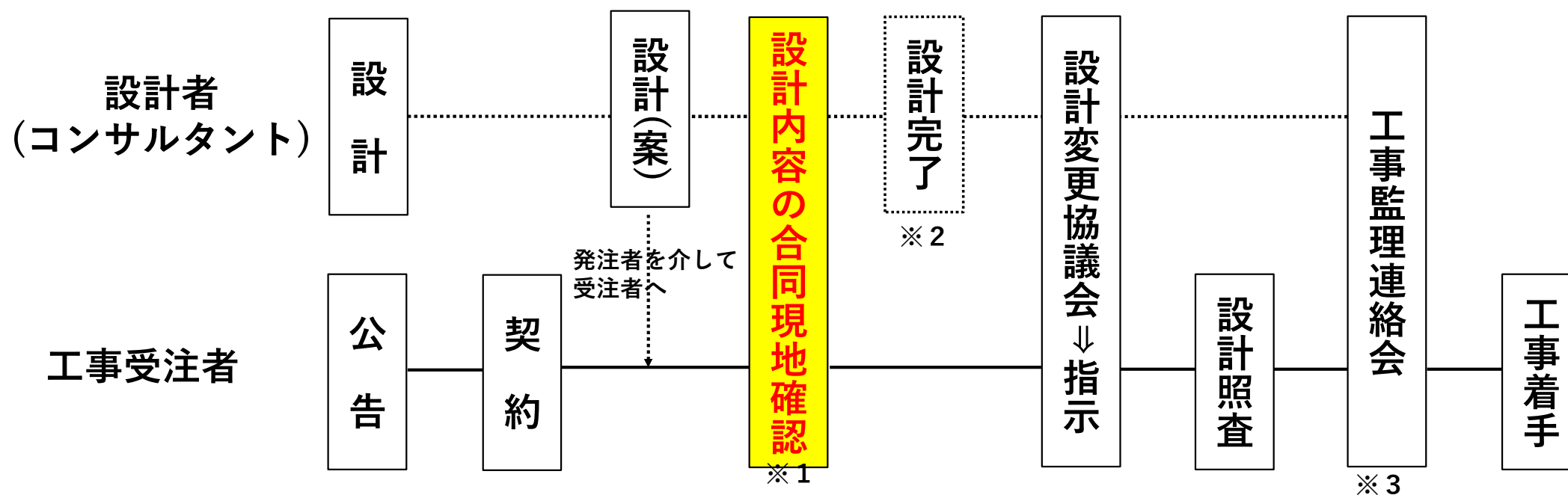
業界の意見

特に概算発注方式の場合、一部現地に合わない設計が見受けられる。

新たな対応

合同現地確認の実施

原則として、設計成果を受注者に指示する前に発注者、受注者、設計者の3者にて現地の確認を行い、設計精度の向上を図る。（概算発注の特記仕様書に追加）



※1：発注者、受注者、コンサルタントの3者合同現地調査

※2：合同現地確認の結果、必要に応じて設計の修正を行う。修正の必要ない場合は、設計変更協議会にて審議

※3：必要に応じて工事監理連絡会を実施

建設キャリアアップシステム対象工事の更なる拡大

業界の意見

建設キャリアアップシステム（CCUS）対象工事の更なる拡大をお願いしたい。

➡ 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用推奨モデル工事の対象工事を随時拡大

概要

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を促進するため、国土交通省直轄工事において、受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事。

対象工事

一般土木工事B
一般土木工事C
プレストレスト・コンクリート工事
アスファルト舗装A

発注方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対してCCUSを活用することを協議したうえで取り組む方式

目標基準 【加点】

平均登録事業者率	90%以上	全て達成した場合は「創意工夫」で1点加点 平均登録技能者率が90%以上の場合は更に1点加点
平均登録技能者率	80%以上	
平均就業履歴蓄積率	50%以上	

最低基準

平均登録事業者率	70%以上	いずれかを達成しなかった場合、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告
平均登録技能者率	60%以上	
平均就業履歴蓄積率	30%以上	

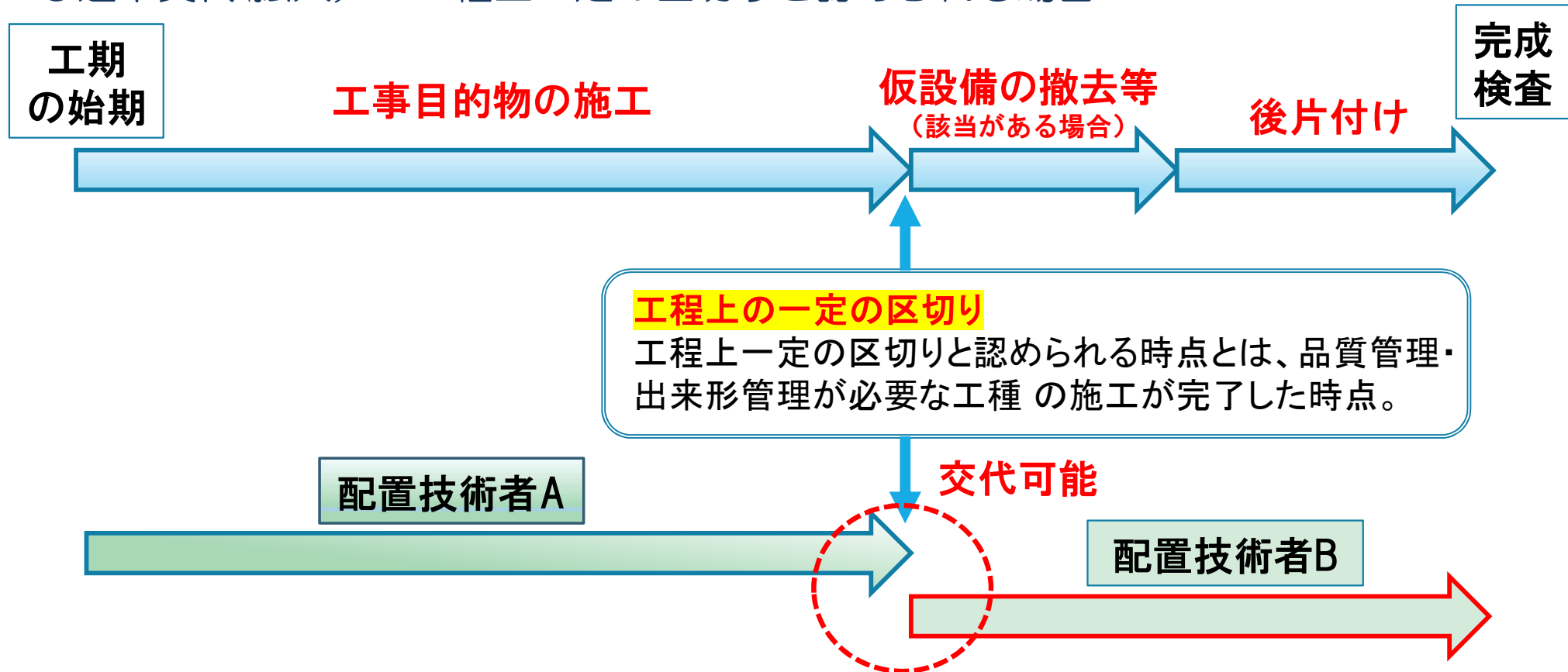
カードリーダー設置費用
現場利用料（カードタッチ費用）

精算変更時に支出実績に基づき計上（発注者負担）

配置予定技術者の途中交代【施工段階】

九州地方整備局では、「**監理技術者等の途中交代可能なルール**」を策定

○途中交代(拡大)：工程上一定の区切りと認められる場合



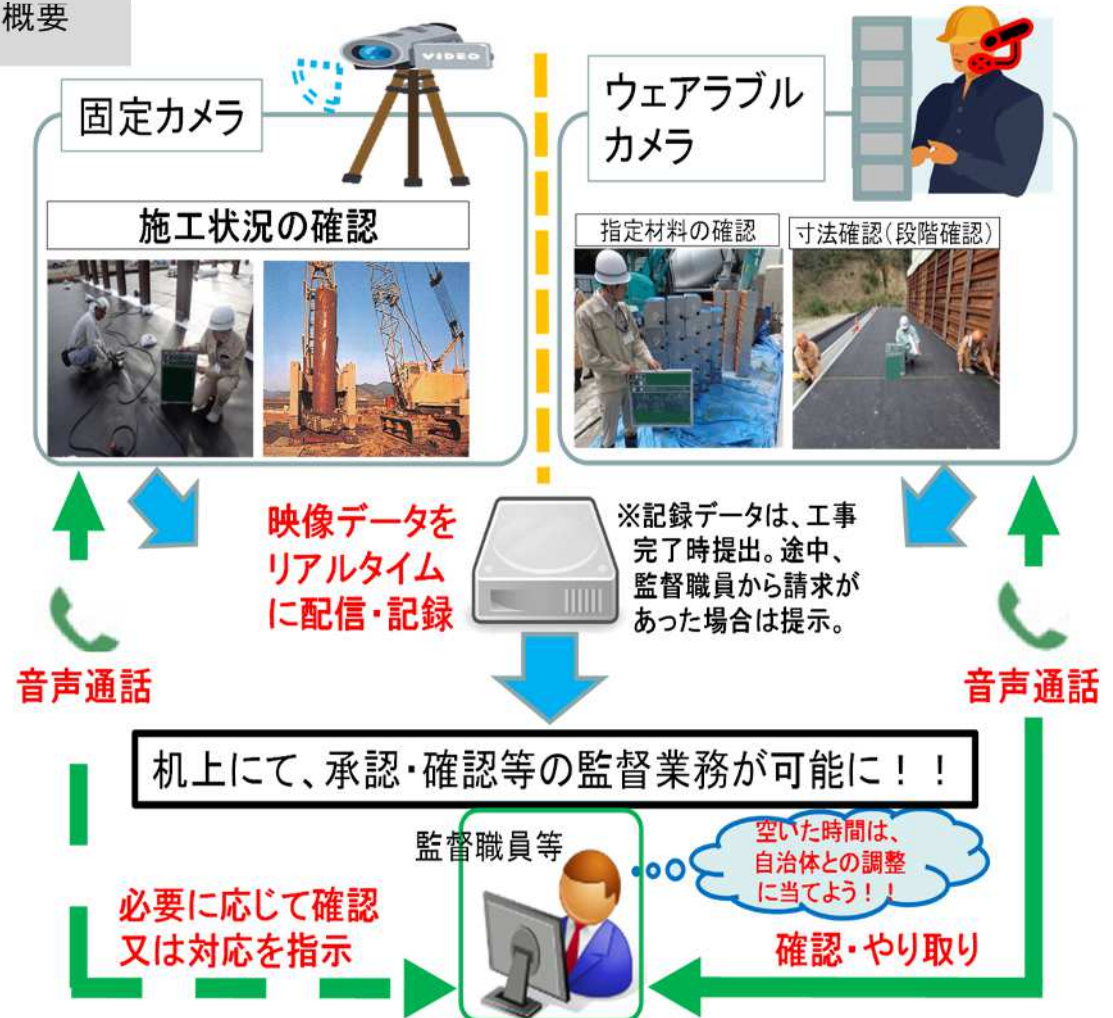
交代後の配置技術者(B)の資格要件

- ・交代後の配置予定技術者については、当該工事の入札契約手続きにおける**競争参加資格**（「**同種工事の経験を有する者**」は除く）を満足するものであれば途中交代を認める。
- ・交代前の配置技術者と同等（総合評価の加算点数）以上である必要はない。

○対象工事については、遠隔臨場の対象工種がある工事は原則、全ての工事に適用する

- ・遠隔臨場の対象工種がある工事が対象。
- ・受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定する。
- ・実施にかかる費用の全額を発注者が負担。
- ・実施しなくてもペナルティはなし。

概要



施工条件明示の徹底【設計積算】

- 工事によっては明示する条件の不足や不明瞭さにより、円滑な設計変更が図られないケースが見受けられる。

業界団体からの意見

- 借地が必要であるのに、明記されていない。
- 概算発注であるのに、設計完了予定が明記されていない。
- 支障物件の移設が、明記されている時期に完了しない 等

- 適切な条件明示の徹底を図るため、「土木工事施工条件明示の手引き(Ver. 2.0)」を作成し、令和5年12月に事務所に通知。

具体的な明示例

用地関連(借地に関する条件の明示)

⇒本工事の施工に必要な参考図に示す用地については、発注者側で借地する予定であり、使用可能時期は、○年○月○日以降を予定している。

支障物件関連(移設完了時期の明示)

⇒本工事区間のうちNo.○○からNo.○○の間については、地下埋設物として○○○(電気・電話・ガス・水道等)があり、移設が完了し施工が可能となる時期は、○年○月○日頃の予定である。

施工効率と品質の向上対策(工事書類の簡素化)【施工段階】

～「土木工事書類省力化ガイド」の策定～

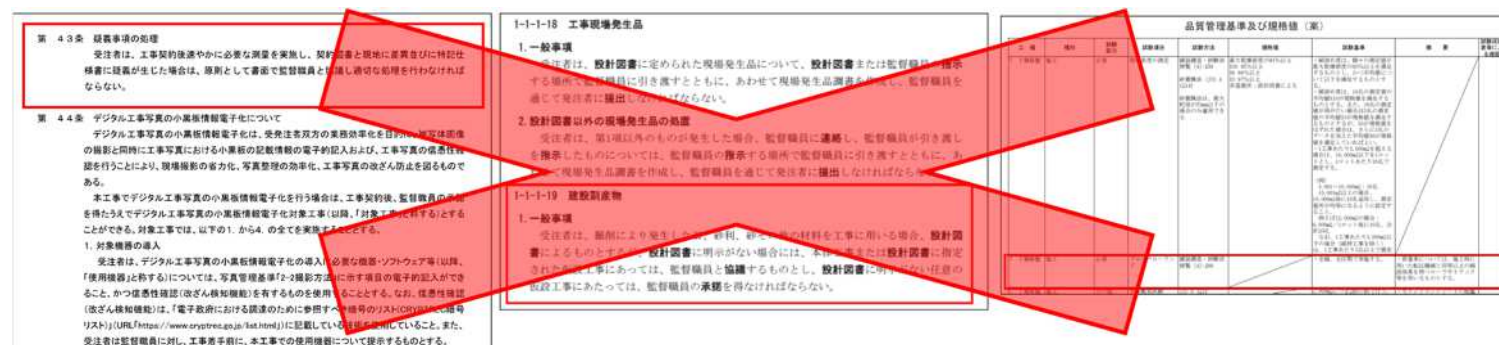
(旧称:土木工事書類簡素化の手引き)

【関係業界からの主な声】

・「以前に比べ書類が減った」という意見がある一方で、「さらなる簡素化に取り組んで欲しい」という声が多数

【土木工事書類省力化ガイドの位置付け】

- 九州地方整備局（港湾空港関係、営繕関係を除く）発注工事の
工事関係書類を必要最小限に省力化（スリム化）するための方法や削減可能な工事書類を紹介
- 受注者及び発注者、監督職員、検査職員、現場技術員・施工体制調査員は、
本ガイドに基づき工事書類の省力化（スリム化）に留意
- ※受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。法令等に規定された書類は適正に作成。



(特記仕様書、共通仕様書、管理基準等)

本ガイドにより、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、電子化、遠隔臨場やWeb会議の活用により、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者双方の働き方改革の推進を図る。

「書類限定検査の実施」を標準化

※「低入札価格調査対象工事」、「監督体制強化工事」、又は「施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事」は適用外

書類限定検査とは？

- 検査時（完成・中間）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、**監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底**及び**受注者における説明用資料等の書類削減**を行うことで技術検査官による資料検査の効率化を図る。
- 技術検査官は、検査時に**下記の10種類に限定して**資料検査を行う。

①施工計画書	⑥品質規格証明資料
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

※品質証明の対象工事でない場合は、「⑨品質証明書」以外の9種類を対象とする

技術検査官の検査時の書類を **44種類 → 10種類** に削減

舗装路面切削工事における運搬費について

業界の意見

舗装路面切削工事においては、切削機運搬は共通仮設費（運搬費）で往復1回分のみ計上されているのが現状ですが、施工箇所が点在あるいは市街地部では現場付近に切削機を待機させる場所も無く、複数回切削機を運搬しているのが実態です。つきましては、設計金額と実態が大きく乖離した運搬費の積算について、歩掛等の積算基準の見直しをお願いいたします。

新たな対応

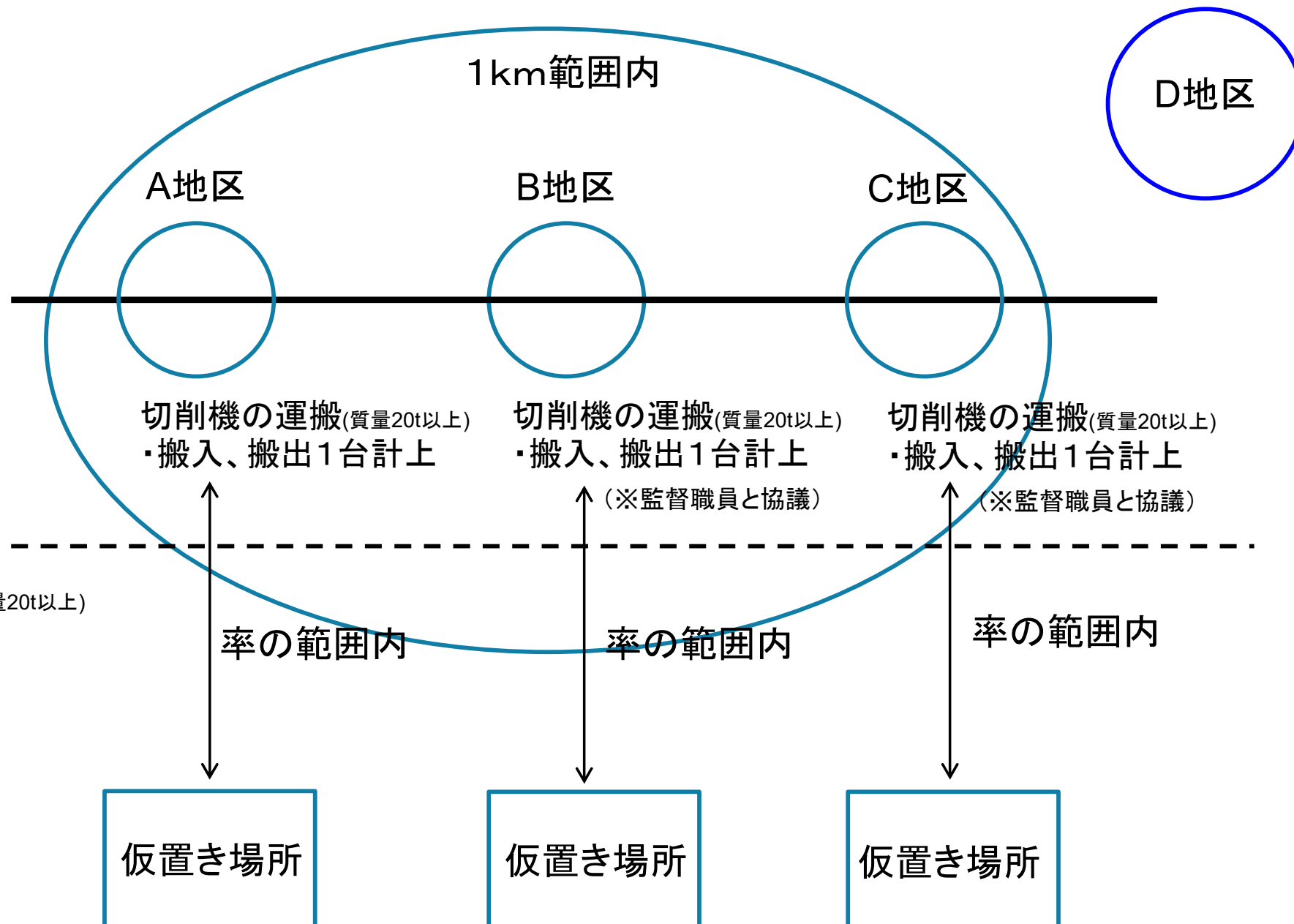
- 1) 点在箇所の間隔が1km程度に満たなくとも、建設機械を複数箇所に運搬したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、施工箇所ごとに運搬費を計上できることとしておりますので、監督職員と協議願います。
- 2) 市街地部等での現場付近に切削機を待機させる場所も無く、複数回切削機を運搬している件については、土木工事標準積算基準書に記載のとおり「建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む」こととなっております。

舗装路面切削工事における運搬費について(イメージ図)

1) 施工箇所点在

異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合

切削機の運搬(質量20t以上)
・搬入、搬出1台計上



業界の意見

土木工事積算基準書（Ⅱ-5-⑦-2）の「⑦足場支保工 ⑦-1 足場工」において、「諸雑費には、現場内での段取り替えに伴うすべての費用を含むもの」と記載されておりますが、現実問題として、現場では安全管理上および施工管理上、足場の段取り替えを行っている事案が多いので、再度検討・設計計上をお願いしたい。

新たな対応

土木工事積算基準書（Ⅱ-5-⑦-2）の「⑦足場支保工 ⑦-1 足場工」の歩掛において令和4年度より「諸雑費には、現場内での段取り替えに伴うすべての費用を含むもの」と記載されておりますが、段取り替えの解釈について再確認した結果、「段取り替え作業は、標準歩掛に含まれていない」という実態調査の結果となっております。

従いまして、現場施工において現場条件等に照らし、足場の段取り替え作業が必要な場合は、必要な数量等も含め受発注者協議をお願い致します。

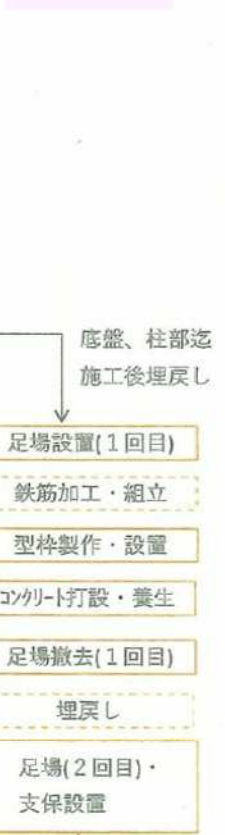
※補足

- ・ 足場工の足場設置撤去歩掛の諸雑費に記載している「現場内での段取り替えに伴うすべての費用」とは、足場の維持管理上必要な作業に要する足場部材に関する費用となっております。

標準歩掛フロー



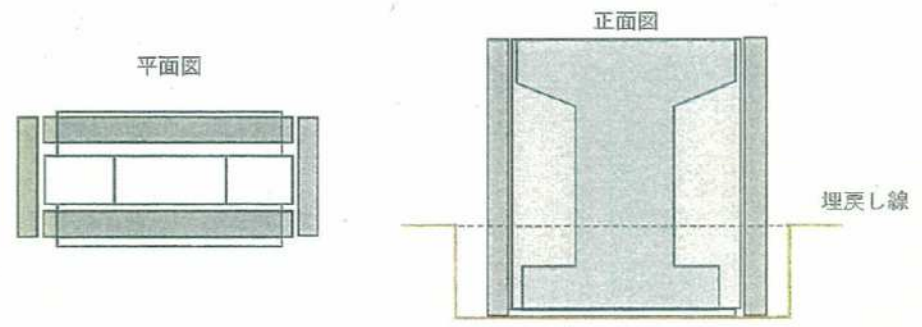
実態フロー



●標準歩掛

標準歩掛 1回施工

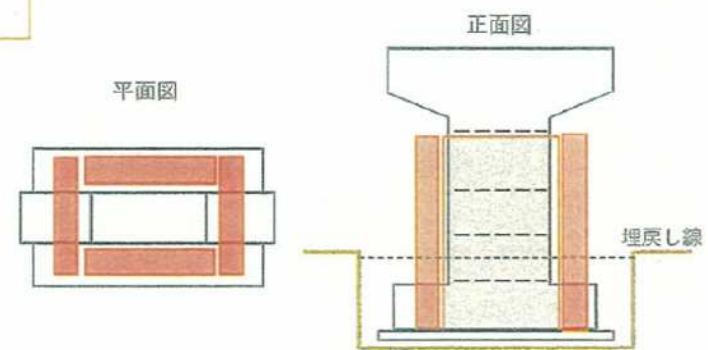
「足場組立図」



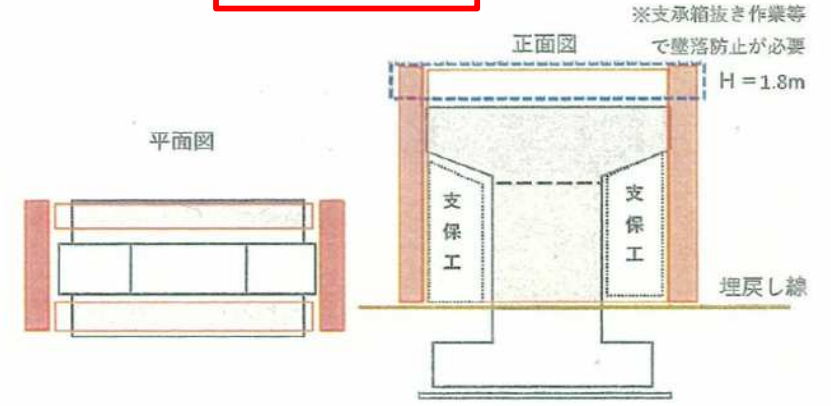
●実態

実態 2回施工

足場設置・撤去 1回目



足場設置・撤去 2回目



適切な設計変更【設計積算】

■ 厳しい施工条件を踏まえ、見積を活用した積算により、適切な設計変更を行う。

<設計変更の対象とする直接工事費>

- ・ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- ・河川維持工（伐木除根工）
- ・砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- ・電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- ・**交差点部や民地乗入部、交通規制等の制約により施工効率が低下し、作業日当りの施工量が積算基準における標準作業量に対し小規模となる路面切削工（路面切削）、舗装打換え工（基層・中間層・表層）、切削オーバーレイ工（切削オーバーレイ）、オーバーレイ工（基層・中間層・表層）**
- ・過去に同一地域で不調・不落の要因となった工種と同種及び類似の工種

<設計変更の対象とする間接工事費>

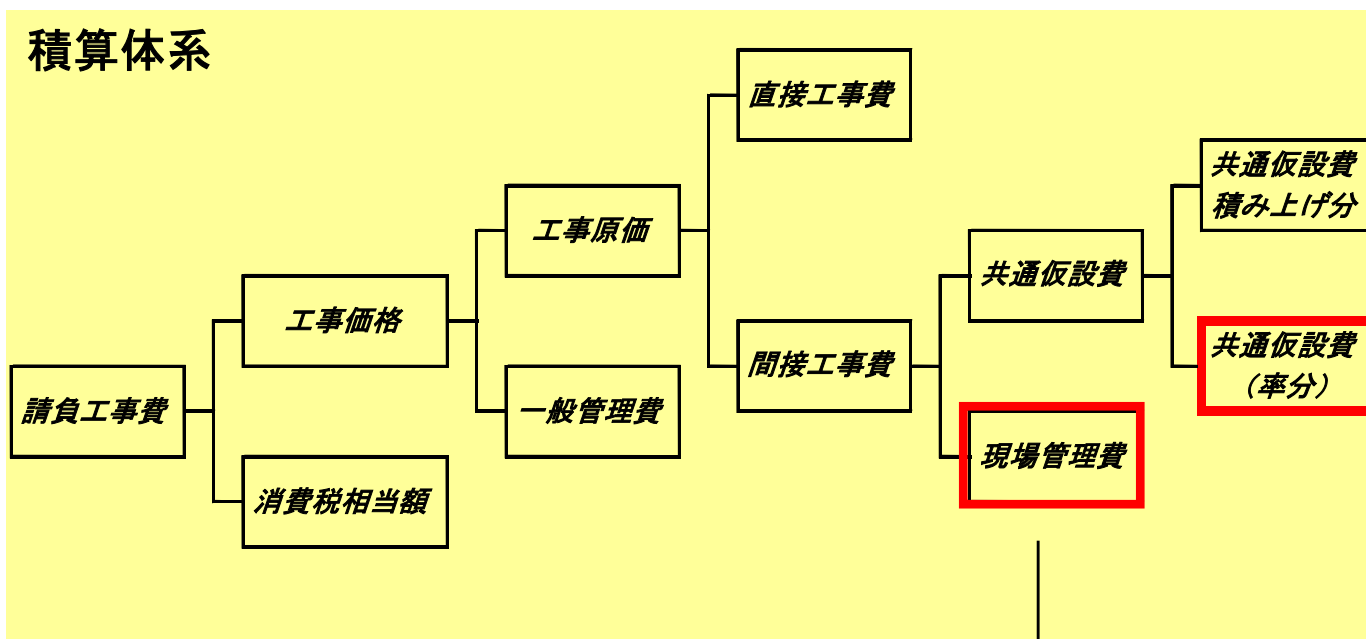
- ・遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費等
- ・地域外からの労働者確保に要する下記に示す費用
 - 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等の費用
- ・運搬費、役務費（資機材置き場の確保が困難な工事等）
- ・安全費（交通集中が見られる地域等）

※なお、公共工事設計労務単価は変更しない

遠隔地からの労働者確保【設計積算】

- 補正予算等の執行を迅速に進めるため、急激な需要増により工事箇所近隣だけでは労働者を確保出来ず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合には、追加で必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要になる分を、設計変更で対応できるようにする。
- 特記仕様書等に明示して契約条件とすることによって、入札不調や不落を抑制。

積算体系



通常は、直接工事費等に対する定率で計上している以下の赤字部分を設計変更の対象にする。

➤ 営繕費

- ・労働者の輸送に要する費用
- ・宿泊費
- ・借上費

・倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他

➤ 運搬費

➤ 準備費

➤ 事業損失防止施設費

➤ 技術管理費

...

➤ 労務管理費

- ・募集及び解散に要する費用(赴任旅費等)

・労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用

- ・賃金以外の食事、通勤等に要する費用

・慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他

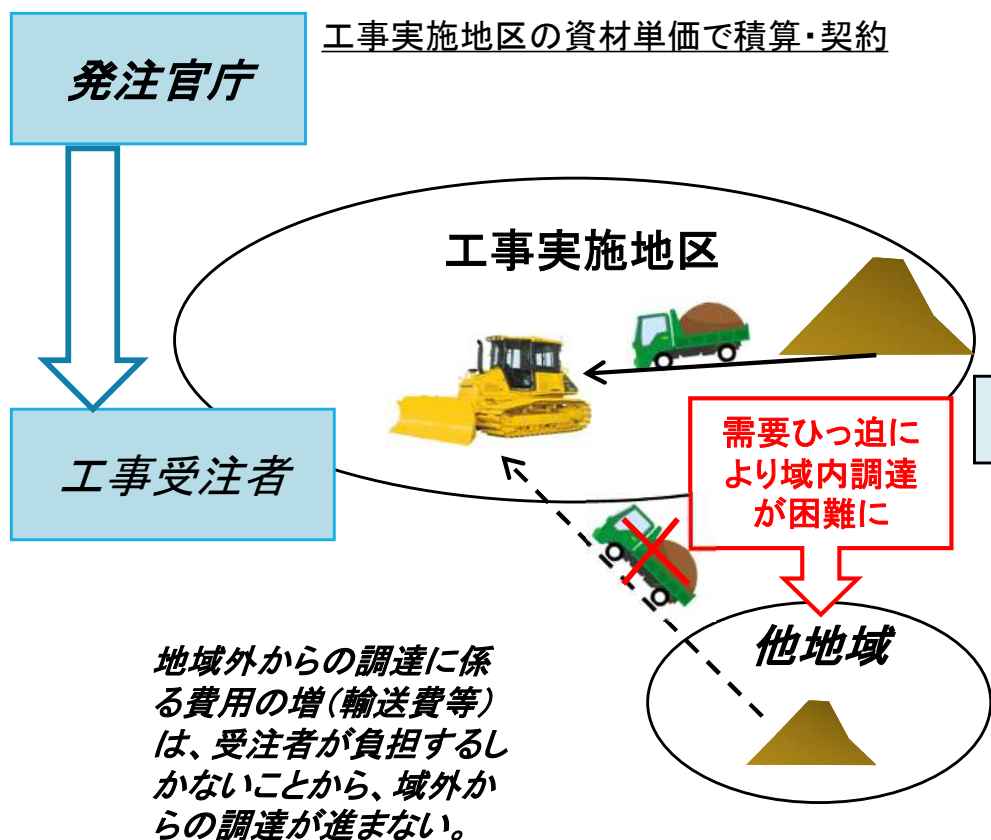
➤ 安全訓練等に要する費用

...

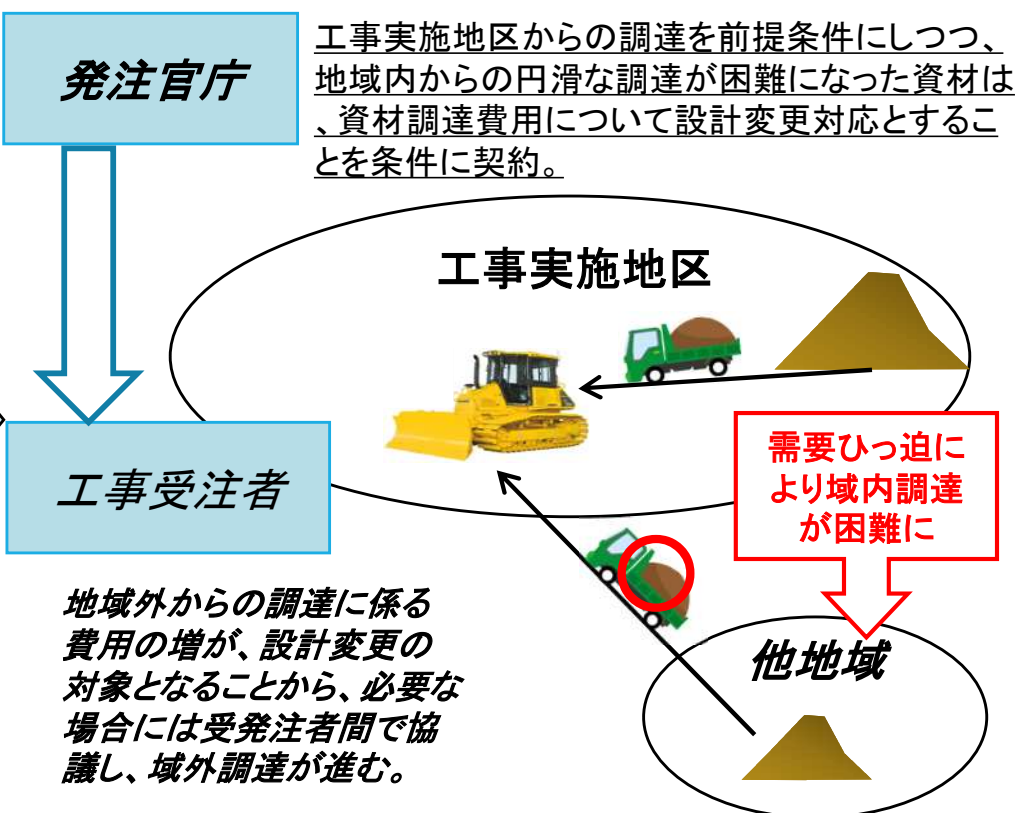
建設資材の遠隔地からの調達【設計積算】

- 急激な需要増により、地域によっては通常地域から調達している砕石等の資材の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- 工事現場が所在する地区において建設資材の需要ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

現 状



対 策



土日閉所による完全週休二日の実現（閉所と交替制の切り替え）

※令和6年3月27日大臣官房技術調査課 記者発表資料「業界団体との意見交換の取組成果をとりまとめました」

○業界との意見交換を通して、「受注者が閉所、交替制を選択できる方式の検討」や、「当初設計時、変更設計時とも、適正な工期の確保」が必要との意見あり。

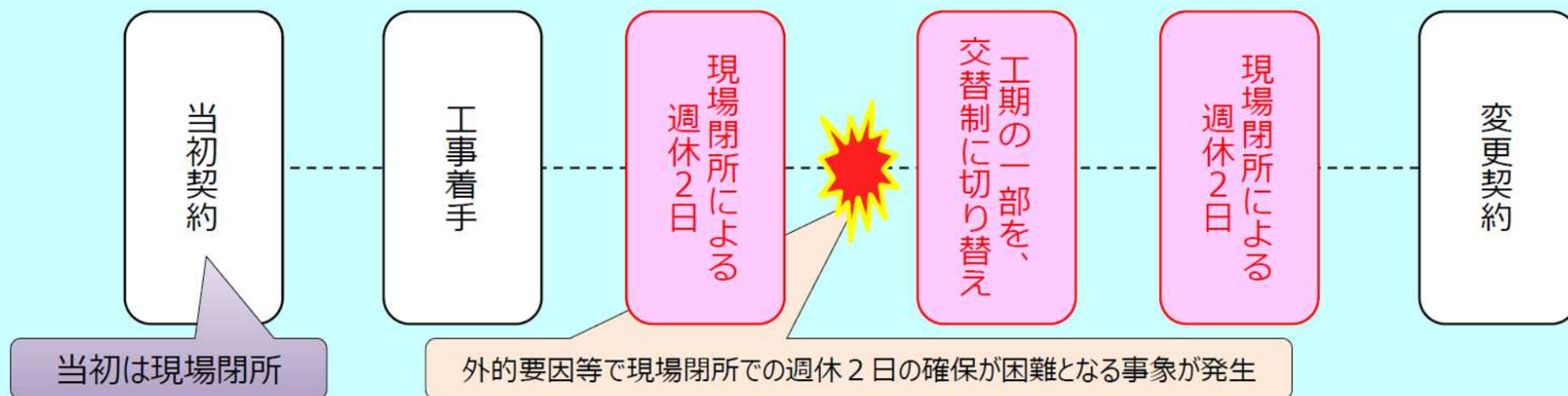
⇒ 令和5年度は、現地着手後、工期の一部を「閉所」から「交替制」に変更する試行を九州地方整備局において開始し、**『R6年度も継続実施』**

⇒ 令和6年度は、月単位の週休2日現場閉所の実施工事にも対象を拡大

※ 週休2日は「4週8休以上の現場閉所（1日を通して現場や現場事務所が閉所）を行ったと認められる状態」を指す。ここでは「交替制（週休2日交替制）」との区別のため、「閉所」と称す。

選択制の試行（令和5年度）

○令和5年度は、現地着手後、工期の一部を「閉所」から「交替制」に変更する試行を九州地整で開始



令和6年度は月単位の週休2日対象工事に拡大実施

柔軟な休日(閉所から交替制)の設定(九地整試行工事)

閉所と交替制の柔軟な活用(R5～)

○該当工事があれば技術管理課へ相談

⇒・週休二日(現場閉所)の工事において、受注者に責めの無い事象(災害等)により、工期の一部期間で「交替制」とせざるを得なかった場合、通常は残工期は「交替制の補正係数」が適用(≡減額)されるが、当該試行工事では当初の「閉所」の補正率を計上

災害の発生により
週休2日の閉所が
困難に

R5	通期の閉所→通期の交替制	閉所の補正率のまま
R6	月単位の閉所→月単位の交替制	閉所の補正率のまま
	通期の閉所→通期の交替制	

※完全週休2日(土日閉所)から月単位及び通期の閉所、交替制工事も対象

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所 交替	閉所	閉所	...



従来: 「現場閉所」の補正率を「交替制」の補正率へ変更(≡減額)

試行工事: 「現場閉所」の補正率のまま(※受注者の責ではない場合に限る)

5. 新・担い手3法について (令和6年改正)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律

概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行※
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

- ・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）
- ・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い

ため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年

全産業 494万円/年 (▲15.6%) 1,954時間/年 (+3.5%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

法案の概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

元請

材料費

自社経費

下請経費

労務費

標準労務費

1次下請

自社経費

下請経費

労務費

2次下請

自社経費

下請経費

労務費

賃金

2次下請の技能労働者

著しく下回る見積り・契約を禁止

著しく下回る見積り・契約を禁止

中央建設業審議会が勧告

労務費確保のイメージ

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化

・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

発注者

設計図

現場写真

元請業者

下請業者

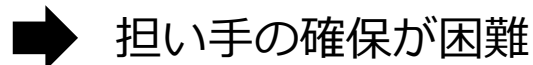
タブレットを用いて情報共有を円滑化

77

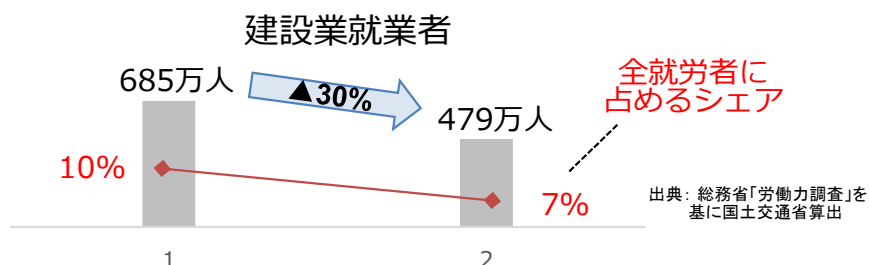
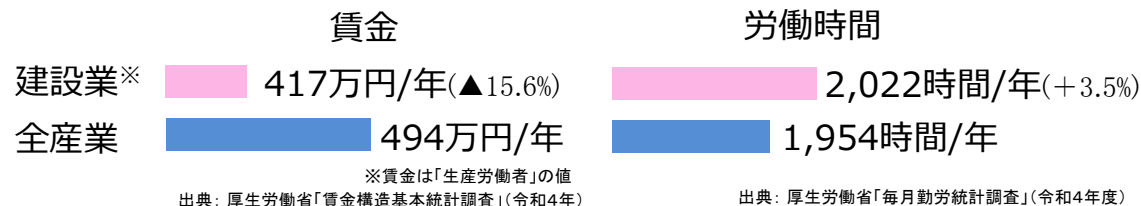
背景と方向性

背景

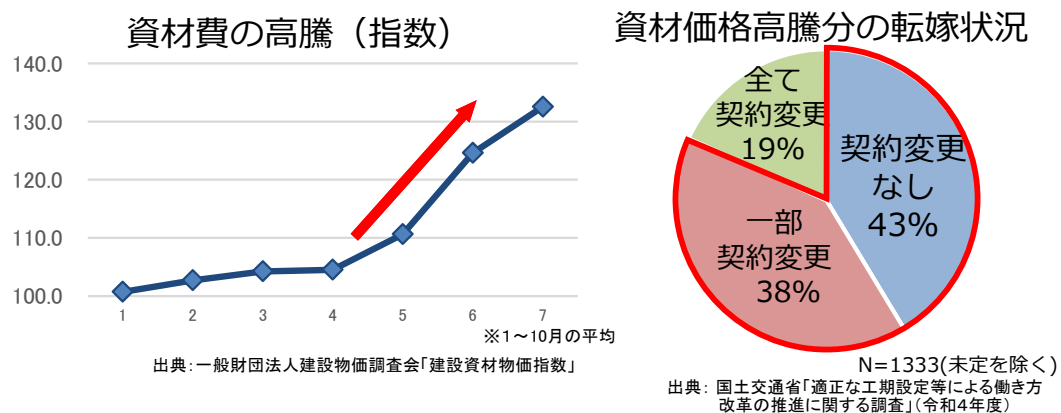
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い



担い手の確保が困難



- 資材高騰分の適切な転嫁が進まず、労務費を圧迫



- 時間外労働の罰則付き上限規制が適用開始

2024年
4月から

方向性

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に総合的に取り組む。

処遇改善

… 賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止

… 資材高騰分の転嫁

働き方改革
生産性向上

… 労働時間の適正化
… 現場管理の効率化

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】

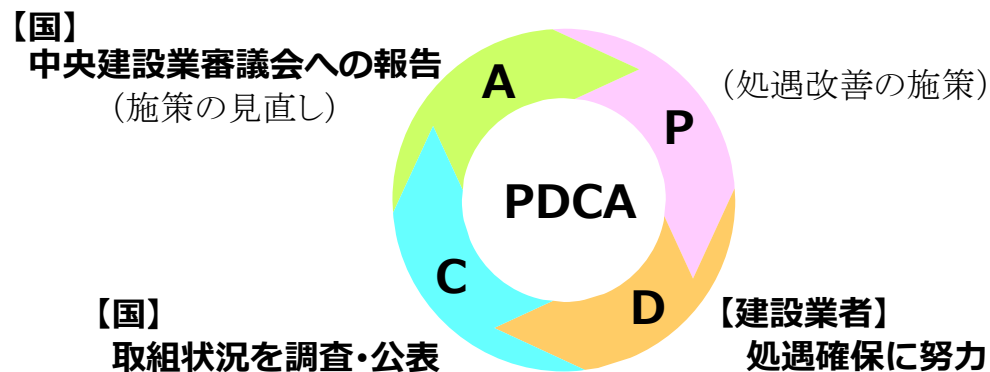
給与がよい
休日がとれる
希望がもてる
+ カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**

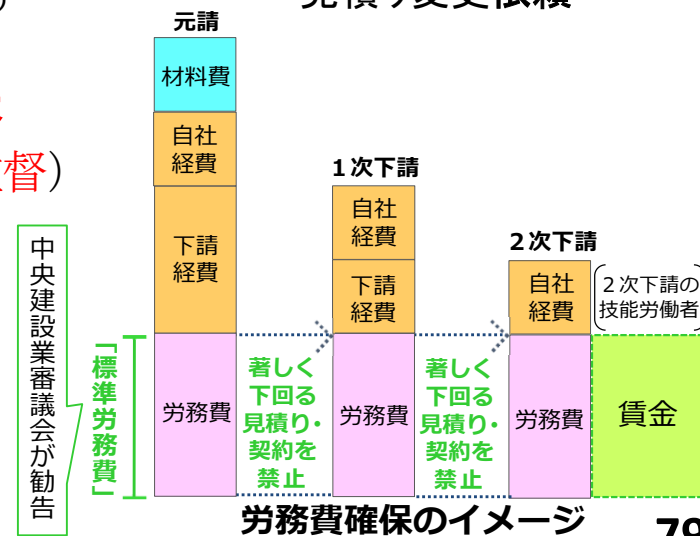
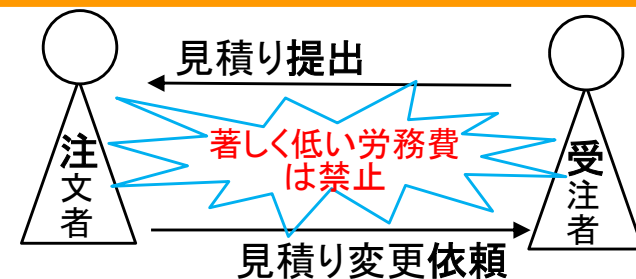


(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**

- **著しく低い労務費等**※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ **違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
(違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

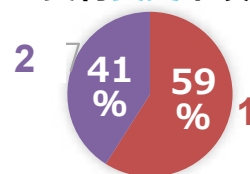
- **総価での原価割れ契約**を受注者にも**禁止**

(現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化

契約変更条項



(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

契約書

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。



「資材高騰のおそれあり」



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「**変更方法**」に従って
請負代金**変更の協議**

誠実な協議に努力



受注者

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

(1) 働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも**著しく短い工期による契約**
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

(現行) **注文者**は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

4割超

(出典) 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ **違反した建設業者には、指導・監督**

② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、**資材の入手困難等**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**

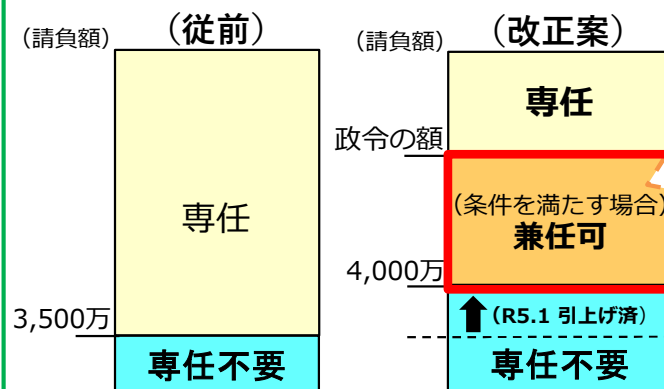
(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

契約後 ○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※
※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

(2) 生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

【主な条件】

- ・ 兼任する現場間移動が容易
- ・ ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- ・ 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理

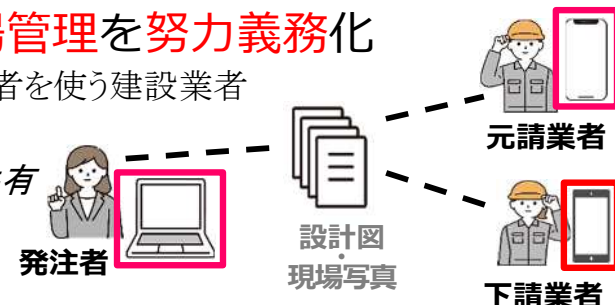


② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が**現場管理の「指針」**を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**
※多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

6. 公共工事の品質確保の促進に関する法律(R1改正)

公共工事の品質確保の促進に関する法律 R1改正時の概要

(令和元年6月7日成立 6月14日施行)

背景・必要性

1. 災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- ① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 **【発注者の責務】**
- ② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 **【基本理念】**

- (3) 公共工事の目的物の適切な維持管理 **【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】**

令和元年10月18日 閣議決定

品確法基本方針とは

- 品確法^(※)に基づき、公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を規定（平成17年閣議決定、平成26年改正）
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務（※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

災害時の緊急対応の充実強化、働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保
を柱とする品確法の改正^(※)を反映

（※）令和元年6月14日公布・施行

改正の全体像

※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結
- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
- 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

発注関係事務の適切な実施

- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携
- 災害時の見積り徴収の活用
- 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定
- 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表
- 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用

受注者等の責務に関する事項

- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
- 情報通信技術の活用等による生産性の向上

工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用

調査等の品質確保に関する事項

- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等）
- 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等）
- 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針:令和2年1月改正)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- 国は、**本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用【新】
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入【新】
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携【新】

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

必ず実施すべき事項(工事)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組み際に必要となる経費を適正に計上**する。

② 歩切りの根拠

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算を行う**。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。
予定価格は、原則として事後公表とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択する**よう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用**、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受発注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

災害対応(工事・業務)【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたって**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

7. 建設業法及び公共工事の入札 及び契約の適正化の促進に関 する法律(R1改正)

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十号) (令和元年6月5日成立、6月12日公布)

背景・必要性

1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

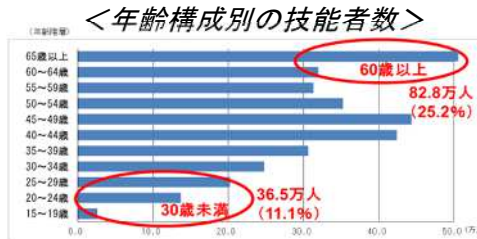
※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

<時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
 - ・年720時間(月平均60時間)
 - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・単月100時間未満
 - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。



3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

法案の概要

1. 建設業の働き方改革の促進

(1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。<入契法>

(2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

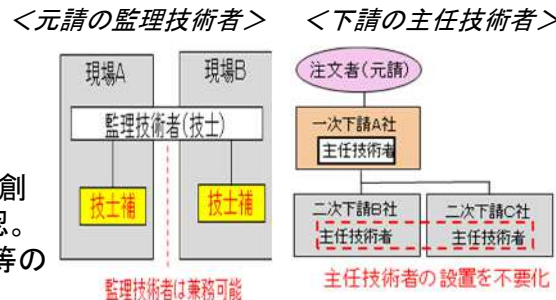
2. 建設現場の生産性の向上

(1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

(2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。



適正化指針とは

入契法(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

(※1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法(※2)の改正法が成立

(※2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、**災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用**等の事項について追記するとともに、**担い手確保のための処遇改善の取組**などについて追記

8. 発注者協議会

九州ブロック発注者協議会について

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること

- ・ 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・ 発注者間における連携体制の強化
- ・ 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➡ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み

※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**

- ➡ 発注見通しの統合公表の取り組み

※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**

- ➡ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

- ➡ 建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を指標化 **R2年度より実施**

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➡ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

- ➡ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➡ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➡ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

九州ブロック発注者協議会について(協議会組織図)

① 九州ブロック発注者協議会

<目的>

・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

<構成員>

（国）九地整局長、関係省庁出先機関部長等
（県・政令市・代表市）土木部長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の部長等

② 幹事会

<活動内容>

・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

<構成員>

（国）九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
（県・政令市・代表市）技術管理担当課長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の課長等

③ 専門部会

<活動内容>

・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
（品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続）

④ 県部会

<活動内容>

・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

<構成員>

（県）土木部長等
（市町村）技術管理担当部長、課長等

⑤ 品質確保研究会

<活動内容>

・実務担当者による情報交換等
（品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続）

連携

連携

連携

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新・全国統一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国統一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。

※分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

※調査対象は、都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

九州独自指標（工事）

①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事において、最新の積算基準の適用割合

②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事に対する適切な設計変更を実施するためのガイドライン等の策定率

九州独自指標（測量、調査及び設計（業務））

③ウィークリースタンスの実施

国等・都道府県・市区町村の発注業務の特記仕様書に、ウィークリースタンスの実施を位置づけている割合

※ウィークリースタンスとは

業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

新・全国統一指標のR6目標値

指標分類		九州ブロック方針	目標値(R6)
工事	《指標①》 地域平準化率(施工時期の平準化)	各発注機関(国等、県、市町村)において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進(早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率(九州ブロック単位)0.80以上 を目指す。
	(4～6月期の工事平均稼働件数) ／(年度の工事平均稼働件数)		
	《指標②》 週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)	各発注機関(国等、県、政令市)における週休2日実施困難工事以外の発注工事については、全て週休2日対象工事とすることを目指す。	R6年度までに九州ブロックにおける 週休2日対象工事率(九州ブロック単位)1.00 を目指す。
	週休2日対象工事件数(公告)／週休2日公告対象件数		
業務	《指標③》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)	各発注機関(県、市町村)の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率(九州ブロック単位)1.00 を目指す。
	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／(年度の発注工事件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数		
	《指標④》 地域平準化率(履行期限の分散)	各発注機関(国、県、政令市)において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の履行期限の分散を推進する。 ①計画的な発注の推進(早期発注や債務負担行為の適切な活用) ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる業務等への適切な対応	R6年度までに九州ブロックにおける 地域平準化率(九州ブロック単位)0.40以下 を目指す。
	(第4四半期[1～3月]に完了する業務件数) ／(年度の業務稼働件数)		
	《指標⑤》 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)	各発注機関(県、政令市)の実情を踏まえ、ダンピング対策として低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定率を上げていく。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率(九州ブロック単位)1.00 を目指す。
	(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) ／(年度の発注業務件数) ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数		

九州ブロックにおける新・全国統一指標の令和4年度調査結果概要

指標			R3 実績値	R4 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
全国統一指標	工事	地域平準化率 (施工時期の平準化)	0.74	0.71	0.80以上	・R4実績値は0.71と前年度から低下。 ・R6目標(0.80)達成のためには、市町村の取り組み強化も必要。
		週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	0.84	0.87	1.00	・各県・政令市において、対象工事の拡大に取り組まれている。 ・R4時点でR6目標(1.00)を達成している県域(佐賀、長崎、大分、宮崎)
		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	0.93	0.94	1.00	・多くの自治体で制度を取り入れている。 ・R4時点でR6目標(1.00)を達成している県域(大分)
	業務	地域平準化率 (履行期限の分散)	0.45	0.50	0.40以下	・R4実績値は0.50と前年度から低下。 ・R6目標(0.40)達成のためには、更なる取り組み強化が必要。 ・R3時点でR6目標(0.40)を達成している県域(宮崎)
		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	0.60	0.62	1.00	・R4実績値は0.62と向上。 ・R4時点でR6目標(1.00)を達成している県域は無し。

九州独自指標のR6目標値

指標分類		九州ブロック方針	目標値（R6）
工 事	《指標①》 最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況 (見積もり等の活用)		
	【適用・対応率（aの機関数／全機関数）】 a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない c：その他 (※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む)	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用するように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける 適用・対応率1.00 を目指す。
	《指標②》 設計変更ガイドラインの策定・活用状況		
	【策定・活用率（aの機関数／全機関数）】 a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 c：設計変更を実施していない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	R6年度までに九州ブロックにおける 策定・活用率1.00 を目指す。
業 務	《指標③》 ウィークリースタンスの実施の状況		
	【実施率（aの機関数／全機関数）】 a：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けている b：特記仕様書へウィークリースタンスの実施を位置付けていない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で、ウィークリースタンスの実施を位置付けるように改善を図る。 ※災害等の緊急を要する業務については対象外とする。	R6年度までに九州ブロックにおける 実施率1.00 を目指す。

九州独自指標の令和4年度調査結果概要

指標			R3 実績値	R4 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
九州独自指標	工事	最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況	0.76	0.79	1.00	・R4実施率は0.76から0.79と向上 ・R4実績値は7機関増加（203機関→210機関） ・R4時点でR6目標（1.00）を達成している県域（佐賀、長崎、宮崎）
		設計変更ガイドラインの策定・活用状況	0.45	0.51	1.00	・R4実施率は0.45から0.51と向上 ・R4実施値は16機関増加（120機関→136機関） ・R4時点でR6目標（1.00）を達成している県域（佐賀、長崎）
	業務	ウィークリースタンスの実施	0.18	0.23	1.00	・R4実施率は0.18から0.23と向上 ・R4実施値は14機関増加（47機関→61機関） ・R4時点でR6目標（1.00）を達成している県域（長崎）

発注者間の連携(発注情報の一元化の取り組み)

《発注予定情報の閲覧方法》

① 九州地方整備局
トップページ

九州地方の発注見通し

②

発注予定情報の一元化(九州地方整備局ホームページ)
URL : http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hacchuyotei.html

発注情報の一元化

九州ブロックにおける国、県、市町村、法人等の発注情報を一元化しています。

◆福岡県内 (R6.1月時点)

[福岡県地域区分図](#)

◆佐賀県内 (R6.3月時点) NEW

[佐賀県地域区分図](#)

◆長崎県内 (R6.1月時点)

[長崎県地域区分図](#)

◆熊本県内 (R6.1月時点)

[熊本県地域区分図](#)

◆大分県内 (R6.2月時点)

[大分県地域区分図](#)

◆宮崎県内 (R6.1月時点)

[宮崎県地域区分図](#)

◆鹿児島県内 (R6.3月時点) NEW

[鹿児島県地域区分図](#)

九州ブロック発注者協議会では、平成29年4月より九州ブロックにおける各発注機関の発注見通しを一元化し公表を行っているところです。



各発注機関の発注見通しを一元化することで発注情報の閲覧検索をスムーズに行えるようになりました。

この取組により、建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や資機材の円滑な調達に役立つことが期待されます。

《一元化データのイメージ》

発注機関	担当部署	施工県	施工地域	工事の名称	工事の場所	工事の期間	工事種別	工事の概要	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
国土交通省 九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城								
農林水産省 九州農政局	土地改良技術事務所	熊本県	八代								
熊本県	宇城地域振興局工務課	熊本県	宇城								
熊本市	営繕課	熊本県	熊本								
八代市	建設部都市整備課	熊本県	八代								
人吉市	契約管財課	熊本県	球磨								

■一元化された情報は一覧表としてとりまとめており、フィルタ機能を活用することで、必要な工事情報を検索することができます。

■建設業者が技術者や技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、各県を地域ごとに区分しています。

九州地方整備局ホームページ(URL: <http://www.qsr.mlit.go.jp/>) のトップページ上部の『各種相談窓口』のタブをクリックし、『・【公共工事発注者用】改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口』をクリック



【公共工事発注者用】
改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口

九州地方整備局では、平成17年「公共工事の品質確保に関する法律」が施行されたことを受け、支援の充実を図る目的として、「公共工事品質確保の相談窓口」を平成17年4月28日に開設しております。
また、九州においては「九州ブロック発注者協議会」及び「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」を設置し、公共工事の品質を確保するための取り組みなど情報提供を行っておりますが、平成26年においては建設業法・入契法等が改正されることも平成26年8月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法(平成26年法律第56号)」が公布、施行されたことに伴い、平成27年1月30日には発注者共通の指針となる運用指針が策定され、平成27年4月1日から、発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の運用が開始されました。
今後、改正品確法の趣旨に基づき円滑に実施できるよう、ご相談等ございましたら下記までご連絡下さい。

整備局への相談・意見とその回答

相談意見 これまでの相談・回答 各県への相談意見
これまでの相談・回答

各ブロック担当窓口一覧表

ブロック	電話番号	役職氏名
九州地方整備局	〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号	092-476-3546 技術管理課長 千年 康秀
福岡ブロック	〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号	0942-33-9131 (内線302) 工事品質管理官 工藤 雄一
佐賀ブロック	〒812-8577 佐賀市城内1丁目1番59号	0952-32-1151 (内線302) 工事品質管理官 原 堅次
長崎ブロック	〒850-8570 長崎市江戸町2番13号	095-894-3027 工事品質管理官 上馬庭 健
熊本ブロック	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2491 工事品質管理官 津田 昌成
大分ブロック	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号	097-544-4167 (内線302) 工事品質管理官 寺岡 岳彦
宮崎ブロック	〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号	0985-24-8221 (内線302) 工事品質管理官 柏木 弘志
鹿児島ブロック	〒890-8577 鹿児島市中央2丁目10番1号	099-216-3111 (内線302) 工事品質管理官 田上 勝敏

問合せフォームで相談が可能

品確法および運用指針に関する相談(Q&A)

質問	回答
1. 施工台帳作成について、請負金額に関係なく発注者は下請に発注する場合作成しなければならないのか。	改正されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に基づき施工台帳の作成が必要となります。
2. 施工台帳作成について、随意契約の方法によっても発注も対象となるのか。	改正されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に基づき施工台帳の作成が必要となります。
3. H27.3 2-1(1)c【技術者能力の資格等による評価・活用等】	業務については、ダンピング対策を行う必要があるのか。また、設定基準はどのように行うのか。
4. H27.2 2-1(2)e【発注時期調整を行う機関の規程は】	発注関係事務の運用に関する指針 P3「技術者能力の資格等による評価・活用等」<その他調査及び設計業務の品質確保>に、下記のとおり記載されておりますので、ダンピング対策の必要はあります。記載内容「ダンピング発注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。」
5. H27.2 2-1(3)a【適切な競争参加資格の設定、ダンピング発注の防止等】	各発注者毎に平準化に努めて頂きたい。
6. H27.2 2-1(2)d【適正利益の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	低入札調査基準価格に近い価格での工事の性質が低下していることもあり、調査し実態をふまえて対応を考えているところである。

九州地方整備局の相談・回答一覧

各県 担当窓口一覧表

住所	電話番号	相談窓口(メール)	相談・回答一覧
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3521	福岡県へのお問い合わせはこちら	-
〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7168	佐賀県へのお問い合わせはこちら	-
〒850-8570 長崎市江戸町2番13号	095-894-3027	長崎県へのお問い合わせはこちら	-
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-333-2491	熊本県へのお問い合わせはこちら	-
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号	097-536-4527	大分県へのお問い合わせはこちら	大分県のこれまでの相談・回答はこちら
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号	0985-26-7178	宮崎県へのお問い合わせはこちら	-
〒890-8577 鹿児島市中央2丁目10番1号	099-216-3111	鹿児島県へのお問い合わせはこちら	-

メール・問合せフォームで相談が可能

各県に寄せられた相談・回答一覧についても情報共有を図るため準備が整い次第、順次リンクを掲載予定

受発注者間の連携

① 発注者と業界団体等との意見交換

公共事業の品質確保や工事の円滑化並びに地域における建設業の健全な発展と信頼性の向上を図るため業界団体との意見交換会を行っている。

○業界団体等との意見交換会の主なテーマ

- ・改正品確法の的確な運用
- ・入札契約制度
- ・各機関の発注見通しの共有化
- ・工事発注の平準化
- ・適切な工事価格及び工期の設定
- ・若手・女性技術者及び女性技能者の育成
- ・いきいき現場づくりの更なる充実
- ・労働環境、労働条件の改善

主な団体名

- ・日本建設業連合会
- ・日本道路建設業協会
- ・日本橋梁建設協会
- ・プレストレスト・コンクリート建設業協会
- ・建設コンサルタント協会
- ・全国建設業協会
- ・建設産業専門団体連合会
- ・九州地区土木施工管理技士会連合会
- ・九州地質調査業協会
- ・全国測量設計業協会連合会 等

②建設業の今後の取り組みに関する実務者WG

九州7県の建設業協会とのWG(ワーキング・グループ)を開催し、受発注者間の課題解決の検討を実施している。

9. 九州・沖縄ブロック土木部長等会議

九州・沖縄ブロック土木部長等会議 合意事項

九州・沖縄ブロック土木部長等会議 合意事項

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける令和6年度の共通目標を以下のとおり定め、当会議メンバー相互が連携し鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおけるR6共通目標》

■週休2日工事の「質の向上」に向けて

令和6年4月から建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることに伴い、災害復旧工事以外の全ての土木工事^(※1)を「週休2日工事」の対象^(※2)とし、今後も、適切な工期設定や経費補正を行い、「休日の量の確保」から「休日の質の向上」を目指す。

1. 月単位での週休2日の実現に向けた取り組みを進める。
2. 毎月第4土曜日を統一現場閉所日と設定^(※2)する。

また、各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関^(※3)も推進する。

3. 工事におけるウィークリースタンスの導入に向けた検討を進める。

(継続事項)

◇共通様式で週休2日実施証明書を発行する。

■インフラDXの普及・拡大に向けて

1. ICT活用工事の対象工種^(※4)の追加

新たに河川浚渫、地盤改良工、付帯構造物設置工の3工種を追加

[今までの対象工種：土工、舗装(新設・修繕)、小規模土工、法面工]

2. BIM/CIMの拡大・推進

九州地方整備局、沖縄総合事務局においては、詳細設計・工事に原則 BIM/CIM を適用し、県・政令市においては、今後、導入に向けた検討を進める。

(継続事項)

◇インフラDX 合同研修会(国、県、政令市)を開催する。

◇共通様式でICT活用証明書を発行する。

◇簡易型 ICT 活用工事(土工)における工事成績加点を実施する。

◇土木工事^(※1)における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。

◇遠隔臨場活用効果事例集を更新する。

■工事関係書類の様式の統一化に向けて

令和2年度から実施している工事関係書類の様式の統一化について、九州・沖縄ブロックの全機関の様式を令和6年度で統一する。(全43様式)^(※5)

[現在までに、31種類について統一様式へ移行し運用中(27種類→31種類)]

■建設業の魅力発信の取組拡大に向けて

(継続事項)

従来の手法に加え SNS 等を活用し、災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力発信の拡充を図る。

※1：原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。

※2：供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間で完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とできる。

※3：九州地方整備局、沖縄総合事務局、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、北九州市、福岡市、熊本市

※4：工事箇所が点在する等、ICTの活用が有効でない工事は対象外とできる。

※5：各機関固有の取り組みのための様式(例えば「県産品の使用状況」等)の使用は妨げないが、簡素化に取り組むこととする。

【継続】九州・沖縄ブロック統一現場閉所日

～ 令和6年度は“毎月第4土曜日”を統一現場閉所日に設定 ～
さらに各県が独自に実施している統一現場閉所の取り組みを県内の各機関※も推進します



九州・沖縄の建設業をもっと働きやすく!
九州・沖縄の公共工事は、毎月第4土曜日!
一斉にお休みします。

九州・沖縄では、建設業の魅力向上、働きやすい職場づくりのために、令和6年度は毎月第4土曜日を統一現場閉所日に設定しています。

さらに!

◆各県の統一閉所日◆

統一閉所日	統一閉所日
福岡県 毎月第4土	大分県 毎月第4土
佐賀県 毎月第2・第4土	宮崎県 毎月第2・第4土
長崎県 毎月第2・第4土	鹿児島県 毎月第2・第4土
熊本県 毎月第4土	沖縄県 毎月第4土

※取り組みを推進する機関
国土交通省 九州地方整備局・内閣府 沖縄総合事務局
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
北九州市・福岡市・熊本市

【令和6年度の九州・沖縄ブロック統一ポスター】

【統一現場閉所日の設定状況】

	R 4	R 5	R 6 予定
九州・沖縄ブロック	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
九州地方整備局	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
沖縄総合事務局	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
福岡県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
佐賀県	毎月第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月毎週土曜日
長崎県	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日	毎月第2第4土・日曜日
熊本県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
大分県	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
宮崎県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第4土曜日
鹿児島県	毎月第2・第4土曜日	毎月第2・第3・第4土曜日	毎週土曜日
沖縄県	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日	毎月第4土・日曜日
北九州市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
福岡市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日
熊本市	8月27日(土) 11月12日(土)	4月22日(土) 8月12日(土) 11月11日(土) 1月13日(土)	毎月第4土曜日

【※取り組みを推進する機関】

国：九州地方整備局、沖縄総合事務局
県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
政令市：北九州市、福岡市、熊本市

【ポスターの掲載場所】

各機関の関連施設(庁舎・道の駅等)、施工中の工事現場、各県建設業協会など

【継続】建設現場における遠隔臨場事例集の作成

令和5年度に「建設現場における遠隔臨場事例集」を更新。各機関の活用事例を情報共有し、遠隔臨場活用工事の推進に繋げる。
令和6年度も活用事例を収集し、更新する。

＜令和5年度の主な更新事例＞

【福岡県】



【立会状況（現場側）】



【デジタルノギスの使用】



【立会状況（現場側）】



【カラーホース番号札の使用】

- 工事内容
 - ・橋梁下部工
- 確認項目
 - ・配筋の出来形
- 工夫した点
 - ・デジタルノギスやカラーホース番号札の使用
- 効果
 - ・立会時間の短縮
 - ・移動時間の削減

【長崎県】



【高画質機器・個別の通信契約】



【ブロックを整理・整頓】



【箱尺の使用】



【専用のヘッドホン、マイク使用】

- 工事内容
 - ・堤体工
- 確認項目
 - ・差し筋の出来形
- 工夫した点
 - ・画像を鮮明にするためWi-Fiを個別契約
 - ・箱尺使用で値を明確化
- 効果
 - ・移動経費の縮減
 - ・時間的な融通が利く

【熊本県】



【立会状況（施工状況）】



【立会状況（出来形検査）】



【検査状況（監督側）】



【ポケットWi-Fiの使用（現場側）】

- 工事内容
 - ・パネル設置工
- 確認項目
 - ・使用材料確認
 - ・仮設工の出来形確認
- 工夫した点
 - ・ポケットWi-Fiの使用
- 効果
 - ・現場待機等のロス削減
 - ・立会後の再確認が可能
 - ・移動時間の削減

【鹿児島県】



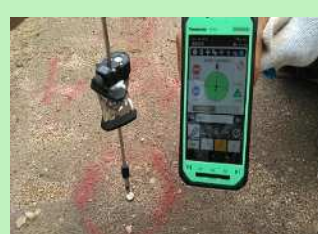
【地盤改良立会状況（現場側）】



【出来形管理（杭ナビ測量）】



【立会状況（監督側）】



【杭ナビ測量器具】

- 工事内容
 - ・地盤改良工
- 確認項目
 - ・掘削後の段階確認
 - ・施工サイクル確認
- 工夫した点
 - ・施工管理アプリおよび3次元計測機器の使用
- 効果
 - ・時間短縮による施工性向上
 - ・データ整理等が容易に可能

【継続】インフラDX合同研修会の開催

令和4年度の合意事項から、「インフラDX合同研修会」を開催することとし、インフラDXに関する研修会や体験会等を実施。
令和6年度も継続して実施し、更なる普及・拡大に取り組む。

＜令和5年度の主な開催状況＞

【九州地方整備局】各自治体とのインフラDX合同研修会(体験会)の開催



360°カメラ

- ・災害調査のデジタル技術の紹介
- ・360°カメラ撮影体験
- ・スマートフォンを用いた点群測量体験 等



ドローン



【宮崎県】i-Construction推進と普及拡大に向けた講習会の開催



■ 3次元測量 (UAV)

- ・ ICT活用工事のポイントや留意点の説明
- ・ 3次元測量実習
- ・ 3次元設計データ作成
- ・ 小型建設機械による建設ICT施工実習
- ・ 建設VRの説明および体験



■ 3次元出来形管理



■ ICT建機



■ 3次元データ処理

【北九州市】i-Conフェアin北九州を開催

- ・ 九州初の開催 のべ165名参加
- ・ ICT施工技術（丁張・構造物設置等）を体験
- ・ 市の取組をはじめ経営者向けに全国の事例およびICT導入のきっかけや経験等の基調講演



【熊本市】ICT施工現場見学会、ICT施工出前講座、BIM/CIM勉強会

- ・ 市職員を対象としたICT施工現場見学会
- ・ 業界団体が主催する建設技術講習会での出前講座
- ・ 市職員を対象としたBIM/CIM勉強会



【継続】建設業の魅力発信の取り組み

令和4年度の合意事項から「建設業における魅力発信の取組拡大」を新規で追加し、各機関において業界団体の協力を得ながら、小中学生や高校生、親子向けの現場見学会や体験会等を実施。令和6年度も継続して実施し、建設業の魅力発信の拡充を図る。

＜令和5年度の主な取り組み状況＞

【佐賀県】



- ・建設業親子現場体験会を開催
- ・コンクリート壁に将来の夢描き
- ・ドローンによる写真撮影
- ・建設重機の操作体験

【大分県】

- ・女性活躍の拡大に向けたスキルアップセミナーや交流会の開催
- ・小中学生を対象にした「土木・建築おしごと教室」を開催
- ・最新のICT技術の活用を体験するバスツアーを開催



【沖縄総合事務局・沖縄県】

- ・現場体験会を開催
- ・VR体験、ハーネス着用体験等
- ・建設現場親子バスツアーを開催
- ・クレーン操作体験等



【福岡市】



- ・職場見学会の実施
- ・出前講座の実施
- ・カレンダー配布
- ・SNSの活用



10. 監理技術者兼務等について

限りある人材の有効活用と若者の入職促進

元請

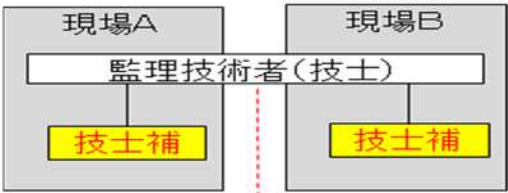
○監理技術者の専任緩和

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、**元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする**

○元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験を学科と実地を加味した第1次と第2次検定に再編成。
令和3年度以降の第1次検定の合格者に**技士補の資格を付与**。

➡ 若者の現場での早期活躍、入職促進



監理技術者は兼務可能

※監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち、1級技士補を有する者を想定

＜現行制度＞
監理技術者もしくは主任技術者は、請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事については、工事現場毎に専任が必要。

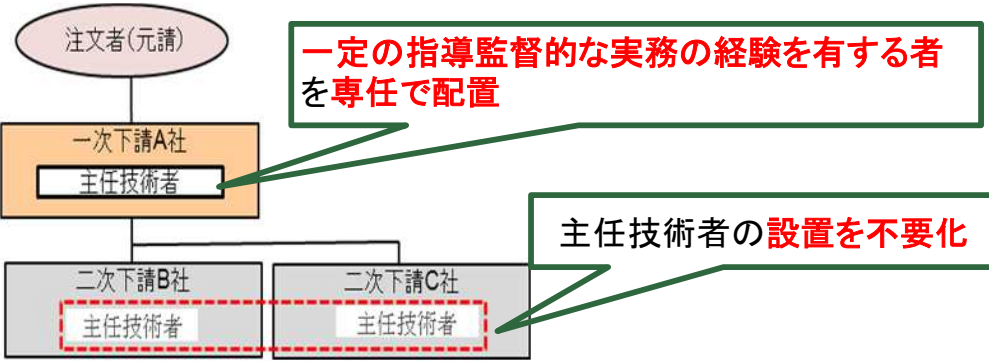
下請

○専門工事一括管理施工制度の創設

以下の要件を満たす場合、下請の主任技術者の設置を不要とする

- ・一式以外の一定の金額未満の下請工事
- ・元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得る
- ・更なる下請契約は禁止

※下請代金の合計額が4,000万円未満の鉄筋工事及び型枠工事が対象



一定の指導監督的な実務の経験を有する者を専任で配置

主任技術者の設置を不要化

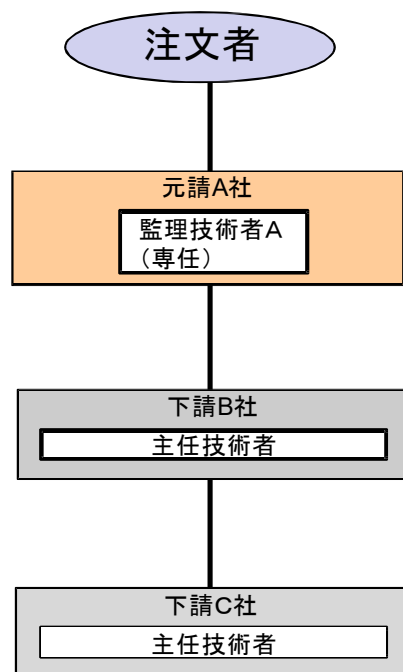
※適用対象は、施工技術が画一的で、技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

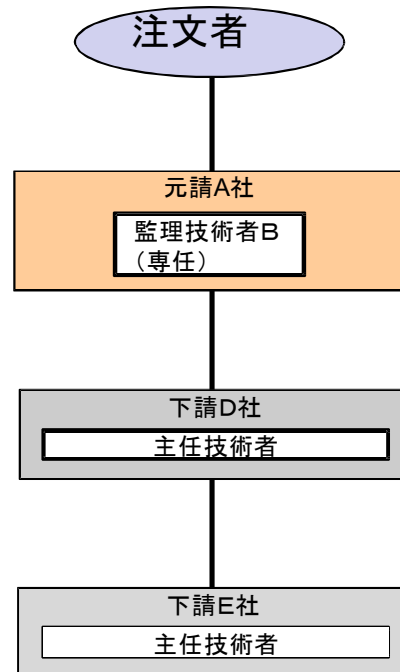
【現 状】

- ・ 建設工事の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上である場合については、監理技術者もしくは主任技術者は、現場に専任の者でなければならない。

工事1【既契約】



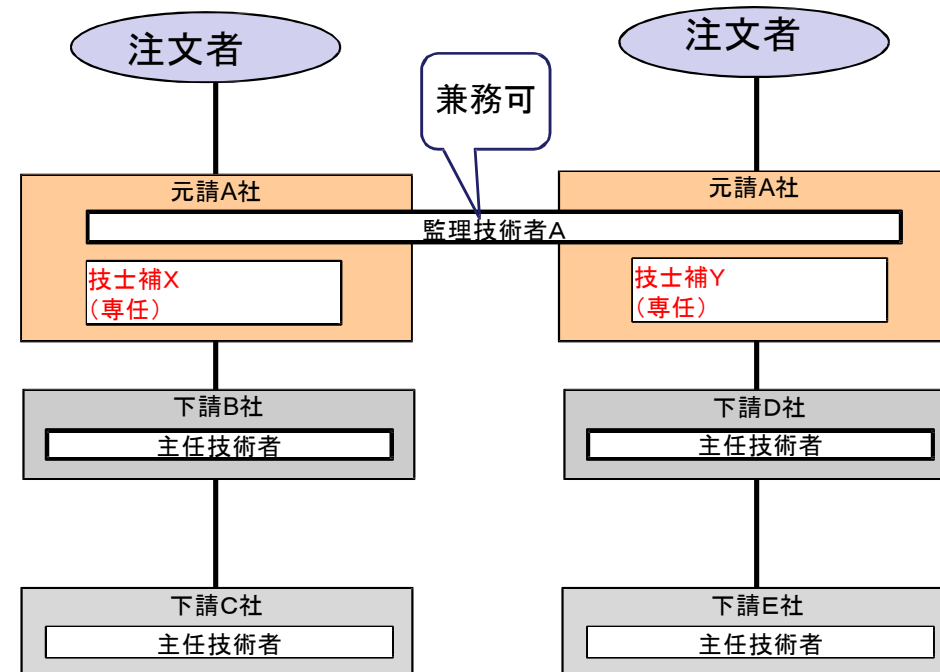
工事2【新規】



【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（2現場まで）
- ・ 政令で定める者は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とする。

工事1【既契約】



工事2【新規】

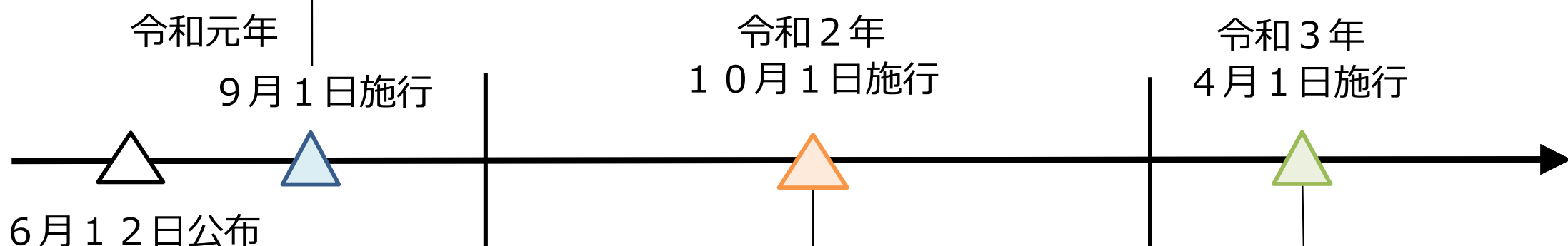
施行時期について

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加



○建設業法

- ・許可基準の見直し
- ・著しく短い工期の禁止
- ・建設資材製造業者等に対する勧告等 など、技術検定制度の見直し以外の部分

【監理技術者の兼務も含まれる】

○建設業法

- ・技術検定制度の見直し

※公共工事の品質確保の促進に関する法律は令和元年6月14日に施行済

【監理技術者等の職務】

- 監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者※に求められる責務は従前と変わらず施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている。
- 特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

【監理技術者等の工事現場における専任】

- 特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。
- 特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性がある。

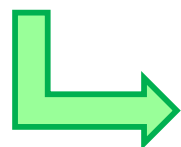
※法第26条第3項ただし書により、監理技術者の職務をを補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

①兼務の対象条件

- ◆ 事務所発注工事（分任支出負担行為担当官工事）であること。
- ◆ 工事の技術的難易度が原則Ⅱ以下の工事であること。
但し、土木工事の場合は、別紙1に示す工事区分の、技術的難易度がⅢ（やや難）の場合も兼務対象
- ◆ 兼務する工事が維持工事※同土でないこと。
（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事））
- ◆ 兼務する工事数は2件までであること。

②兼務の範囲

- ◆ 特例監理技術者が兼務できる工事は県内を基本とし、地域の実情や工事特性に応じ、事務所管内又は出張所管内など適宜設定可能とする。



いずれも入札公告や特記仕様書で確認下さい。

監理技術者の兼務が可能な工事区分について

工事区分別工事難易度対応表

別紙 1

事業分類	工事区分(構造物分類・構造形式・工法分類)	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め・床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進工法)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)			易	やや難	難	
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5. 道路	舗装、道路付属施設、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進工法、開削工法)、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法)、共同溝(シールド工法)			易	やや難	難	
	トンネル(沈理工法)				易	やや難	難
6. 公園		易	やや難	難			

※工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

 兼務対象となる工事の範囲

11. 週休2日工事

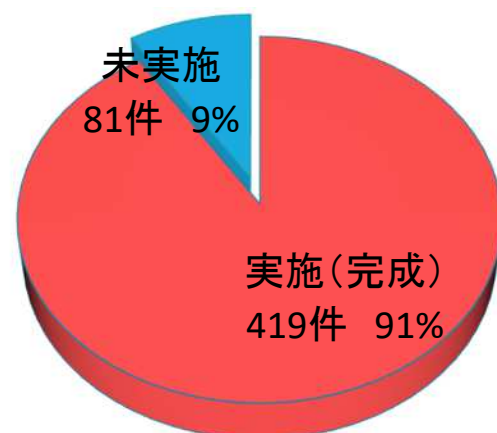
「週休2日工事」の実施状況(九州地方整備局)

R5.5月末時点

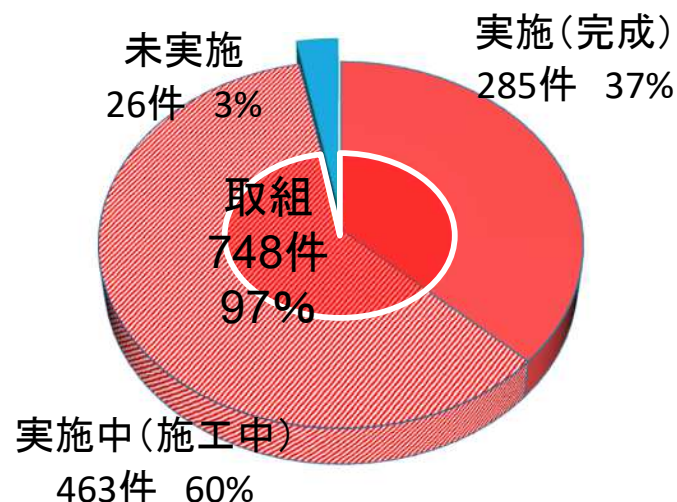
項目	H30	R1	R2	R3	R4
①対象工事	562件	774件	893件	774件	982件
①のうち発注者指定	16件	17件	79件	249件	713件
②取り組み工事(予定含む)	397件	591件	812件	748件	977件
実施率(②/①)	71%	76%	91%	97%	99%

※工事件数は、当該年度に契約した件数(早期発注含む)
(例) R4は、R4年4月1日～R5年3月31日に契約した工事

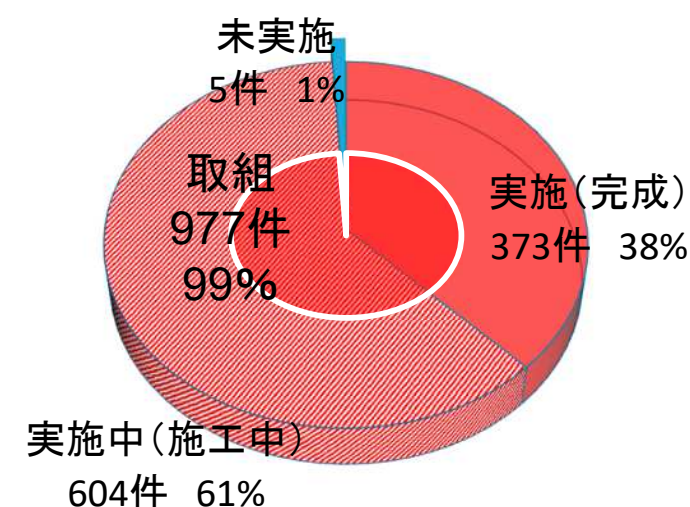
週休2日(R2)



週休2日(R3)



週休2日(R4)



- ・ 年末年始（6日）と夏期休暇（3日）は引き続き現場閉所日としてカウントしない。（工期内対象日数に計上しない）
- ・ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も引き続き現場閉所日としてカウントする。
- ・ 現場閉所予定日において、発注者より災害復旧工事に対する要請および現場見学会の要請があった場合には、受注者の責によらないため、現場閉所日としてカウントする。
- ・ 現場パトロール、保守点検（現場内外で行う重機のメンテナンスや補修）等の作業を行った場合にも、現場管理上必要な作業であるため、現場閉所日としてカウントする。
- ・ 休日に現場閉所した場合、現場閉所日にカウントする。

（参考）現場閉所率の割合は、以下の通り。

- ・ 4週8休以上：28.5%〔8日/28日〕以上

令和6年度以降の「週休2日」に係る制度の具体例について

＜具体的な事例の条件（4週8休の場合）＞ 4週8休達成率＝8／28＝28.5％以上（月単位）
工期：11月1日～1月31日（92日間）、年末年始休暇：6日（カレンダーの①～⑥）

月	11月																													
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
祝祭日等			祝																			①祝								
計画			休	休	休					休	休						休	休					休	休	休					
計画日数			1	2	3					4	5						6	7					8	9	10					
実績			休	休	休					休	休		②雨				休						休	休	休					
実績日数			1	2	3					4	5		6										8	9	10					

●計画休暇日数＝10日 ⇒ $10 / 30 = 33.3\% \geq 28.5\%$ 5%達成

●実績休暇日数＝10日 ⇒ $10 / 30 = 33.3\% \geq 28.5\%$ 5%達成

月	12月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
祝祭日等																							祝	振	③			⑤	年末休暇		
計画	休	休						休	休						休	休						休	休	休					休	休	休
計画日数	11	12						13	14						15	16						17	18	19					①	②	③
実績	休	休						休								休						休						休	休	休	休
実績日数	11	12						13								14							15					16	／	／	／

●計画休暇日数＝9日 ⇒ $9 / 28 = 32.1\% \geq 28.5\%$ 5%達成

●実績休暇日数＝10日 ⇒ $6 / 28 = 21.4\% \geq 28.5\%$ 5%未達成

月	1月																														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
祝祭日等	年始休暇													祝	①													⑥			
計画	休	休	休	休	休	休	④						休							休						休					
計画日数	④	⑤	⑥	20	21	22							23							24							25				
実績	休	休	休	休	休	休							休							休	②	雨				休	休	休	休		
実績日数	/	/	/	17	18	19							20							21		22				23	24	25	26		

●計画休暇日数＝6日 ⇒ $6 / 28 = 21.4\% \geq 28.5\%$ 5%未達成

●実績休暇日数＝10日 ⇒ $10 / 28 = 35.7\% \geq 28.5\%$ 5%達成

工期全体（通期）：●計画休暇日数＝25日 ⇒ $25 / 86 = 29.1\% \geq 28.5\%$ 5%達成

●実績休暇日数＝26日 ⇒ $26 / 86 = 30.2\% \geq 28.5\%$ 5%達成

考え方のポイント

①祝日は現場閉所の対象となるので、休んだ場合には、現場閉所日にカウントする。

②雨による突発的な現場閉所日もカウント可能。

③日曜日に祝日がある場合の振替休日（月曜）は現場閉所日の対象となる。

④年末年始休暇は6日を超えた休暇は、現場閉所日としてカウント可能

⑤年末年始休暇は現場閉所の対象外となるので、休んでいても現場閉所日にカウントしない。

⑥例えば、工期末に余裕ができ、まとめて休暇を取得しても、現場閉所日としてカウント可能。

※夏期休暇（3日間）も年末年始休暇の考え方と同じ

「週休2日」の証明書発行について(九州・沖縄ブロック)

- 週休2日の普及・拡大のため、週休2日を達成した工事に**証明書の発行(引続き実施)**
- 九州・沖縄ブロック土木部長等会議の合意事項(令和2年3月)で、九州・沖縄ブロックにおける国・県及び政令市で共通様式を用いる

週休2日証明書

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

事 名 : 〇〇地区道路改良工事
期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

週休2日実施内容(実施した内容に■を用いている)

☐ 4週8休を達成した。
☐ 4週7休を達成した。
☐ 4週6休を達成した。

証明書については、**国・県及び政令市が共通様式を用いる**ことで総合評価等において各機関の工事实績を**相互に活用**することが可能

記者発表資料



記者発表資料

働き方改革推進に向け九州・沖縄の新たな目標を設定
～ 工事関係書類の統一化、ICT土工と週休2日の証明書発行など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市は、昨年3月に、全国初の取組として「ICT活用工事(土工)」と「週休2日工事」の共通目標を定め、働き方改革推進に向け取り組んでいるところです。

今般、令和2年度の目標として、『工事関係書類の統一化』を新たに定めるとともに、『ICT活用工事(土工)』と「週休2日工事」に**証明書発行や統一現場閉所日の設定を追加**することとしました。

これらの取組の強化により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の働き方改革、ひいては将来の担い手確保に向けた更なる取組を強力に推進します。

※令和5年4月1日以降入札公告等を行う九州地方整備局の工事は、発注者指定の週休2日工事で実施するため、4週8休の証明書しか発行しない。(4週6休、4週7休の証明書は発行しない。)

12. 工事成績評定の変更点について

「週休2日」に関する工事成績の加点評価

「週休2日」を達成した工事に対する評価

**対象工事：令和5年度に入札公告を行った
「週休2日工事」、「週休2日交替制モデル工事」**

○主任技術評価官の加点評価（4週8休）

（審査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。

※施工計画書に定めたとおりに休日を確保した場合は、本項目を評価する。

○総括技術評価官の加点評価（4週8休）

（審査項目別運用表 総括技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

- ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。
- ☐ その他（理由： ）

※その他の工程管理に係る受注企業の取り組みについては、当面、【その他】において評価します。

※評価（a,b,c）については、II. 工程管理の項目を総合的に評価を行うものとし、週休2日（4週8休以上）に取り組んだだけでは、a評価としない。

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

【働き方改革】

【その他】

☐ その他（理由： ）

※令和4年度以前の「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。」については、週休2日を標準とすることにより削除。

※【その他】において長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取り組みとして他の模範となるような、受注企業の取り組みを評価する。（インフラDX、情報通信技術の活用及び社内規則の設定など）

「週休2日」に関する工事成績の加点評価

「週休2日」を達成した工事に対する評価

**対象工事：令和6年4月1日以降に入札公告を行う
「週休2日制適用工事」、「週休2日交替制適用工事」**

○主任技術評価官の加点評価（4週8休）

（審査項目別運用表 主任技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。

※施工計画書に定めたとおりに休日を確保した場合は、本項目を評価する。

○総括技術評価官の加点評価（4週8休）

（審査項目別運用表 総括技術評価官 2. 施工状況 II. 工程管理）

- ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
- ☐ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。
- ☐ その他（理由： ）

※その他の工程管理に係る受注企業の取り組みについては、当面、【その他】において評価します。

※評価（a,b,c）については、II. 工程管理の項目を**総合的に評価を行うものとし**、週休2日（4週8休以上）に取り組んだだけでは、a評価としない。

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

【働き方改革】

- ☐ 現場閉所による週休2日制適用工事において、完全週休2日（土日）を達成している。
- ☐ 週休2日交替制適用工事において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。

「新技術活用」に関する工事成績の加点評価

「新技術活用」に対する評価

対象工事：令和5年度までに入札公告を行った工事

○主任技術評価官の加点評価（**考查項目別運用表** 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

【新技術活用】

「新技術活用」においては、以下の5項目により、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。
以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。

- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は3点の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は2点の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。※本項目は1点の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は2点の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は1点の加点とする。

※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。

※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。

「新技術活用」に関する工事成績の加点評価

「新技術活用」に対する評価

対象工事：令和6年4月1日以降に入札公告を行う工事

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

【新技術活用】

「新技術活用」においては、以下の**3項目**により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大2点**の加点とする。

以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。

- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は**2点**の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。※本項目は**1点**の加点とする。
- ☐（該当技術数：）NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。※本項目は**1点**の加点とする。

※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。

※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、**最大2点**の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も**最大2点**の加点とする。

女性技術者の配置に関する工事成績の加点評価

女性技術者を配置した工事に対する評価

対象工事：令和5年度までに入札公告を行った工事

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

監理（主任技術者）技術者又は現場代理人として配置された場合（3点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

【その他】

☐ その他

☐ その他

技能者（指定する資格あり）として配置された場合（2点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

【その他】

☐ その他

※技能者（指定する資格）

・登録基幹技能者：国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者

・技能検定合格者：厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付された技能者

担当技術者・技能者・従事者として配置された場合（1点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

※監理（主任）技術者・現場代理人については工期の1/2以上、

技能者・現場従事者については必要作業日数の1/2以上従事したことが確認出来る書類を提出すること。

女性技術者の配置に関する工事成績の加点評価

女性技術者を配置した工事に対する評価

対象工事：令和6年度以降に入札公告を行った工事

○主任技術評価官の加点評価（審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫）

監理（主任技術者）技術者又は現場代理人として配置された場合（2点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

【その他】

☐ その他（理由：監理（主任）技術者（又は現場代理人）として女性技術者が配置されたため）

担当技術者・技能者・従事者として配置された場合（1点加点）

【働き方改革】

☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。

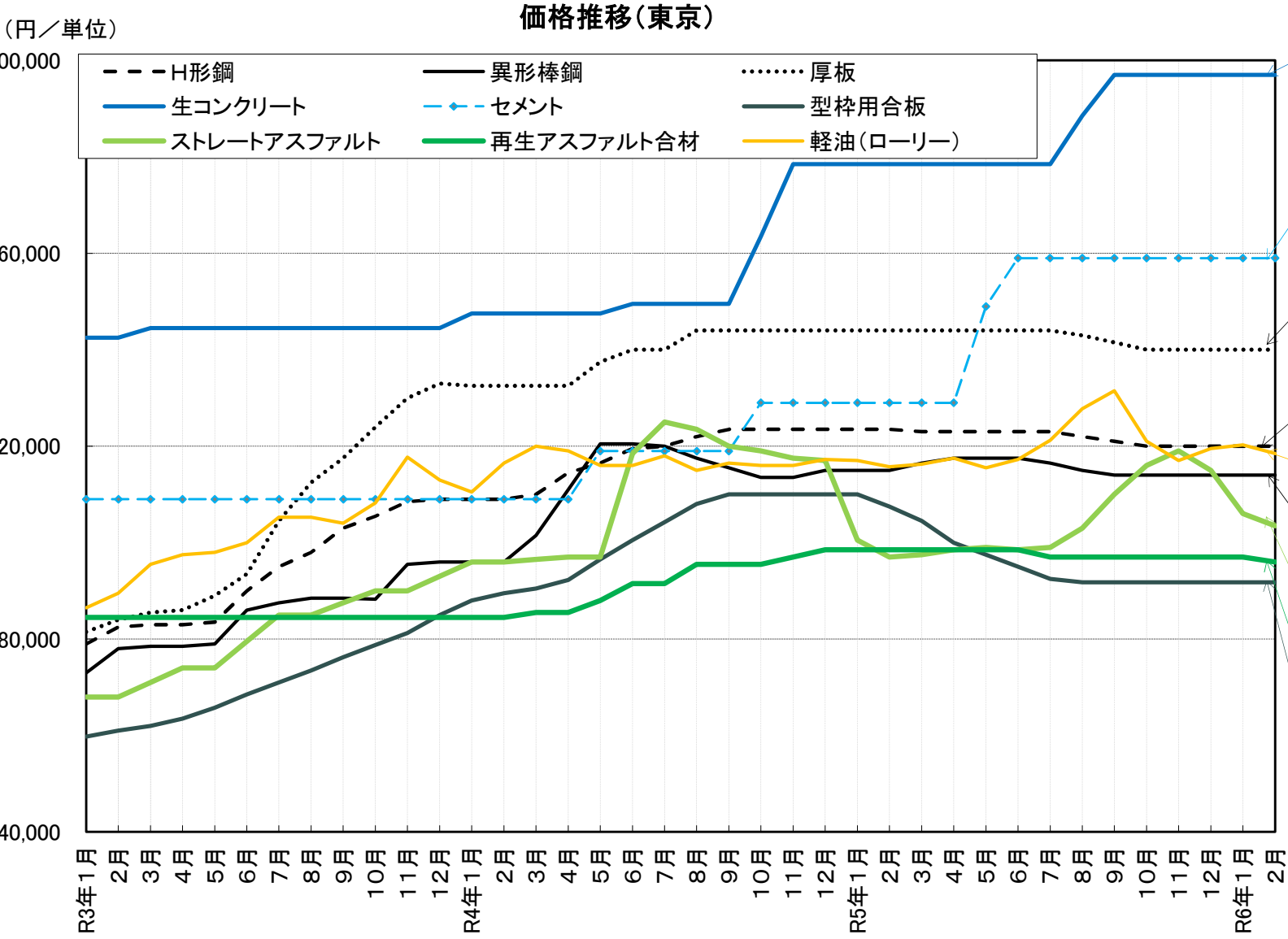
※監理（主任）技術者・現場代理人については工期の1／2以上、
技能者・現場従事者については必要作業日数の1／2以上従事したことが確認出来る書類を提出すること。

13. 物価高騰対策

主要建設資材の価格推移

出典：「建設物価」（一般財団法人 建設物価調査会）
「積算資料」（一般財団法人 経済調査会）

- 2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
- 2023年以降は資材によって傾向は異なるものの、全体としては小幅に上下しながら高止まりが続いている状況。
- 足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



生コンクリート（円／10m ³ ）	2024年2月	¥197,000	(+10.4%)
	(2023年2月)	¥178,500	
セメント（円／10t）	2024年2月	¥159,000	(+23.3%)
	(2023年2月)	¥129,000	
厚板（円／t）	2024年2月	¥140,000	(-2.8%)
	(2023年2月)	¥144,000	
H形鋼（円／t）	2024年2月	¥120,000	(-2.8%)
	(2023年2月)	¥123,500	
軽油（円／kl）	2024年2月	¥118,500	(+2.4%)
	(2023年2月)	¥115,750	
異形棒鋼（円／t）	2024年2月	¥114,000	(-0.9%)
	(2023年2月)	¥115,000	
ストレートアスファルト（円／t）	2024年2月	¥103,500	(+6.7%)
	(2023年2月)	¥97,000	
再生アスファルト合材（円／10t）	2024年2月	¥96,000	(-2.5%)
	(2023年2月)	¥98,500	
型枠用合板（円／50枚）	2024年2月	¥91,750	(-14.7%)
	(2023年2月)	¥107,500	

※市場の最新単価を把握するため、一般に公共工事の予定価格の積算で使用する「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示

サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における資材単価の設定状況等について見える化し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施

今後の更なる取組

- 地方公共団体における①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査
- 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、資材価格変動に対応しやすい契約について検討

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

《これまでの運用ルール》

- 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。



《新たな運用ルール》

- ① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

単品スライド額算定の考え方 概略フロー 別紙-1

増額変更の場合の例

受注者
□ 単品スライドの請求
(必要な情報、資料等)
・対象品目、対象材料
・変更請求概算額
・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、購入先、単価・購入価格及び、それが証明できる納品書、請求書、領収書

(参考) 対象品目及び材料

区分	品目	材 料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形鋼、角鋼、鋼管、鋼板、鉄線、二次製鋼、ガーダレール、スクラップ等(質料や質料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート用骨材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等
	その他主要な工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者
□ 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
➤ **品目毎の合計金額**で比較する(材料毎の比較は行わない)
① 実勢価格に基づく変動後の金額(品目毎の合計金額) 実勢価格は単価合意比率を考慮
② 実際の購入金額(品目毎の合計金額)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が安価となる品目

発注者
□ 実勢価格にて品目毎の変動額を算出

発注者
□ 品目毎の変動額が請負代金額※の1%を超えるかを確認
[品目の一部の材料について実際の購入金額を用いて確認することも可]

変動額が請負代金額※の1%を超える品目
変動額が請負代金額※の1%を超えない品目は単品スライドの対象外

発注者
□ 実勢価格にてスライド額を算定

受注者から実際の購入金額でスライド額を算出することを希望する旨の申し出があった場合

□ 申し出のあった材料毎にスライド額を「実際の購入金額」にて算出するか「実勢価格」にて算出するかを確認
➤ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における「請負代金額」は出来高部分に相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー 別紙-1

受注者
□ 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
・対象品目及び対象材料を申出※
・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
➤ 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格(単価合意比率考慮)」以上となることを受注者にて確認

〔補足〕見積りについて
□ 二期内の代表的な月(1ヶ月以上)とする
〔※単品スライドの請求時にあわせて提出〕

第1段階

発注者
□ 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>
□ 対象材料ごとに以下を確認
・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認
➤ 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

実勢価格にて算出
□ 実購入先の当該材料の価格変動は社会(もしくは地域)全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者
□ 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>
□ ①が②以内であるかを確認
① 「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均)
② 「実勢価格の単価(単価合意比率考慮) + 30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価(単価合意比率考慮)の加重平均 + 30%)

実際の購入金額の妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

□ ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による
1) 発注者による見積り徴収
2) 近隣工事における材料調達状況
3) 特別調査で設定した単価の場合、調査機関へのヒアリング等

〔実勢価格の単価(単価合意比率考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認できれば採用可能〕

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

□ ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
□ ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

スライドの留意事項について

①週休2日の補正は、現場閉所(交替制工事の場合は休日確保)の達成状況に応じて確定することから、工期末にならないと確定することができない。

②一方、積算システムの仕様上、スライド設計書作成時に「出来高」として設定した金額は、週休2日の補正も含めその時点で固定されてしまうことから、工期末に達成状況が変化し、補正係数を変更する必要が生じても変更することができない。

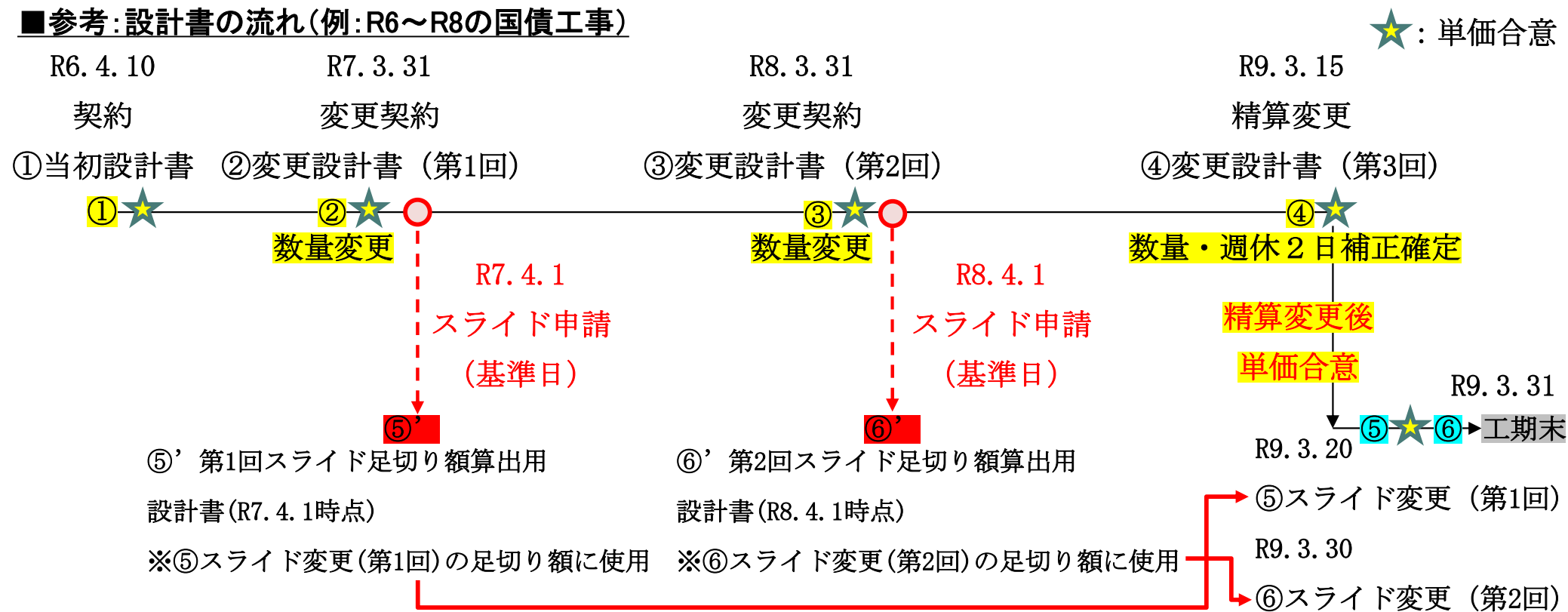
⇒①・②より、**週休2日制適用工事のスライド設計書の作成は、工期末の精算変更時に行う。**

(補正係数を変更する場合は、スライド設計書作成前の精算変更時に変更する。)

ただし、基準日時点で出来高が0の場合、変更することも可能。(複数年維持工事の2年目以降など)

※上記①・②の運用あるいは仕様が変更となった場合、本運用が変更となる場合がある。

■参考:設計書の流れ(例:R6～R8の国債工事)



○国土交通省の公共工事（直轄）におけるスライド条項
（工事請負契約書第26条）適用状況

増額・減額スライド適用件数

年度	全体	単品	インフレ	合計
R4	33	280	626	939
R3	15	28	178	221
R2	33	18	295	346
R1	17	5	436	458
H30	56	20	452	528

※国土交通省において各年度中にスライド変更契約を締結した件数

14. 建設キャリアアップシステム

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み
- これにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能・経験に応じて処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の事前登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等



技能者にカードを交付

現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置



【現場情報】

- ・現場名、工事の内容
- ・下請の施工体制
- ・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



技能レベルのステップアップ



現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）

◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
 - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
 - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当て支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
 - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行
〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【土木工事】(R5年度実績・予定(R6.2末現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
(義務化: **54件**、WTO対象工事)
(活用推奨: **68件**、Bランク以上)

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある45都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**
(活用推奨: **649件**、Cランク工事)

- 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R4年度契約)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
(**全国で42件**)

【港湾・空港工事】(R5年度契約)

- CCUS活用モデル工事
(**全国で266件**)

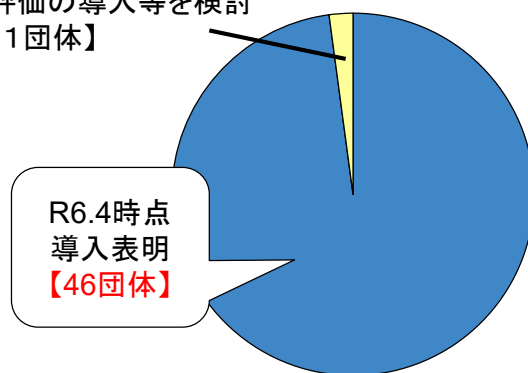
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

【都道府県の導入・検討状況】

- **46都道府県が企業評価の導入等を表明**、他の全ての県も検討を表明

評価の導入等を検討
【1団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **60以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度:38件)。
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

(令和6年4月11日現在 国土交通省調べ)

CCUS義務化モデル工事(試行)について

1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において加点／減点するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 一般土木工事(WTO対象工事)を対象とする。

3. 試行内容

(1) 特記仕様書に条件明示

- ① CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること
 - ② 工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
 - ③ 工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること
- ※上記①～③の達成状況により、工事成績評価で加点／減点

(2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ 事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)

(3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により工事成績評価で加点／減点

※目標達成：1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)

※目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満)：1点減点

(4) 積算

カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担

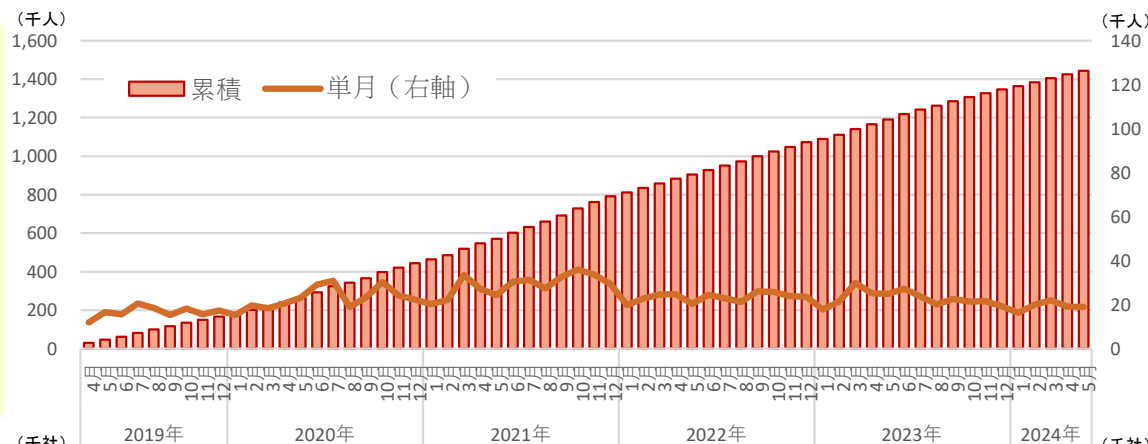
※上記CCUS義務化モデル工事に加え、一般土木工事等を対象に、受注者希望方式によるCCUS活用推奨モデル工事(試行)を、各地の建設業界の要望、理解等を踏まえつつ各地方整備局等で数件実施(活用推奨モデル工事では、目標を著しく下回った場合、工事成績評価の減点に替えて、目標を著しく下回った旨、その要因、改善策等を簡潔にとりまとめ、公表することを求める。) 143

建設キャリアアップシステムの利用状況(2024年5月末)

技能者の登録数

144.2万が登録

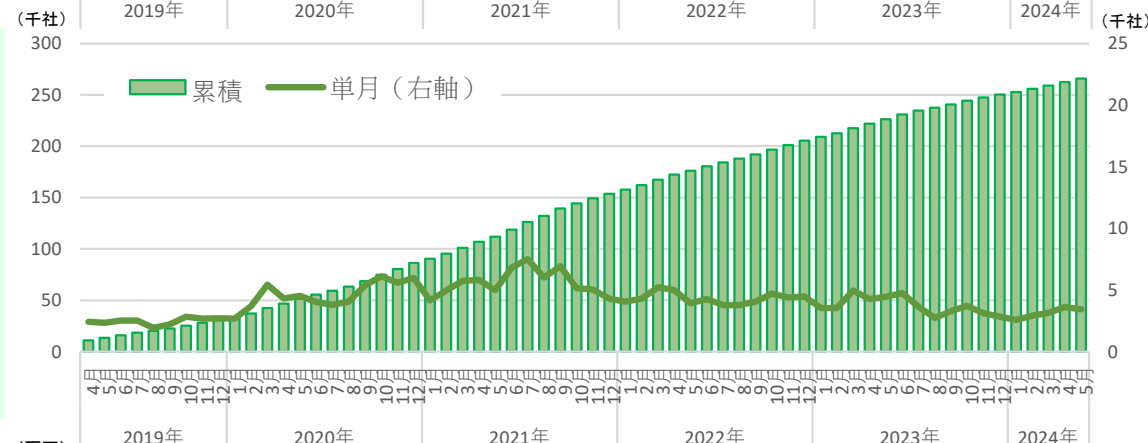
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

26.6万社が登録

※うち一人親方は9.0万社

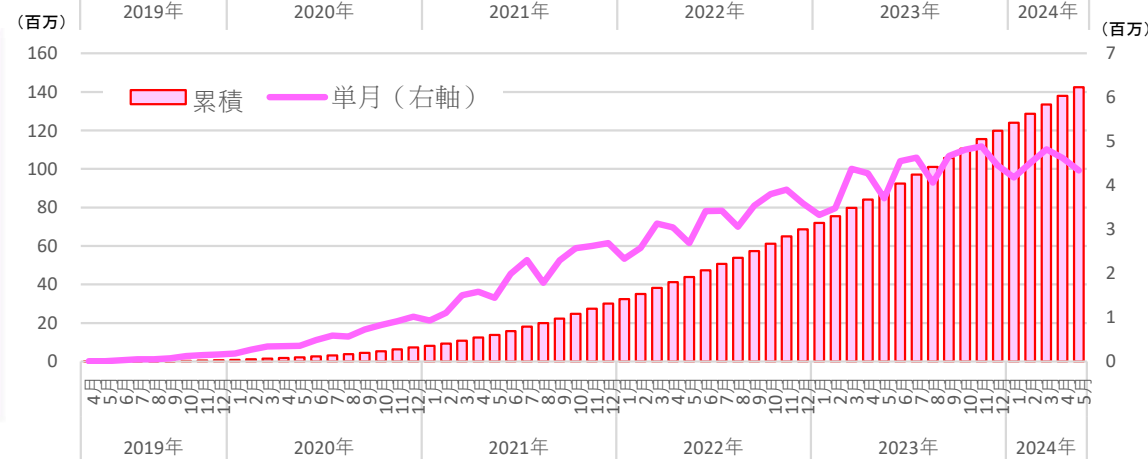


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 14,000万突破

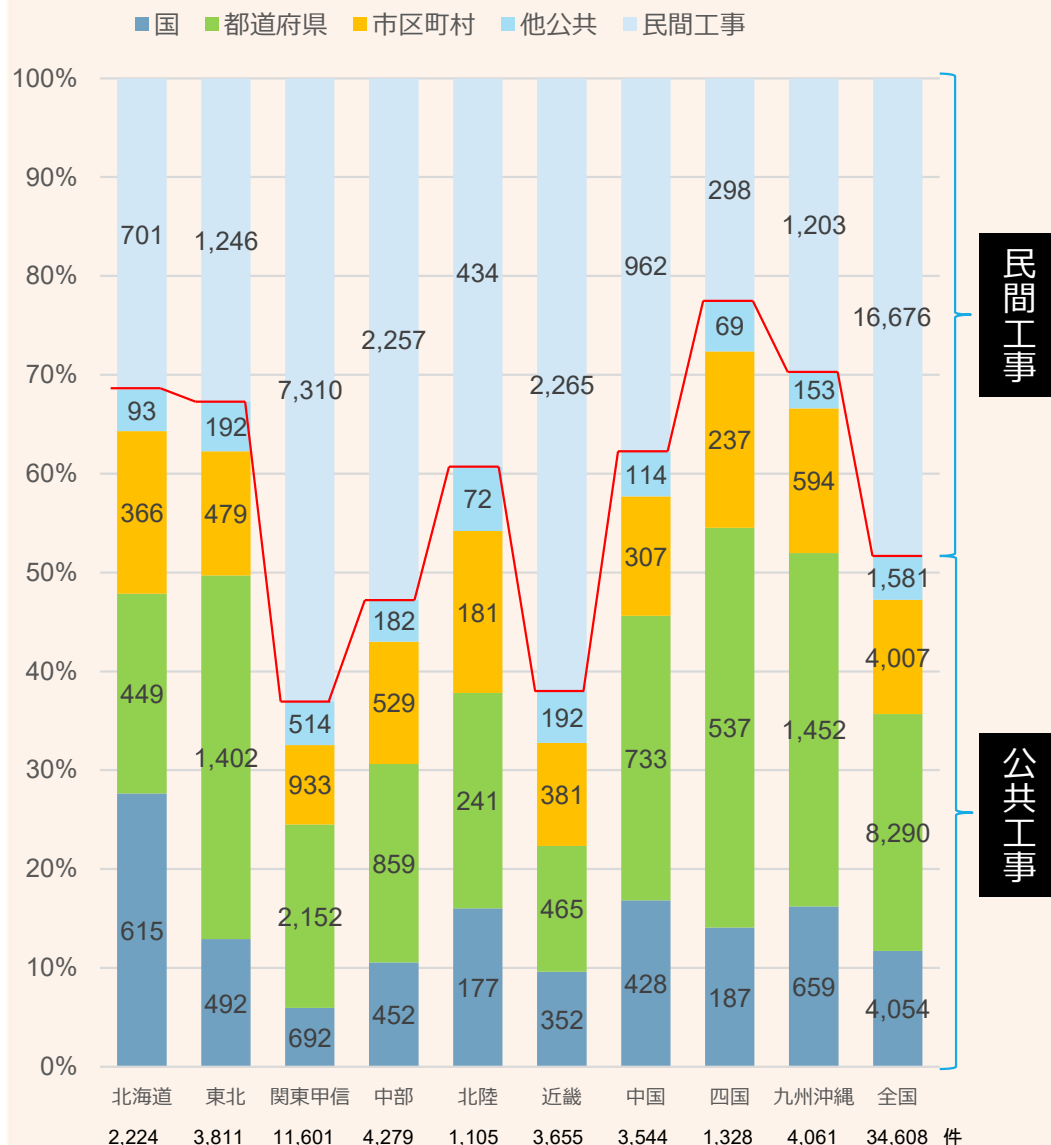
※5月は434万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

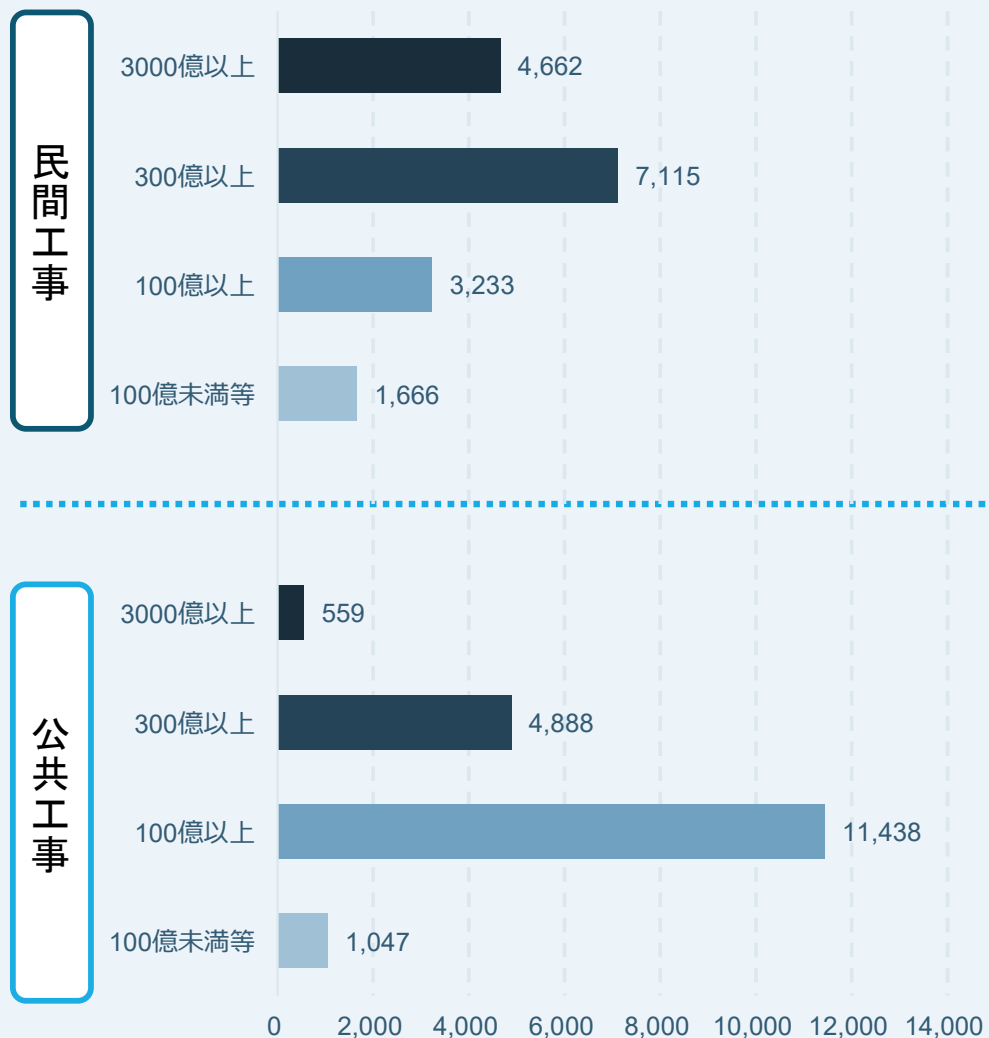
CCUS現場登録の状況（2023年度実績）

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

（参考）建設投資額見通し 公共：22.53兆円 民間：44.46兆円
国土交通省「令和4年度建設投資見通し」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、11,000現場弱が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、（2022年度登録分）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（＝完工高不明先）も含まれている
- ※ 地方区分は地方整備局等（沖縄は九州に包含）に準じた

出典：建設業振興基金データより、国土交通省調べ

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県**で実施予定。
- 都道府県発注工事は、**46都道府県**が**企業評価の導入等を表明**し、他の全ての県においても導入の検討を表明

※モデル工事の工事成績評定での加点(26都道府県)、総合評価における加点(21府県)、入札参加資格における加点(15県)、カードリーダー等費用補助(21道県)

都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況

【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定型と受注者希望型の2方式で実施

【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格8000万円以上が対象)等

【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で加点(試行)

【滋賀県】総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録と活用」を実施する場合に加点評価(試行)
※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点

評価実施
今後検討

【宮城県】全工事の成績評定及び総合評価において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望の推奨工事に位置づけ。うち20件程度に発注者指定の義務化工事を適用。また、総合評価方式において事業者登録を加点

【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式の公告案件で、CCUSの活用を加点項目に追加

【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、元請がCCUSに事業者登録している場合に「企業の施工能力」の項目として0.5点加点

【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

市町村発注工事でのモデル工事等の実施状況

●モデル工事等工事成績評定での加点:さいたま市、横浜市、名古屋市、岡山市、北九州市など
◎総合評価における加点:仙台市、さいたま市、浜松市、堺市、広島市、茅ヶ崎市、熊本市など
○入札参加資格での加点:川崎市、千葉市、相模原市、郡山市など

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等	都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県工事での評価等
北海道	●	●★	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	●◎
岩手県	●	●★	大阪府	●	◎
宮城県	●	●◎★	兵庫県	●	◎○
秋田県	●	◎○	奈良県	●	◎
山形県		★	和歌山県	●	○
福島県	●	●◎	鳥取県	●	◎★
茨城県	●	●	島根県	●	●◎★
栃木県	●	●◎	岡山県	●	●
群馬県	●	●◎○★	広島県	●	●◎
埼玉県	●	●○★	山口県	●	●
千葉県	●	●★	徳島県	●	●○★
東京都	●	●	香川県	●	◎★
神奈川県	●	◎★	愛媛県	●	●★
新潟県	●	○	高知県	●	○
富山県	●	★	福岡県	●	○★
石川県	●	○	佐賀県	●	★
福井県	●	●○	長崎県	●	◎
山梨県	●	◎	熊本県	●	●★
長野県	●	◎○	大分県	●	★
岐阜県	●	●★	宮崎県	●	●◎○★
静岡県	●	●◎○	鹿児島県	●	●◎
愛知県	●	○●	沖縄県	●	●
三重県	●	●★			

(令和6年4月11日現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※カードリーダー等の費用は発注者が負担
※北海道は0.5億～2.5億円

※赤字は令和6年4月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価等>

- モデル工事等工事成績評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリーダー等費用補助
- △ 検討中

※赤字は令和6年4月以降に導入を表明されたもの

「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

1. 概要

- 日本建設業連合会が表明した「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、関東地方整備局の発注工事において、建設業の労務賃金改善に関する取り組みを推進するため、総合評価方式や工事成績評定においてインセンティブを付与するモデル工事を試行。

2. 対象工事 : 当面、本通知以降に公告する一般土木工事（WTO対象工事で段階的選抜方式）を対象とする。

3. 試行内容

（1）総合評価方式における技術評価内容

① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- ・ **発注者**は、入札契約手続きの審査基準日までに、
入札・契約参加企業が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実を確認

② 労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書の確認

- ・ **発注者**は、入札・契約手続き参加企業から提出された誓約書を確認

①②の両方とも満たす場合

⇒ **加点：1点**

（2）工事成績評定（工事完成検査/成績評定時）

➤ 元請企業と下請企業間の見積書を確認

（下請金額3,500万円以上の1次下請を対象とし確認（数社を抜き取りで確認））

① 労務費（労務賃金）が内訳明示されていない場合

⇒ **減点** （落札者が総合評価方式の技術評価において加点された場合のみ）

② 見積書に加え注文書に労務費（労務賃金）が内訳明示されている場合

※ 工事完了検査時において「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できること

⇒ **加点** （受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において（2）②を満たす場合は加点対象とする）

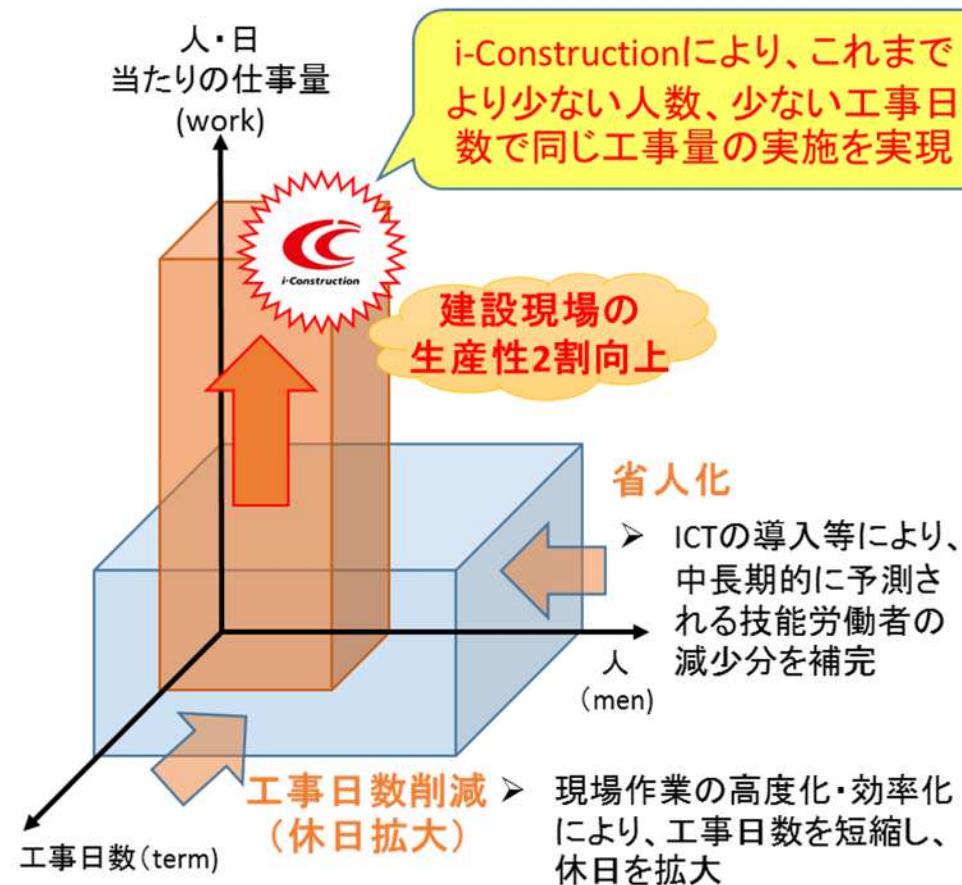
4. 実施状況 R2年度は21件の工事で公告。

R5年度も引き続き全国でモデル工事を発注。

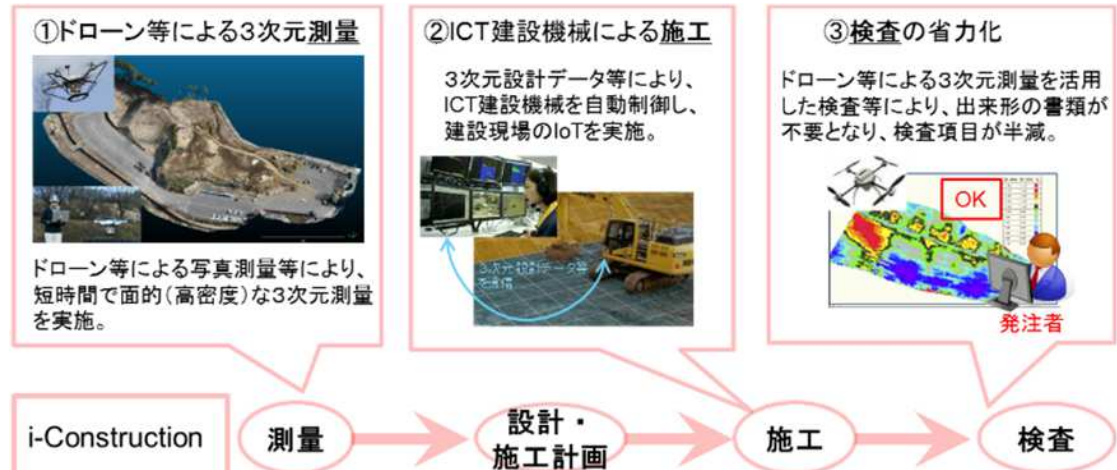
15. i-Constructionの取り組みについて

- 平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を**2025年度までに2割向上**を目指す方針が示された。
- この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、**測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐ**など、新たな建設手法を導入。
- これらの取組によって**従来の3Kのイメージを払拭**して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を**新3K(給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる)の魅力ある現場**に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】



平成28年9月12日未来投資会議の様子



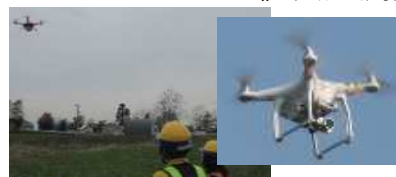
i-Construction トップランナー施策（H28～）

ICTの全面的な活用（ICT施工）

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための各種の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入 （コンクリート工の規格の標準化等）

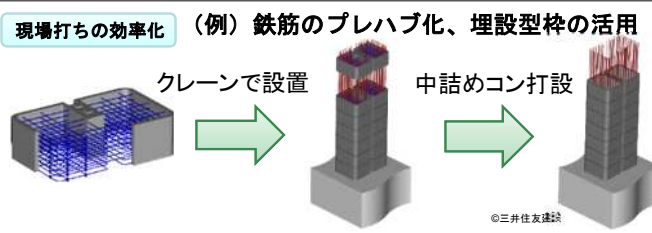
- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- 高流動コンクリートや鉄筋のプレハブ化およびプレキャストの適用範囲拡大などについてガイドラインを策定。
- 部材の規格（サイズ等）の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化

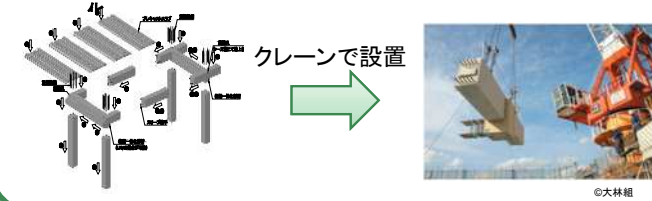
全体最適設計

工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

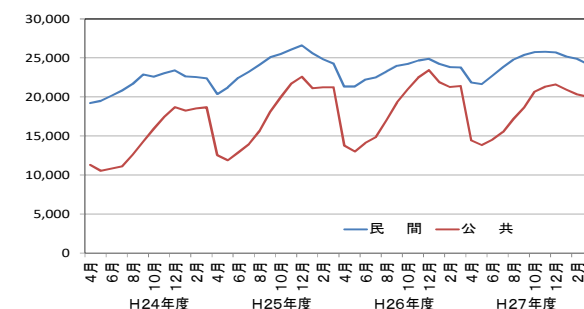


プレキャストの進（例）定型部材を組み合わせた施工



施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期（4～6月）に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



平準化

（工事件数） （i-Construction）



①ドローン等による3次元測量



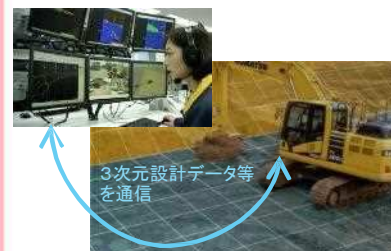
ドローン等による写真測量等により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。

②3次元測量データによる設計・施工計画



③ICT建設機械による施工

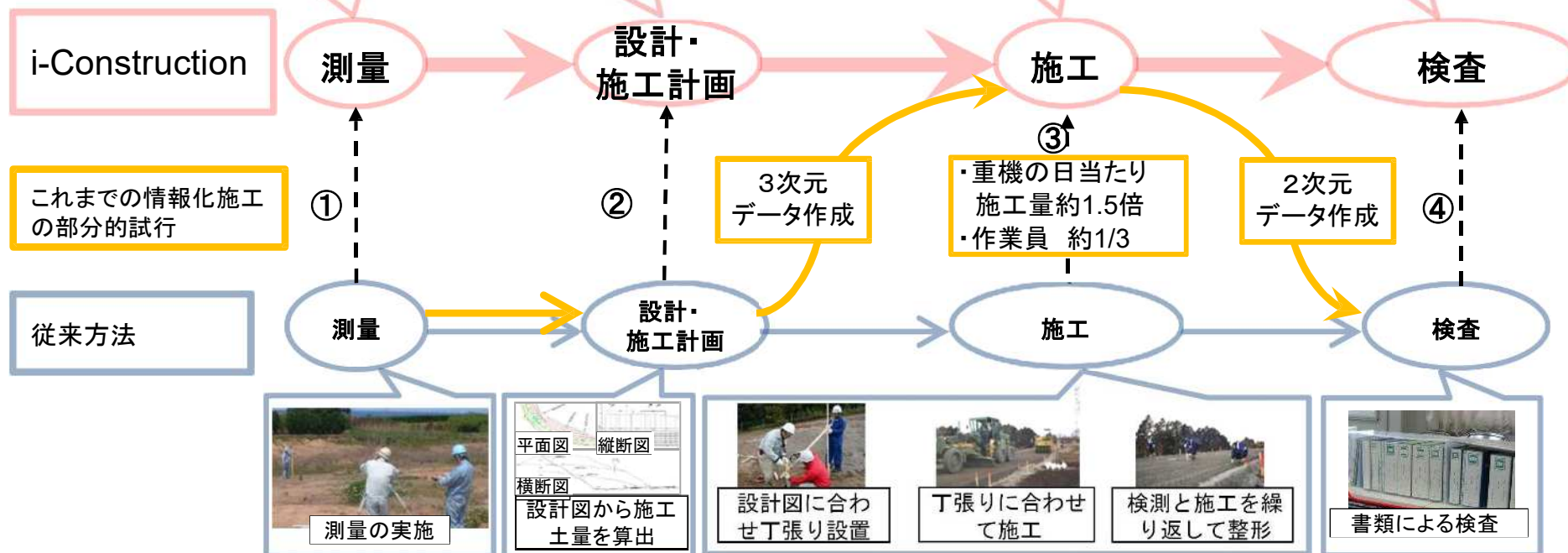
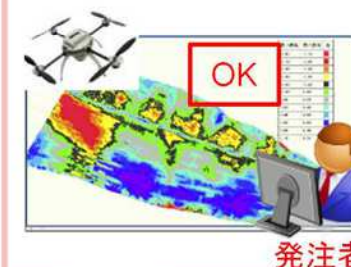
3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoT(*)を実施。



※IoT(Internet of Things)とは、様々なモノにセンサーなどが付され、ネットワークにつながる状態のこと。

④検査の省力化

ドローン等による3次元測量を活用した検査等により、出来形の書類が不要となり、検査項目が半減。



建設現場におけるICT活用の現状と課題

○施工や管理に3次元データ等を活用するICT活用工事では、直轄工事の実施件数は年々増加、土工における延べ作業時間が約3割縮減するなどの効果が表れている。

○一方、地域を地盤とするC、D等級※の企業は、ICT施工の経験割合が低く、普及拡大が必要。

※直轄工事においては、企業の経営規模等や、工事受注や総合評価の参加実績を勘案し、企業の格付け(等級)を規定

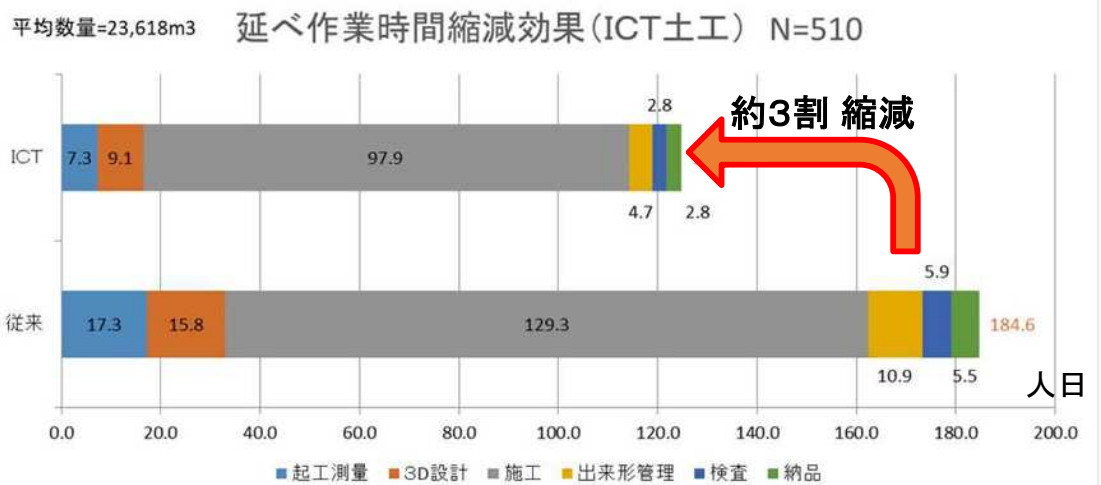
<ICT施工実施状況>

単位:件

工種	2016年度 [平成28年度]		2017年度 [平成29年度]		2018年度 [平成30年度]		2019年度 [令和元年度]		2020年度 [令和2年度]		2021年度 [令和3年度]		2022年度 [令和4年度]	
	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,675	960	2,246	1,799	2,420	1,994	2,313	1,933	2,072	1,790
舗装工	—	—	201	79	203	80	340	233	543	342	384	249	357	226
浚渫工(港湾)	—	—	28	24	62	57	63	57	64	63	74	72	55	55
浚渫工(河川)	—	—	—	—	8	8	39	34	28	28	42	41	23	22
地盤改良工	—	—	—	—	—	—	22	9	151	123	189	162	206	170
合計	1,625	584	2,175	912	1,947	1,104	2,397	1,890	2,942	2,396	2,685	2,264	2,379	2,064
実施率	36%		42%		57%		79%		81%		84%		87%	

※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協賛中)を含む件数を累計。
※複数工種を含む工事が存在するため、合計欄には重複を除いた工事件数を記載。
※直轄工事を除く。

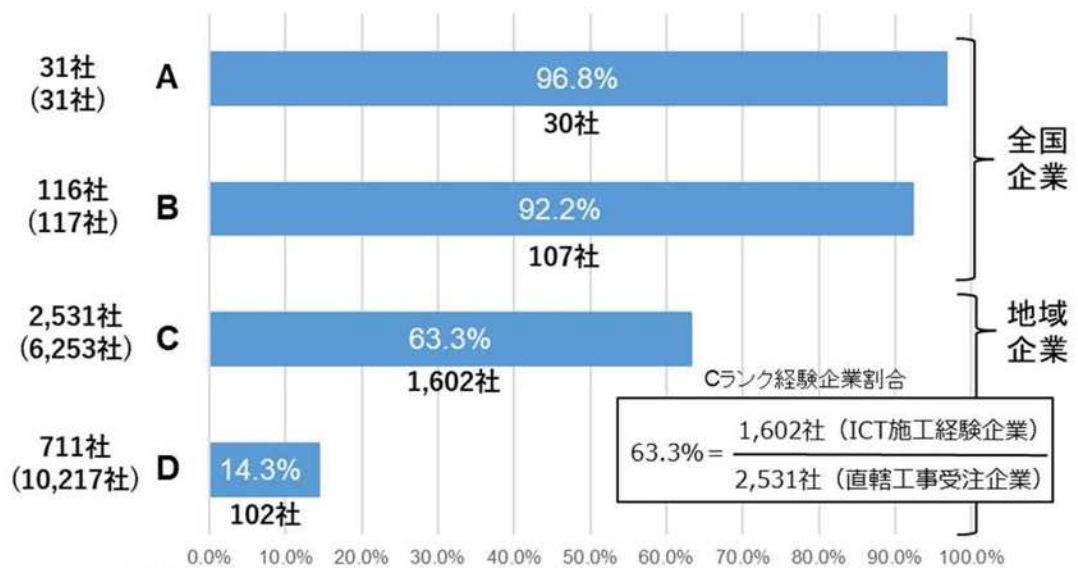
<ICT土工の効果>



- 活用効果は施工者へのアンケート調査結果(令和4年度)の平均値として算出。
- 従来の労務は施工者の想定値
- 各作業が平行で行われる場合があるため、工事期間の削減率とは異なる。

<ICT施工の経験企業の割合>

■一般土木工事の等級別ICT施工経験割合
(2016年度～2022年度の直轄工事受注実績に対する割合)



数値は等級毎の2016年度以降の
直轄工事を受注した業者数
() 内は一般土木の全登録業者数

- ・各地方整備局のICT活用工事実績リストより集計
- ・単体企業での元請け受注工事のみを集計
- ・北海道、沖縄は除く
- ・対象期間は2016年～
- ・業者東急は2021・2022資格者名簿より集計

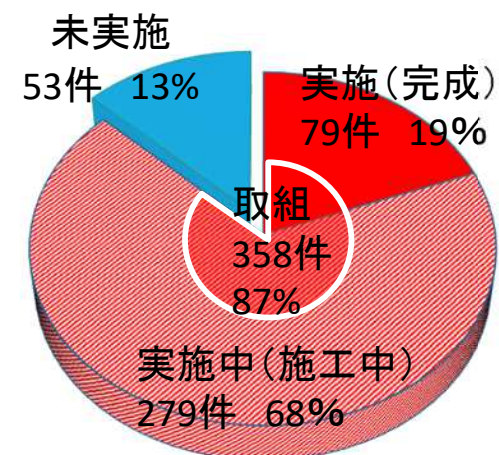
「ICT活用工事」の実施状況(九州地方整備局)

R5.5月末時点

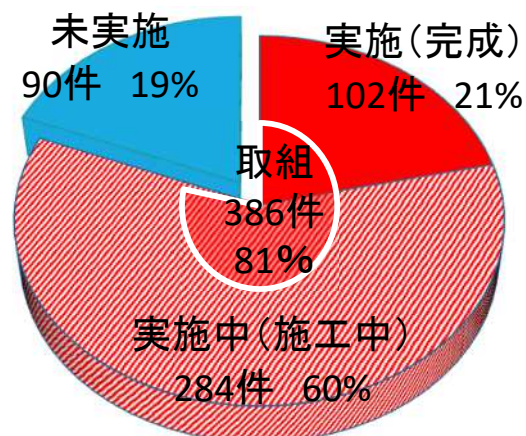
項 目	ICT土工			ICT舗装(路盤)		
契約年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4
①対象工事	432件	411件	476件	23件	15件	28件
①のうち発注者指定	2件	125件	125件	8件	0件	0件
②取組工事(予定含む)	359件	358件	386件	19件	11件	17件
実施率(②／①)	83%	87%	81%	83%	73%	61%

※工事件数は、当該年度に契約した件数(早期発注含む)
(例) R4は、R4年4月1日～R5年3月31日に契約した工事

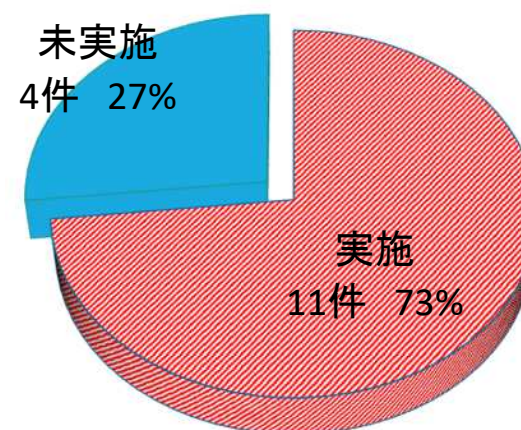
ICT土工(R3)



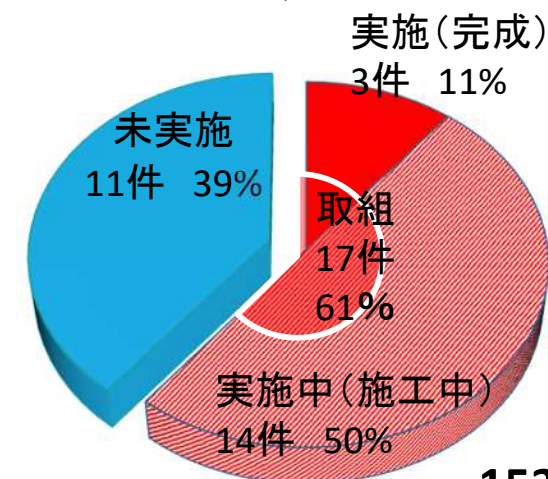
ICT土工(R4)



ICT舗装(R3)

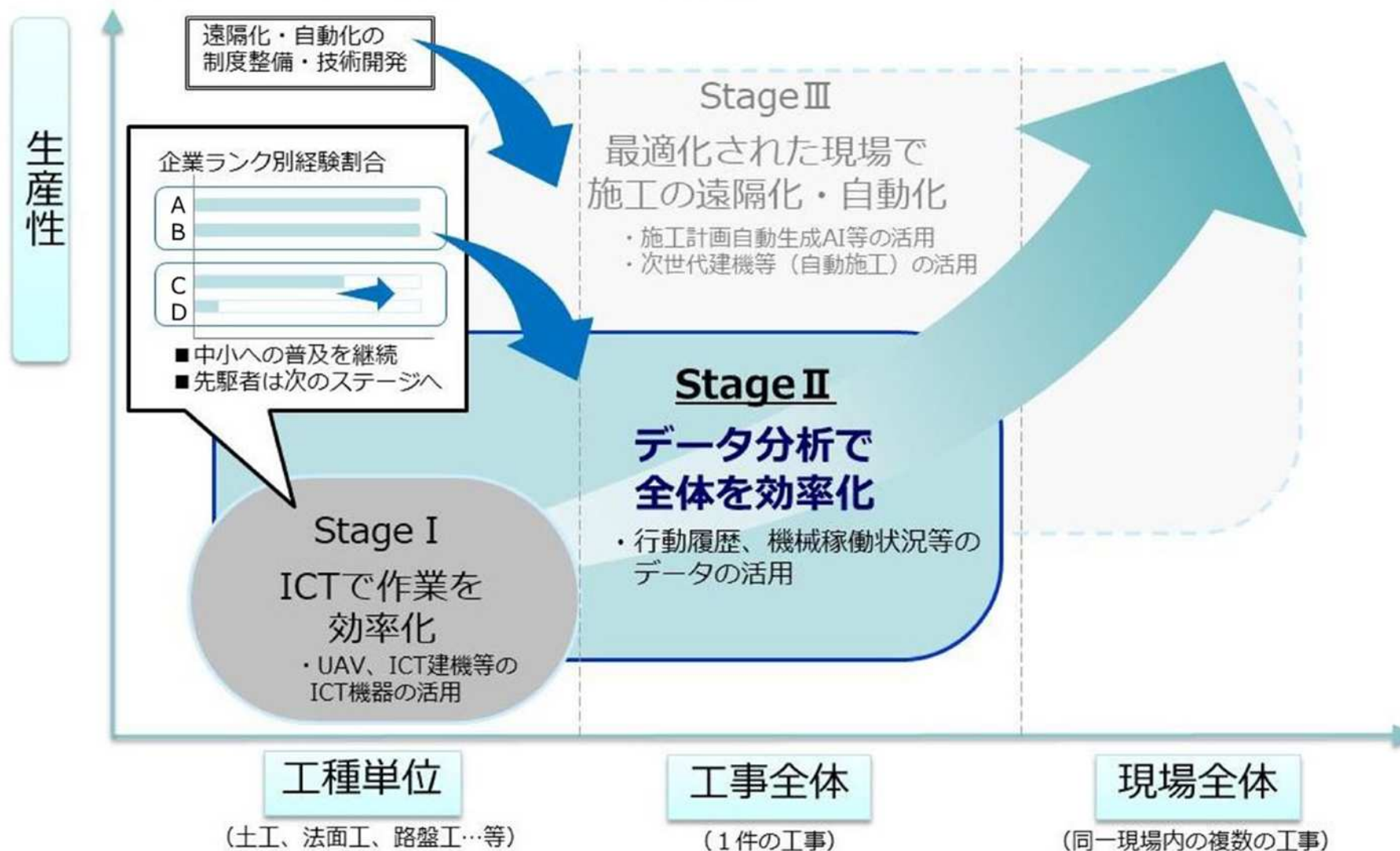


ICT舗装(R4)



ICT施工は、「作業の効率化」から「現場全体の効率化」へ

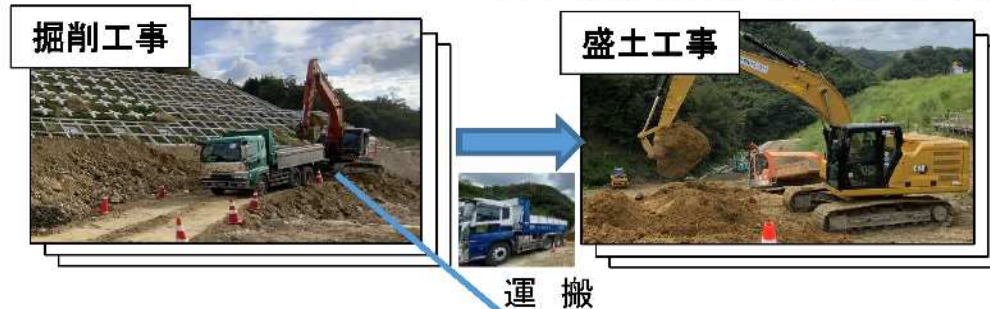
Stage II では、土工等の工種単位で作業を効率化するだけでなく、ICTにより現場の作業状況を分析し、工事全体の生産性向上を目指す



- 実工事において、機械の稼働データや映像データなどの現場データを活用し、現場マネジメントを高度化・精緻化する取り組みが存在。
- 今後、調査を踏まえ、ICT施工stage II の取り組みの導入・普及を図る。

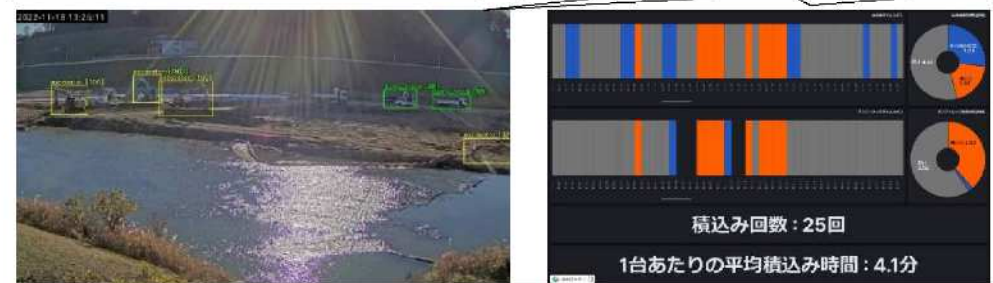
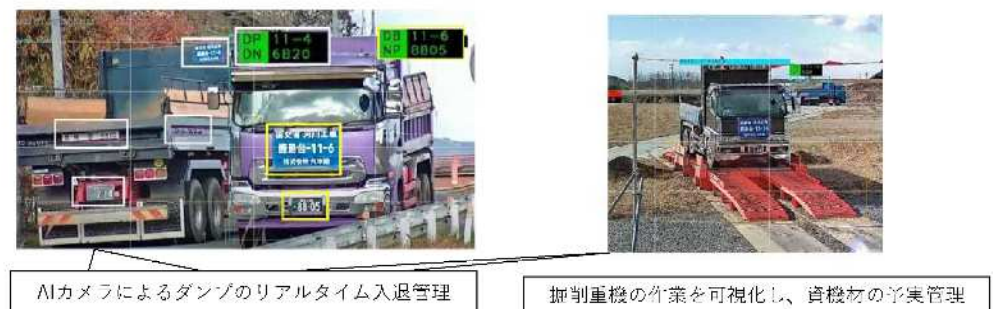
機械やダンプの稼働状況をリアルタイムで把握し、土量配分マネジメントに活用する事例

※中国地方整備局松江国道事務所 実施事例

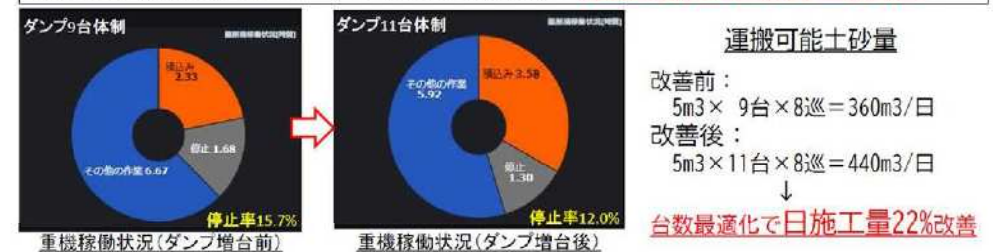


AIカメラによる映像データを活用し、資機材の予実管理や、ダンプのリアルタイム入退管理を実施する事例

※令和5年度インフラDX大賞受賞



- 作業着手後の日数経過に伴い、BH停止時間が増加していることを確認
- 作業手順定着に伴うダンプ待ちと判断し、**運搬台数を増(9台→11台)**



i-Constructionに関する工種拡大

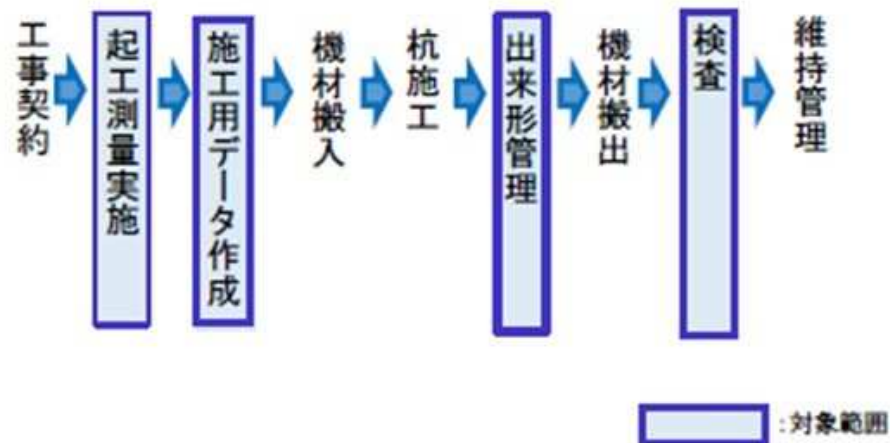
- 国交省では、ICTの活用のための基準類を拡充しており、令和3年度から構造物工へのICT活用を推進。令和6年度から既成杭工（鋼管ソイルセメント杭工）の適用を開始
- 中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事への更なる適用拡大を推進し、令和6年度から付帯道路施設工、電線共同溝工の適用を開始

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ICT土工								
	ICT舗装工（平成29年度：アスファルト舗装、平成30年度：コンクリート舗装）							
	ICT浚渫工（港湾）							
		ICT浚渫工（河川）						
			ICT地盤改良工（令和元年度：浅層・中層混合処理、令和2年度：深層混合処理）					
			ICT法面工（令和元年度：吹付工、令和2年度：吹付法砕工）					
			ICT付帯構造物設置工					
				ICT舗装工（修繕工）				
				ICT基礎工・ブロック据付工（港湾）				
					ICT構造物工 （橋脚・橋台） （基礎工（既製杭工）） （基礎工（矢板工）） （基礎工（場所打杭工）） （橋梁上部）			・基礎工（既成杭工）拡大 （鋼管ソイルセメント杭）
					ICT海上地盤改良工（床掘工・置換工）			
						ICT擁壁工		
						小規模工事へ拡大 （小規模土工）		・付帯道路施設工等 ・電線共同溝工
				民間等の要望も踏まえ更なる工種拡大				

ICT構造物工(基礎工)の適用拡大

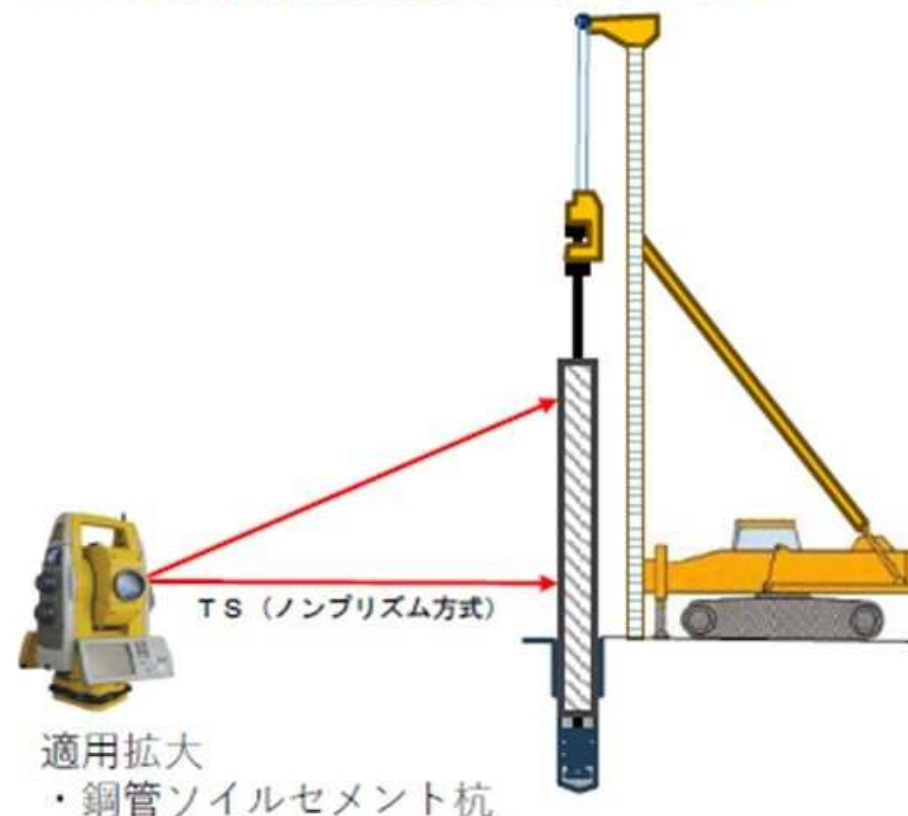
- 構造物工(基礎工)に適用できるICT施工の種別を拡大する。ICT施工により杭芯位置等の出来形計測の作業時間を短縮するとともに、出来形データを活用して維持管理分野の効率化を図る。
- 令和4年度から基礎工に矢板工・既製杭工の適用を開始
- 令和5年度は、鋼管ソイルセメント杭において施工履歴データを活用した出来形管理手法の検討を実施し、令和6年度からの本運用を開始。

施工フロー



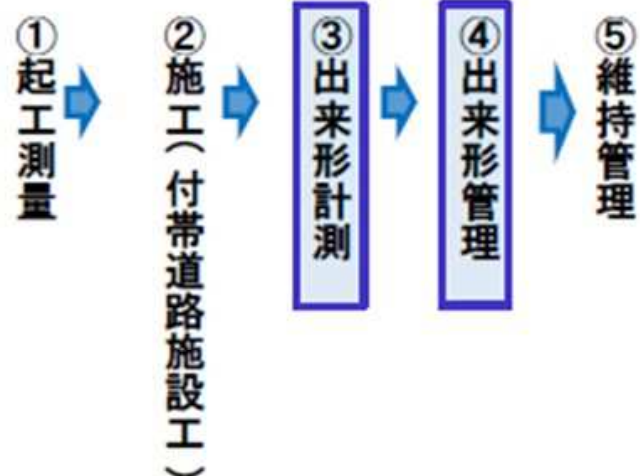
イメージ

●3次元計測技術を活用した出来形管理



- 令和4年度にモバイル端末を用いた出来形管理する要領(試行案)を作成
- 令和5年度はモバイル端末に加え、TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理手法の要領化を検討し、令和6年度からの本運用を開始

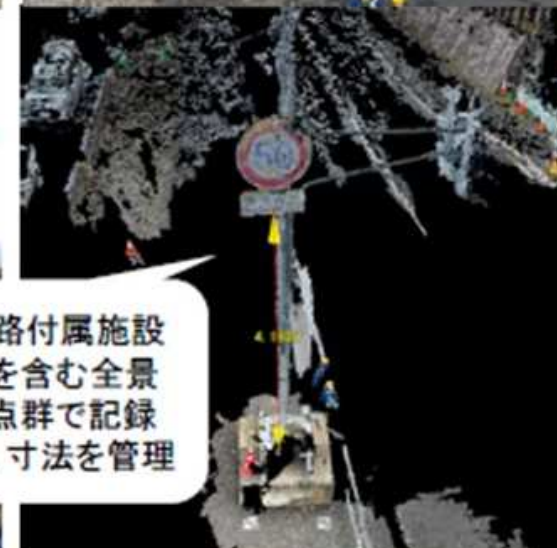
施工フロー



対象範囲

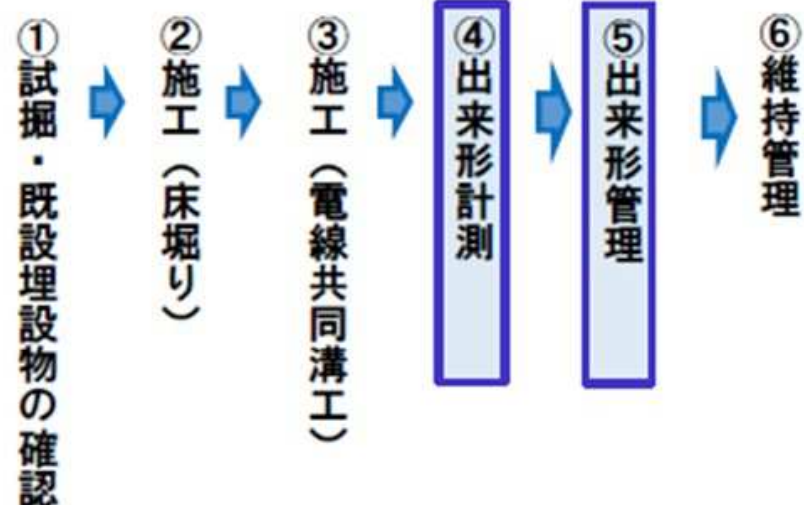
フローで囲みがないものは従来手法を想定

イメージ



- 令和4年度にモバイル端末を用いた出来形管理する要領(試行案)を作成
- 令和5年度はモバイル端末に加え、TS等光波方式、TS(ノンプリズム方式)、RTK-GNSSを用いた出来形管理手法の検討を実施し、令和6年度からの本運用を開始

施工フロー



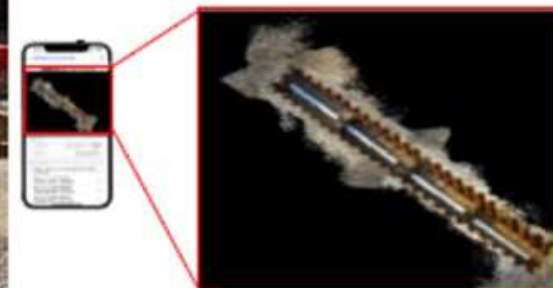
:対象範囲

フローで囲みがないものは従来手法を想定

イメージ



(モバイル端末の計測成果)



(TS等光波方式の計測成果)



(RTK-GNSSの計測成果)



ICT施工における積算基準の当面の運用

- ICT施工において、3次元座標値による出来形管理や3次元データ納品等に要する経費については、令和2年度より、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じることで計上している。
- その後、地域を地盤とする一般土木C、D等級企業での取組が拡大しているほか、3次元座標値による出来形管理等の内製化も進んでいる。
- **より実態に即した積算となるよう、当面、補正係数により算出される金額と見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする。**



現行

項目	計上項目	積算方法
① 3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収 による積上げ
② 3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収 による積上げ
③ ICT建機施工	直接工事費	損料または賃料
③ (保守点検)	共通仮設費	算定式 による積上げ
③ (システム初期費)	共通仮設費	定額 による積上げ
④ 3次元出来形管理	共通仮設費	補正係数の設定
⑤ 3次元データ納品	共通仮設費	
その他 外注経費等	現場管理費	補正係数の設定

共通仮設費
補正
現場管理費
補正

1.2
1.1

当面の運用改善

積算方法
見積徴収 による積上げ
見積徴収 による積上げ
損料または賃料
算定式 による積上げ
定額 による積上げ
当面、補正係数により算出される金額と、見積りとを比較し、適切に費用を計上する運用とする。

「ICT活用工事」に関する工事成績の加点評価

○主任技術評価官の加点評価

対象工事：令和5年4月1日以降に入札契約手続きを開始する工事

(審査項目別運用表 主任技術評価官 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」
での加点点数

- 1) ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**全ての**段階でICTを活用した工事。
※本項目は2点の加点とする。
- 2) ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの**何れかの**段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）
※本項目は1点の加点とする。

①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工（法面工、擁壁工、基礎工、構造物工は該当なし）
④3次元出来形管理等の施工管理（小規模土工は該当なし） ⑤3次元設計データの納品

○ICT活用工事（土工※1、2）の場合

- 1) ②④⑤の段階を実施した場合 1点加点
- 2) ①から⑤の全ての段階を実施 2点加点

○ICT活用工事（土工1000m³未満）の場合

- 1) ①から⑤の全ての段階を実施 1点加点
- 2) 1)に加え出来形計測を面計測で実施し電子納品を行った場合 1点加点

○ICT活用工事（小規模土工）の場合

- 1) ①から⑤の全ての段階を実施（④は該当なし） 1点加点

○ICT活用工事（法面工、擁壁工、地盤改良工、基礎工、河川浚渫、舗装工※2 構造物工（橋梁上部工、橋脚・橋台）の場合

R6.4.1「コンクリート堰堤工」を追加

- 1) ⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点
- 2) ①から⑤の全ての段階を実施 2点加点

○ICT活用工事（舗装工（修繕工））

- 1) ⑤(必須)に加え、①から④うち1つ以上の段階を実施した場合 1点加点
- 2) ①②⑤の段階を実施
又は①②を実施した上で、**3次元MCの路面切削機の活用**がなされた場合 2点加点

関連施工種
(単独での発注は行わない)
※1 作業土工（床掘）
※2 付帯構造物設置工

ICT活用工事【土工】の実施方針 (令和5年度入札契約の工事)

土工(対象工種)を含む工事

土工量(※1)が
1,000m3以上

No

ICT活用工事【土工1000m3未満, 小規模土工】

Yes

予定価格が
3.0億円以上

Yes

No

予定価格が
0.6億円以上
かつ
土工量(※1)が
10,000m3以上

No

土工量(※1)が
5,000m3以上

Yes

【施工者希望 I 型】

- (1) 総合評価で**加点評価する**
- (2) 工事成績で**加点評価する**
《①から⑤の段階で活用した場合》
- (3) 必要経費は**変更計上する**

【施工者希望 II 型】

- (1) 総合評価の**対象としない**
- (2) 工事成績で**加点評価する**
- (3) 必要経費は**変更計上する**

【発注者指定型】

- (1) 総合評価の**対象としない**
- (2) 工事成績で**加点評価する**
《①から⑤の段階で活用した場合》
- (3) 必要経費は**当初設計で計上**

「ICT活用(土工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※発注者指定型: ①から⑤の全ての段階で実施
※施工者希望型: ②④⑤は必須
①③は選択式(簡易型ICT活用工事)

(1) 総合評価の加点評価

①から⑤の全ての段階で
実施する場合 : 1点又は2点
上記以外 : 0点

(2) 工事成績の加点評価

②④⑤を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合: 2点

※発注者指定型、施工者希望 I 型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

土工量(※1)

・施工箇所が点在する場合は、**1箇所の現場数量で判断**
(発注者指定にならない例) A地区 4,000m3、B地区7,000m3の工事

ICT活用工事【土工】の実施方針

(令和6年度以降入札契約の工事)

土工(対象工種)を含む工事

土工量(※1)が
1,000m³以上

No

ICT活用工事【土工1000m³未満, 小規模土工】

Yes

予定価格が
3.0億円以上

No

Yes

土工量(※1)が
5,000m³以上

No

Yes

【施工者希望Ⅰ型】

- (1) 総合評価で加点評価する
- (2) 工事成績で加点評価する
《①から⑤の段階で活用した場合》
- (3) 必要経費は変更計上する

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
- (3) 必要経費は変更計上する

【発注者指定型】

- (1) 総合評価の対象としない
- (2) 工事成績で加点評価する
《①から⑤の段階で活用した場合》
- (3) 必要経費は当初設計で計上

「ICT活用(土工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※発注者指定型: ①から⑤の全ての段階で実施
※施工者希望型: ②④⑤は必須
①③は選択式(簡易型ICT活用工事)

(1) 総合評価の加点評価

①から⑤の全ての段階で
実施する場合 : 1点又は2点
上記以外 : 0点

(2) 工事成績の加点評価

②④⑤を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

※発注者指定型、施工者希望Ⅰ型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

土工量(※1)

・施工箇所が点在する場合は、**1箇所の現場数量で判断**
(発注者指定にならない例) A地区 4,000m³、B地区7,000m³の工事

土工(対象工種)を含む工事

ICT土工における関連施工種
(ICT作業土工(床掘)単独で
の発注は行わない)

「ICT活用(作業土工(床掘))工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT
施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

ICT活用工事(土工)実施要領による。

※令和6年度以降はICT活用工事(土工)での
総合評価の加点評価は実施しない

(2) 工事成績の加点評価

ICT活用工事(土工)実施要領による。

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、
実施した段階があれば、その費用は変更契約
の対象とする。

土工1000m³未満(対象工種)を含む工事

土工量が
100m³程度

No

Yes

ICT活用工事【小規模土工】

【施工者希望型Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(土工1000m³未満)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

※施工者希望型: ②④⑤は必須
①③は選択式(簡易型ICT活用工事)

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

①から⑤の全ての段階で実施した場合: 1点
※出来形計測を面計測で実施し電子納品を行った場合、更に1点(最大2点の加点)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

小規模土工(対象工種)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(小規模土工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

①から⑤の全ての段階で実施した場合: 1点
(④は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

法面工(対象工種)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で加点評価する

(3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(法面工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ⑤(必須)に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点
(③は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

付帯構造物設置工(対象工種)を含む工事

ICT土工及びICT舗装工
における関連施工種
(付帯構造物設置工単独で
の発注は行わない)

「ICT活用(付帯構造物設置工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT
施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

ICT活用工事(土工)実施要領による。

※令和6年度以降はICT活用工事(土工)での
総合評価の加点評価は実施しない

(2) 工事成績の加点評価

ICT活用工事(土工)実施要領による。

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、
実施した段階があれば、その費用は変更契約
の対象とする。

擁壁工を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(擁壁工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ⑤(必須)に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点
(③は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

地盤改良工(対象工種)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(地盤改良工)工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ⑤(必須)に加え①②③④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

基礎工（矢板工、既製杭工、場所打杭工）を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用（基礎工）工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

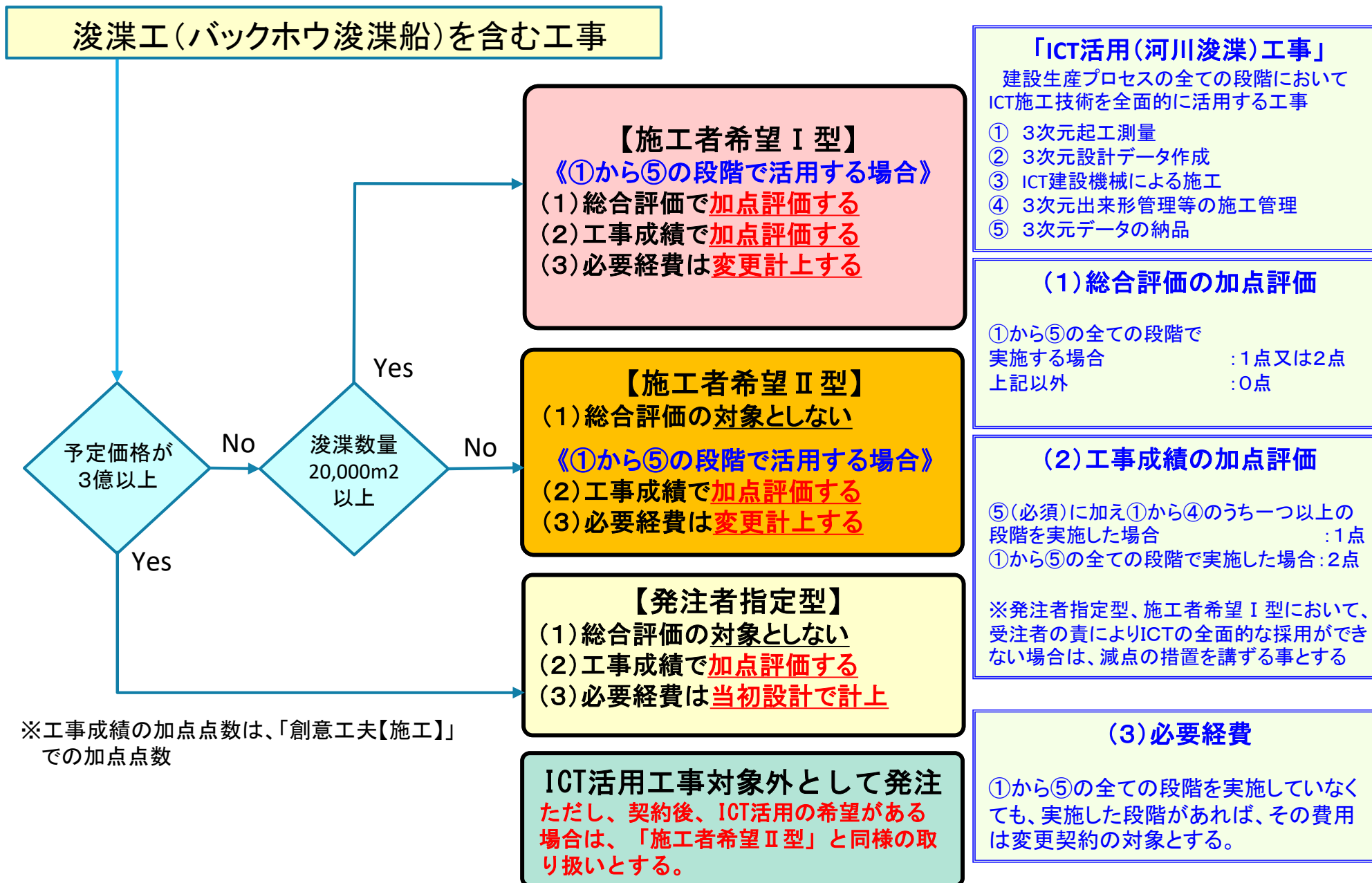
(2) 工事成績の加点評価

- ⑤（必須）に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合：1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合：2点
（③は該当なし）

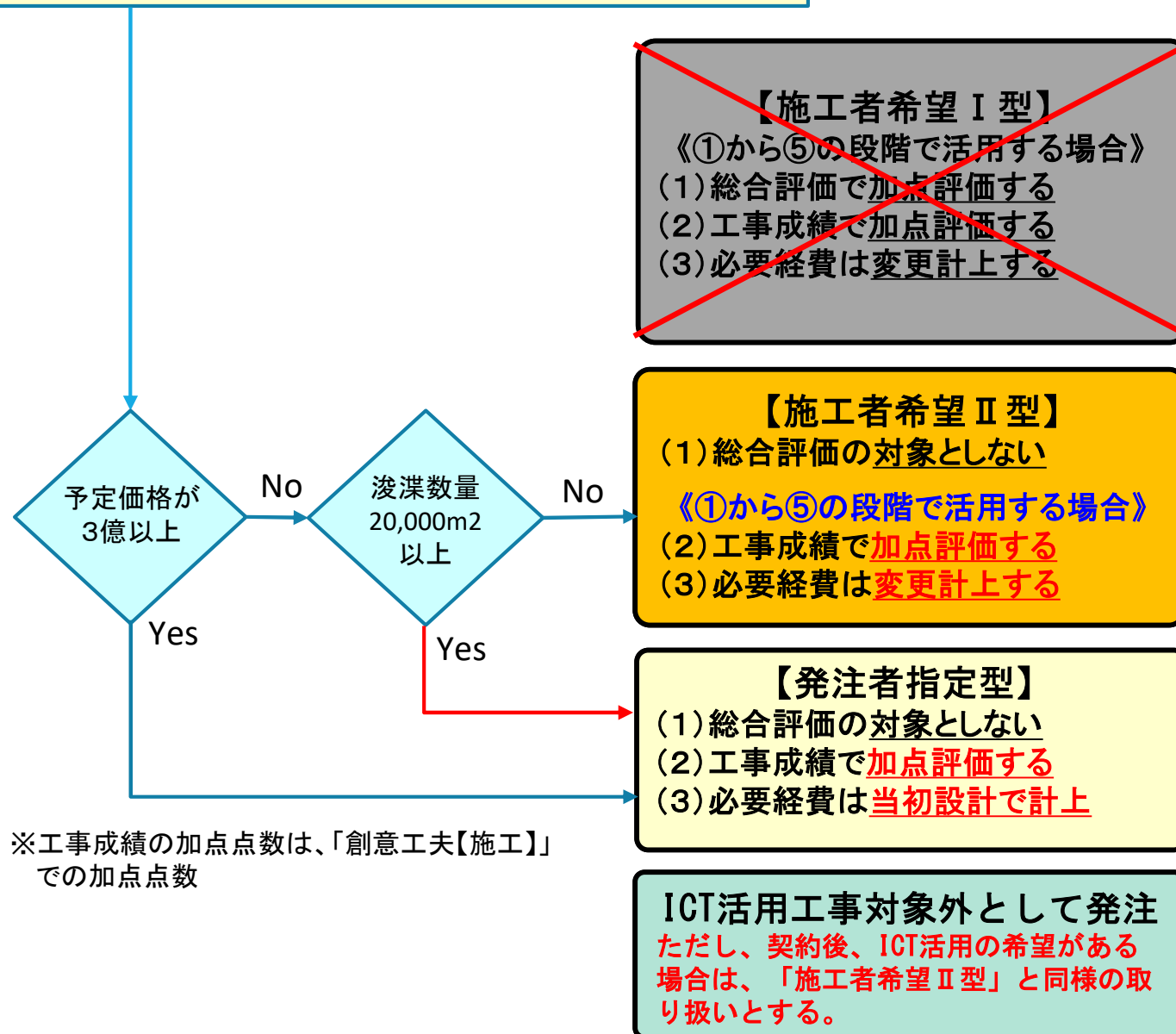
※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。



浚渫工（バックホウ浚渫船）を含む工事



「ICT活用（河川浚渫）工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

①から⑤の全ての段階で実施する場合 : 1点又は2点
上記以外 : 0点

(2) 工事成績の加点評価

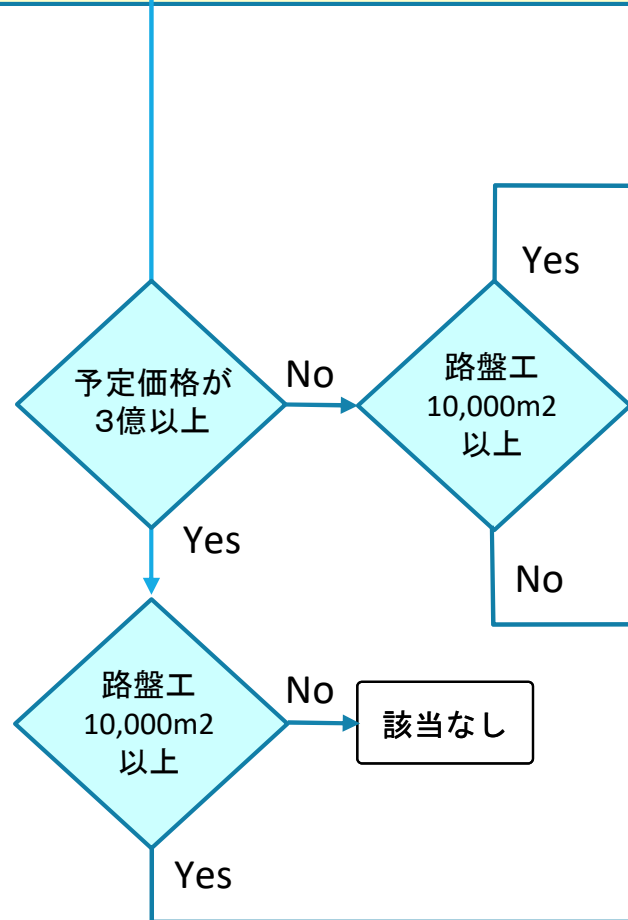
⑤（必須）に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

※発注者指定型、施工者希望Ⅰ型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

路盤工を含む新設のAs舗装、Co舗装工事



※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

【施工者希望 I 型】
《①から⑤の段階で活用する場合》
(1) 総合評価で**加点評価する**
(2) 工事成績で**加点評価する**
(3) 必要経費は**変更計上する**

【施工者希望 II 型】
(1) 総合評価の**対象としない**
《①から⑤の段階で活用する場合》
(2) 工事成績で**加点評価する**
(3) 必要経費は**変更計上する**

【発注者指定型】
(1) 総合評価の**対象としない**
(2) 工事成績で**加点評価する**
(3) 必要経費は**当初設計で計上**

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望 II 型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(舗装工)工事」
建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

①から⑤の全ての段階で実施する場合 : 1点又は2点
①から⑤の一部または全ての段階で実施しない場合 : 0点

(2) 工事成績の加点評価

⑤(必須)に加え①②③④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点

※発注者指定型、施工者希望 I 型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

切削オーバーレイ、路面切削工を含む工事

切削OR
10,000m2
以上

Yes

No

【施工者希望Ⅰ型】

《①から⑤の段階で活用する場合》

- (1) 総合評価で**加点評価する**
- (2) 工事成績で**加点評価する**
- (3) 必要経費は**変更計上する**

【施工者希望Ⅱ型】

- (1) 総合評価の**対象としない**

《①から⑤の段階で活用する場合》

- (2) 工事成績で**加点評価する**
- (3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注
ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

(1) 総合評価の加点評価

- ①②⑤の全ての段階で実施する場合 : 2点
- ①②⑤の一部または全ての段階で実施しない場合 : 0点

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

「ICT活用(舗装工(修繕工)工事)」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工(施工管理システム)
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品
- ※③④は選択式

(2) 工事成績の加点評価

⑤(必須)に加え①から④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点

①②⑤の段階で実施した場合 : 2点

①②を実施した上で、ICT建機として3次元MC路面切削機の活用がなされた場合 : 2点

※施工者希望Ⅰ型において、受注者の責によりICTの全面的な採用ができない場合は、減点の措置を講ずる事とする

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

橋梁上部工(鋼橋上部、コンクリート橋上部)を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で加点評価する

(3) 必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(構造物工(橋梁上部工))工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ⑤(必須)に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点
(③は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

RC橋脚工、橋台工を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

(1) 総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

(2) 工事成績で**加点評価する**

(3) 必要経費は**変更計上する**

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用(構造物工(橋脚・橋台))工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

(1) 総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

(2) 工事成績の加点評価

- ⑤(必須)に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合 : 1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合 : 2点
(③は該当なし)

※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

(3) 必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

コンクリート堰堤工（対象工種）を含む工事

【施工者希望Ⅱ型】

（1）総合評価の対象としない

《①から⑤の段階で活用する場合》

（2）工事成績で加点評価する

（3）必要経費は変更計上する

ICT活用工事対象外として発注

ただし、契約後、ICT活用の希望がある場合は、「施工者希望Ⅱ型」と同様の取り扱いとする。

「ICT活用（コンクリート堰堤工）工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

（1）総合評価の加点評価

総合評価の対象としない

（2）工事成績の加点評価

- ⑤（必須）に加え①②④のうち一つ以上の段階を実施した場合：1点
①から⑤の全ての段階で実施した場合：2点
（③は該当なし）

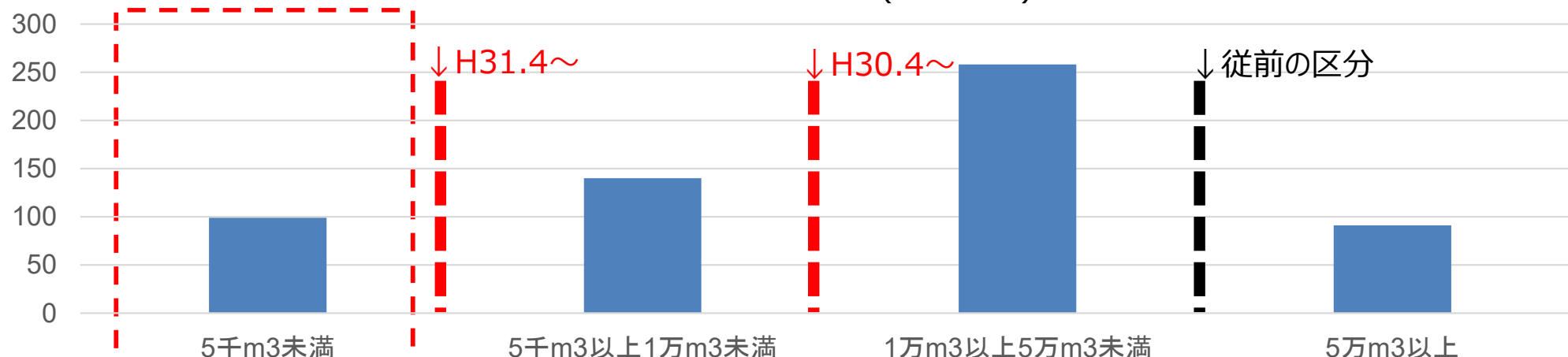
※工事成績の加点点数は、「創意工夫【施工】」での加点点数

（3）必要経費

①から⑤の全ての段階を実施していなくても、実施した段階があれば、その費用は変更契約の対象とする。

- 現場条件により、標準のICT施工機械（クローラ型山積0.8m³）が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。

施工土量別の工事件数(H30年度)

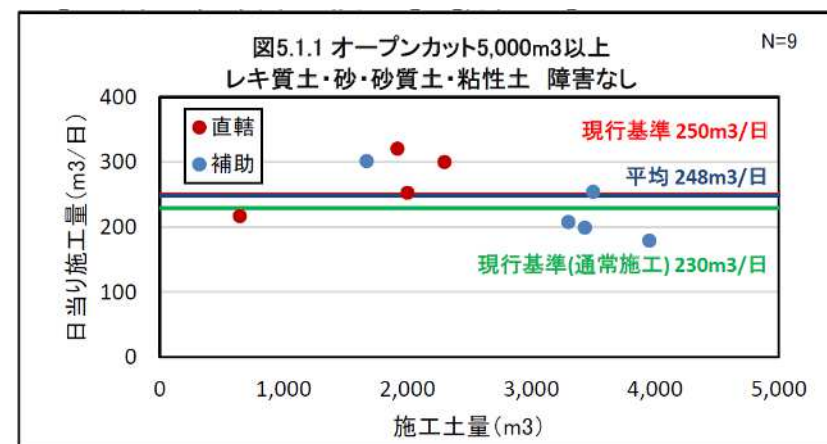


日当り施工量 【レキ質土・砂・砂質土・粘性土】× 【障害なし】	250m ³ /日	290m ³ /日	350m ³ /日	550m ³ /日
---------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

現場条件により、標準のICT施工機械※よりも
**規格の小さい施工機械を用いる場合は、
標準積算によらず見積りを活用**

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m³未満の工事
における日当たり施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m³



「ICT活用工事」の証明書発行について(九州・沖縄ブロック)

- ICT活用工事の普及・拡大のため、ICTを活用した工事に**証明書の発行(引続き発行)**
- 九州・沖縄ブロック土木部長等会議の合意事項(令和2年3月)で、九州・沖縄ブロックにおける**国・県及び政令市で共通様式を用いる**

ICT活用証明書

令和〇〇年〇月〇日

株式会社〇〇
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 印

ICT活用証明書

下記工事について、ICTの実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇地区道路改良工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

ICT実施内容(実施した内容に、■を附している)

- ☐ 3次元測量
- ☐ 3次元設計データ作成
(☐ 3次元設計データを発注者が貸与)
- ☐ ICT建機による施工(実施工種:〇〇工、〇〇工)
- ☐ 3次元測量管理等の施工管理(実施工種:〇〇工、〇〇工)
- ☐ 3次元データの納品(実施工種:〇〇工、〇〇工)

証明書については、**国・県及び政令市が共通様式**を用いることで総合評価等において各機関の工事实績を**相互に活用**することが可能

※九州地方整備局は、**土工に限らず**他の工種でもICTを実施した場合、証明書を発行

記者発表資料



記者発表資料

働き方改革推進に向け九州・沖縄の新たな目標を設定
～ 工事関係書類の統一化、ICT土工と週休2日の証明書発行など ～

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者としても建設業の働き方改革を加速化させることは急務となっています。

九州・沖縄ブロック土木部長等会議メンバーである九州地方整備局、沖縄総合事務局、県及び政令市は、昨年3月に、全国初の取組として「ICT活用工事(土工)」と「週休2日工事」の共通目標を定め、働き方改革推進に向け取り組んでいるところです。

今般、令和2年度の目標として、『工事関係書類の統一化』を新たに定めるとともに、『ICT活用工事(土工)』と『週休2日工事』に**証明書発行や統一現場閉所日の設定を追加**することとしました。

これらの取組の強化により、九州・沖縄ブロックが一丸となって建設業の働き方改革、ひいては将来の担い手確保に向けた更なる取組を強力に推進します。

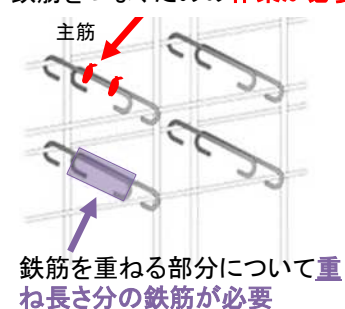
- 現場打ち、コンクリートプレキャスト(工場製品)それぞれの特性に応じ、施工の効率化を図る技術の普及により、コンクリート工全体の生産性向上を図る

施工の効率化を図る技術・工法の導入

- 各技術を導入・活用するためのガイドラインを整備することで、これら**技術の普及・促進を図る**
⇒ H28は「機械式鉄筋定着工法」等のガイドラインを策定
⇒ 機械式鉄筋定着工法の採用により、**鉄筋工数・工期が従来比で1割程度削減**

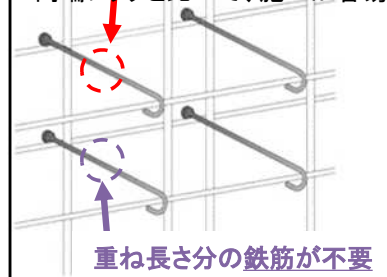
従来施工

鉄筋をつなぐための**作業が必要**



機械式定着工法

作業が**不要**
両端フックと比べて、施工が容易



策定したガイドライン

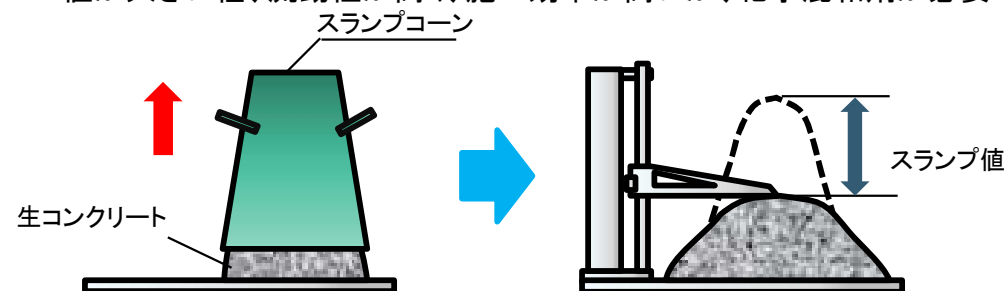
技 術 ・ 工 法	策定期間
機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	H28.7策定
現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン	H29.3策定
流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	H29.3策定
コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	H30.6策定
コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	H30.6策定
プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	H31.1策定

コンクリート打設の効率化

- コンクリート打設の効率化を図るため、個々の構造物に適したコンクリートを利用出来るよう、発注者の規定(※スランプ値規定)の見直し
⇒ **時間当たりのコンクリート打設量が約2割向上、作業員数で約2割の省人化**

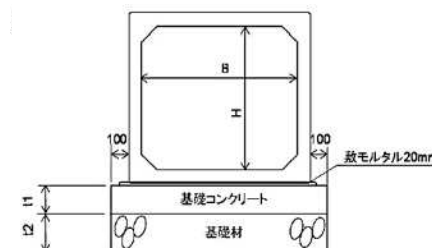
(※)スランプ値

- ・コンクリートの軟らかさや流動性の程度を示す指標
- ・値が大きい程、流動性が高く、施工効率が高いが、化学混和剤が必要



プレキャストの活用

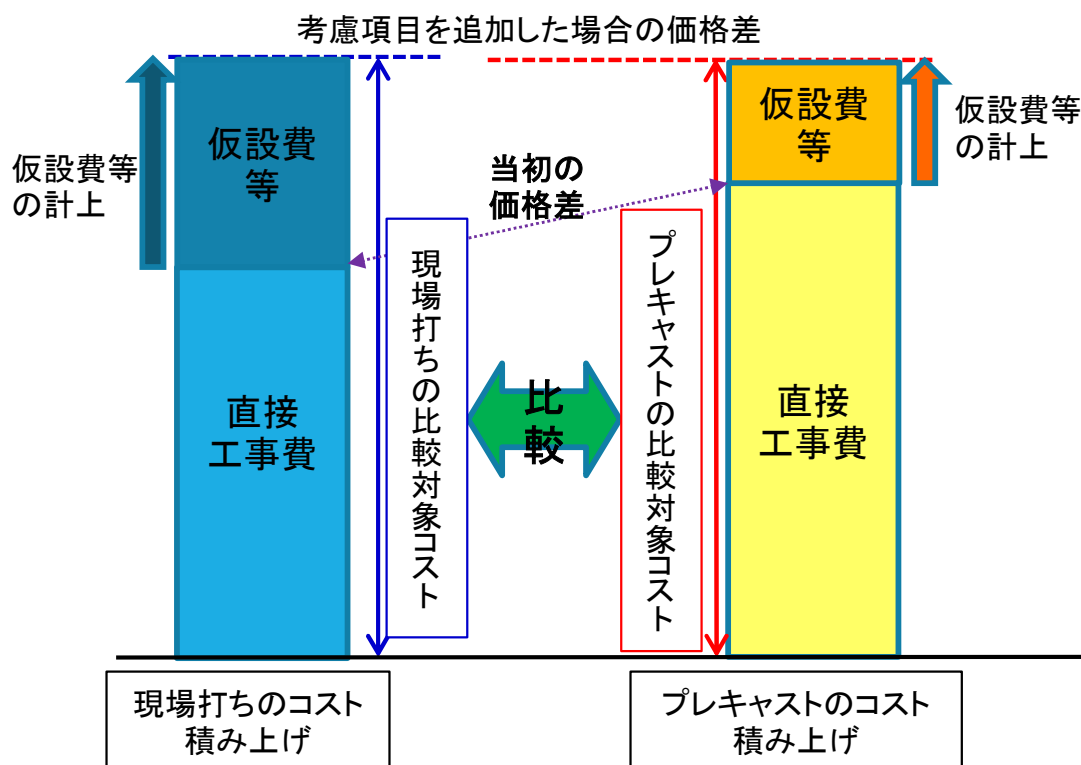
- プレキャストを活用する際、標準的な仕様を定めた要領を活用し、設計の効率化等を図る
(L型擁壁、側溝、ボックスカルバート)



- 直接工事費だけでなく、工期短縮効果などの効果も含めて技術・工法を評価できるよう、仮設費用等も考慮してコスト比較を実施し、採用を検討する。

【考慮すべき項目】

- 直接工事費
- 仮設費用（土留め工等損料、冬期施工時の雪寒仮囲い、水替え費）
- 交通規制費用（交通誘導警備員）
- 土砂等処分費用、等



【検討例】



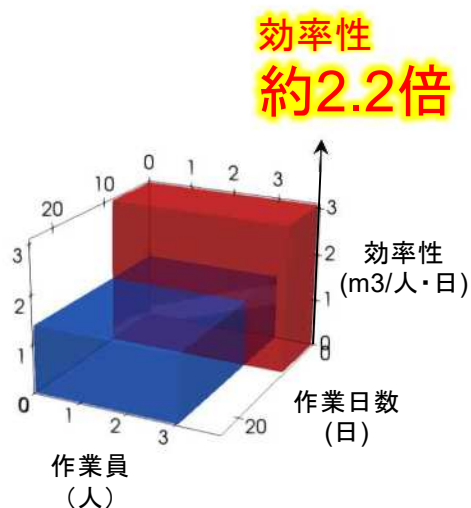
現場打ち	プレキャスト
940千円/m	1,400千円/m


 +仮設費用
 交通規制費
 冬季施工時の雪寒仮囲い費など

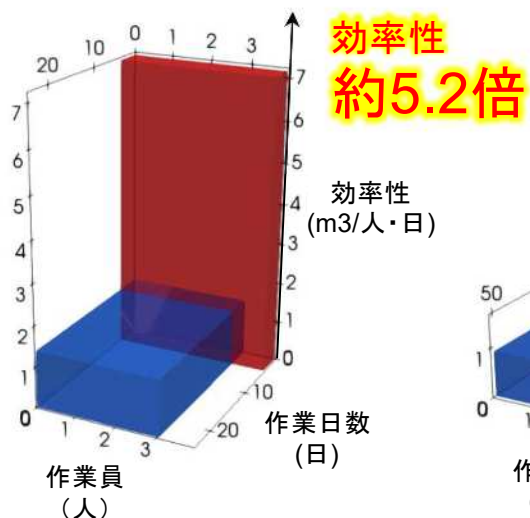
現場打ち	プレキャスト
1,672千円/m	1,747千円/m

- 現場打ちとプレキャストについて、効率性を人日当たり作業量とし、現行の積算基準等から算出。
- 現場施工におけるプレキャストの効率性[m3/人日]は、現場打ちの約2～5倍であり、コンクリート工の効率性を高める方法の一つとして、プレキャスト化は有効。

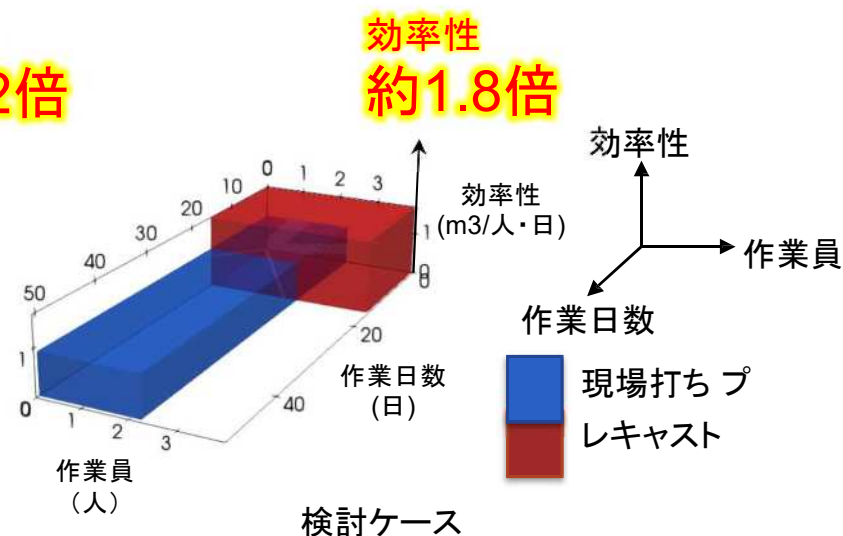
L型擁壁(高さ3m)



L型擁壁(高さ5m)



ボックスカルバート
(内空高さ2m、内空幅2m)



$$\text{効率性} = \frac{\text{作業量(出来高)}}{\text{人・日}} = \frac{\text{コンクリート体積}}{\text{人・日}}$$

※算出には労務単価(東京)平成30年3月を使用

(コンクリート100m3当り)

ケース			寸法(m)	作業日数	作業員	生産性
1	L型擁壁	現場打ち	高さ3	23.8	3.0	1.4
2			高さ5	23.8	3.0	1.4
3		プレキャスト	高さ3	8.4	3.9	3.1
4			高さ5	3.6	3.9	7.2
5	ボックスカルバート	現場打ち	内空高さ2 内空幅2	50.0	2.2	0.9
6		プレキャスト	内空高さ2 内空幅2	15.4	3.9	1.7

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。
具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債^(注1)及びゼロ国債^(注2))**を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2か年国債＋当初予算におけるゼロ国債〉

令和2年度:約3,200億円 (平成31年度:約3,200億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※令和2年度の内訳は、2か年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

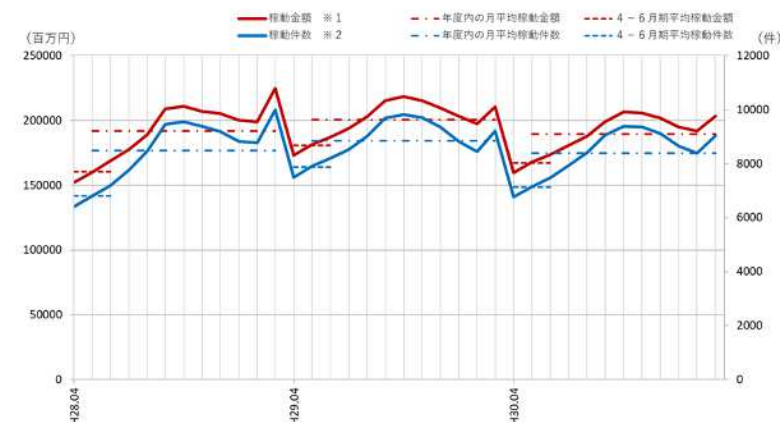
全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通し**を統合し、とりまとめ版を公表する取組の**参加団体を拡大**

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→令和元年11月時点:1946団体(約97%)

国、特殊法人等:205/213、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1674/1722(令和元年11月時点)

③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して直接ヒアリングなども行いながら、継続的にフォローアップを実施。



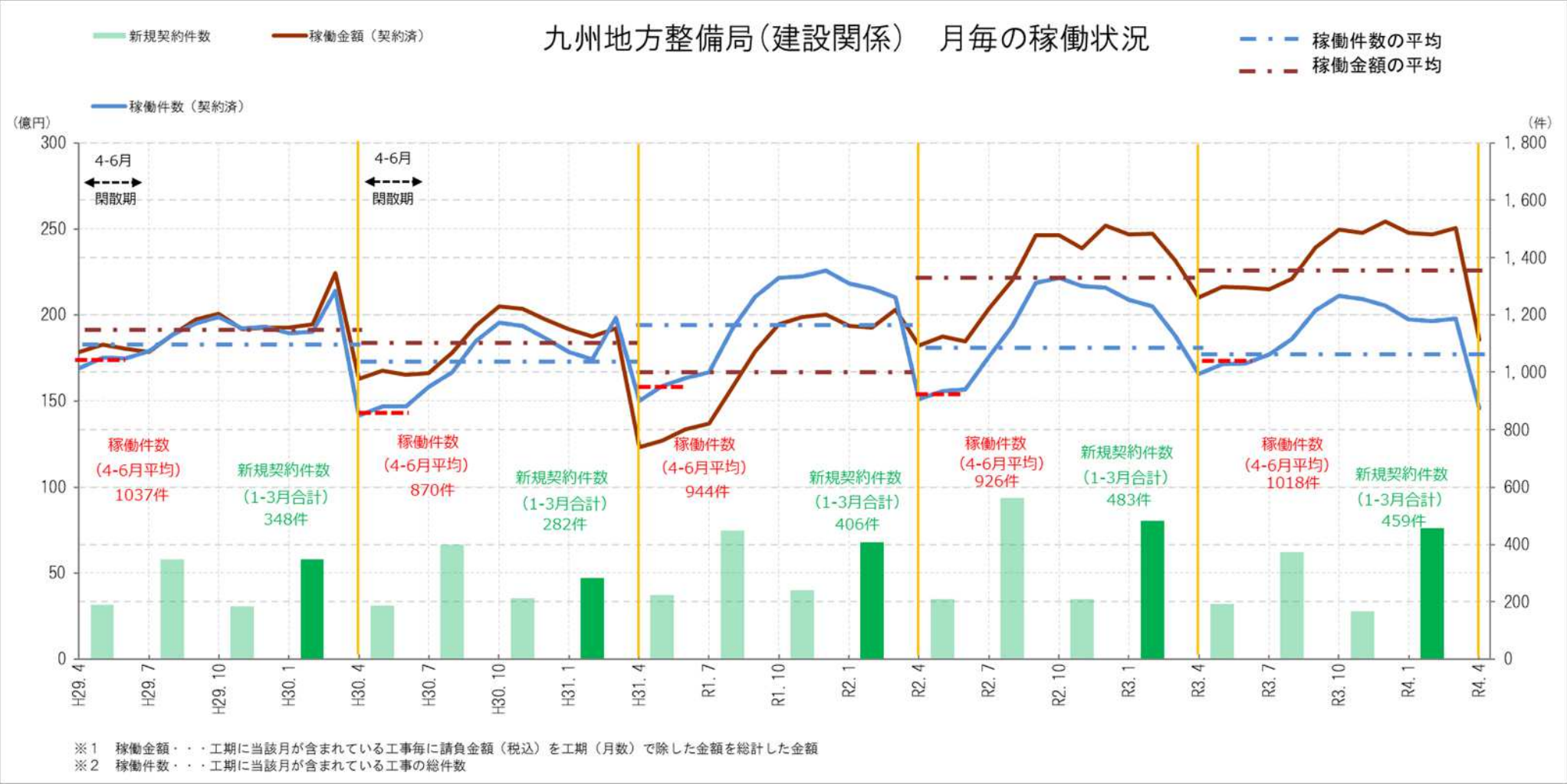
国土交通省直轄工事 稼働件数・金額の推移(全国)

〔各地区のページ〕
※〇〇地区の発注見通し
〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。
※平成28年11月1日以前に公表した見込みの工事を見直し、予定価格が20万円以上の土木・建設の工事を見直し、公表しています。
※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお問い合わせください。
※各発注機関の見直し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

発注機関	工事名称	工事種別	工事種別	入札方式	工事種別	工期	数量	所要工事費	備考
国土交通省 東北地方整備局	国道〇〇線 橋下工事	〇〇橋 〇〇市	〇〇橋 〇〇市	一般競争入札	一般土木 工事	平成29年 〇月	橋下工 1基 橋脚工 1基 土木建築材料費等 180,000円 約2,000m ³	2000~4000万円 現場点検、工事 組合の安全対策 に注意する。	
〇〇県	一般国道〇〇線 〇〇道路改良工事	〇〇橋 〇〇市	〇〇橋 〇〇市	一般競争入札	一般土木 工事	平成29年 〇月	道路工 1.000m ³ 橋下工 1.000m ³	1000~1500万円	
〇〇市	〇〇地区河川建設 河川改修工事	〇〇橋 〇〇市	〇〇橋 〇〇市	指名競争入札	土木工 事	平成29年 〇月	造成工事 1式		
国土交通省 東北地方整備局	〇〇新築工事	〇〇橋 〇〇市	〇〇橋 〇〇市	一般競争入札	建設工事	平成29年 〇月	建設、電気設備、機械 設備工事一式	3000~4000万円	
〇〇市	〇〇地区河川建設 工事(〇〇地区)	〇〇橋 〇〇市	〇〇橋 〇〇市	指名競争入札	建設工事	平成29年 〇月	河川改修工事の建設		

発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

工事における施工時期の平準化について(H29年度～R3年度)



平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均	平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均	平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均	平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均	平準化率=4-6稼働平均/年間の稼働平均
= 1,037 / 1,129	= 870 / 1,036	= 944 / 1,177	= 928 / 1,154	= 1,018 / 1,146
= 92%	= 84%	= 80%	= 80%	= 89%

平成29年度				
最低	1,014	件/月	4月	
件数 平均	1,129	件/月		
最高	1,284	件/月	3月	
最低	179	億円/月	4月	
金額 平均	192	億円/月		
最高	224	億円/月	3月	

平成30年度				
最低	849	件/月	4月	
件数 平均	1,036	件/月		
最高	1,190	件/月	10月	
最低	163	億円/月	4月	
金額 平均	184	億円/月		
最高	205	億円/月	10月	

令和元年度				
最低	901	件/月	4月	
件数 平均	1,177	件/月		
最高	1,353	件/月	12月	
最低	123	億円/月	4月	
金額 平均	170	億円/月		
最高	203	億円/月	12月	

令和2年度				
最低	907	件/月	4月	
件数 平均	1,154	件/月		
最高	1,329	件/月	10月	
最低	182	億円/月	4月	
金額 平均	224	億円/月		
最高	252	億円/月	12月	

令和3年度				
最低	995	件/月	4月	
件数 平均	1,146	件/月		
最高	1,265	件/月	10月	
最低	210	億円/月	4月	
金額 平均	235	億円/月		
最高	254	億円/月	12月	

BIM/CIMとは

○BIM/CIM（**B**uilding/**C**onstruction **I**nformation **M**odeling, **M**anagement）とは、
建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業
の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管
理システムの効率化を図ることを言う。

情報共有の手段として、3次元モデルや参照資料を使用する。

3次元モデル

参照資料

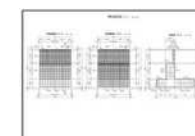
令和5年度BIM/CIM原則適用

- 活用内容に応じた3次元モデルの作成・活用
- DS（Data-Sharing）の実施（発注者によるデータ共有）

3次元形状データ + 属性情報
（部材等の名称、規格等）

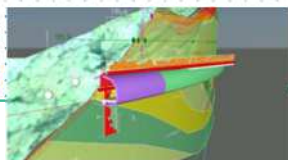


2次元図面、報告書等の
3次元モデル以外の情報



調査・測量

- ・ 地形、地質の視覚化
- ・ 希少種等の生息範囲の
重ね合わせ検討



設計

- ・ 事業計画の検討
- ・ 点検、走行シミュレーション



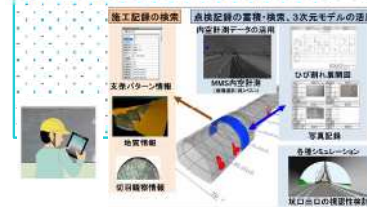
工事

- ・ 施工ステップの確認
- ・ 自動化施工、出来形管理
で活用



維持・管理

- ・ 自動計測、記録
- ・ 遠隔監視、診断



調査・測量

...

令和5年度 義務化し、活用

詳細設計

発注者が明確に
した活用内容に
応じて、3次元
モデルを作成・
活用



出来あがり全体イメージの確認

特定部（複雑な箇所、干渉等）の確認

工事

設計段階で作成
された3次元
モデルを閲覧

施工計画の検討補助



2次元図面の理解補助



現場作業員等への説明



令和6年度以降、高度化・対象範囲拡大を目指す

令和6年度BIM/CIM原則適用の概要

活用目的(事業上の必要性)に応じた3次元モデルの作成・活用

- 業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、受注者が3次元モデルを作成・活用する。
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、義務項目、推奨項目から発注者が選択。
- 義務項目は、「視覚化による効果」を中心に未経験者も取組可能な内容とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する。
- 推奨項目は、「視覚化による効果」等の他「時間軸を取り入れた施工検討」など高度な内容を含む活用内容であり、特に大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事において、積極的に活用する。
(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

対象とする範囲

◎:義務 ○:推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル の活用	義務項目	—	—	—	◎	◎
	推奨項目	○	○	○	○	○

対象とする業務・工事

- 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- 土木工事共通仕様書に基づき実施する土木工事(河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事)

対象としない業務・工事

- 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事等
- 災害復旧工事等の緊急性を要する業務・工事

義務項目、推奨項目(例)一覧はこちら【<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001510007.pdf>】

3次元モデルの活用(義務項目)

義務項目は、業務・工事ごとに発注者が明確にした活用内容に基づき、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用する。3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

なお、設計図書は3次元設計を原則としたいところではあるが、現時点においては3次元設計が標準化されていないことを鑑み、2次元図面で代替しても良い。

3次元モデルの活用 義務項目

	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	出来あがり全体イメージの確認	出来あがりの完成形状を3次元モデルで視覚化することで、関係者で全体イメージの共有を図る。 活用例: 住民説明・関係者協議等での活用、景観検討での活用	詳細設計
	特定部の確認 (2次元図面の確認補助)	2次元では表現が難しい箇所を3次元モデルで視覚化することで、関係者の理解促進や2次元図面の精度向上を図る。 ※ 特定部は、複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等。 詳細度300までで確認できる範囲を対象	詳細設計
	施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された3次元モデルを閲覧し、施工計画の検討、2次元図面の理解の参考にしたり、現場作業員等の理解促進を図る。 ※ 3次元モデルを閲覧することで対応(作成・加工は含まない)	工事
	2次元図面の理解補助		
	現場作業員等への説明		

3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル ～ 主構造の形状が正確なモデル
属性情報※2 ※2部材等の名称、規格、仕様等の情報	オブジェクト分類名※3のみ入力し、その他は任意とする。 ※3 道路土構造物、橋梁等の分類の名称

3次元モデルの活用(義務項目)

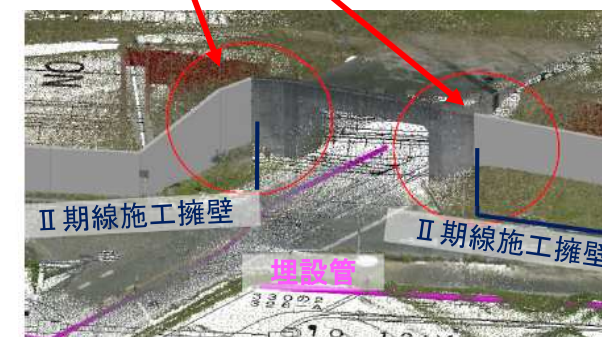
特定部の例

各工種共通	(異なる線形) ・2本以上の線形がある部分 (立体交差) ・立体交差の部分 (障害物) ・埋設物がある部分 ・既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)がある部分 (排水勾配) ・既設道路、立体交差付近での流末までの部分 ・既存地形に合わせて側溝を敷設する部分 (既設との接続) ・既設構造物等との接続を伴う部分 (工種間の連携) ・土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分
土工	(高低差) ・概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分
橋梁全般	(支点周辺) ・上部工と下部工の接続部分



橋梁と架空線の離隔確認

既設構造物との取合い確認



3次元モデル活用時の留意点

- 活用内容以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があったりすることがあるが、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。(既設構造物との取合い確認の際は重要であるが、その他の活用内容の場合は原因の把握ができれば十分である。)

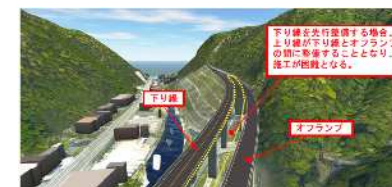
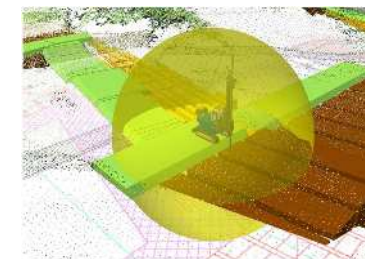
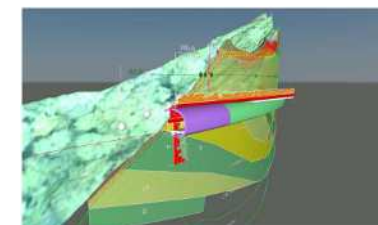
3次元モデルの活用(推奨項目)

推奨項目は、業務・工事の特性に応じて活用する。特に大規模な業務・工事や条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。
(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

3次元モデルの活用 推奨項目 例

※先進的な取組をしている事業を通じて、
3次元モデルのさらなる活用方策を検討

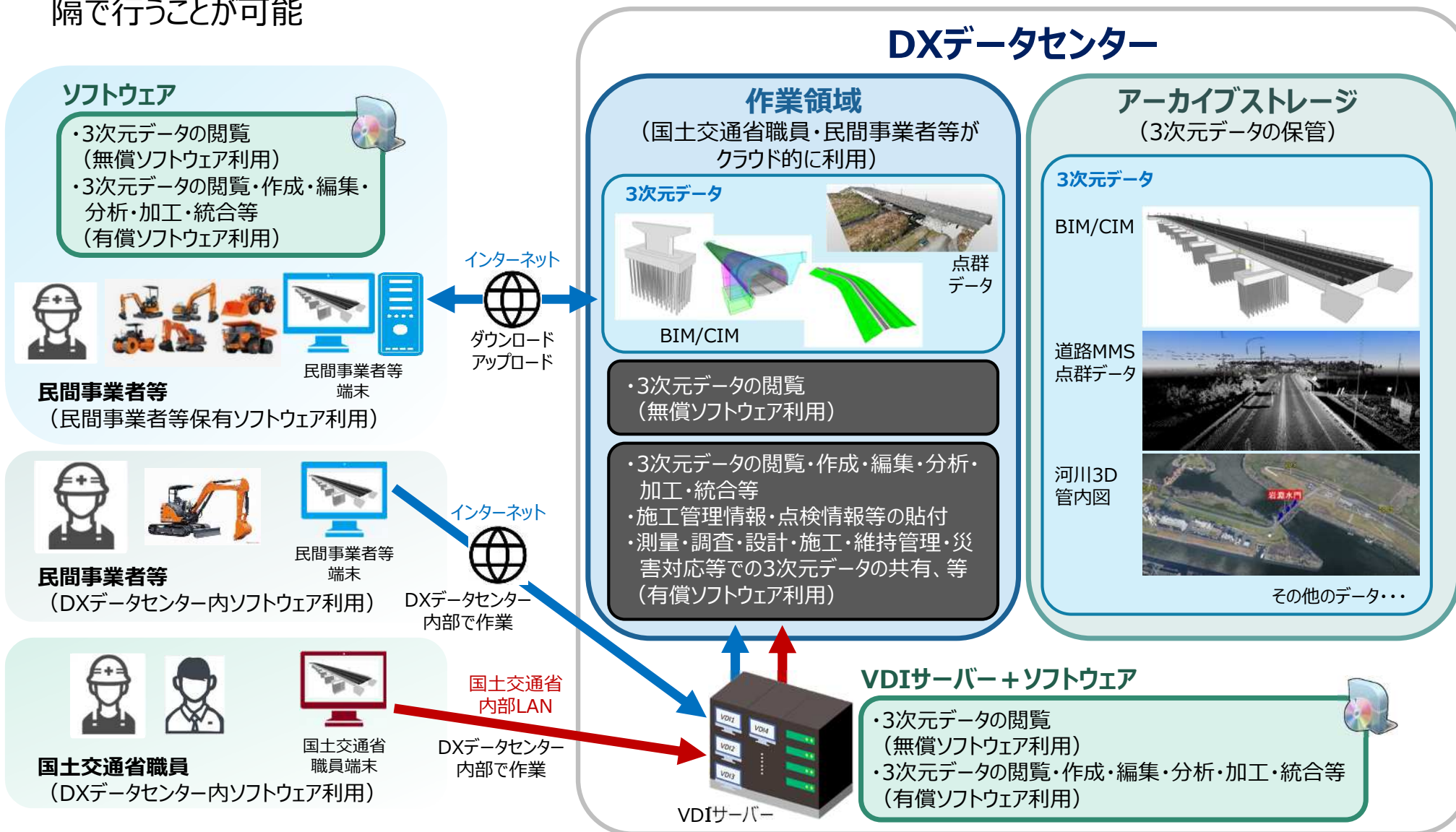
	活用内容	活用内容の詳細	業務・工事の種類
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例:官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 工事
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 工事
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 工事
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	工事
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	工事



DXデータセンターの概要

○BIM/CIM等で用いる3次元モデル等を保管し、受発注者が測量・調査・設計・施工・維持管理の事業プロセスや災害対応等で円滑に共有するための実証研究システムとして「DXデータセンター」を構築。

○3次元モデル等を取扱うソフトウェアを搭載することにより、受発注者が3次元モデル等の閲覧、作成、編集等を遠隔で行うことが可能



<問合せ窓口>

■九州地方整備局 企画部内に設置(技術管理課・施工企画課・技術検査官)

TEL 092-471-6331(代表) ホームページ: <http://www.qsr.mlit.go.jp/ict/>

- ◇ i-Construction全般(ICT土工・規格の標準化・施工時期の平準化) ⇒技術管理課
- ◇ ICT土工に関する施工技術や機械・機器の調達に関する事 ⇒施工企画課
- ◇ ICT土工に関する各種基準・要領等に関する事 ⇒技術管理課・技術検査官
- ◇ ICT土工に関する技術習得のための研修活動等の支援 ⇒技術管理課

<『出前講座』も行っています！>

◇講座名：i-Constructionについて

◇内 容：ICT活用工事の概要等

お気軽にお申し込み下さい。

- i-Constructionの中小企業への浸透を更に進めていくためには、中小企業において負担が大きい、ICTの導入や人材育成等への支援が必要
- 中小企業がICT施工を実施しやすい環境を構築するため、企業のICT実施状況を踏まえつつ、支援策を順次展開

① **小規模土工等の実態を踏まえた積算へ改善**

- ・中小企業がICTを活用しやすい環境を整備
- ・ICT施工の実態を調査し、小規模施工をはじめ実態を踏まえた積算が可能となるよう、**ICT建機の利用割合を現場に応じて設定できる積算に改善**（従来、掘削工におけるICT建機の利用割合は25%で一律）



現地状況等に応じて、ICTと従来型の建機を使用

② ニーズに沿った**3次元施工データの提供**等

- ・地方整備局技術事務所等によるサポート体制の充実と3次元データの提供等の支援等

（支援イメージ例）

	3次元測量・設計データ作成 	ICT施工 
従来	施工業者（外注含む）	施工業者
今回	地方整備局等 データ提供 未経験企業等	

③ ICTに関する**研修の充実等**

- ・3次元データの作成実習等の充実
- ・“専任”の明確化の再周知による、監理技術者等のICTに関する研修への参加しやすい環境づくり

④ **地方公共団体への支援**

- ・モデル事業における補助金等の活用

ICTアドバイザー制度の概要

- ◆ 国、地方自治体等の発注者及び地域を担う地元企業が、ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」から、技術修得や能力向上へのアドバイスを受けられる仕組みをつくり、ICT施工の更なる普及促進を図る ※令和3年11月24日運用開始



九州地方整備局

- ・ICTアドバイザーの公募
- ・アドバイザー登録、名簿公表

<募集区分>

- I：3次元計測関係
- II：3次元設計データ作成関係
- III：ICT建設機械による施工関係
- IV：3次元施工管理関係
- V：総合マネジメント
- VI：ICT施工の研修・講習会

<応募要件>

- ・工事又は関連業務における I ～ V の区分の実績
- ・ICT施工に関するアドバイスや普及・支援活動等又は研修・講習会等の実績

<任期>

無期限

<支援に要する費用>

技術支援に対する費用は原則無償
ただし、旅費交通費や研修・講習会に要する機材等の費用はアドバイザーと依頼者にて決定

登録・公表

開始連絡
報告書提出

※随時受付
4月、7月、10月、1月末日時点で
審査・リスト見直し

ICTアドバイザー

44社を登録
(令和5年3月31日時点)

●技術支援

- ・助言、技術的指導
- ・各種研修、講習会等への協力

- ・依頼の内容を確認し支援の可否を判断
- ・支援の開始及び終了時に所定の様式にて九州地方整備局へ報告

技術相談
支援依頼

技術支援 ※原則無償

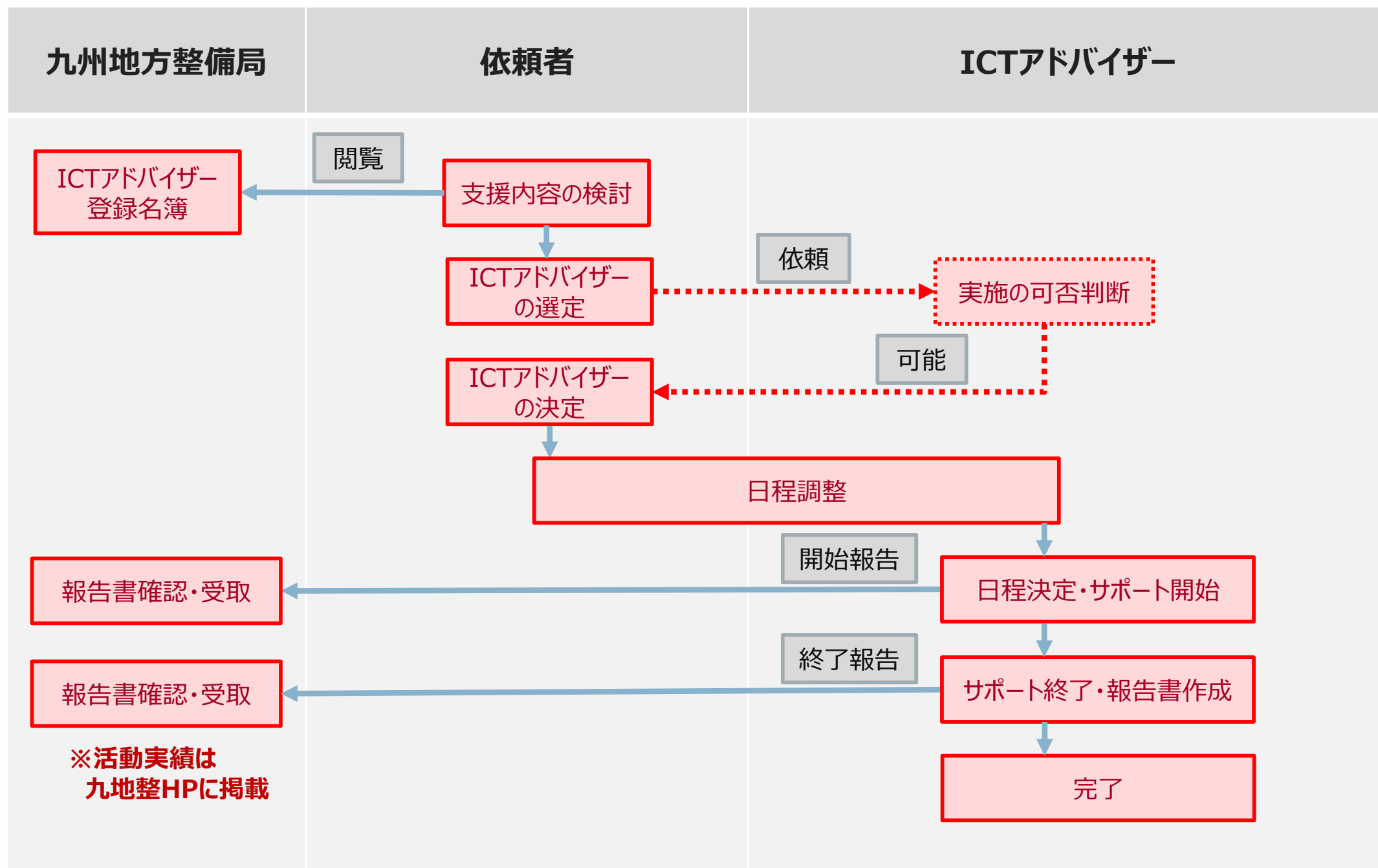
発注者

施工者

- ・アドバイザー選定、依頼

- ・ICTアドバイザー名簿に基づきアドバイザーを選定し依頼
- ・ICT機器の使用・施工方法、出来形管理等について支援依頼
- ・研修、講習会開催に向けてのアドバイス又は講師派遣依頼

ICTアドバイザーへの依頼から実施までのながれ



「ICT施工eラーニング」について

- ・ インフラDXを推進する取組の一環として、ICT施工に関する普及促進と人材育成を目的に、ICT施工eラーニングを構築
- ・ 学生や若手技術者に興味を持ってもらえるよう動画による学習プログラムを採用

ICT施工 eラーニングの特長

- ・ ネット環境があれば、いつでもどこでも学習が可能
- ・ 非接触型の学習方法のため、コロナ禍における感染防止対策に寄与
- ・ 受講完了時に受講証明書を発行。

CPD(建設コンサルタント協会)の単位やCPDS(全国土木施工管理技士会連合会)のユニットの申請に活用可能

アクセス先 : <http://www.ictc-e-learning.qsr.mlit.go.jp>

▼進行役のナビゲーターがご案内



▼教材映像



「ICT施工eラーニング」の内容

章番号	章名
1	i-Constructionの概要とICT施工
2	ICT施工導入による変化
3	衛星測位
4	3次元測量技術① ～概要と無人航空機（UAV）空中写真測量について～
5	3次元測量技術② ～レーザースキャナーを用いた測量と トータルステーション（TS）を用いた測量～
6	3次元設計技術
7	ICT建機の施工技術① ～ICT建機の概要～
8	ICT建機の施工技術② ～ICT建機と導入メリット～
9	3次元出来形計測技術
10	3次元データの検査・納品
11	ICT施工のまとめ

▲全11章・87科目から構成
動画再生時間 3時間32分



ICT施工eラーニングシステム

1) i-Constructionに取り組む背景と概要

問題

i-Construction の取り組みについて、もっとも適したものは以下のうちどれでしょう？

A. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、国際競争力を高める取り組み

B. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、建設プロセス全体の生産性向上を図る取り組み

C. 建設現場の施工にICTの技術を取り入れ、働き手を増やしていく取り組み

回答する

▲小テスト



No.000001

受講証明書

受講者名 山田 太郎

プログラム名称 ICT施工eラーニング

受講日 1-1 2021年7月21日 ～ 11-10 2021年7月25日

受講時間 3時間32分

上記の講習を受講したことを証明します。

国土交通省 九州地方整備局

▲受講証明書

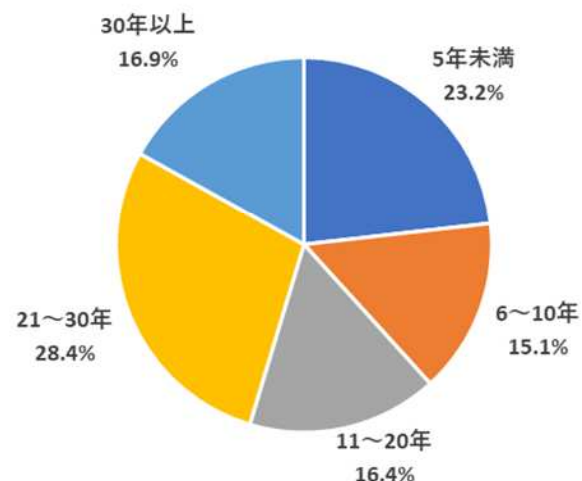
ICT施工eラーニング受講状況

アンケート結果（2023年3月末時点 受講完了者：2,176名）

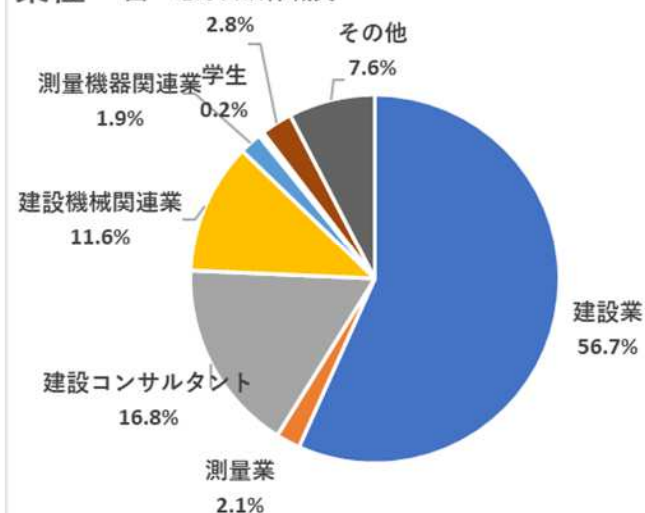
（登録者数：4,281名）

※2021年8月6日公開

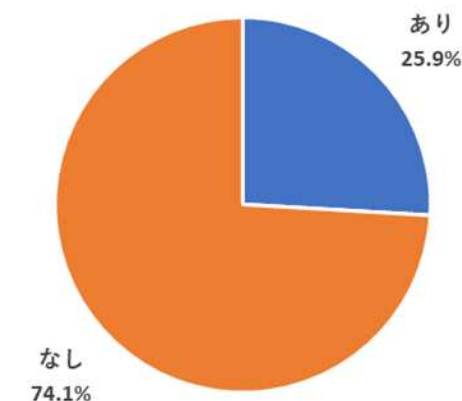
業務経験年数



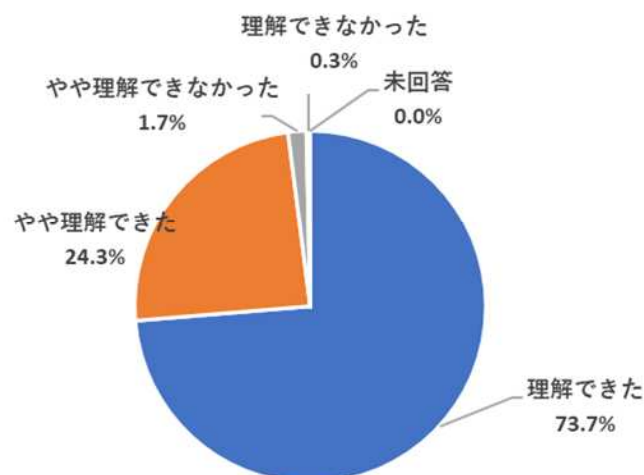
業種 国・地方自治体職員



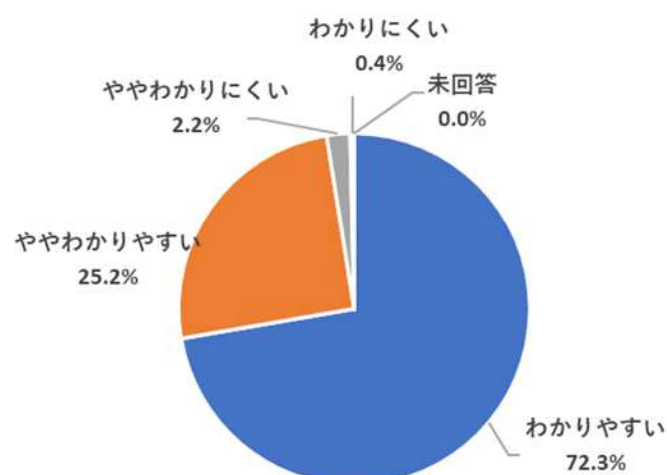
ICT施工経験有無



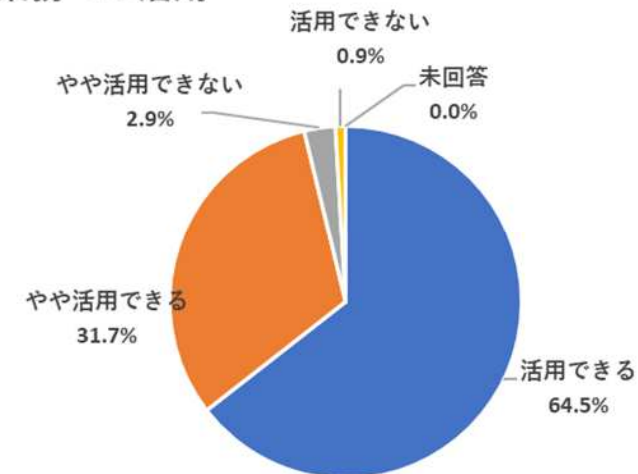
理解度



わかりやすさ



業務への活用



16. 工事の入札制度の透明性の 確保と適正価格での調達・受注

総合評価落札方式の概要

- ・総合評価落札方式は、**価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とする**ことにより、「価格」と「品質」が総合的に優れた施工者を選定する方式である。
- ・九州地方整備局における評価値は、下図のように技術評価点（標準点＋加算点＋施工体制評価点）を入札価格で除することにより算出する。（**除算方式**）

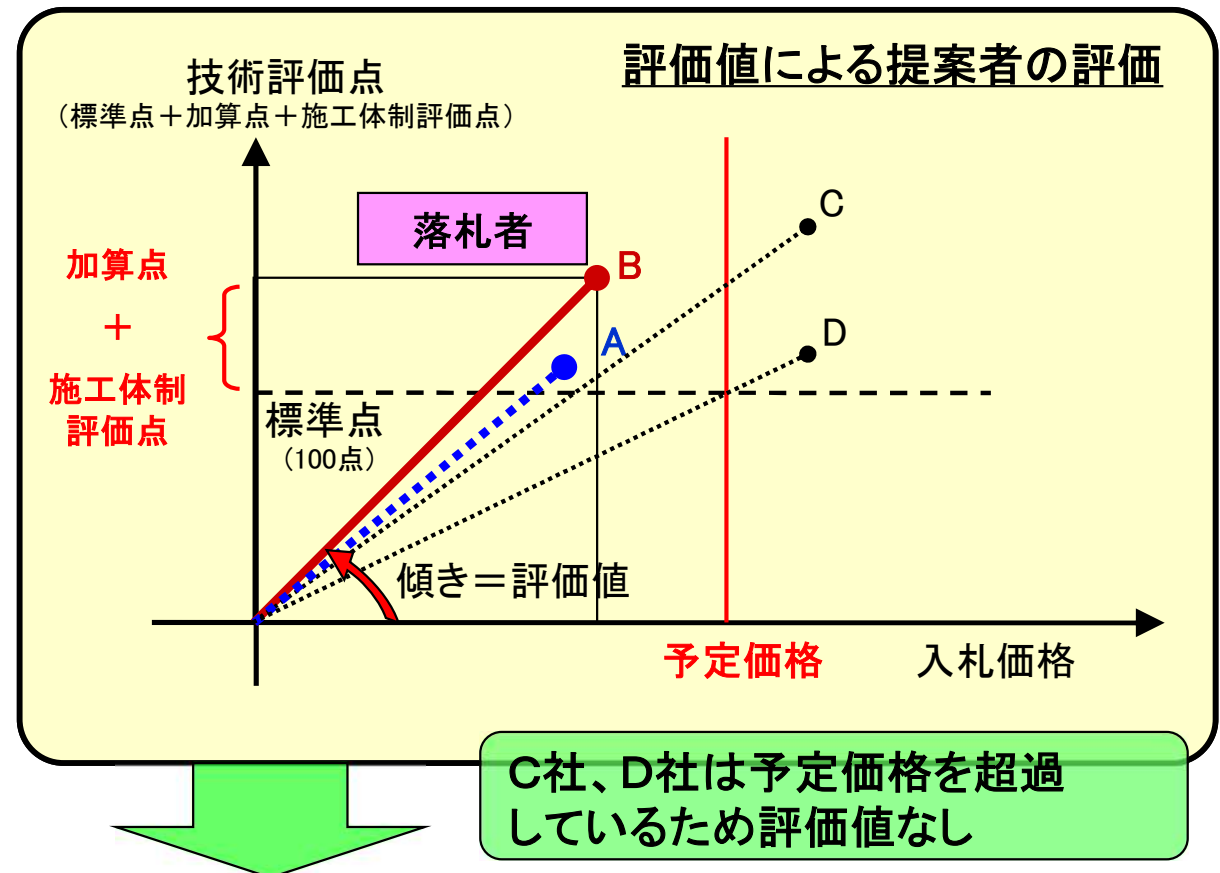
【落札者の決定方法】

※予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

【技術評価点の設定の考え方】

・標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた加算点の上限を11点から65点までの範囲、施工体制評価点満点30点で構成する。



入札価格が最も低いのは、A社。しかし、**評価値が最も高いのは、B社。**
したがって、最も評価値の高い **B社** が落札者となる。

入札契約方式と工事種別毎の等級区分

- ・九州地方整備局では、**すべての工事において一般競争入札を原則**とする。
- ・予定価格2.5千万円未満については工事希望型競争入札※¹を選定することもできるが、一般競争入札を積極的に適用するものとする。

予定価格	九州地整運用	負担行為担当官		一般土木	建築	As舗装	造園	電気設備	暖冷房 衛生設備	その他 ※ランク無し
		一般土木	官庁営繕							
※2 8.1億円	一般競争入札 (WTO対象)	本官 契約	本官 契約	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Co舗装 鋼橋上部 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装 維持修繕 河川しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井 プレハブ建築 通信設備 受変電設備 橋梁補修
7.2億円	一般競争入札			Bランク	Bランク					
3.0億円				分任官 契約	本官 契約 又は 分任官 契約					
2.0億円		Dランク	Dランク							
1.2億円										
0.6億円	一般競争入札					Bランク	Cランク	Cランク		
0.5億円										
0.25億円										

※¹ 入札参加者の確保が困難な場合、工事希望型競争入札方式も適用可

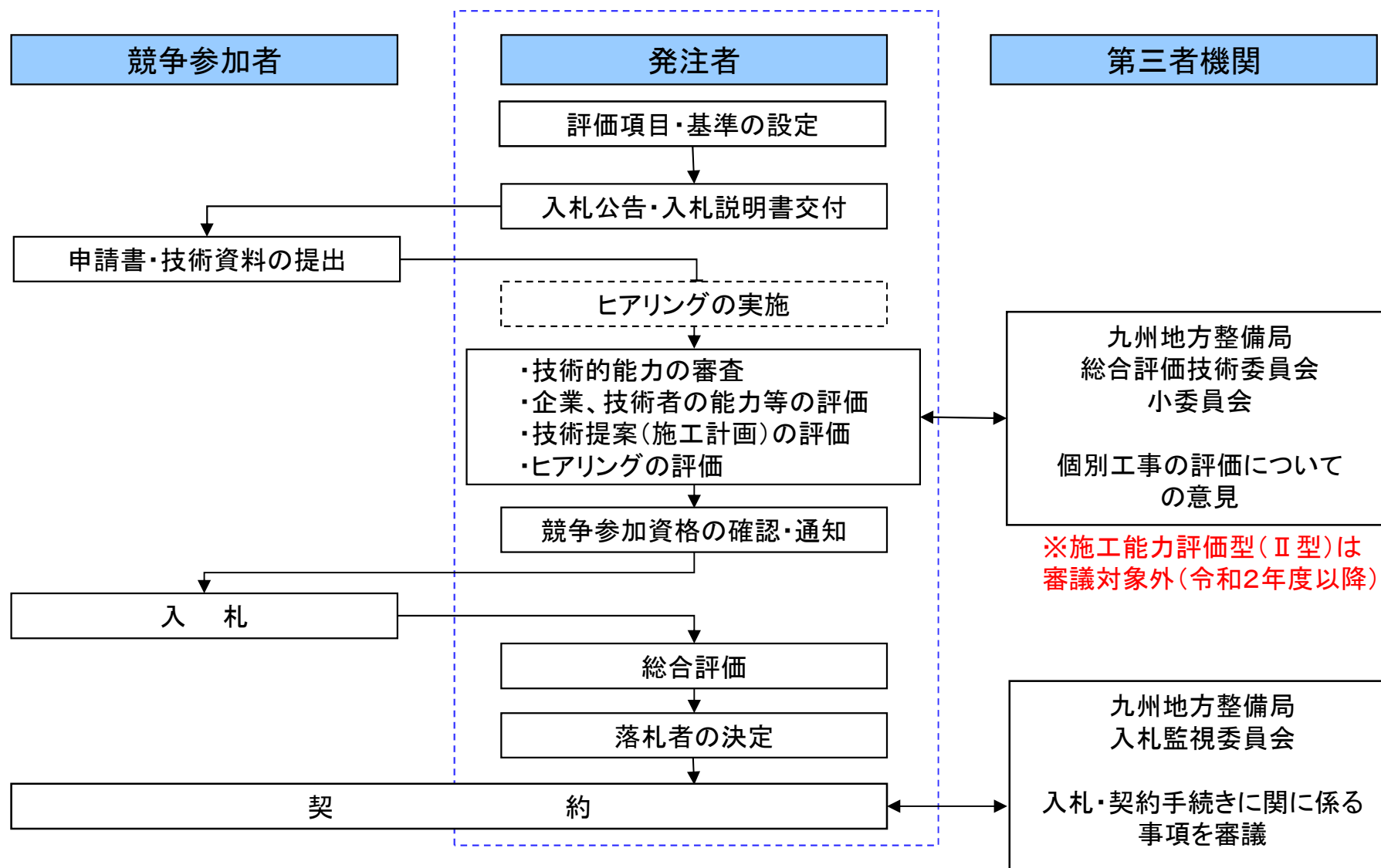
※² WTO対象工事は、令和6年度から8.1億円以上(令和6年4月1日から令和8年3月31日に契約締結する工事に適用)

【工事希望型とは】概ね20者程度選択し技術資料の提出を求め

提出された当該資料等に基づき指名する方式

総合評価落札方式の実施フロー

・競争参加者から提出された技術資料等の評価・審査結果は、**第三者機関「九州地方整備局総合評価技術委員会 小委員会」**において意見を聞くこととしている。また、入札・契約手続きに関する事項については、**第三者機関「九州地方整備局入札監視委員会」**において審議することとしている。



総合評価落札方式適用のタイプの概要

← **施工能力を評価する** **施工能力に加え、技術提案を求めて評価する** →

	施工能力評価型		技術提案評価型			
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
	求めない (実績で評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
	可・不可の二段階で審査		点数化			
	実施しない		必要に応じて実施	必要に応じて実施(技術対話)		
	実施しない		必要に応じて試行的に実施			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	Ⅱ 型	Ⅰ 型	S 型	AⅢ 型	AⅡ 型	AⅠ 型

総合評価落札方式のタイプの概要

■施工能力評価型

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

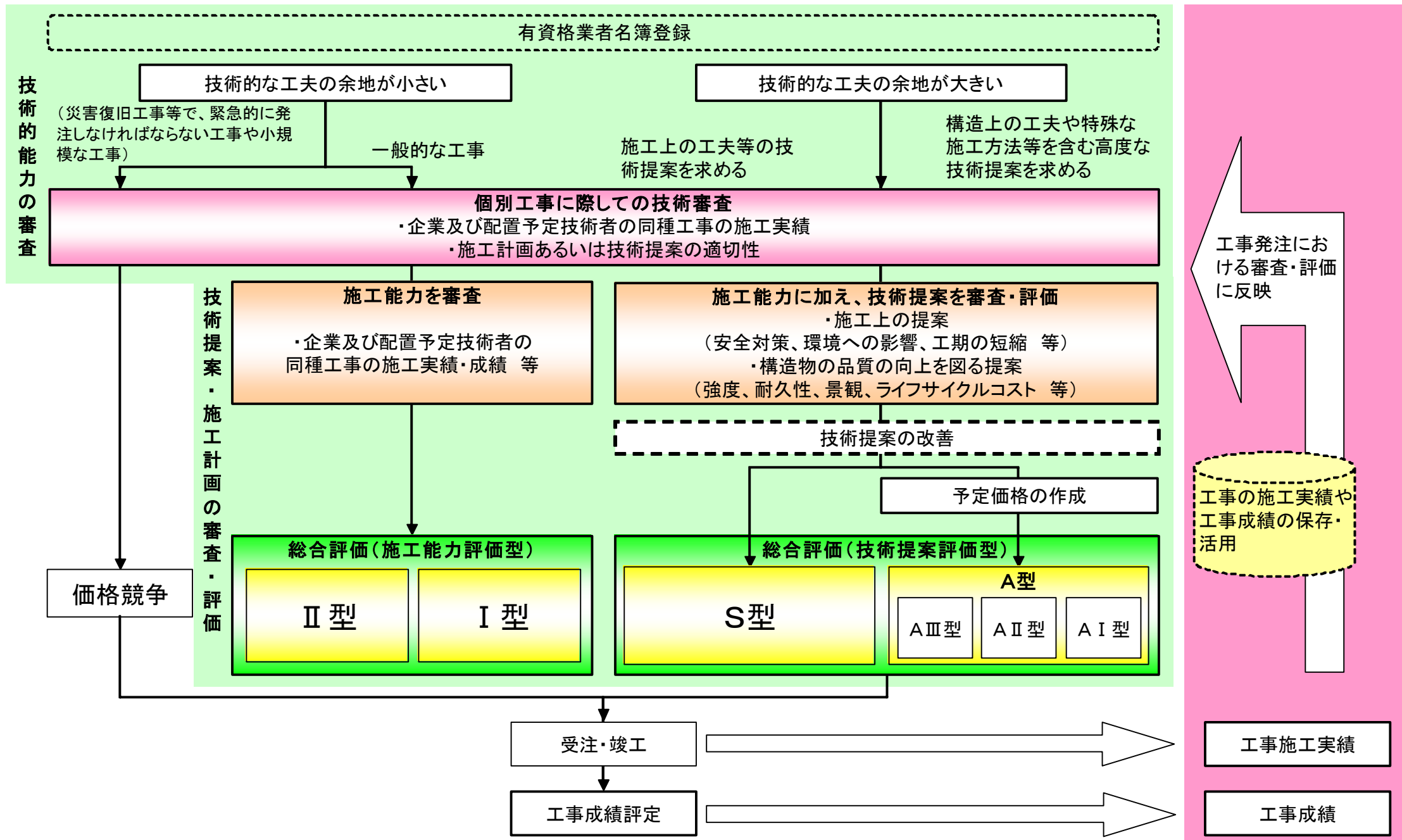
施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業的能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、配置予定技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う I 型と、企業的能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う II 型に分類される。

■技術提案評価型

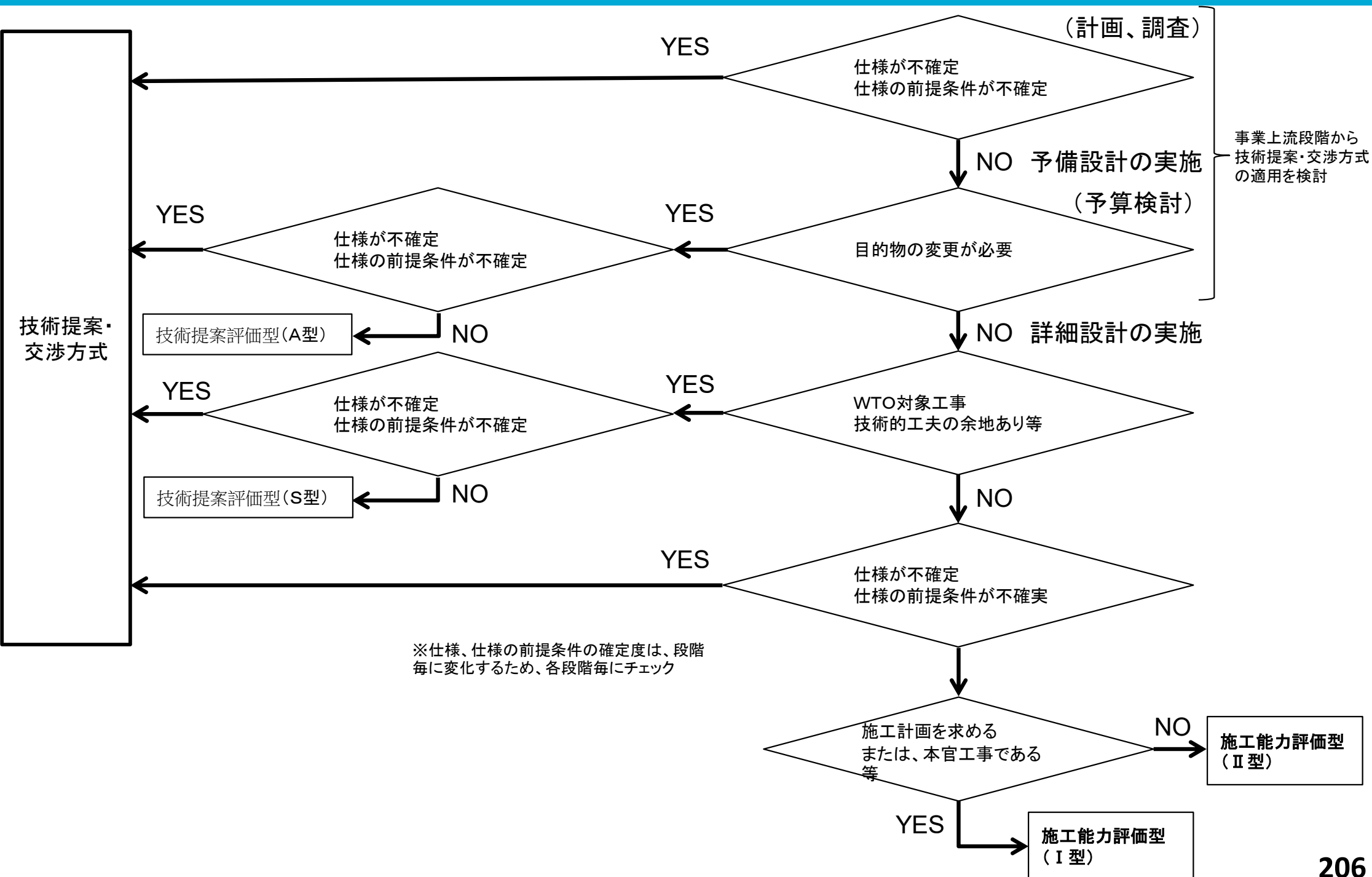
技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別され、A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う方式。S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う方式として実施している。

総合評価落札方式適用の概要



総合評価落札方式のタイプ選定フロー



総合評価落札方式のタイプ選定

- ・総合評価落札方式のタイプ選定は、工事規模や難易度により下表のように設定する。
- ・1千万円以下の工事については、施工能力評価型(Ⅱ型)を適用する。

工事規模(億円)	
8.1 3.0 0.1	WTO 技術提案評価型(S型) WTO 技術提案評価型(A型)
	施工能力評価型(I型) ※2 技術提案評価型(S型) ※1
	施工能力評価型(II型) 施工能力評価型(I型) ※2
工事の難易度	I II III IV V VI

※1 工種および難易度によっては技術提案評価型(A型)を選定できる

※2 工種および難易度によっては技術提案評価型(S型)を選定できる

注)これにより難しい場合は、総合評価落札方式のタイプ選定フローを参照

※令和6年度から8.1億円

工事の技術的難易度

工事の技術的難易度(河川・道路関係)

出典: 国土交通省 請負工事成績評定要領

事業 分類	工事区分	低い ← 工 事 難 易 度 → 高い					
		I	II	III	IV	V	VI
河川	堤防、護岸、床止め・床固め、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル(推進)、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル(山岳、シールド、開削)			易	やや難	難	
海岸	堤防、護岸、養浜、浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
砂防・ 地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
道路	舗装、道路付属施設、切土・盛土工、法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、シールド、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝(推進・開削)、橋梁上部・下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル(山岳、シールド、開削)、共同溝(シールド)			易	やや難	難	
	トンネル(沈埋)				易	やや難	難
公園		易	やや難	難			

工事の技術的難易度(官庁営繕、土木営繕関係)

建物機能分類	建物例	I	II	III	IV	V	VI
1. 簡易	倉庫、車庫等	易	やや難	難			
2. 一般	庁舎、研修施設等		易	やや難	難		
3. 特殊	美術館、研究施設等			易	やや難	難	特に難

総合評価落札方式のタイプ選定毎の配点割合

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案(施工計画)、②企業の能力等、③配置予定技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、下表の通りとする。
- ・地域貢献等の評価は、②企業の能力等の中で必要に応じて設定する。

評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型				
		Ⅱ 型	Ⅰ 型	S型	S型(WTO)	A型(Ⅲ)	A型(Ⅱ)	A型(Ⅰ)
施工計画		—	○	—	—	—	—	—
技術提案		—	—	30	60	70	70	70
企業の能力等		20(16)	20	15	—	—	—	—
配置予定技術者の能力等		20(14)	20	15	—	—	—	—
賃上げの実施に関する評価		3(2)	3	4	4	4	4	4
WLBに関する評価 * 1		—	1	1	1	—	—	—
加算点満点		43(32)	43【44】	64【65】	64【65】	74	74	74
提案内容		—	施工計画	施工上の工夫等に係る提案		部分的な設計変更 や高度な施工技術 等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物 そのものに係る提案	
評価方法		—	可or不可	点数化		点数化		
段階選抜方式		—	—	△	△	△		
配置予定技術者ヒアリング		—	—	△	△	○		

※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

*1 「WLB(ワークライフバランス)に関する評価」については、一般土木工事及び
建築工事のA等級又はB等級が参加可能な工事の場合に評価を行う。

※ 「WLBに関する評価」を実施する場合は、【 】内の点数とする。

○: 必須
△: 必要に応じて実施

総合評価落札方式の方式選定基準

- ・総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方を下表に示す。
- ・ヒアリングでは、**配置予定技術者の監理能力**又は**技術提案に対する理解度**を確認する。

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	
			WTO以外	WTO対象
ヒアリング	実施しない	実施しない	必要に応じて実施。 実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。	
段階選抜方式	実施しない	実施しない	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施する (一般土木工事、建築工事のWTO対象案件は原則実施) 一次審査における審査評価点の合計の上位10者又は15者を選抜する	

【参考】ヒアリング内容及び評価（案）

評価指標	ヒアリングの内容	評価
1. 監理能力の確認	・実績工事の概要 (工事内容及び工事での役割等)	ヒアリング内容により 「配置予定技術者の工事实績評価点×係数(1.0、0.5、0.0)※」
2. 技術提案に対する理解度	・本工事の特徴を踏まえた提案理由と提案内容、効果の理解度 ・提案の効果を発揮するために、施工上配慮すべき事項の適切性	ヒアリング内容により 「技術提案評価点(テーマ毎)×係数(1.0、0.5、0.0)※」

※係数は、必要に応じて適宜設定できる。

総合評価落札方式のタイプ毎の評価項目

- ・施工能力評価型及び技術提案評価型（S型）の評価項目は下表のとおりとする。
- ・本店が施工県以外の参加者が見込まれる一般土木（B）、PC（セグメント桁を除く）及び建築（B）においては、地元企業活用評価型を適用する。
- ・なお、技術提案評価型（A型）については、別途ガイドラインにより実施する。

凡例）◎：必須項目 ○：選択項目 ●：段階選抜の場合の評価項目
△：地元企業活用評価型の場合の評価項目

評価の視点	評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型（S型）	
			Ⅱ型	I型	WTO以外	WTO
①施工計画	施工計画（1テーマ：設計図書（標準案）の範囲内で重点的に配慮すべきこと）			※1 ◎		
②技術提案	工事目的物の性能・機能に関する事項	品質の向上				
		環境の維持				
	社会的要請に関する事項	交通の確保				
		特別な安全対策			◎	◎
		省資源対策またはリサイクル対策				
	総合的なコストに関する事項及び施工計画					
③配置予定技術者の能力等	工事実績		◎	◎	◎	●
	工事成績		◎	◎	◎	
	表彰（優秀技術者、若手技術者）		◎	◎	◎	
	配置予定技術者の資格		◎	◎		
	オプション	継続教育（CPD）の状況	○	○		
		指定する工事の施工実績	○	○		
		発注者の指定する資格保有技術者	○	○		
		橋梁補修工事の実績	○	○	○	
		その他	○	○		

※1 施工計画は可か不可のみを評価する。

評価の視点	評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型（S型）	
			Ⅱ型	I型	WTO以外	WTO
④企業の能力等	工事実績		◎	◎	◎	●
	工事成績		◎	◎	◎	●
	表彰（安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功業者、働き方改革促進優秀施工業者、インフラDX活用優秀施工業者）、工事成績優秀企業の認定、インフラDX大賞		◎	◎	◎	●
	工事の手持ち状況		※2 ◎	※2 ◎	○	
	配置予定技能者表彰及び登録基幹技能者配置		○	○	△	
	オプション	下請予定業者の表彰実績	○	○	△	
		ICT施工の実績	○	○		
		若手・女性技術者の配置	○	○		
		その他オプション項目	○	○		
	⑤地域貢献等	災害協定に基づく活動実績	○	○		
		特定工事の実績	○	○		
		その他オプション項目	○	○		
⑥地元企業活用評価型	地元企業活用比率		△	△	△	
⑦買上げの実施に関する評価	買上げの実施を表明した企業等		◎	◎	◎	◎
	買上げ基準に達していない場合等（減点）		◎	◎	◎	◎
⑧施工体制の審査・評価	品質確保のための体制等を確認し、施工内容の確実な実現性を審査・評価 ・品質確保の実効性 ・施工体制確保の確実性		◎	◎	◎	◎
⑨減点項目	事故及び不誠実な行為に対する、「指名停止」「文書注意」「口頭注意」等の措置について、総合評価の加算点合計から加算点満点の10%又は5%、2.5%を減点する。		◎	◎	◎	

※2 一般土木工事のみ必須、その他の工種は選択項目。ただし、地元企業活用評価型は選択項目

1) 令和6年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- 課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- これらを踏まえ、頻発化・激甚化する自然災害への対応に向けて、地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。
- 令和6年度は、「働き方改革」に向けて、全ての工事の週休2日適用に伴う配点の見直しや、ワークライフバランス推進企業を評価する対象工事を拡大する。また「生産性向上」を踏まえ、「インフラDX大賞」を評価に加え、円滑な契約手続きを推進するため、「特定工事の実績」等の見直しを行う。

2)段階選抜方式における1次選抜者数の見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

概要

◆対象：技術提案評価型（S型・WTO・段階選抜方式）（対象工事種別：一般土木工事、建築工事）

- ・参入機会拡大を目的として、R4年度から、参加者数により選抜者数を10者もしくは15者としてきたが、高い競争性の確保の観点から、一次選抜者数の見直しを行う。
- ・なお、段階選抜方式は入札参加者が多く見込まれる場合に適用する。

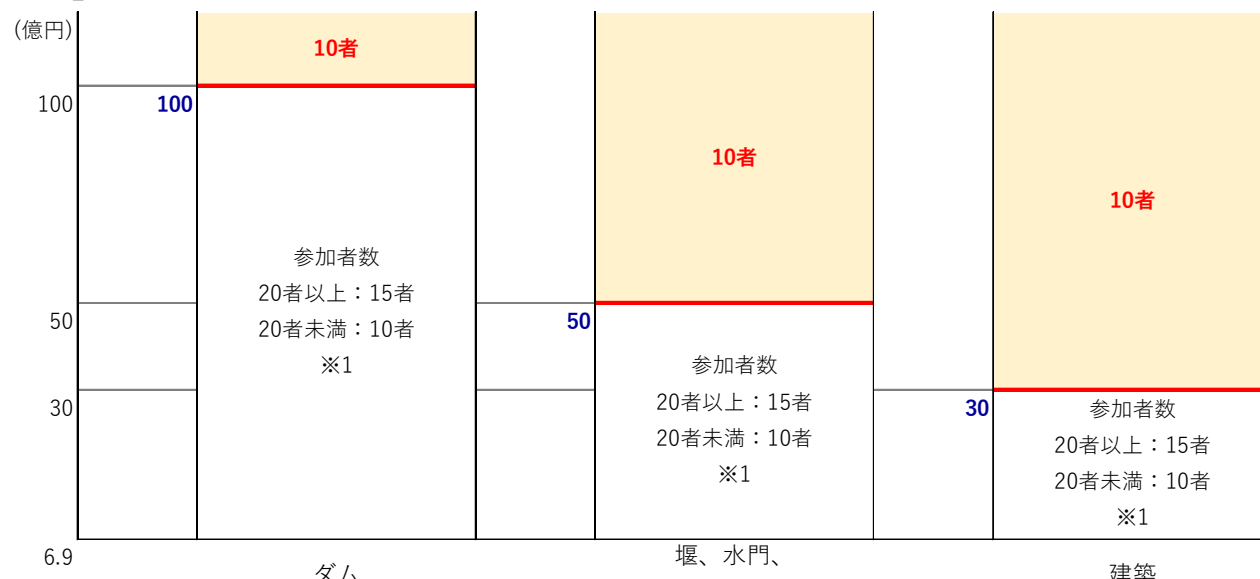
⇒ 現行：大規模工事の場合に選抜者数を10者とする。

- ①大規模工事*：10者 *大規模工事（特定建設工事共同企業体対象工事に該当）
- ②①以外で、参加者数が20者未満の場合：10者（10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その同点の者を全て選抜）
- ③①以外で、参加者数が20者以上の場合：15者（15番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その同点の者を全て選抜）
- ④参加者が10者未満の場合は参加者全てを選抜

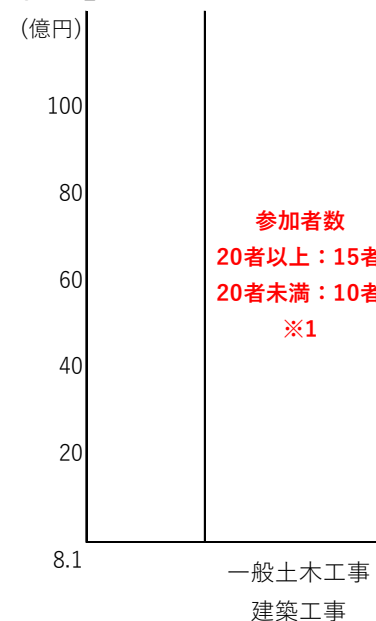
⇒ 令和6年度：大規模工事の場合に選抜者数を10者とする運用を廃止する。

- ①参加者数が20者未満の場合：10者（10番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その同点の者を全て選抜）
- ②参加者数が20者以上の場合：15者（15番目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その同点の者を全て選抜）
- ③参加者が10者未満の場合は参加者全てを選抜

【現行】



【見直し】



———：大規模工事の工事費

※1：参加者が10者未満の場合は、参加者全てを選抜

3) 技術提案の課題設定の見直し

【令和6年3月公告工事から適用】

概 要

◆対 象：技術提案評価型（S型）WTO ※【段階選抜方式】及び【WTO以外】は対象外

- ・受発注者双方の負担軽減のため、技術提案の課題数を3課題としているが、ダム堤体工事においては、工事の発注規模、現場の課題、難易度等の条件を踏まえ、技術提案の課題数を5課題設定する。

⇒ 現 行：指定課題を設定し、技術提案の課題数は3課題としている。

⇒ 令和6年度：指定課題を設定し、技術提案の課題数は、原則3課題とする。ただし、ダム堤体工事においては、工事特性を踏まえ5課題を設定する。 ※令和5年度公告予定のダム堤体工事においては、先行して適用する。

評価基準・配点

【現行設定例】（技術提案の課題数 3課題）

- 「工事目的物の性能・機能に関する事項」「現場状況に適合した施工上の課題に関する事項」併せて指定課題3課題
配点：WTOの場合は指定課題 各20点（技術提案に関する満点60点）



【ダム堤体工事以外】

【見直し設定例】（技術提案の課題数 3課題）

- 変更なし

【ダム堤体工事】

【見直し設定例】（技術提案の課題数 5課題）

- 「工事目的物の性能・機能に関する事項」「現場状況に適合した施工上の課題に関する事項」併せて指定課題5課題
配点：WTOの場合は指定課題 各12点（技術提案に関する満点60点）

4)「ワークライフバランスの認定」の評価対象工事の拡大

【令和6年4月公告工事から適用】

概要

- ◆対象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（I型）（対象工事種別：一般土木工事、建築工事）
- 建設業界におけるワーク・ライフ・バランス等を推進することを目的に、技術提案評価型（S型・段階選抜方式）1次選抜時において先行導入していた取組を、技術提案評価型（S型・段階選抜無し）の工事種別一般土木工事、建築工事の発注案件まで拡大する。

- ⇒ 現行：対象：技術提案評価型（S型）段階選抜方式（WTO 対象工事種別：一般土木工事、建築工事）
- ⇒ 令和6年度：対象：技術提案評価型（S型）段階選抜方式（WTO 対象工事種別：一般土木工事、建築工事）
- 技術提案評価型（S型）段階選抜無し（WTO 対象工事種別：一般土木工事、建築工事）
- 技術提案評価型（S型）段階選抜無し（WTO以外 対象工事種別：一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級）
- 施工能力評価型（I型）（対象工事種別：一般土木工事A・B等級、建築工事A・B等級）

「ワークライフバランスの認定」を新設（加算点1点）

次のいずれかの認定を受けている場合に評価（2段階評価：認定あり1点、認定なし0点）

- 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）
- 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん認定企業）
- 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

現行（総合評価配点）

	S型 WTO段階選抜	S型 WTO	S型 WTO以外	I型
段階選抜方式（一次審査） WLBの認定の評価項目含む	40	-	-	-
配置予定技術者の能力等	-	-	15	20
企業の能力等	-	-	15	20
技術提案	60	60	30	-
賃上げに関する評価	4	4	4	3
合計	64	64	64	43



見直し（総合評価配点）

	S型 WTO段階選抜	S型 WTO	S型 WTO以外	I型
段階選抜方式（一次審査） WLBの認定の評価項目含む	40	-	-	-
配置予定技術者の能力等	-	-	15	20
企業の能力等	-	-	15	20
技術提案	60	60	30	-
賃上げに関する評価	4	4	4	3
WLBの認定	-	1	1	1
合計	64	65	65	44

5)「企業の能力等(表彰)」の表彰対象の追加

【令和6年8月公告工事から適用】

概要

◆対象：技術提案評価型（S型）及び施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

- ・**企業の能力等(表彰)の項目において**、これまで安全施工業者、優良施工業者、災害復旧等功労業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者、インフラDX活用優秀施工業者、災害復旧等功労業者、工事成績優秀企業の認定を評価対象としていたが、**令和6年8月より「インフラDX大賞」を評価対象に加える。**

【インフラDX大賞の評価対象】

インフラDX大賞のうち、【工事・業務部門】（種類：国土交通大臣賞、優秀賞）の受賞者を評価対象とする。また直近2ヶ年度の表彰を評価対象とし、毎年8月に評価対象年度の切替えを実施する。

※【地方公共団体等の取組部門】及び【i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門】は評価対象外

【評価方法】

「インフラDX大賞」の実績は、九州地方整備局における優良施工業者等と同様に評価することとし、局長表彰と同等の評価とする。

インフラDX大賞とは

- ・国土交通省は、建設現場の生産性向上に関するベストプラクティスの横展開に向けて、平成29年度より「i-Construction大賞」を実施してきました。
- ・また、令和4年度からは、「インフラDX大賞」と改称し、インフラの利用・サービスの向上といった建設業界以外の取組へも募集対象を拡大しています。
- ・加えて、インフラ分野におけるスタートアップの取組を支援し、活動の促進、建設業界の活性化へつなげることを目的に、新たに「スタートアップ奨励賞」を設置しています。

5)「企業の能力等(表彰)」の表彰対象の追加

インフラDX大賞の評価対象期間

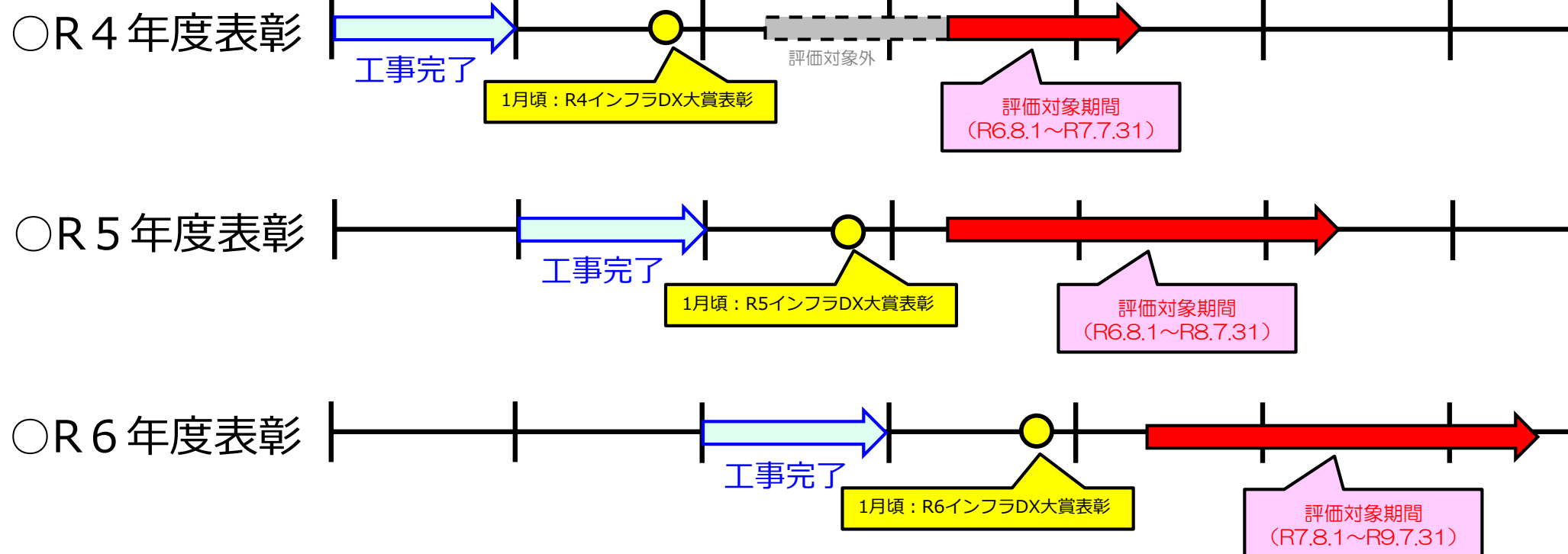
【令和6年8月公告工事から適用】

◆評価対象期間

- 国土交通行政功労表彰等の評価対象年度の切り替え時期である令和6年8月1日以降の公告工事より評価を開始する。
- 令和6年8月1日以降公告工事より、直近2ヶ年度表彰（令和4年度（令和3年度完了工事）～令和5年度（令和4年度完了工事））を評価対象とする。

※ 令和5年度表彰は、令和4年度に完了した工事が表彰対象であり、令和6年1月に受賞者が決まるため、表彰実績の評価対象期間は令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間となる。
ただし、この取組みの開始時期が令和6年8月であることから、令和4年度表彰の評価対象期間は令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間とする。（令和5年8月1日から令和6年7月31日は評価対象外）

R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度



6) 施工能力評価型の配点見直し

概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」「地域貢献等」「WLB」の配点
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）【本官・分任官工事】
- ・週休2日工事の実績の「1点」を廃止する。
- ・「地域貢献等」における評価項目について、配点を1点又は2点から2点へ変更する。
- ・下記工事種別の場合は、「WLBの認定」を追加する。
一般土木工事A及びB等級、建築工事A及びB等級
- ⇒ 現行：週休2日工事の実績：1点
「地域貢献等」全オプション：1点又は2点
WLBの認定：設定なし
- ⇒ 令和6年度：週休2日工事の実績：廃止
「地域貢献等」全オプション：2点
WLBの認定：1点

配点

【令和6年4月公告工事から適用】

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)	見直し (Ⅰ・Ⅱ型)	見直し (※2)
配置予定技術者の能力	必須			
	工事実績	6	6	6
	工事成績	10	10	10
	表彰	2	2	2
	配置予定技術者の資格	1	1	1
	継続教育（CPD）の状況	1	1	1
	指定する工事の施工実績	1	1	1
	発注者の指定する資格保有技術者	1	1	1
	橋梁補修工事の実績【鋼橋上部、PC工事は必須】	1	1	1
	その他	1	1	1
小計		20	20	20
企業の能力等	必須			
	工事実績	2	2	2
	工事成績	4	4	4
	表彰	2	2	2
	工事の手持ち状況【一般土木は必須】	3	3	3
	週休2日工事の実績	1	-	-
	オプション			
	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	1	1
	ICT施工の実績【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	1	1	1
	若手・女性技術者の配置促進	1	1	1
	下請け予定業者の表彰実績	1	1	1
	〇〇工事の実績	1	1	1
	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（Ⅰ）型の場合は必須】	2	2	2
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1	1
	ISOの認証取得状況	1	1	1
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1
	建設業労働災害防止協会加入	1	1	1
	建設業退職金共済制度加入	1	1	1
	その他評価すべき項目	1	1	1
	小計	15	14	14
	地域貢献等			
	災害協定に基づく活動実績【原則、一般土木、維持修繕、As舗装B等級は選択】	1又は2	2	2
	特定工事の実績【原則、一般土木C・D等級、As舗装A・B等級、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は選択】	1又は2	2	2
	近隣地域内工事の実績	1又は2	2	2
	近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	1又は2	2	2
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	1又は2	2	2
	継続的な営業に基づく信頼度	1又は2	2	2
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1又は2	2	2
	製作工場の有無【鋼橋上部、水門・橋門ゲート設備に適用可能】	1又は2	2	2
	専門工種の施工機械自社保有状況	1又は2	2	2
	小計	5	6	6
WLB	賞上げ			
	賞上げの実施を表明した企業等	3	3	3
	賞上げ基準に達していない場合等（減点）	-4	-4	-4
	小計	3	3	3
WLB	必須			
	WLBの認定【一般土木A・B等級、建築A・B等級は必須】	-	-	1
	小計	-	-	1
合計		43	43	44

※ 本官工事については「指定する工種に配置予定の～登録基幹技能者の配置」を必須項目2点とし、「企業の能力等」及び「地域貢献等」のオプションから7点選択するものとする。

※2 一般土木工事A及びB等級および建築工事A及びB等級においては「WLBの認定」を追加する。

7) 企業実績評価型の配点見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）
【企業実績評価型】

- ・週休2日工事の実績の「1点」を廃止する。
- ・「企業の能力等」におけるオプション項目の合計点を、1点から2点へ変更する。

⇒ 現 行：週休2日工事の実績：1点
「企業の能力等」オプション合計：1点

⇒ 令和6年度：週休2日工事の実績：廃止
「企業の能力等」オプション合計：2点

配点

		現行 (Ⅰ・Ⅱ型)	見直し (Ⅰ・Ⅱ型)
必須	工事実績	3	3
	工事成績	4	4
	表彰	2	2
	工事の持ち手状況【一般土木は必須】	5	5
	週休2日工事の実績	1	-
企業の能力等 オプション	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	1
	ICT施工の実績	1	1
	若手・女性技術者の配置促進	1	1
	下請け予定業者の表彰実績	1	1
	〇〇工事の実績	1	1
	ICT（土工、舗装、河川浚渫）の活用【ICT施工者希望（Ⅰ）型の場合は必須】	1	1
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1
	ISOの認証取得状況	1	1
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1
	建設業労働災害防止協会加入	1	1
	建設業退職金共済制度加入	1	1
	その他評価すべき項目	1	1
	小計	16	16
地域貢献等 オプション	災害協定に基づく活動実績【原則、一般土木、維持修繕、As舗装B等級は選択】	2	2
	特定工事の実績【原則、一般土木C・D等級、As舗装A・B等級、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は選択】	2	2
	近隣地域内工事の実績	1	1
	近隣地域内点検業務の実績【機械設備】	1	1
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	1	1
	継続的な営業に基づく信頼度	1	1
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	1	1
	製作工場の有無【鋼橋上部、水門・樋門ゲート設備に適用可能】	2	2
	専門工種の施工機械自社保有状況	1	1
	小計	4	4
賃上げ 必須	賃上げの実施を表明した企業等	2	2
	賃上げ基準に達していない場合等（減点）	-3	-3
	小計	2	2
合計		22	22

8-1)「特定工事の実績」評価対象見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

概要

- ◆評価項目：地域貢献等-「特定工事の実績」（土木系工事：特定工事実績により競争性が見込まれる工事種別に設定）
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ・Ⅱ型）【分任官工事のみに適用】
 - ・不調・不落の多い工事（特定工事）の実態を踏まえ、より競争性を高めるため、通年的維持工事の評価対象年度の拡大および工事内容等の見直しを行う。
- ⇒ 現行：土木系工事は原則必須（分任官及び本官工事に適用）
- ⇒ 令和6年度：土木系工事のうち、以下の工事種別は原則設定する。（分任官工事のみに適用、本官工事は評価項目に設定しない）
 - ◆対象工事種別：一般土木工事C・D等級、アスファルト舗装工事A・B等級、セメント・コンクリート舗装工事、維持修繕工事、橋梁補修工事
 - ◆通年的維持工事においては、『過去1ヶ年度＋当該年度』⇒『過去4ヶ年度＋当該年度』へ評価対象期間を拡大
 - ◆河川系工事と道路系工事では工事实績を区分
 - ・河川系工事の場合：河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））、河川管理施設の補修・改造工事（機械等設備補修は含まない）、砂防堰堤改良（改築）工事、砂防堰堤補修工事
 - ・道路系工事の場合：橋梁補修（耐震補強も含む）、道路構造物補修（機械等設備補修は含まない）、道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））、電線共同溝、RC床版、舗装修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備（改築の歩道整備は含まない）

通年的維持工事発注の場合

分類	評価項目	評価内容（見直し）	評価内容（現行）	評価段階・基準・配点
地域貢献等	特定工事の実績 【分任官工事のうち、通年的維持工事は原則設定する】	過去4ヶ年度＋当該年度に完成した特定工事等 【設定 道路と河川で区分】 ・道路の維持工事の場合 道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績 ・河川の維持工事の場合 河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））の実績	過去1ヶ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等（橋梁補修（耐震補強も含む）、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事（通年維持工事）、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗装修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備）の実績	九州地方整備局（港湾空港関連を除く）の実績 その他は現行どおり

8-2)「特定工事の実績」評価対象見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

一般土木C・D、アスファルト舗装A・B等工事発注の場合

分類	評価項目	評価内容（見直し）	評価内容（現行）	評価段階・基準・配点
地域貢献等	特定工事の実績 【分任官工事のうち、一般土木C・D、アスファルト舗装A・B、セメント・コンクリート舗装、維持修繕、橋梁補修工事は原則設定する】	過去1ヵ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等 【設定 道路と河川で区分】 ・道路の場合 （橋梁補修（耐震補強も含む）、道路構造物補修（機械等設備補修は含まない）、道路維持工事（応急処理工、除草工、清掃や緊急巡回等が必要な工事（災害協定工事は除く））、電線共同溝、RC床版、舗装修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備（改築の歩道整備は含まない）、いずれかを含む工事の実績 ・河川の場合 河川維持工事（除草工、応急処理工等が必要な工事（災害協定工事は除く））、河川管理施設の補修・改造工事（機械等設備補修は含まない）、砂防堰堤改良（改築）工事、砂防堰堤補修工事、いずれかを含む工事の実績	過去1ヵ年度＋当該年度に完成した工期5ヶ月以上の特定工事等 （橋梁補修（耐震補強も含む）、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事（通年維持工事）、電線共同溝、砂防工事、橋梁床版、舗装修繕、交差点改良、現道を改良する歩道整備）の実績	九州地方整備局（港湾空港関連を除く）の実績 その他は現行どおり

9)「ICT施工の実績」の評価対象見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

概要

- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型） ※工事種別：一般土木工事、維持修繕工事及びAs舗装工事は必須
- ・「ICT施工の実績」について、評価対象年度を現行の『過去1ヶ年度＋当該年度』⇒『過去2ヶ年度＋当該年度』へ拡大する。
- ⇒ 現行：評価対象年度：過去1ヶ年度＋当該年度
- ⇒ 令和6年度：評価対象年度：過去2ヶ年度＋当該年度 ※評価対象年度以外の変更なし

現行（評価内容）

【対象】 過去1ヶ年度＋当該年度に完成した工事



見直し（評価内容）

【対象】 過去2ヶ年度＋当該年度に完成した工事

10) 機械チャレンジ型の配点見直し

【令和6年4月公告工事から適用】

概要

- ◆評価項目：「企業の能力等」の配点
- ◆対象：施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）
【機械チャレンジ型】

- ・週休2日工事の実績の「1点」を廃止する。
- ・「企業の能力等」におけるオプション項目の合計点を、1点から2点へ変更する。

⇒ 現行：週休2日工事の実績：1点
「企業の能力等」オプション合計：1点

⇒ 令和6年度：週休2日工事の実績：廃止
「企業の能力等」オプション合計：2点

配点

		現行 (Ⅰ型) 【技術者確保】	現行 (Ⅱ型) 【技術者確保】	現行 (Ⅱ型) 【参入促進】	見直し (Ⅰ型) 【技術者確保】	見直し (Ⅱ型) 【技術者確保】	見直し (Ⅱ型) 【参入促進】
企業 の 能力 等	必須						
	工事実績	2	2	2	2	2	2
	工事成績	4	4	-	4	4	-
	表彰	1	1	-	1	1	-
	工事の手持ち状況	3	3	-	3	3	-
	受注（契約）実績	-	-	3	-	-	3
	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	2	2	-	2	2	-
	週休2日工事の実績	1	1	-	-	-	-
	オプション						
	若手・女性技術者の配置促進	1	1	1	1	1	1
	下請け予定業者の表彰実績	1	1	-	1	1	-
	〇〇工事の実績	1	1	-	1	1	-
	新技術の活用【新技術導入促進（Ⅰ型）の場合は必須】	1	1	1	1	1	1
	ISOの認証取得状況	1	1	1	1	1	1
地域 貢献 等	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	1	1	1	1	1
	建設業労働災害防止協会加入	1	1	1	1	1	1
	建設業退職金共済制度加入	1	1	1	1	1	1
	その他評価すべき項目	1	1	1	1	1	1
小計		14	14	6	14	14	6
賞 上げ	必須						
	災害協定に基づく活動実績	3	3	3	3	3	3
	特定工事の実績	3	3	-	3	3	-
	近隣地域内点検業務の実績	3	3	3	3	3	3
小計		9	9	6	9	9	6
賞 上げ	必須						
	賃上げの実施を表明した企業等	2	2	1	2	2	1
	賃上げ基準に達していない場合等（減点）	-3	-3	-2	-3	-3	-2
小計		2	2	1	2	2	1
合計		25	25	13	25	25	13

【令和6年4月公告工事から適用】

11) 電通チャレンジ型（担い手確保型）の配点見直し

概要

◆対象：施工能力評価型〔電通チャレンジ型（担い手確保型）〕

・技術者の担い手確保等の観点から、総合評価において技術者の能力等は求めない方式をとって試行を実施中であるが、工事品質の確保をより確実にするために、企業の能力等の評価を、工事实績・成績のみの配点から、**より総合的に評価できる評価項目と配点に見直し**を行う。

①配点

⇒現行：「企業の能力」工事实績：5点

工事成績：9点

「地域貢献等」全オプション：6点

⇒令和6年度：「企業の能力」工事实績：2点

工事成績：4点

表彰、工事成績優秀企業の認定：2点

工事の手持ち状況：3点

全オプション：3点

「地域貢献等」全オプション：6点

配点

〔電通チャレンジ型（担い手確保型）〕（現行）

分類		評価項目	配点	
施工計画			○	○
配置 予定 技術 者の 能力 等	必須	工事实績	-	-
		工事成績	-	
		表彰(優秀技術者)	-	
		配置予定技術者の資格	-	
	オプション 項目	継続教育(CPD)の状況	-	
		指定する工事の施工実績	-	
		発注者の指定する資格保有技術者	-	
		その他	-	
企業 の 能力 等	必須	工事实績	5	14
		工事成績	9	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	-	
		工事の手持ち状況	-	
	オプション 項目	配置予定建設技能者の表彰実績及び登録 基幹技能者の配置	-	
		指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、 表彰実績又は登録基幹技能者の配置	-	
		ICT施工の実績	-	
		若手・女性技術者の配置促進	-	
		下請け予定業者の表彰実績	-	
		〇〇工事の実績	-	
		新技術の活用	-	
		ICTの活用	-	
		ISOの認証取得状況	-	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-	
		建設業労働災害防止協会加入	-	
		建設業退職金共済制度加入	-	
		その他評価すべき項目	-	
地域 貢 献 等	オプション 項目	災害協定に基づく活動実績	2	6
		維持工事等の実績	2	
		近隣地域内工事の実績	2	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2	
		継続的な営業に基づく信頼度	2	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2	
質上げの実施を表明した企業等			2	2
合 計			22	

〔電通チャレンジ型（担い手確保型）〕（見直し）

分類		評価項目	配点	
施工計画			○	○
配置 予定 技術 者の 能力 等	必須	工事实績	-	-
		工事成績	-	
		表彰(優秀技術者)	-	
		配置予定技術者の資格	-	
	オプション 項目	継続教育(CPD)の状況	-	
		指定する工事の施工実績	-	
		発注者の指定する資格保有技術者	-	
		その他	-	
企業 の 能力 等	必須	工事实績	2	11
		工事成績	4	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	2	
		工事の手持ち状況	3	
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-	
	オプション 項目	指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置	1	3
		ICT施工の実績	1	
		若手・女性技術者の配置促進	1	
		下請け予定業者の表彰実績	1	
		〇〇工事の実績	1	
		新技術の活用	1	
		ICTの活用	1	
		ISOの認証取得状況	1	
		建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1	
		建設業労働災害防止協会加入	1	
		建設業退職金共済制度加入	1	
その他評価すべき項目	1			
地域 貢 献 等	オプション 項目	災害協定に基づく活動実績	2	6
		維持工事等の実績	2	
		近隣地域内工事の実績	2	
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2	
		継続的な営業に基づく信頼度	2	
		工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2	
		専門工種の施工機械自社保有状況	2	
質上げの実施を表明した企業等			2	2
合 計			22	

12) その他改定内容

【令和6年4月公告工事から適用】

継続教育(CPD)の状況の評価項目の適正化

これまで新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な対応として、継続教育(CPD)の取得期間の緩和措置を行っていたが、コロナ対応前の評価方法に戻すこととする。

【現行】

「単位取得の証明日は、平成31年4月1日から技術資料等提出期限以内であること」
「単位取得証明期間は、平成31年4月1日から技術資料等提出期限内の日付が含まれていること」

【見直し】

「単位取得の証明は、証明日が当該工事の技術資料等提出期限から過去1年以内であること」
「単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれること」

入札書及び技術資料の同時提出

・これまで新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な対応として、「入札書及び技術資料の同時提出」について一部適用しない緩和措置を行っていたが、コロナ対応前の発注方法に戻すこととする。

【現行】

工事種別 一般土木工事（予定価格6千万円以上3億円未満）の工事について、一部、発注事務所において、「入札書及び技術資料の同時提出」を適用していない。

【見直し】

工事種別 一般土木工事（予定価格6千万円以上3億円未満）の工事については、「入札書及び技術資料の同時提出」を適用する。

試行工事名		試行概要	試行開始時期	試行対象工事		令和6年度の方針	九州独自
1	新技術導入促進型（Ⅰ型、Ⅱ型）	総合評価落札方式の技術提案等において、新技術の提案を求め、その新技術を評価・採用することで、積極的な新技術の活用を推進し、効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげる。	平成30年度	対象工事	本官及び分任官工事の土木系工事	継続	
2	企業実績評価型	災害復旧工事や施工環境が厳しい工事等、企業の組織力、機動力、技術的な経験を重視する工事において、企業の実績をより高く評価する ※技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業へのプライオリティを高める観点から企業評価をより重視	平成30年度 （令和6年4月一部改正）	対象工事	分任官工事の土木系工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	○
3	簡易確認型	総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る	平成29年度	対象工事	一般土木C工事（施工能力評価型Ⅱ型）	継続	
4	一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料（技術提案）の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	平成25年度 （令和2年12月一部改正）	対象工事	総合評価落札方式の全ての契約方式	継続	
5	技術提案チャレンジ型（Ⅰ型、Ⅱ型）	受注実績の少ない企業や、地域を支える建設業の入札参加意欲向上しつつ、担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的とし実績を求めず技術提案をより高く評価する	平成27年度 （令和6年4月一部改正）	対象工事	分任官工事（土木系工事）のうち技術的高度でない工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	
6	電気通信チャレンジ型	・電通チャレンジ型（参入促進型）（受変電設備工事） 成績評定での加点は行わず、施工実績で加点 ・電通チャレンジ型（担い手確保型）（通信設備工事） 技術者の能力等は求めずに、企業の施工能力と施工計画のみで評価	令和元年度 （令和6年4月一部改正）	対象工事	受変電設備工事、通信設備工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	○
7	機械チャレンジ型	【技術者確保タイプ】 ・技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。 【参入促進タイプ】 ・当該年度の受注実績（件数）を評価し、地域貢献等における災害協定及び機械設備点検の実績で評価する。	令和元年度 （令和6年4月一部改正）	対象工事	分任官工事のうち機械系工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	○
8	営繕チャレンジ型	・配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。 ・企業の実績評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする。	令和元年度 （令和5年4月一部改正）	対象工事	営繕系工事のうち円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事	継続	○
9	フレームワーク方式	該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式	令和2年度	対象工事	分任官発注のうち、災害復旧工事又は競争参加者が少数と見込まれ、工事難易度が比較的低い工事	継続	○

【背景】

- 生産人口が減少する中、建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上が喫緊の課題である。
- 本試行は、技術提案に基づき、**新技術導入促進（Ⅰ）型**にあっては実用段階にある技術を有効に活用し、**新技術導入促進（Ⅱ）型**にあっては実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証することにより、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげるものである。

【内容】

➤ 新技術導入促進（Ⅰ）型

発注者は、提案された新技術の活用が有効かつ具体的であると認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、「企業の能力等」の「新技術の活用」で評価（1点）

新技術導入促進（Ⅰ）型【実用段階にある新技術を対象】

- ・ 技術提案評価型又は施工能力評価型において、発注者が指定するテーマに基づき、**新技術を活用する提案**を求め、その妥当性等について評価

【費用イメージ】

工事価格

新技術
活用経費

※工事価格には、一般管理費等を含む

➤ 新技術導入促進（Ⅱ）型

発注者は、提案により開発される技術の新規性、有効性、現場実証の具体性を認める場合に加点評価する。

⇒ 加点は、新技術の現場実証を求めるテーマを設定し評価

新技術導入促進（Ⅱ）型【研究開発段階にある新技術を対象】

- ・ 原則として、技術提案評価型において、効率的な施工管理、安全管理等を実施することにより工事品質の向上等を推進するため、主として**実用段階に達していない新技術の開発、または要素技術の検証に関する提案**を求め、提案技術の有効性、具体性等について評価する。契約後、提案に基づき施工を実施し、当該工事の品質向上等の他に公共工事に及ぼす影響等について検証する。

【費用イメージ】

工事価格

+

新技術
導入経費※

※開発される技術が有用で、実証内容が妥当と認められる場合に発注者が費用を負担

2. 企業実績評価型

【背景】

- 監理（主任）技術者の不足による入札不調対策技術者の担い手確保及び働き方改革等の観点から企業評価をより重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

- 本試行は、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和することを目的として、現行の工事の配点を見直し、企業配点を高く設定するものである。
 - ・ 配置予定技術者の能力等 20点 **【配置予定技術者の能力等を求めない】**
⇒ 本試行： 0点
 - ・ 企業の能力等 14点
⇒ 本試行： 16点
 - ・ 地域貢献等 6点
⇒ 本試行： 4点
 - ・ 競争参加資格としての配置予定技術者の同種要件についても求めないこととする。
- 対象工事：分任官工事のうち、災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、機械経費の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事としているが、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事についても、工事の規模や受注状況、地域の実績等を踏まえ、適切に実施することとする。

総合評価配点表		
企業評価点 (20点)	企業の能力等 最大16点	工事実績 3点
		工事成績 4点
		表彰2点
		手持ち 5点
	地域貢献等 最大4点	OP 2点
		災害協定実績 【必須】 2点
賃上げ加点 2点	賃上げの実施に関する評価 2点	OP 2点
		賃上げの実施を表明した企業等 2点

3. 簡易確認型

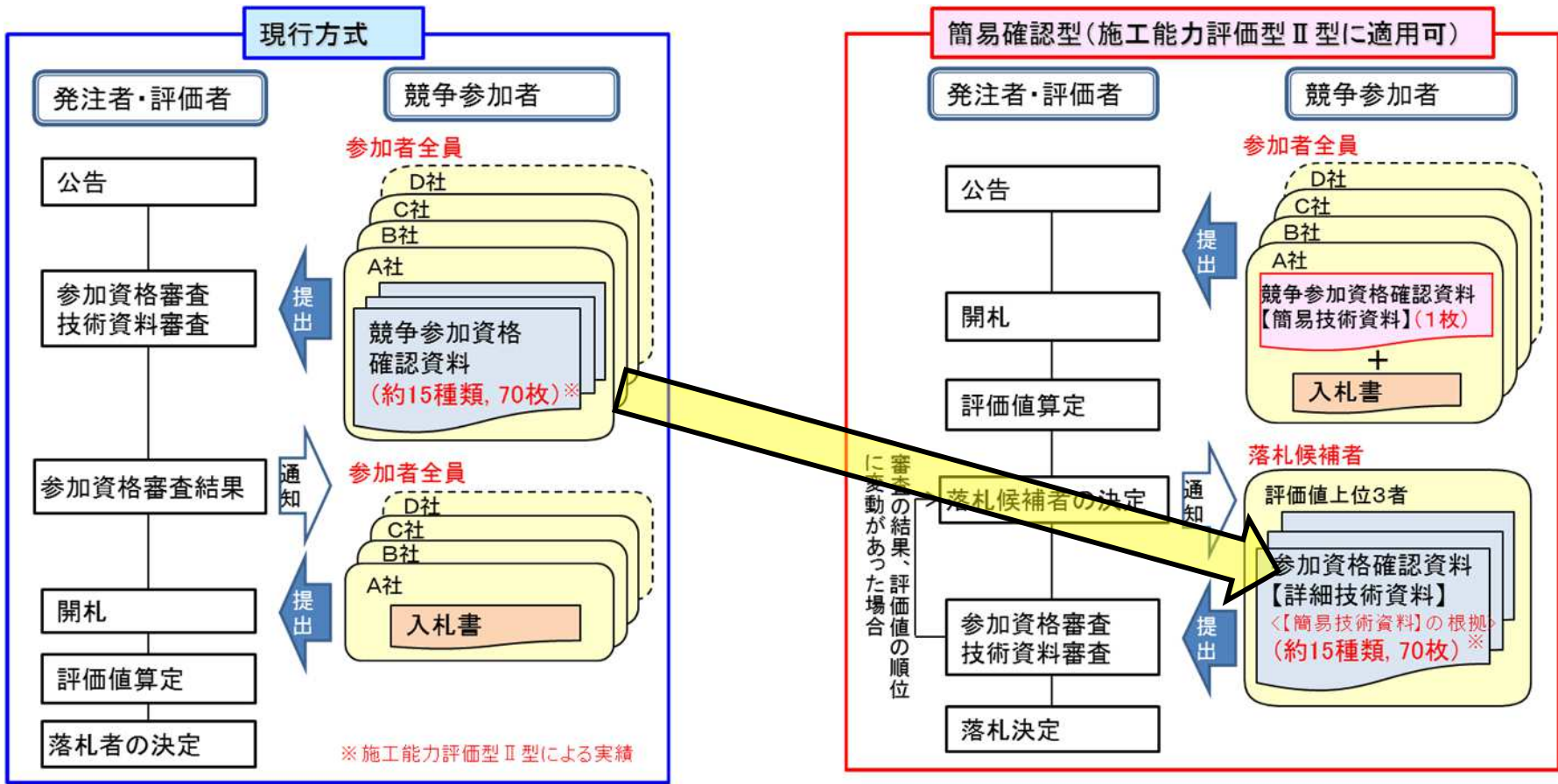
一般土木C（施工能力評価型Ⅱ型）を対象

【背景】

- 現行方式では、技術資料の作成や技術審査に多大な負担を要している。
- 総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る。

【内容】

- 本試行は、入札書と競争参加資格確認資料【簡易技術資料】（1枚）の提出を求め評価値を算定し、評価値上位3者を落札候補者として競争参加資格確認資料【詳細技術資料】の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認し、落札者を決定するものである。



4. 一括審査方式

総合評価落札方式の全ての契約方式にて対象

【背景】

労働力人口が減少する中、受発注者双方において、入札・契約手続きの簡素化、効率化が課題となっている。工事内容が同様の工事で、かつ参加資格要件等が共通の複数工事の発注にあたって、効率的な発注事務を実施する必要がある。

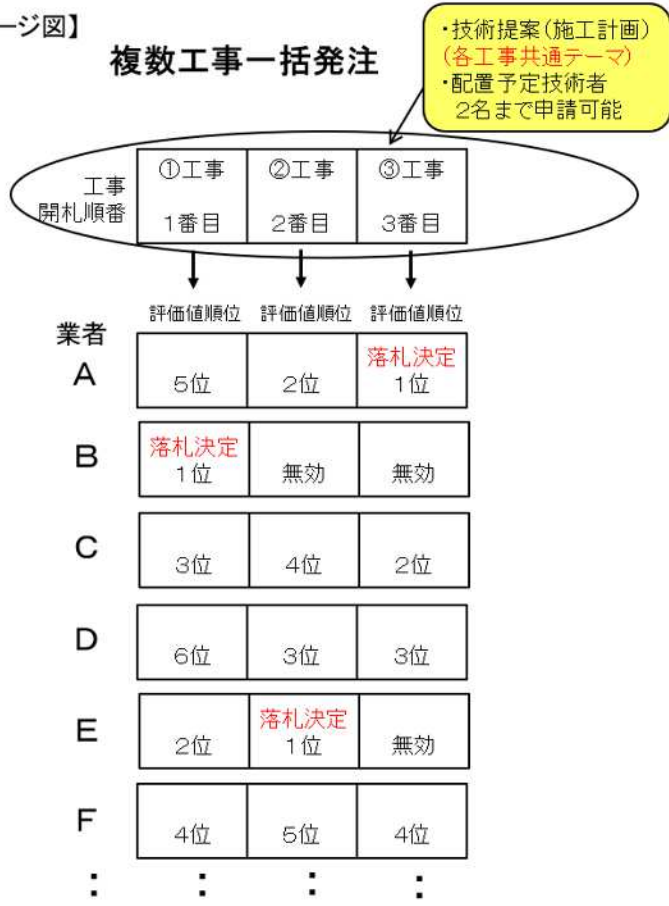
【内容】

参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加資格者からの技術資料の提出は1つのみとし、発注者・競争参加資格者双方の業務負担の軽減を図る。

一括審査方式の内容

- ①複数工事の発注に対して同一テーマの技術提案を求める。
- ②競争参加者は、すべての工事または、希望する工事に参加できる。ただし、配置予定技術者は2名まで申請可能とする。(3件以上の場合も上限は2名まで)
- ③入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工事ごとに評価値の最も高い者を落札者とする。
- ④落札者は、次の工事以降は無効となる。

【イメージ図】



技術提案チャレンジ型の概要

- 地元に精通した企業は地域防災の担い手であり、地元の企業・技術者の育成が必要である。
- 現行の総合評価制度は、過去の実績評価のウエイトが大きいため実績が少ない者の受注機会が制約される。
- 本試行は、地域を支える建設業者の受注機会拡大のため、企業や技術者の過去の実績を求めず、提案された施工計画を主な評価とし、受注機会のチャンスを拡大する試行工事である。
- 本試行工事については、当該年度の受注状況を考慮したⅠ型（当該年度の受注（契約）実績の件数を評価）と新規参入企業の更なる受注機会拡大等を目的とするⅡ型（過去の受注（契約）実績を評価）の2つのタイプにて実施。

【評価表】

Ⅰ 型					Ⅱ 型				
評価項目の満点に対する評価割合（率） A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%					評価項目の満点に対する評価割合（率） A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%				
評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	点数
受注（契約）実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における当該年度の受注（契約）実績に応じて加点する。	3段階	0件 : A(5点) 1件 : D(1.25点) 2件以上 : E(0点)	5.0	受注（契約）実績	九州地方整備局発注の当該工事種別における過去の受注（契約）実績に応じて加点する。	5段階	・過去5ヵ年度及び当該年度の実績なし : A(5点) ・過去4ヵ年度及び当該年度の実績なし : B(3.75点) ・過去3ヵ年度及び当該年度の実績なし : C(2.5点) ・過去2ヵ年度及び当該年度の実績なし : D(1.25点) ・過去2ヵ年度及び当該年度の実績あり : E(0点)	5.0

評価の例（Ⅱ型） ※令和5年度の場合

実績無し

H29年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度 (当該年度)	評価
実績有り							A(5点)
	実績有り						B(3.75点)
		実績有り					C(2.5点)
			実績有り				D(1.25点)
				実績有り			E(0点)
					実績有り		
						実績有り	

6. 電気通信チャレンジ型

■施工能力評価型〔電気通信チャレンジ型（参入促進型）〕 （受変電設備工事）

- 受変電・発電発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加。（市発注の庁舎等の受変電・発電発電機工事）
- 地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている
- 成績評定での加点は行わず、施工実績で加点

電気通信チャレンジ型（参入促進型）

分類	評価項目	配点
施工計画		-
配置予定技術者の能力等	必須 工事実績 工事成績 表彰（優秀技術者） 配置予定技術者の資格 オプション 継続教育（CPD）の状況 指定する工事の施工実績 発注者の指定する資格保有技術者 その他	20
企業の能力等	必須 工事実績 工事成績 表彰、工事成績優秀企業の認定 工事の持ち手状況 配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 オプション項目 指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置 ICT施工の実績 若手・女性技術者の配置促進 下請け予定業者の表彰実績 ○○工事の実績 ICTの活用 情報化施工技術の活用 ISOの認証取得状況 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証 建設業労働災害防止協会加入 建設業退職金共済制度加入 その他評価すべき項目	14
地域貢献等	オプション項目 災害協定に基づく活動実績 維持工事等の実績 近隣地域内工事の実績 継続的な技術者保有に基づく信頼度 継続的な営業に基づく信頼度 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 専門工種の施工機械自社保有状況	6
質上げの実施を表明した企業等		3
合計		43

■施工能力評価型〔電気通信チャレンジ型（担い手確保型）〕 （通信設備工事）

- 建設業法における電気通信工事の資格を持った技術者に対して監理（主任）技術者としての経験を積ませることを目的に試行
- 配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない
- 総合評価において、技術者の能力等は求めずに、企業の施工能力と施工計画のみで評価

電気通信チャレンジ型（担い手確保型）〕（R6.4公告工事より配点見直し）

分類	評価項目	配点
施工計画		○
配置予定技術者の能力等	必須 工事実績 工事成績 表彰（優秀技術者） 配置予定技術者の資格 オプション 継続教育（CPD）の状況 指定する工事の施工実績 発注者の指定する資格保有技術者 その他	-
企業の能力等	必須 工事実績 工事成績 表彰、工事成績優秀企業の認定 工事の持ち手状況 配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置 オプション項目 指定する工種に配置予定の建設技能者の顕彰、表彰実績又は登録基幹技能者の配置 ICT施工の実績 若手・女性技術者の配置促進 下請け予定業者の表彰実績 ○○工事の実績 新技術の活用 ICTの活用 ISOの認証取得状況 建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証 建設業労働災害防止協会加入 建設業退職金共済制度加入 その他評価すべき項目	11
地域貢献等	オプション項目 災害協定に基づく活動実績 維持工事等の実績 近隣地域内工事の実績 継続的な技術者保有に基づく信頼度 継続的な営業に基づく信頼度 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 専門工種の施工機械自社保有状況	6
質上げの実施を表明した企業等		2
合計		22

7. 機械チャレンジ型

【内容】

【技術者確保タイプ】

- 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませることを目的として、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。
- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事で、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することができるものとする。
- 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

【参入促進タイプ】

- 本試行は、受注実績が少ない企業に受注機会を与えることを目的として、技術者の能力等の要件を求めないことに加え、総合評価項目の評価においては、工事成績・表彰などの工事の内容に関する評価は行わず、当該年度（又は過去）の受注実績（件数）等を評価するものである。
- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、比較的難易度の低い更新や修繕を行う機械設備工事で、当該年度の発注状況を踏まえ、実施することができるものとする。
- 参加資格要件における配置予定技術者の同種工事の実績は問わない。

【配点】

機械チャレンジ型 【試行：技術者確保タイプ】			機械チャレンジ型 【試行：参入促進タイプ】		
企業の能力等 最大 14点	工事实績 2点	企業評価点 (25点)	企業の能力等 最大 6点	工事实績 2点	企業評価点 (13点)
	工事成績 4点			受注実績 3点	
	表彰1点			OP1点	
	手持ち 3点		災害協定実績 3点		
	技能者顕彰等 2点		近隣点検実績 3点		
	OP2点		賃上げの実施表明 1点		
地域貢献等 最大9点	災害協定実績 3点				
	特定工事实績 3点				
	近隣点検実績 3点				
賃上げの実施表明 2点					

8. 営繕チャレンジ型

【背景】

・営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。

・そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。

・また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。

・以上を踏まえて、「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手又は女性技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

【概要】

評価項目		営繕チャレンジ型 【（R4）試行】配点		営繕チャレンジ型 【（R5）試行】配点	
配置 予 定 技 術 者 の 能 力 等	工事实績		0.0		0.0
	工事成績				
	表彰（優秀技術者）				
	配置予定技術者の資格 （資格取得後の経験年数）				
	オプション項目 （継続教育（CPD）の状況）				
企 業 の 能 力 等	工事实績	10.0	18.0	10.0	15.0
	受注（契約）実績	4.0			
	工事成績				
	表彰（優秀技術者）				
	登録基幹技能者等の配置	1.0		1.0	
	オプション項目 （若手又は女性技術者の配置、労災共、 建退共への加入等）	3.0		4.0	
	地域貢献等 （オプション項目）	12.0		12.0	
賃上げ の実施 に関す る評価	賃上げの実施を表明した企業等	2.0		2.0	
	賃上げ基準に達していない場合等（減 点）	▲ 3.0		▲ 3.0	
合計		32.0		32.0	

※営繕チャレンジ型の配点の見直し。

- ・配置予定技術者の能力等の評価を行わない（変更無し）。
- ・受注（契約）実績の評価項目を無くし、若手又は女性技術者の配置促進（1点→2点）、及び地域貢献等の配点（12点→15点）を増加。

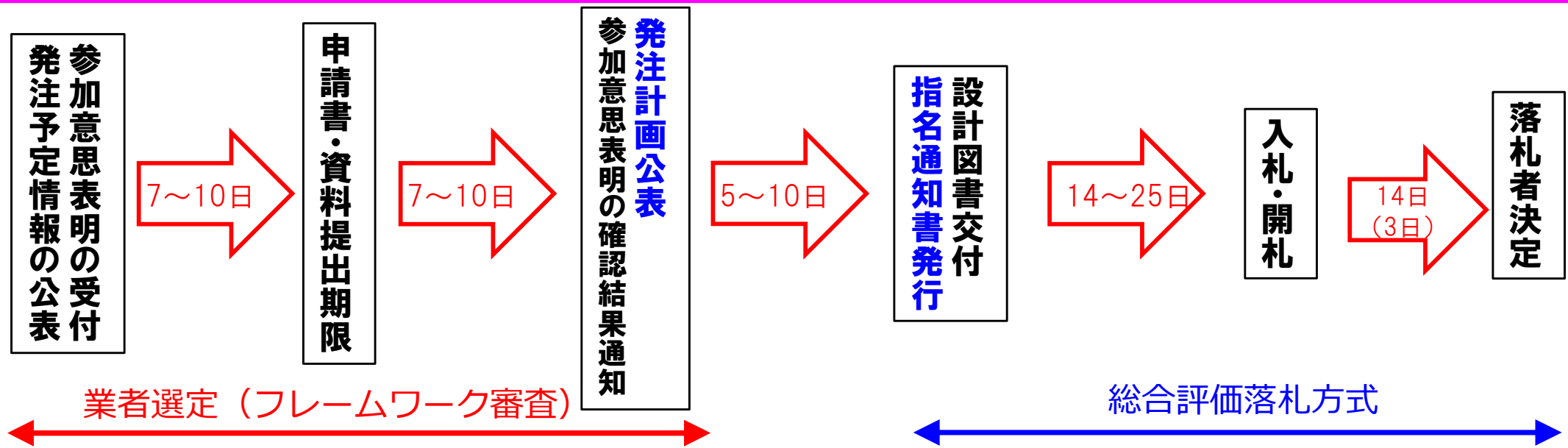
9. フレームワーク方式

【フレームワーク工事について】

該当する複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、特定工事参加企業名簿を作成、その中から複数の工事参加者を指名する方式

【対象工事】

- ① 分任官発注の災害復旧工事
- ② 競争参加者が少数と見込まれ、工事難易度が比較的低い工事（土工、築堤工事等）
- ③ 1 フレームワーク工事の対象工事件数は3件以上



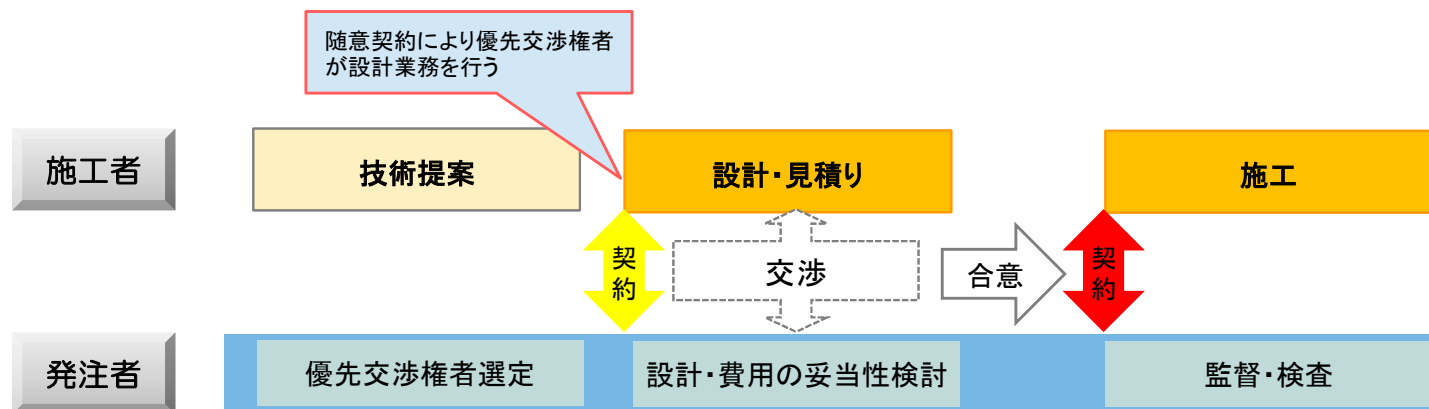
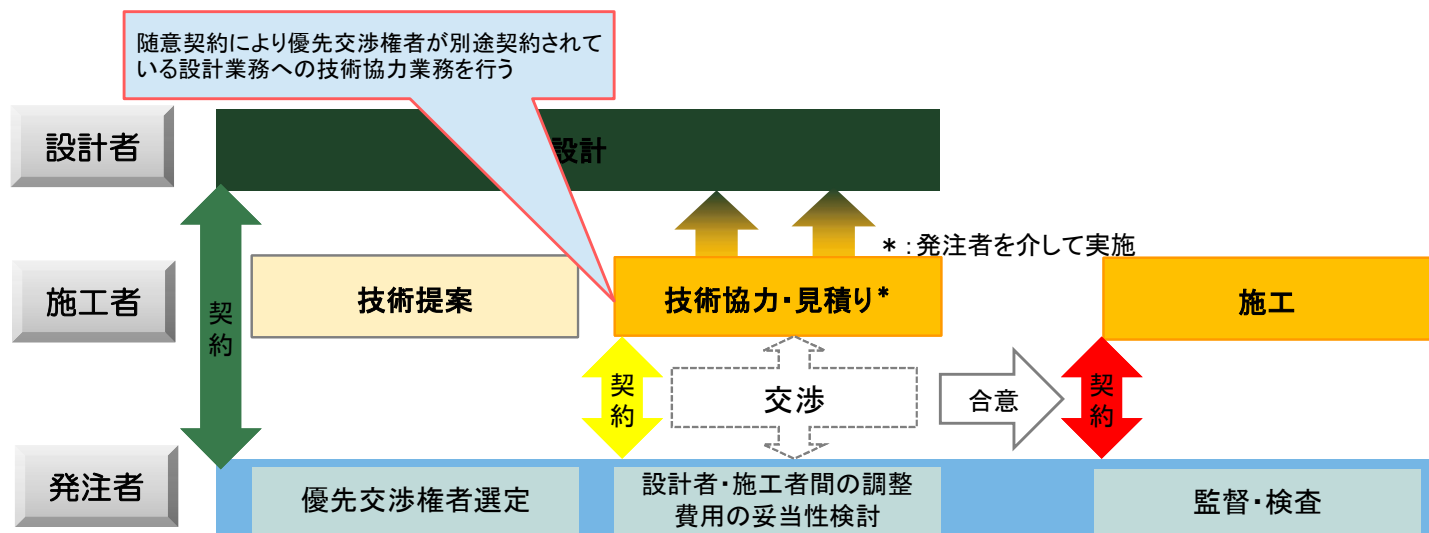
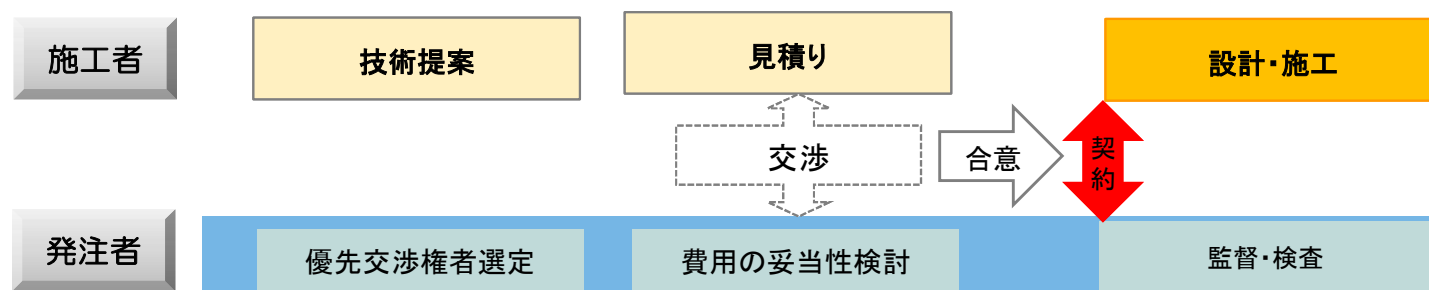
【業者選定（フレームワーク審査）】

- 指名業者の審査基準に基づき選定評価表を作成し、各工事に指名する業者を選定

【総合評価落札方式】

- 評価値 = $\left(\text{標準点100点} + \frac{\text{加算点(10点)} + \text{賃上げ加算点(1点)}}{\text{入札価格}} \right) + \text{施工体制評価点(30点)}$
- 加算点(10点)の内訳（企業評価のみ）：
 - ・ 企業能力等(6点) 【工事实績(3点)、工事成績(3点)】
 - ・ 地域貢献等(4点) 【災害協定の活動実績(2点)、近隣地域内工事の実績(2点)】

技術提案・交渉方式(1/2) ～多様な入札契約制度～



■「国道57号北側復旧ルート」の一部である「二重峠トンネル(仮称延長約4km)」の工事に係る発注手続きにあたって、1日も早い復旧に向けて、**設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式(技術提案・交渉方式(技術協力・施工(ECI※)タイプ))を直轄事業で初めて採用** (※ECI: Early Contractor Involvementの略)

【期待される事項】

- ①設計と工事発注手続きを同時進行し、工事着手が半年以上前倒し
- ②施工者による設計段階からの施工計画の検討により、効率的に事業を推進

●通常の発注パターン



●技術協力・施工タイプ(ECI方式)



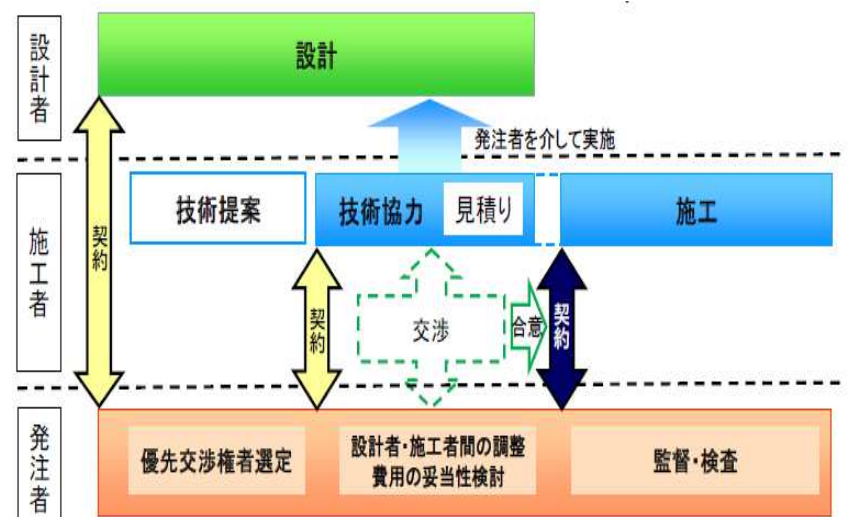
※九州地方整備局における一般的なタイプのトンネル工事と今回のケースを比較した場合
※短縮期間は現時点での想定であり、優先交渉権者との交渉等により変わる可能性がある

【位置図】



【技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)について】

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結



「もっと女性が活躍できる建設業」推進に向けて

【対象工事】

- 本試行は、4月1日以降に契約の手続きを開始する土木系工事（建築・機械・電機工事を除く）すべての工事において適用する

【H28年度までの試行概要】

- **女性技能者**の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**を行う

- 評価方法 ⇒ 工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価
- 評価条件 ⇒ 女性技能者の場合加点（当該職種の必要作業日数の1/2（半数）以上従事していれば加点）
- 加点方法 ⇒ 女性技能者の配置により1点、更に指定する資格を持てば1点上乗せして加点



【H29年度からの試行概要】

- **女性技術者・技能者**の現場配置を積極的に取り組み、**施工に従事したことが確認できた場合は工事成績で加点評価**を行う

- 評価方法 ⇒ 工事成績評定の主任技術評価官の「5. 創意工夫Ⅰ. 創意工夫【その他】」において評価
- 評価条件 ⇒ **（女性技術者）監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者として配置**された場合は加点
 ※現場代理人、担当技術者で配置された場合は、工期の1/2（半数）以上従事していれば加点
（女性技能者）女性技能者として配置された場合は加点
 ※技能者、従事者として配置された場合は、当該職種の必要作業日数の1/2（半数）以上従事していれば加点
- 加点方法 ⇒ **（3点加点）** 「①監理（主任）技術者」もしくは「②現場代理人」として配置
（2点加点） 「③技能者（指定する資格有り）」として配置
 ※資格とは ⇒ 登録基幹技能者もしくは技能検定合格者（厚労省）
（1点加点） 「④担当技術者として配置」もしくは
 「⑤①～④以外の技能者、現場で作業している全ての女性従事者（交通誘導員・パラーター・DT運転手等も含む）の配置」

- 登録基幹技能者：平成20年4月以降に国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者
 ※登録基幹技能者講習を受講するための要件は、「当該基幹技能者の職種において、10年以上の実務経験」「実務経験のうち3年以上の職長経験」
 「実施機関において定めている資格等の保有（1級技能士、施工管理技士等）」を有している技能者
- 技能検定合格者：厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付された技能者

17. 工事の施工効率と品質向上対策

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

設計変更ガイドライン(ver.2.0)(令和5年12月)

1)設計変更ガイドラインとは

土木工事の背景

- 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合がある。
- 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- 設計図書に誤謬、脱漏、不明確な表示の場合がある。

策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質の確保

設計変更ガイドライン(案)の主な内容

- 設計変更ガイドライン(案)には、**設計変更が可能なケースの具体的事例等**が示されている

大きくは、(1)工事請負契約書第18条第1項に該当する場合、(2)設計の照査の範囲を超える作業が生じる場合、(3)発注者が変更を必要と認める場合、(4)工事を一時中止する必要がある場合に分けられる

【参考】(1)工事請負契約書第18条第1項第一号～第五号に該当する具体例を以下に示す

- 【第1項第一号】 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない。設計書と図面で材料の規格が一致しない。
- 【第1項第二号】 設計図書に誤謬又は脱漏がある。条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない。設計図書に示されている工法では明示されている土質に対応していない場合。
- 【第1項第三号】 設計図書の表示が明確でない。土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合。使用する材料の規格(種類、強度等)が明確に示されていない場合。
- 【第1項第四号】 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない。設計図書に明示された土質や、地下水位が現地条件と一致しない場合。設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない場合。
- 【第1項第五号】 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた。埋蔵文化財が発見され調査が必要となった場合。工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった場合。

○設計変更が可能なケースの他に、設計図書の照査(工事請負契約書第18条第1項の照査)や設計変更が不可能なケース、手続きの流れや工期・請負代金額の変更等について記載されているため、受注者と発注者がともに対等な立場で協議を行い、円滑な請負契約を執行していくためにも、双方が設計変更ガイドラインを今まで以上に活用して頂くことが重要である。



施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2)設計変更ガイドラインのポイント (p.27～30「V.工期・請負代金額の変更」)

(1)設計変更協議会等での協議

- ・ 受注者は、設計変更協議会等において、必要に応じて概算金額の提示を求めることができます。また、発注者は受注者からの要請があれば、設計変更協議会等での結果を受けて、指示書に概算金額を明示します。

(2)概算金額の明示の考え方

1. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。
2. 類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書(妥当性を確認したもの)などを参考に記載する。
3. 概算金額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。
4. 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
5. 緊急的に行う場合、または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

(3)請負代金額の変更について

- ・ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、分離発注が著しく困難で、一体施工の必要性があるものに限って、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。

施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

工事一時中止に係るガイドライン(ver.2.0)(令和5年12月)

1)工事一時中止に係るガイドラインとは

ガイドライン策定の背景

- 工事発注の基本的考え方:地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本。
- 工事発注の現状:一部の工事で各種協議や工事用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている状況。
- 現状における課題:一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定している

工事一時中止に係るガイドラインの主な内容

- 工事一時中止に係るガイドライン(案)には**増加費用の考え方等**が示されている

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止(部分中止により工期延期となった場合を含む)を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

【参考】

- ◇工事現場の維持に要する費用:中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等・中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用
- ◇工事体制の縮小に要する費用:中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等
- ◇工事の再開準備に要する費用:工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等
- ◇中止により工期延期となる場合の費用:工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等
- ◇工期短縮を行った場合の費用:工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件(災害等含む)に起因する場合の工期短縮に要する費用等
工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする

○増加費用の考え方の他、工事の一時中止に係わるフローや発注者の中止指示義務、基本計画書の作成、工期短縮計画書の作成等について記載されているため、受発注者が工事一時中止する際に、適切な対応が行えるよう、工事一時中止に係るガイドライン(案)を今まで以上に活用して頂くことが重要である。



施工効率と品質の向上対策(基準類の改訂)

2)工事一時中止に係るガイドラインのポイント (p. 3～5)

(1)発注者の中止指示義務

- ・受注者の責に帰することができない事由により工事が施工できない場合には、発注者は工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。受注者は工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を実施。発注者は必要があれば速やかに工事中止を指示。

(2)工事を中止すべき場合

- ・受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合
①工事用地等の確保ができない等、②自然的又は人為的な事象、③ ①②以外で発注者が必要と認める場合

(3)中止の指示・通知基本計画書の作成・工期短縮計画書の作成

- ・受注者は“中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書”を発注者に提出し、承諾を得る。
- ・発注者は工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と協議し合意を図る。
- ・協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認する。

(4)請負代金または工期の変更

工事を中止した場合において「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

いきいき現場づくり(ver.2.0)(令和5年12月)

「三方よしの公共事業」の実践

働き方改革(罰則付き時間外労働規制)に向けた九州地整の取り組み

I 働き方改革のための5つの運用基準(通称“5(ファイブ)ルール”)の改正とパッケージ運用

- ①「土木工事書類省力化ガイド」の改正
- ②「いきいき現場づくり」の改正
- ③「設計変更ガイドライン(工事)」の改正
- ④「土木工事施工条件明示の手引き」の改正
- ⑤「工事一時中止に係るガイドライン」の改正

II 5ルールの理解を促す「工事の適正執行のための勘所」の作成

III 変更設計の支援策として「工事図書等作成支援の手引き」の作成



2024問題に対応した相談窓口について

- 技術副所長等が一括して相談を受ける既存の「総合的な相談窓口」において、罰則付き時間外労働規制に関する相談等も受け付ける。
- 相談(問合せ)内容が事務所では回答出来ない、または回答する立場ではない場合、技術管理課に相談する。

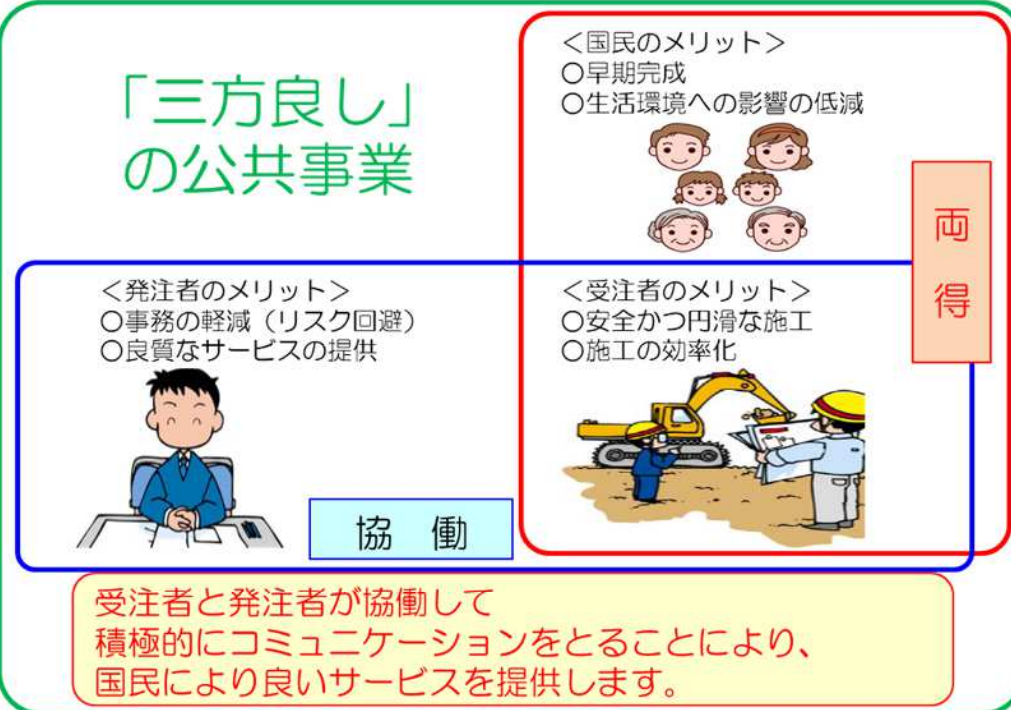
施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

ウィークリースタンスの実施

- 全ての工事及び業務を対象に現場環境の改善に向けた取組を定めた実施要領を策定。
- 標準項目として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「業務時間外の連絡に関すること」を設け、現場環境改善に努める。
 - (1) 目的: 2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。
 - (2) 対象: 全ての工事・業務を対象(災害対応等緊急を要する場合は除く)
 - (3) 取組内容: 土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。
 - 1) 標準項目
 - ① 依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
 - ② 会議・打合せに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
 - ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。
 - ③ 業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール含む。)
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。
 - 2) 追加項目: その他について、受発注者間において確認のうえ決定しても良い。
 - (4) 進め方: 受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。
工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施すること。

施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

「三方よし」の公共事業



施工効率と品質の向上対策(いきいき現場づくり)

工事監理連絡会(三者会議)

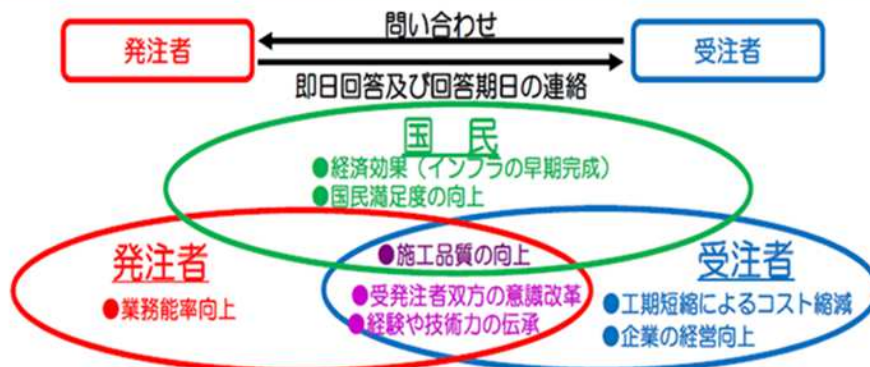
工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による会議を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図ります



- ・開催：発注者と施工者で協議を行い決定。施工者の要望があれば開催し、必要に応じて開催回数は増やすことも可能。
- ・出席者：事務所の実情に応じて設定。
- ・資料：既存資料を活用することを基本。新たな資料づくりは極力しない。
- ・場所：現場での会議も可とする。

ワンデーレスポンス

工期が1日延びる損失を受発注者間で認識し、双方の問い合わせ等に対し、検討結果(検討に期日を要するものについては回答期日)を1日(即日)で回答し、待ち時間等を最低限に抑えるなど受発注者の情報共有の連携強化を図ります。



いきいき現場向上会議

工事の早期完成や円滑な工程管理の実施に取り組んでいる工事からの選定を基本とし、さらなる促進目的から、供用を控え工程管理が特に重要な工事や受注者が実施可能な工事は積極的に選定するなど、受発注者双方で取り組みを拡大していきます。(複数工事での選定も可能とする)

下記の内容をパッケージにして定例開催を実施します。

- ・工事行程の調整
- ・設計変更協議会
- ・現場施工における課題等の協議

設計変更協議会

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行います。協議会を通して受発注者の技術力の向上、研鑽も図ります。



- ・開催：開催日時の定期化。飛び込みでも対応可。登録日の期限を設定。
- ・出席者：事務所の実情に応じて設定。受発注者とも決定権者は必ず出席。
- ・内容：基本的には「協議の場」、「相談の場」として実施。
- ・説明者：状況説明等は主任監督員を基本とし、協議事項等は受発注者がするなど臨機応変に対応。
- ・資料：既存資料を活用することを基本。新たな資料作りは極力しない。
- ・場所：現場での会議や出張所～事務所官の「TV会議」も可とする。

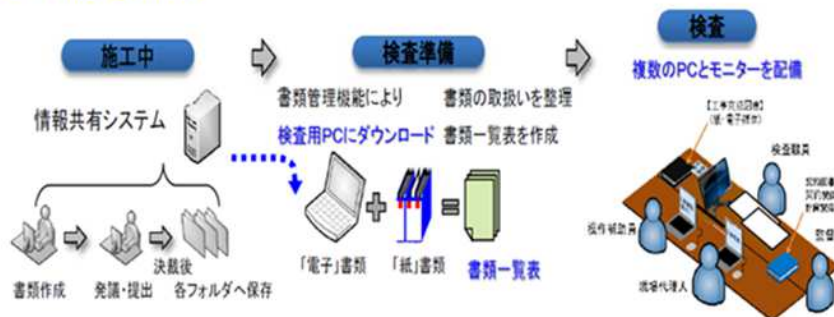
<留意事項・各取り組み共通>

- 短時間で十分な議論ができるよう受注者が話しやすい雰囲気づくり。
- 発注者と受注者は対等な立場、パートナーであることの認識を個々が持つ。
- 設計変更・工事中止等のガイドラインの周知徹底と適正運用に心がける。
- 技術伝承の観点から、若手技術者や設計担当職員等も積極的に参加してもらう。
- 原則として当該会議で結論を出す。

工事書類の簡素化

工事関係書類の事務量軽減のため、完成時検査での不要書類の明確化や電子検査の促進を進めていきます。

【電子検査の流れ】



土木コンクリート構造物の品質向上対策

1)九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)及び手引書の策定

指針(案)策定の背景

- ・平成11年に山陽新幹線の福岡トンネル(博多～小倉間)の覆工コンクリート剥落事故
- ・コンクリートの品質不良などによる道路橋のコンクリート片剥落
- ・九州地方整備局において、コンクリート構造物の品質確保と耐久性向上を図るため、平成14年に学・産・官の委員で構成する「九州地区長寿命コンクリート構造物検討委員会」等を設置して検討に着手した。
- ・平成20年4月九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)(以下、指針(案))策定
- ・平成23年3月九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)手引書(案)(以下、手引書(案)) 策定
- ・平成26年4月指針(案)、手引書(案)の改訂
- ・令和元年9月指針(案)、手引書(案)の改訂

指針(案)のポイント

- ◆日本道路協会「道路橋示方書」、土木学会「コンクリート標準示方書」及び国土交通省のコンクリート構造物に関する各種規定・基準等を相互に補完。
- ◆構造物の施行プロセスである計画、設計、施工計画、コンクリートの配合設計、コンクリートの製造、施工、検査、維持管理の各段階における品質や耐久性の確保・向上に必要な基本的事項を規定。
- ◆構造物が所要の耐久性、安全性、使用性等を十分に果たす期間である「設計耐用期間」を規定。
- ◆設計段階において、耐久性照査及び温度ひび割れ照査を行うことを規定し、耐久性照査については普通ポルトランドセメントのみではなく、九州地方で使用頻度が高い高炉セメントも適用可能とした。
- ◆スランプは、高密度配筋や施工条件を踏まえ、打込みの最小スランプを考慮し適切に設定することを規定。
- ◆三者会議(工事監理連絡会)を活用し、発注者、設計コンサル、施工業者が施工段階に発生する様々な問題について協議調整することとし、高度な技術的課題など解決が困難な場合は九州地方整備局コンクリート評価委員会を交えて問題の解決を図ることを規定。

指針(案)、手引書(案) http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html

土木工事の品質確保対策(土木コンクリート構造物の品質向上対策)

2)土木コンクリート構造物の品質向上対策の試行

土木コンクリート構造物の品質向上対策の試行

- ・土木コンクリート構造物の品質向上対策を目的として、指針(案)及び手引書(案)に基づく試行を平成23年7月から開始。
- ・本試行は、全国に先駆けて九州地方整備局において実施するもので、試行において運用上の問題点や課題を把握して、指針(案)や手引書(案)等の充実を図り、本運用に移行する。

設計段階

- ・九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)及び同手引書(案)に基づき、次の3項目について、設計段階から検討する。

①耐久性の照査(対象は鉄筋コンクリート構造物)

- ・中性化に伴う鋼材腐食に対する照査及び塩害等に対する照査 → 設計で鉄筋かぶりに反映

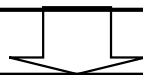
②スランプの設定(対象は鉄筋コンクリート構造物)

- ・高密度配筋等を考慮し、打込みの最小スランプに基づく適切なスランプを検討
→ 施工条件等に見合った適切なスランプを選定

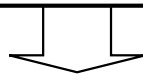
③温度ひび割れの照査(対象は当面、「橋台・橋脚・ボックスカルバート」)

- ・ひび割れ指数を検討 → 目標とするひび割れ指数(一般に1.0)を満足できない場合は、実行性が高く現実的な対策を検討

工事発注



- ・上記①～③の検討結果は、工事設計図書に反映させて工事発注



工事監理連絡会(三者会議)

- ・工事設計図書に反映させている上記①～③の設計意図(条件・結果等)について、設計者から工事の施工業者に伝達し、施工に反映させる。

安全対策(工事事故関係)

令和6年度工事事故防止を目指して

事故の発生により、被災者のみならず家族や企業にも多大の労力と損害や不利益を与えることとなる。また、事故の発生により国民の信頼を失うとともに施工効率が下がり、品質向上にも影響を与える。

このため、受発注者相互が連携し、常に危機感と緊張感を持って、安全対策に万全を期し、各現場とも「工事事故ゼロ」を目指す。

事故防止重点項目

- ①架空線・地下埋設物切断事故の防止
- ②墜落・転落事故の防止
- ③建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止

【事故防止対策】

赤字:今年度のポイント

- ①受発注者間の日頃からのコミュニケーションの充実
- ②作業員及び元請技術者(現場代理人等)が作業手順を
確認した上での作業を徹底
- ③受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの
充実
- ④新規入場者等への教育の徹底やフォロー

安全大会の実施



安全パトロールの実施



安全講習会の実施



建設副産物等の取り組み

建設副産物等の取り組みについて

「建設リサイクル推進計画2020」概要①

◆計画の位置付け

○国および地方公共団体のみならず民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中長期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画（今回より全国計画と地方計画を統合）

◆計画の対象

○九州地方建設副産物対策連絡協議会の構成機関が実施する全ての建設工事を対象とするが民間事業者においても本協議会の活動を通じて要請する

◆計画期間と目標設定

○令和2年度から10ヵ年とし、**令和6年度目標値を設定**（詳細は概要②）

◆九州地方における施策のポイント

○過年度の建設副産物実態調査や関係業界団体との意見交換会等の結果より、

九州地域で顕在化している課題について整理

○九州地域で顕在化している個別として、**『建設汚泥の再資源化・縮減率の減少』**など3項目を抽出

○今後、実施すべき施策として、**『建設汚泥の再資源化・縮減等及び建設発生土の有効活用の促進』**など3項目を設定

建設副産物等の取り組み

「建設リサイクル推進計画2020」概要②

●建設リサイクル推進計画2020の目標値

※下段の（ ）は全国計画の値を示す

対 象 品 目		2018年度目標 (推進計画2014)	2018年度 実績	2024年度達成基準	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (99%以上)	99.1% (99.5%)	99%以上 (99%以上)	再資源化率が低下しないよう 現状を維持する
コンクリート塊	再資源化率	99%以上 (99%以上)	99.1% (99.3%)	99%以上 (99%以上)	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上 (95%以上)	90.1% (96.2%)	95%以上 (97%以上)	再資源化率向上の検討を行い ながら引き続き現計画の目標 達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上 (90%以上)	78.8% (94.6%)	90%以上 (95%以上)	再資源化率向上の検討を行い ながら現計画の目標達成を目 指す
建設混合廃棄物	排出率※1	2.5%以下 (3.5%以下)	1.3% (3.1%)	3.0%以下 (3.0%以下)	排出率が上昇しないよう現状 を維持する
	再資源化・縮減率	50%以上 (60%以上)	54.4% (63.2%)	— (—)	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上 (96%以上)	96.2% (97.2%)	96%以上 (98%以上)	再資源化率・縮減率が低下し ないよう現状を維持する
建設発生土	建設発生土 有効利用率※2	78%以上 (80%以上)	72.2% (79.8%)	80%以上 (80%以上)	有効利用率向上の検討を行い ながら現計画の目標達成を目 指す

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

建設副産物等の取り組み

「建設リサイクル推進計画2020」概要③

●九州地方における建設リサイクルに関する個別課題 <3項目>

（１）建設汚泥の再資源化・縮減率の減少

・建設汚泥の再資源化・縮減率が78.8%と全国（94.6%）より低く、十分な取り組みの成果が発現しているとは言えず、低下の要因を究明する必要がある。

（２）建設発生土の有効利用率の低迷

・建設発生土については、「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」の活用により有効利用の促進を図っているが、認知度が低く、参加者数が伸び悩んでいるのが一つの要因となっている。また、自然災害等の復旧工事において建設発生土の有効利用率が低く、これも影響していると考えられる。

（３）再生クラッシュランのストック状況の把握の改善

・産業廃棄物処理業者と連携して、再生クラッシュランのストック状況を構成機関に提供したが、情報更新頻度が少なく、リアルタイムな情報提供まで至らなかった。

●九州地方において実施すべき施策 <3項目>

（１）建設汚泥の再資源化・縮減及び建設発生土の有効利用の促進

・建設汚泥の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率が低い原因と想定される工事における建設汚泥のリサイクル技術の活用や建設発生土のマッチング方法等について検討する。

（２）継続・拡充する取り組み

（イ）再生クラッシュランのストック状況を把握し、各地区別に必要な情報を提供する。

（ロ）建設発生土の有効利用の促進として、官民有効利用マッチングシステムの活用推進に取り組む。

（３）縮小・見直しする取り組み

・建設発生土の受入地について、登録制度の導入を推進し、過剰な処分場の乱立防止や問題がある受入地への搬出防止等、一定の効果は認められた。また、土砂条例等が制定され、適正な処理等を確保する仕組みが一定程度構築されたので、新たな受入登録制度の検討については各機関に委ねる。

建設副産物等の取り組み

・建設リサイクル法第11条通知の徹底

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

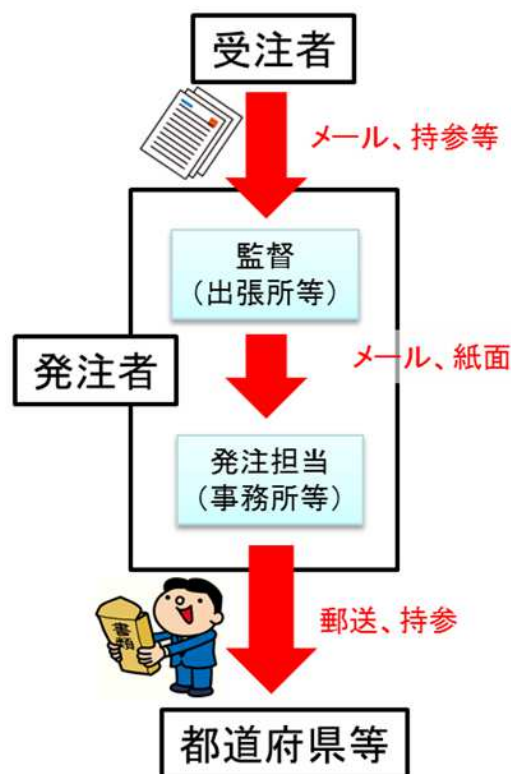
（対象建設工事の届出等）

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

（国等に関する特例）

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、**あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。**

■通知の流れ



■通知書

The notification form (通知書) is a document used to notify the relevant authorities of the construction project. It includes fields for the project name, location, and the contractor's details. The form is divided into sections for the contractor's information, the project details, and the notification itself. It also includes a section for the recipient's acknowledgment and a section for the contractor's signature and stamp.

再生資源利用計画書（別表イ、ロ）

The resource utilization plan (再生資源利用計画書) is a document used to plan the use of recycled resources in construction projects. It includes sections for the project overview, the resource utilization plan, and the implementation plan. The plan is divided into two parts: Part I (別表イ) and Part II (別表ロ). Part I is for projects that use recycled resources, and Part II is for projects that do not. The plan includes detailed information about the project, the resources used, and the expected outcomes.

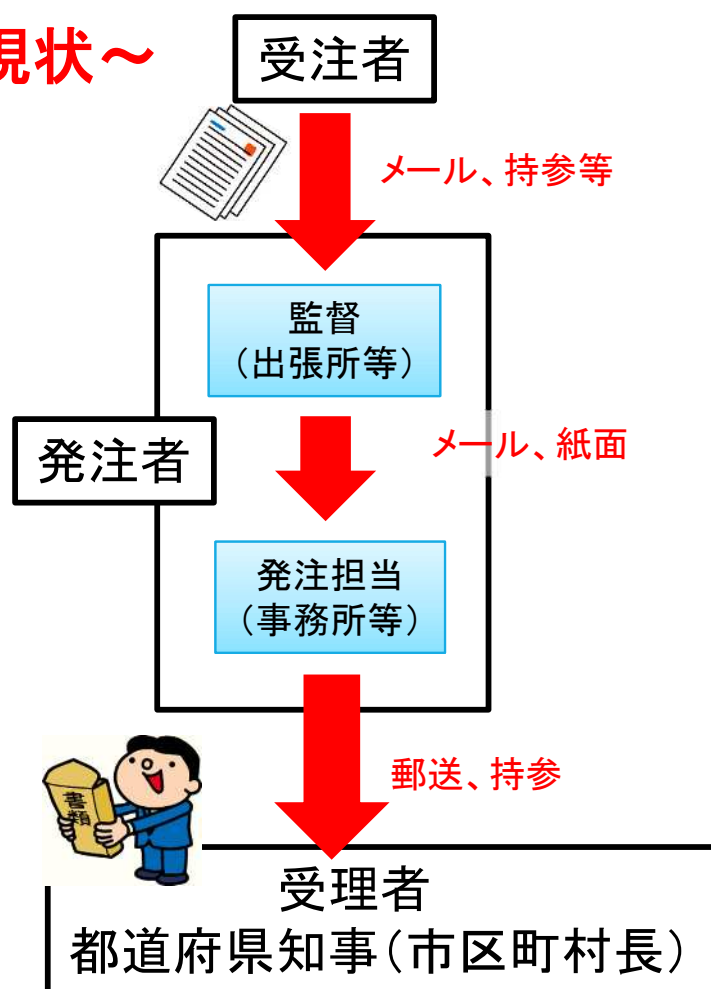
建設副産物等の取り組み

・建設リサイクル法第11条通知手続きの効率化及び通知漏れ防止の取り組み

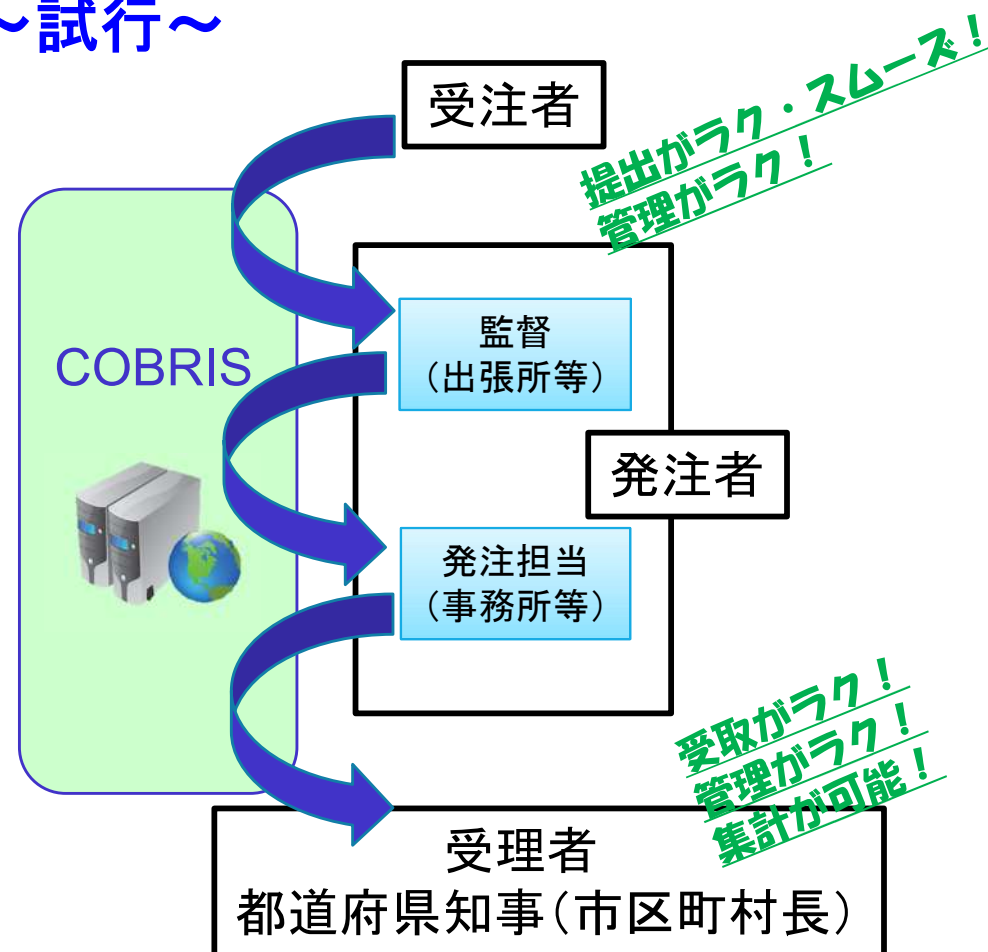
【電子化（試行）による通知】

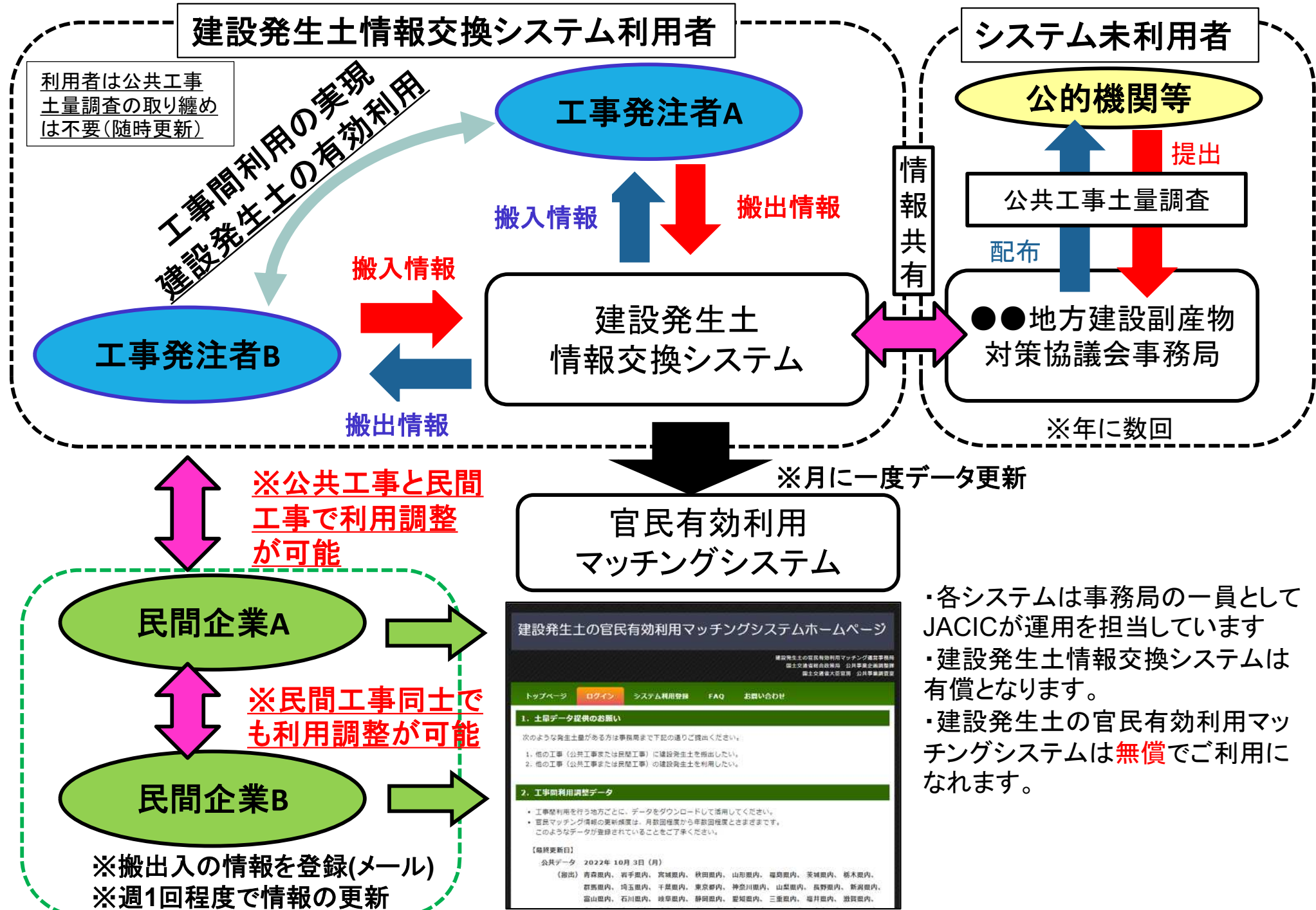
- ・建設リサイクル法第11条通知は、決裁後、郵送・持参など紙面で通知しており、時間と手間がかかっているところ。
- ・電子化することにより、発注者、受注者双方の業務の効率化に繋がるとともに、受注者がCOBRISの入力を行うことにより、発注者が意識しなくても第11条通知の手続きの準備が進められる。

～現状～



～試行～





- ・各システムは事務局の一員としてJACICが運用を担当しています
- ・建設発生土情報交換システムは有償となります。
- ・建設発生土の官民有効利用マッチングシステムは無償でご利用になれます。

18. 業務の入札制度の透明性の 確保と適正価格での調達・受注

1)令和6年度 基本方針

- 九州地方整備局では、平成19年4月より総合評価落札方式を導入しており、従来の主な調達方式であったプロポーザル方式と価格競争を含めて業務特性に応じた運用に努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化、調査・設計の品質確保という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- 課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の調査・設計の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- これらを踏まえ、頻発化・激甚化する自然災害への対応に向けて、地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」、「調査・設計の品質確保」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行業務の積極的活用を図る。
- 令和6年度は、「働き方改革」、「調査・設計の品質確保」に向けて、簡易ショート版試行業務の評価方法、適用範囲の見直しを行う。また「生産性向上」を踏まえ、「インフラDX大賞」を評価する見直しを行う。

2)簡易型ショート版の技術提案の評価方法、適用範囲の見直し[1]

【令和6年4月公告業務から適用】

取組みの背景

- ・総合落札方式（簡易型）において、技術提案（業務実施にかかる留意点）の文字数を制限することにより、技術提案資料作成及び審査を簡素化し、受発注者の負担軽減を図るとともに、参加表明書と技術提案を同時に提出することで、手続期間の短縮を図る試行業務である。（令和2年度より開始）
- ・令和5年度においては、難易度が高い業務に適用しないなど適用範囲を制限しつつ、技術提案（業務実施にかかる留意点）の評価方法を2段階（可、不可）とした。
- ・令和5年度においては、技術的評価に差が生じないことや適用範囲を逸脱した運用が散見されたため見直しを行うものとする。

【入札段階の技術評価点を算出するための評価基準（標準的な配点例）】

入札段階の技術評価点を算出するための評価基準（標準的な配点例）					現行 配点例 （標準的な例）
評価項目		評価の着眼点			
参加表明者 （企業）の 経験及び能力	資格・ 実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	4.5
		専門技術力	成果の確実性 （業務実績）	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	4.5
	成績・ 表彰	専門技術力	成果の確実性 （業務成績） （優良表彰）	過去2年間の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	18
				過去2年間の業務の業務表彰の有無	3
① 小計（参加表明者（企業）の経験及び能力）					30
配置予定 技術者の 経験及び能力	資格・ 実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	6
		専門技術力	業務執行技術力 （業務実績）	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	6
	成績・ 表彰	専門技術力	業務執行技術力 （業務成績） （優良表彰）	過去4年間に担当した国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	15
				過去4年間の業務の技術者表彰の有無	3
② 小計（配置予定技術者の経験及び能力）					30
発注者が指定した 留意点		業務理解度			40
③ 小計（発注者が指定した留意点）					40
合計（①＋②＋③）					100
賃上げの実施に 関する評価					6
④ 小計（賃上げの実施に関する評価）					6
合計（①＋②＋③＋④）					106

評価方法の見直し

2)簡易型ショート版の技術提案の評価方法、適用範囲の見直し[2]

【令和6年4月公告業務から適用】

(1) 技術提案（業務実施にかかる留意点）の評価方法の見直し

- 適切に技術力を評価できるように、技術提案（業務実施にかかる留意点）の評価を4段階評価とする。
 - ⇒ 現 行：－（可）40点、C（不可）無効（入札を無効とする）
 - ⇒ 令和6年度：A（優）40点、B（良）24点、－（可）0点、C（不可）無効（入札を無効とする）

	評価項目	評価の着眼点		配点例 (標準的な例)
現行	発注者が指定した留意点	業務理解度	発注者が指定した留意点の目的、条件、内容の理解度に妥当性がある場合は評価する。 【評価方法】 －（可）：40点、C（不可）：無効 ※ C（不可）の場合の例 ・記載内容に矛盾があるなど妥当性がない ・記載内容が仕様と異なる ・記載内容が他の業務と見受けられる ・明らかな法令違反と見受けられる記載がある 等	40
変更	発注者が指定した留意点	業務理解度	発注者が指定した留意点に関する技術提案について、業務の目的、条件及び内容の理解度が高い場合は優位に評価する。 【評価方法】 A（優）：40点、B（良）：24点、－（可）：0点、C（不可）：無効 ※ C（不可）の場合の例 ・記載内容に矛盾があるなど妥当性がない ・記載内容が仕様と異なる ・記載内容が他の業務と見受けられる ・明らかな法令違反と見受けられる記載がある 等	40

2)簡易型ショート版の技術提案の評価方法、適用範囲の見直し[3]

【令和6年4月公告業務から適用】

(2) 適用範囲の見直し

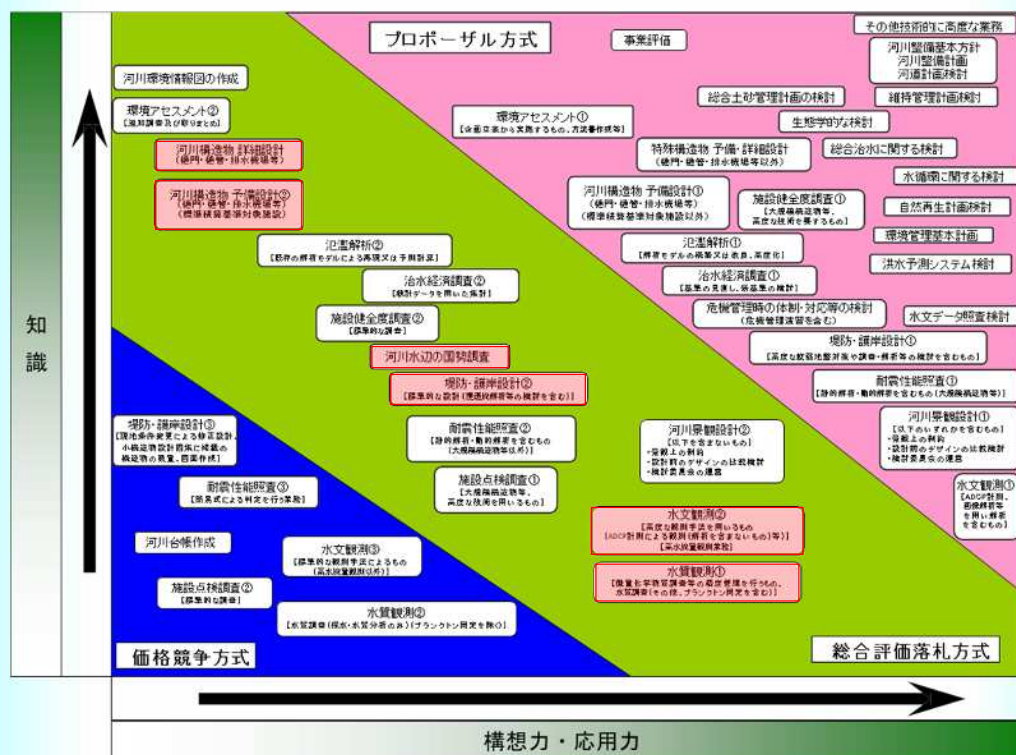
- ・ 現行は「業務実施にかかる留意点」で品質が確保できる簡易な業務を対象としていたが、技術提案の内容が「実施方針」とした方が品質向上を見込める業務が散見された。
- ・ 技術提案により品質向上が見込める業務を適用対象外とするよう見直し、適切な運用を図る。

■河川事業

◆現 行

○試行業務の適用対象（実線赤枠部）

対象範囲（現行）

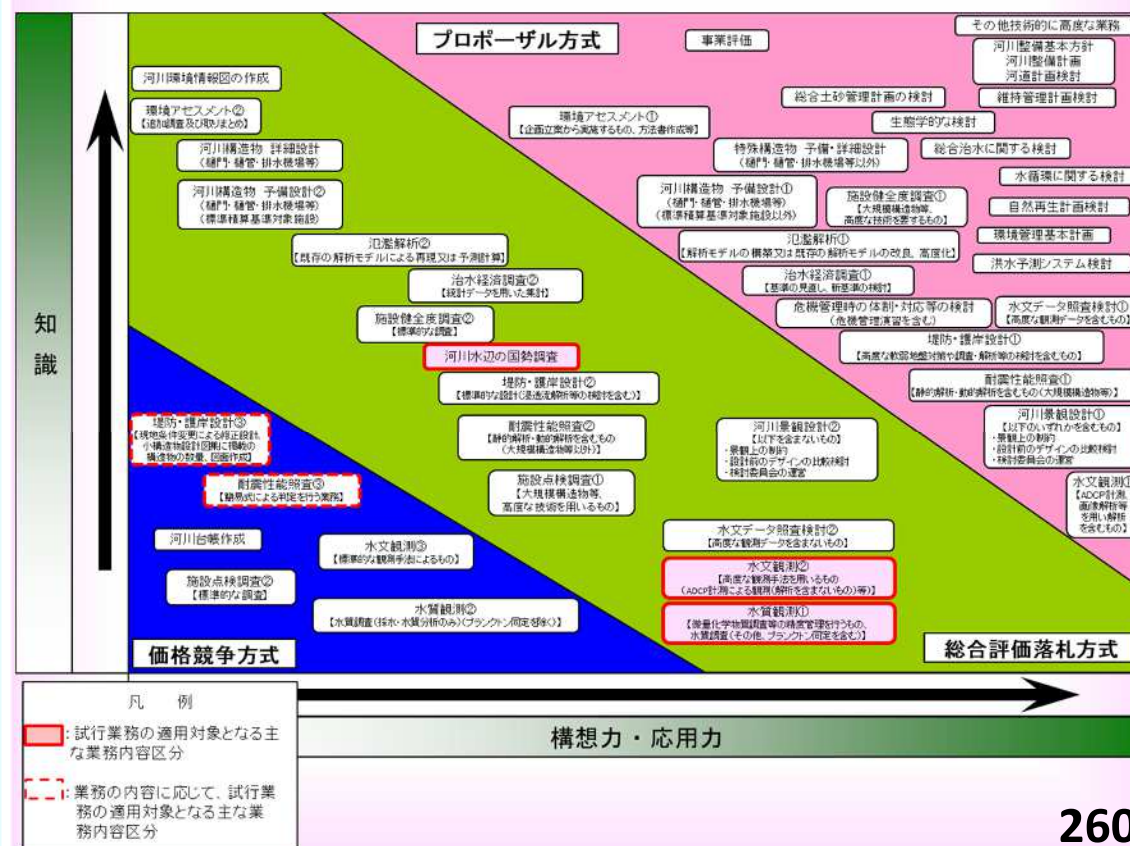


◆見直し

○試行業務の適用対象（実線赤枠部）

○業務内容に応じて、試行業務の適用対象（破線赤枠部）

対象範囲（見直し）



凡 例
 ■: 試行業務の適用対象となる主な業務内容区分
 ■: 業務の内容に応じて、試行業務の適用対象となる主な業務内容区分

2)簡易型ショート版の技術提案の評価方法、適用範囲の見直し[4]

【令和6年4月公告業務から適用】

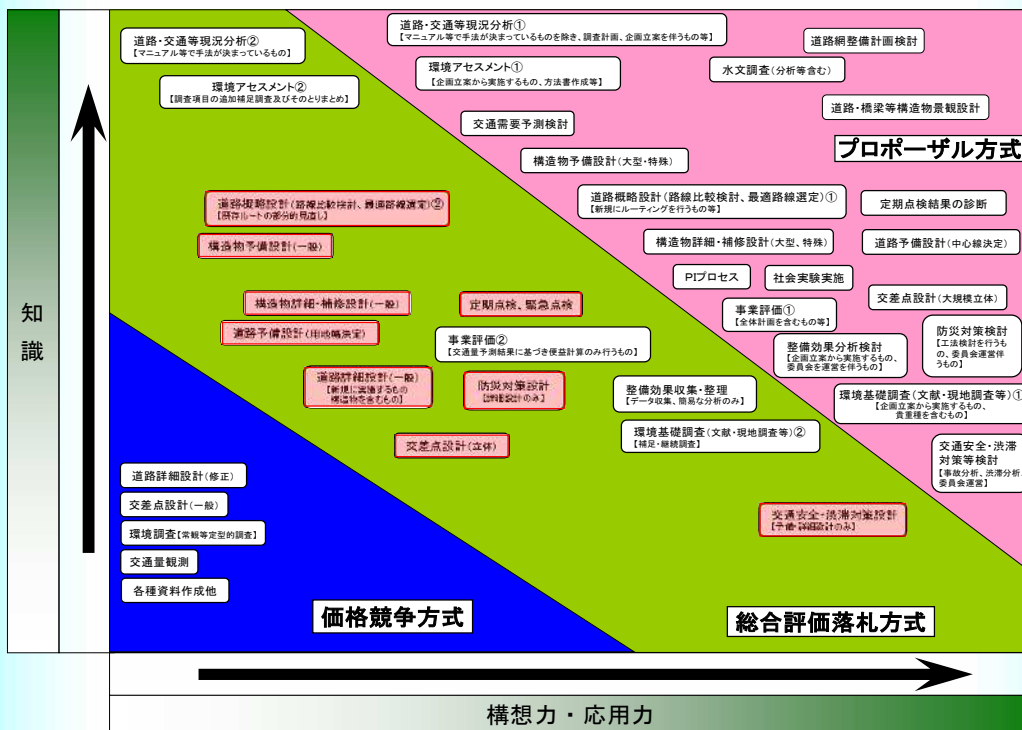
(2) 適用範囲の見直し

■道路事業

◆現行

○試行業務の適用対象（実線赤枠部）

対象範囲（現行）

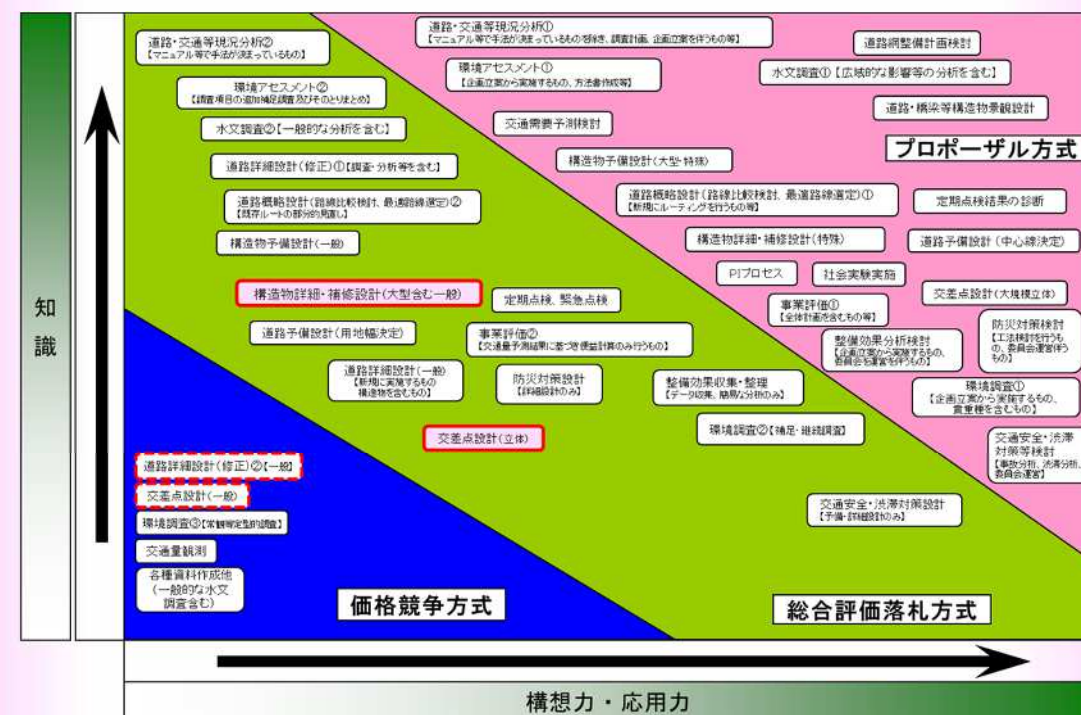


◆見直し

○試行業務の適用対象（実線赤枠部）

○業務内容に応じて、試行業務の適用対象（破線赤枠部）

対象範囲（見直し）



凡 例

- 試行業務の適用対象となる主な業務内容区分
- 業務の内容に応じて、試行業務の適用対象となる主な業務内容区分

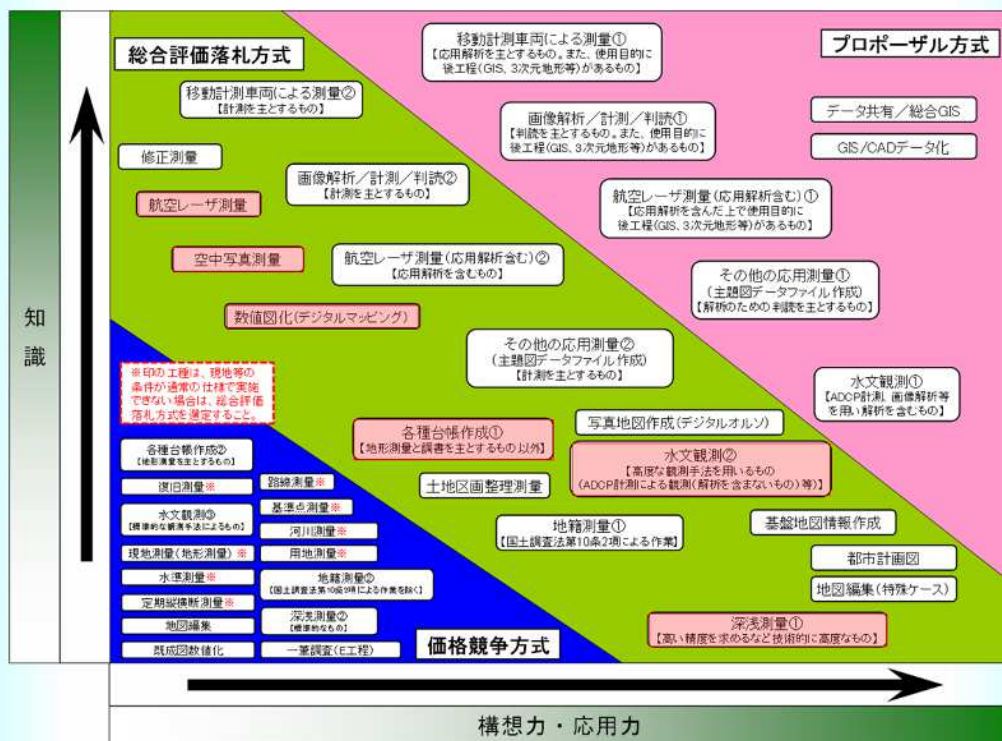
(2) 適用範囲の見直し

■ 測量

◆ 現 行

○試行業務の適用対象（実線赤枠部）

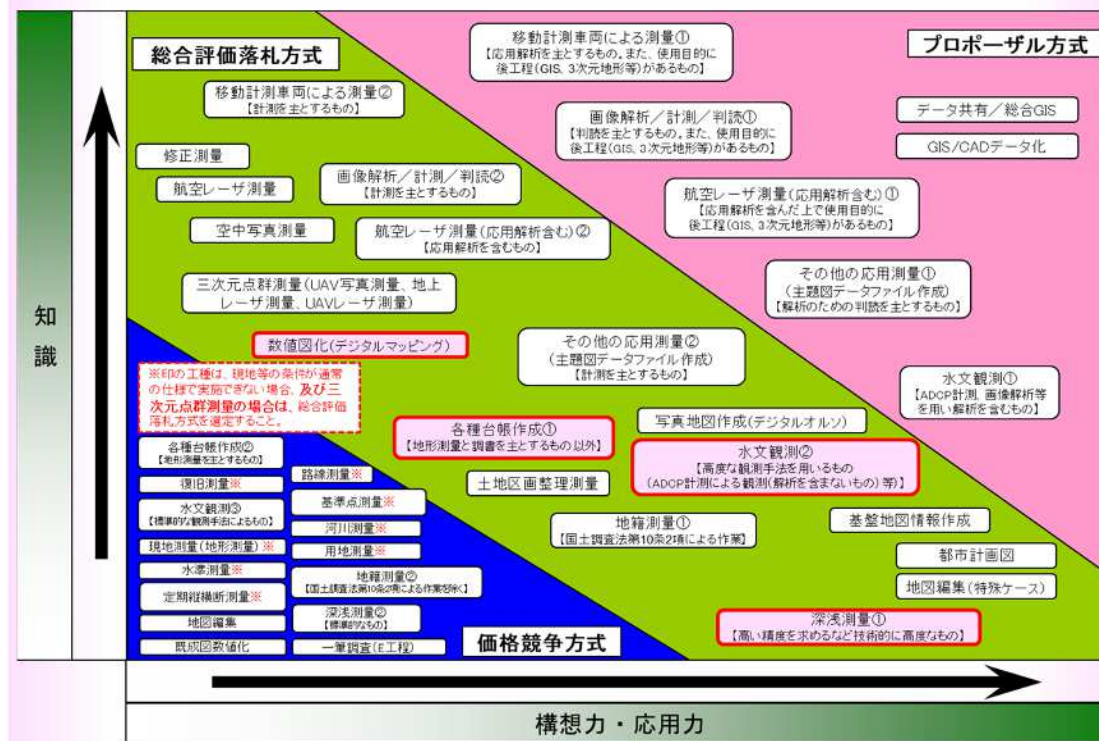
対象範囲（現行）



◆見直し

○試行業務の適用対象（実線赤枠部）

対象範囲（見直し）



①: 試行業務の適用対象となる主
な業務内容区分

2)簡易型ショート版の技術提案の評価方法、適用範囲の見直し[6]

【令和6年4月公告業務から適用】

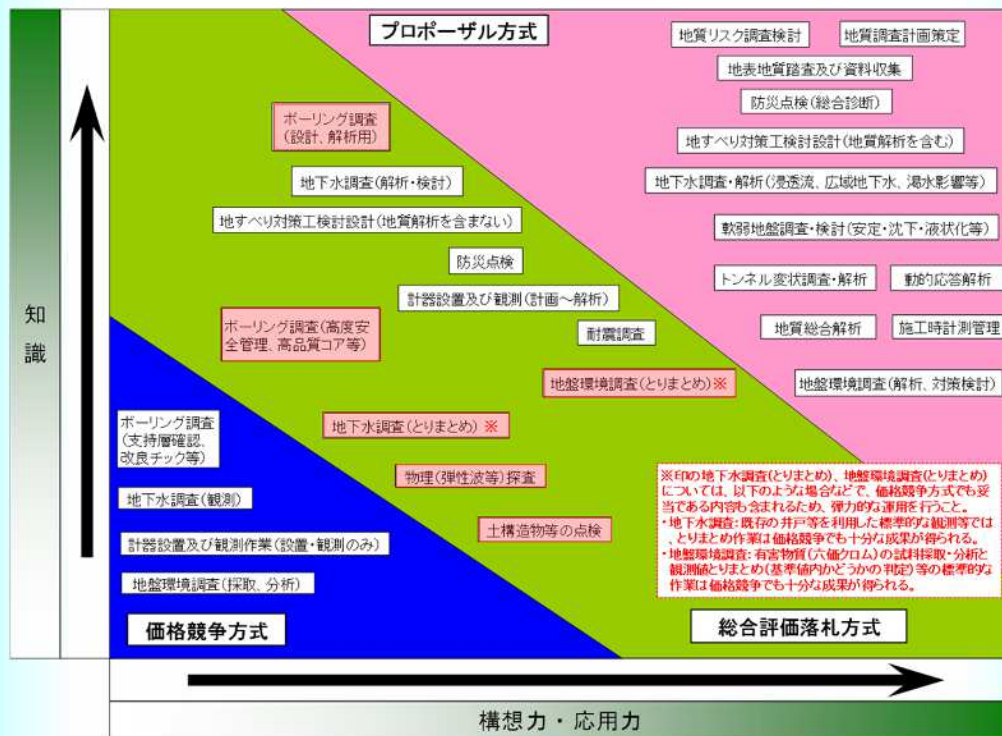
(2) 適用範囲の見直し

■地質調査

◆現 行

○試行業務の適用対象（実線赤枠部）

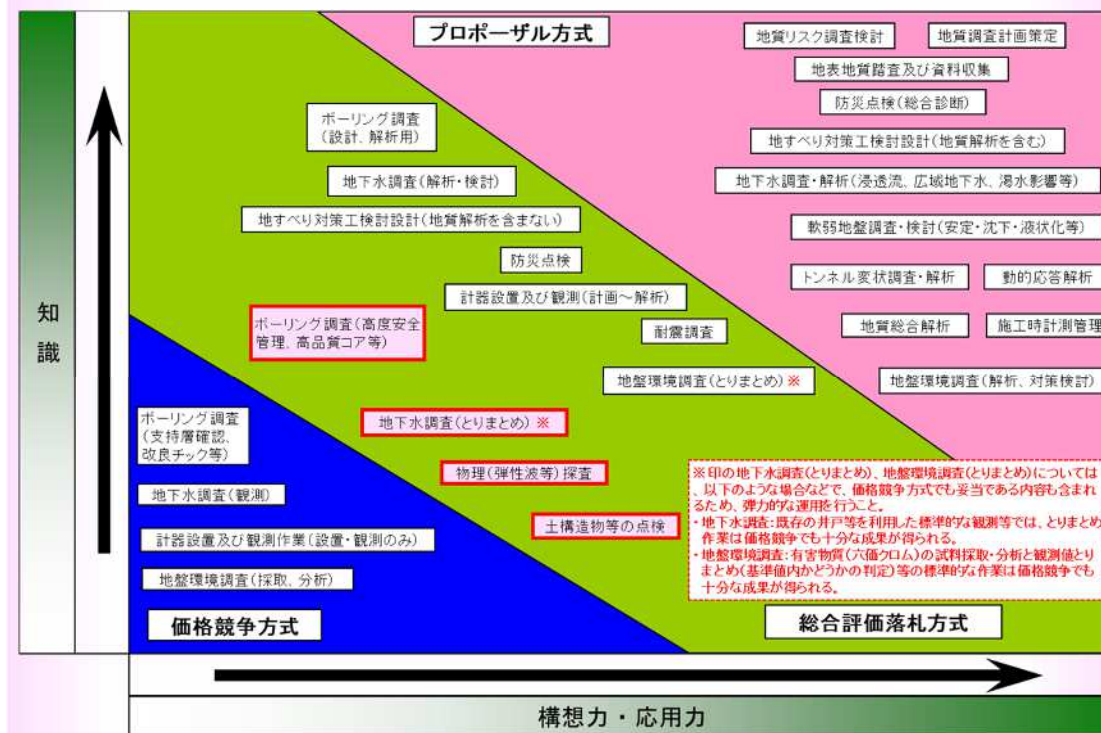
対象範囲（現行）



◆見直し

○試行業務の適用対象（実線赤枠部）

対象範囲（見直し）



凡 例

■: 試行業務の適用対象となる主な業務内容区分

3)「企業の経験及び能力(成績)」の表彰対象の追加 [1]

【令和6年8月公告業務から適用】

取組みの背景

- 令和4年度から新たに建設生産プロセスの高度化、効率化、国民サービスの向上等に改革につながる優れた実績をベストプラクティスとして横展開するため「インフラDX大賞」が創設された。
- 「インフラDX大賞」は、公共工事等の品質確保や生産性向上等、建設生産プロセスの高度化に関する取組みを評価する表彰制度であり、企業の技術力や生産性向上、成果の品質向上を促進させるため、表彰実績を技術評価対象に加える。

(1) 評価方法

- 対象業務：プロポーザル方式、総合評価落札方式（簡易型・標準型）
 - 参加表明者（企業）の経験及び能力の評価項目において、これまで優良業務表彰、災害復旧等功労業者表彰、地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰、土木学会表彰、土木学会西部支部表彰を評価対象としていたが、**令和6年8月より「インフラDX大賞」を評価対象に加える。**
- 評価対象：インフラDX大賞のうち、【工事・業務部門】（種類：国土交通大臣表彰、優秀賞）を評価対象とする。また、直近2箇年度の表彰を評価対象とし、毎年8月に評価対象年度の切替えを実施する。
※【地方公共団体等の取組部門】及び【i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門】は評価対象外
- 評価方法：インフラDX大賞（工事・業務部門）の国土交通大臣表彰、優秀賞を局長表彰と同等の評価とする。

選定・指名段階での技術評価（参加表明者の経験及び能力部分を抜粋）

評価項目		評価の着眼点			プロポーザル方式			総合評価落札方式（簡易・標準）		
					適用	配点ウェイト	標準配点例	適用	配点ウェイト	標準配点例
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	◎	10%～15%	5	◎	10%～15%	5
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	◎		5	◎		5
		管理技術力	迅速性	当該地整常駐技術者数	○			○		
		情報収集力	地域貢献度	過去10年間の災害協定等に基づく活動実績	－			○		
				ボランティア活動による表彰等の実績	－			○		
		経営力	履行保証力	自己資本比率	○			○		
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	○			○		
			遵法性	過去の法の遵守状況	○			○		
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去2年間の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の業務成績	◎	25%～35%	30	◎	25%～35%	30
				過去2年間の業務の業務表彰の有無	◎		5	◎		5
小計					35%～50%		45	35%～50%		45

◇評価項目の解説

◎：必須項目（原則として設定する項目）

○：選択項目（必要に応じて設定する項目）

※表彰の配点は固定

3)「企業の経験及び能力(成績)」の表彰対象の追加 [2]

【令和6年8月公告業務から適用】

(2) 配点

- ・総合評価落札方式：九州地方整備局発注業務で「インフラDX大賞」（工事・業務部門）の表彰実績 5点
- ・プロポーザル方式：九州地方整備局発注業務で「インフラDX大賞」（工事・業務部門）の表彰実績 5点
- 九州地方整備局発注以外の業務で「インフラDX大賞」（工事・業務部門）の表彰実績 1点

【総合評価落札方式】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	専門技術力	成果の確実性（優良表彰）	
参加表明者（企業）の経験及び能力		（様式－8） 九州地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去2年間（令和5年度（令和4年度完了業務）～令和6年度（令和5年度完了業務））の優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰等の経験について、下記の順位で評価する。 また、九州地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和4年度（令和3年度完了業務）～令和5年度（令和4年度完了業務）のインフラDX大賞（工事・業務部門）の経験について、下記の順位で評価する。 ① ・令和5・6年度における局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。 ・令和4・5年度におけるインフラDX大賞の表彰実績 ② ・令和5・6年度における部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。 ③ ・令和4・5年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰（技術賞（団体）の部）有り ・令和4・5年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り ・令和5・6年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労者の業務部門（上記①②以外）の表彰実績有り。 ・令和5・6年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労者の支援・協力部門の表彰実績有り。 ④ 上記以外の場合。 記載する業務は、単体企業1件、設計共同体は構成員毎1件とする。 業務実績で記載した同種又は類似業務との重複は可能である。 なお、参加表明書の提出期限日までに表彰が失効となった場合は、評価しない。	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 加点しない

【プロポーザル方式】

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	専門技術力	成果の確実性（優良表彰）	
参加表明者（企業）の経験及び能力		（様式－8） 国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、過去2年間（令和5年度（令和4年度完了業務）～令和6年度（令和5年度完了業務））の優良業務表彰又は災害復旧等功労者表彰等の経験について、下記の順位で評価する。 また、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）で、令和4年度（令和3年度完了業務）～令和5年度（令和4年度完了業務）のインフラDX大賞（工事・業務部門）の経験について、下記の順位で評価する。 ① ・令和5・6年度における九州地方整備局の局長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。 ・九州地方整備局発注業務で令和4・5年度におけるインフラDX大賞の表彰実績 ② ・令和5・6年度における九州地方整備局の部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。 ③ ・令和5・6年度における九州地方整備局以外の局長・部長・事務所長表彰のうち土木関係建設コンサルタント業務「河川」の表彰実績有り。 ・九州地方整備局以外の発注業務で令和4・5年度におけるインフラDX大賞の表彰実績 ・令和4・5年度地盤工学会表彰、地盤工学会九州支部表彰（技術賞（団体）の部）有り ・令和4・5年度土木学会表彰、土木学会西部支部表彰（西部支部技術賞）有り ・令和5・6年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労者の業務部門（上記①②以外）の表彰実績有り。 ・令和5・6年度における九州地方整備局の局長・部長・事務所長表彰の災害復旧等功労者の支援・協力部門の表彰実績有り。 ④ 上記以外の場合。 記載する業務は、単体企業1件、設計共同体は構成員毎1件とする。 業務実績で記載した同種又は類似業務との重複は可能である。 なお、参加表明書の提出期限日までに表彰が失効となった場合は、評価しない。	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 加点しない

3)「企業の経験及び能力(成績)」の表彰対象の追加 [3]

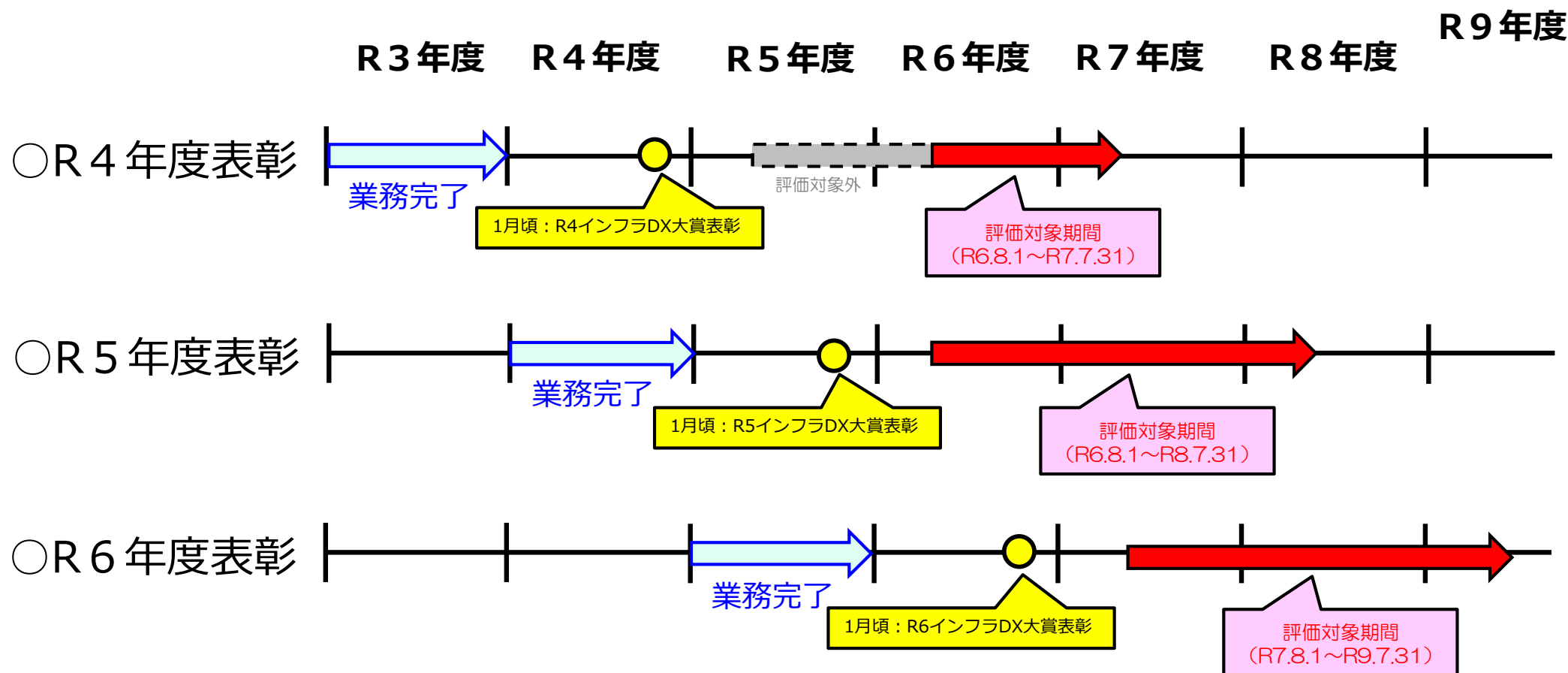
【令和6年8月公告業務から適用】

(3) インフラDX大賞の評価対象期間

○評価対象期間

- 国土交通行政功労表彰等の評価対象年度の切り替え時期である令和6年8月1日以降の公告業務より評価を開始する。
- 令和6年8月1日以降公告業務より、直近2ヵ年度表彰（令和4年度（令和3年度完了業務）～令和5年度（令和4年度完了業務））を評価対象とする。

※ 令和5年度表彰は、令和4年度に完了した業務が表彰対象であり、令和6年1月に受賞者が決まるため、表彰実績の評価対象期間は令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間となる。
ただし、この取組みの開始時期が令和6年8月であることから、令和4年度表彰の評価対象期間は令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間とする。（令和5年8月1日から令和6年7月31日は評価対象外）



【令和6年4月公告業務から適用】

4) 試行業務の概要について(参考)

分類	試行名	試行概要	試行開始時期	試行適用発注方式	R5年度の方針	九州独自
育成タイプ	担い手育成型	若手・女性技術者の登用促進とベテラン・シニア技術者の活用図るため、管理技術者に若手または女性技術者を配置し、サポート役として管理補助技術者（ベテラン・シニア）を配置する。	R1年度	総合評価落札方式（標準型）	継続	○
	技術提案チャレンジ型	地域防災の担い手となる地場企業の育成を目的として、直轄業務の受注実績が無い（少ない）企業の参加機会を確保するため、九州地整の受注実績が無い（又は少ない）企業を優位に評価する。	H29年度	総合評価落札方式（簡易型）	継続	○
簡素化タイプ	簡易型ショート版	技術提案書は、文字数を制限した「業務実施にかかる留意点」のみとし、技術提案資料の作成及び審査を簡素化するとともに、参加表明書と技術提案書を同時提出することにより、手続き期間の短縮を図る。	R2年度	総合評価落札方式（簡易型）	継続	○
	技術提案簡素化型	技術提案書の作成・審査を簡素化するため、文字数を制限する。	R2年度	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	○
	一括審査方式	同一内容の業務を同時期に発注する場合、競争参加者からの提出資料を一部省略し、受発注者双方の業務負担の軽減を図る。 複数の業務に参加表明できるが、落札決定通知を受けた場合は、それ以外の業務を受注出来ない。	H29年度	総合評価落札方式（標準型・簡易型）	継続	
	技術者評価重視型	評価テーマに代わり、技術者の業務成績と実施方針の配点ウェイトを拡大することで、業務成果の品質を確保する。	H26年度	総合評価落札方式（標準型）	継続	

【令和6年4月公告業務から適用】

【建設コンサルタント業務等における配置予定技術者のCPD 単位取得状況の証明について】

■これまで新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な対応として、継続教育（CPD）の取得期間の緩和措置を行っていたが、コロナ対応前の評価方法に戻すこととする。

【現行】

「単位取得の証明日は、平成31年4月1日から技術提案書提出期限日までに発行されたものであること」

「単位取得証明期間は、平成31年4月1日から技術提案書提出期限日までの日付が含まれていること」

【見直し】

「単位取得の証明は、当該業務の技術提案書提出期限から過去1年以内に発行されたものであること」

「単位取得証明期間は、技術提案書提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること」

宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費の率化等

- 令和元年度に、旅費交通費の原則率化(宿泊、滞在を伴う業務は対象外)について、設計業務等標準積算基準書(参考)を一部改定した。
- 令和2年度からは宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費についても原則率化等とし、積算の効率化を図っている。

◆ 宿泊、滞在を伴う業務の旅費交通費

従来の積算方法



宿泊、滞在を伴う業務の旅費
交通費は積上げにより算出

【注意点】

「往復旅行時間にかかる直接人件費」については、
従来どおり別途計上

※ 往復旅行時間にかかる直接人件費
＝基準日額(技術者単価)×移動日数 …… ③

改訂後の積算方法

区分	旅費	旅費の上限(千円)
測量業務	直接人件費の0.83%	313
地質調査業務	直接調査費の1.60%	765
土木設計業務	直接人件費の1.33%	307
調査、計画業務	直接人件費の2.59%	904

※ 旅費＝(直接人件費または直接調査費)×率 …… ①

区分	日当・宿泊料[千円]
測量業務	7.3X
地質調査業務	6.6X
土木設計業務	9.1X
調査、計画業務	9.1X

※ 日当＋宿泊料＝係数×X …… ② X: 延べ宿泊日数、滞在日数〔日〕

宿泊、滞在を伴う業務に係る旅費の率化、日当、宿泊料を数式化
⇒率、数式等により算出した額を旅費交通費として積算し算出

※旅費交通費＝①＋②＋③

主な改定内容

(1) 地質調査業務の諸経費

⇒実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定。

【現行】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
59.9%	$285.3 \times (\text{直接調査費} + \text{間接調査費})^{-0.113}$	40.8%



【改定】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
82.5%	$290.2 \times (\text{直接調査費} + \text{間接調査費})^{-0.091}$	60.6%

(2) (地質)解析等調査業務の「計画準備」

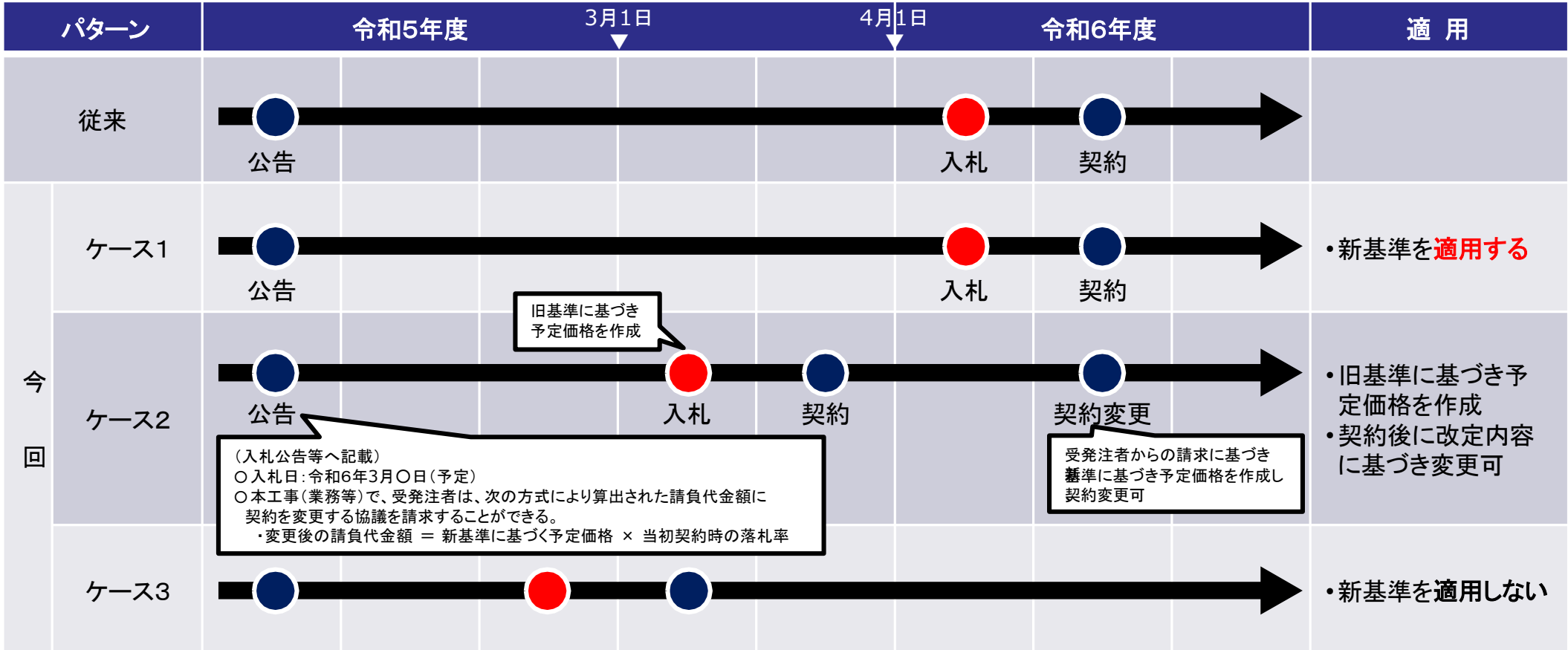
⇒実態調査の結果を踏まえ、地質解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定。

(3) 各種項目の新たな率化

⇒令和5年度からすべての業務において原則活用となった情報共有システムについて、費用(登録料及び利用料)を率化

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用
※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可

新基準の適用パターン



※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する
(電気通信、機械設備関連工事・業務も同様に適用)

低入札価格調査基準(業務)

低入札価格調査基準の見直しについて

- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う土木関係建設コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ
また、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.48から0.50へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.48から0.50へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う補償関係コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ
また、低入札価格調査基準の一般管理費等の算入率を0.45から0.50へ引き上げ
- 令和6年4月1日以降に入札公告を行う建築関係建設コンサルタント業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ引き上げ

H31.4~

R6.4~

H31.4~

R6.4~

測量

【範囲】
予定価格の60~82%
【計算式】
・直接測量費 × 1.00
・測量調査費 × 1.00
・諸経費 × 0.48

【範囲】
予定価格の60~82%
【計算式】
・直接測量費 × 1.00
・測量調査費 × 1.00
・諸経費 × 0.50

地質

【範囲】
予定価格の2/3~85%
【計算式】
・直接調査費 × 1.00
・間接調査費 × 0.90
・解析等調査業務費 × 0.80
・諸経費 × 0.48

【範囲】
予定価格の2/3~85%
【計算式】
・直接調査費 × 1.00
・間接調査費 × 0.90
・解析等調査業務費 × 0.80
・諸経費 × 0.50

土木
コンサル

【範囲】
予定価格の60~80%
【計算式】
・直接人件費 × 1.00
・直接経費 × 1.00
・その他原価 × 0.90
・一般管理費等 × 0.48

【範囲】
予定価格の60~81%
【計算式】
・直接人件費 × 1.00
・直接経費 × 1.00
・その他原価 × 0.90
・一般管理費等 × 0.50

補償
コンサル

【範囲】
予定価格の60~80%
【計算式】
・直接人件費 × 1.00
・直接経費 × 1.00
・その他原価 × 0.90
・一般管理費等 × 0.45

【範囲】
予定価格の60~81%
【計算式】
・直接人件費 × 1.00
・直接経費 × 1.00
・その他原価 × 0.90
・一般管理費等 × 0.50

建築

【範囲】
予定価格の60~80%

【範囲】
予定価格の60~81%

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- 国土交通省が発注する設計業務委託等（設計・測量・地質等）の積算に用いる全国一律の単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種（職階）の単価を設定。

2. 令和6年度技術者単価の概要

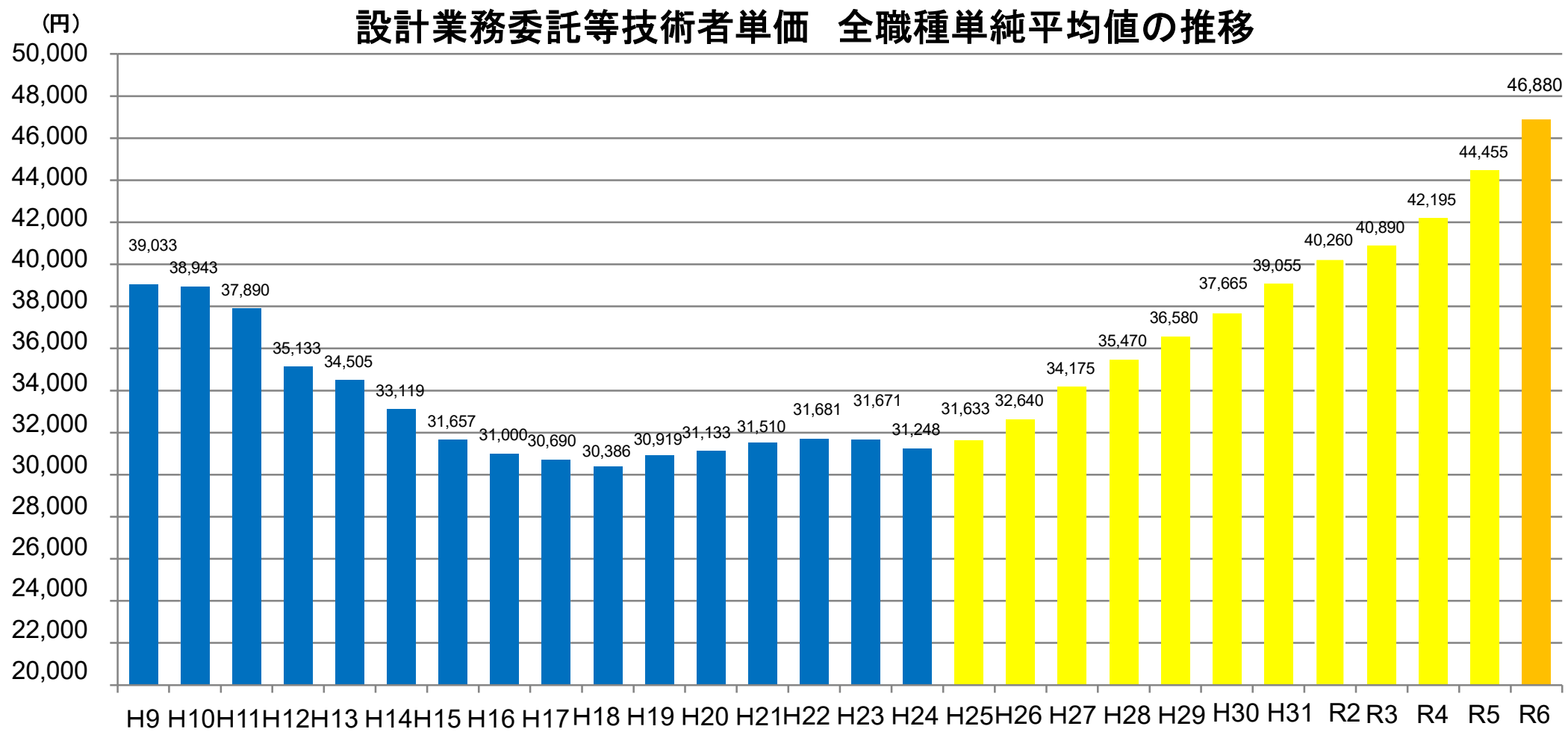
		対前年度比（H24比）	
【全職種（職階）単純平均】		46, 880円	<u>+5. 5%（+50. 0%）</u>
（内訳）		対前年度比（H 2 4 比）	
設計業務（7 職階）	平均	56, 714円	+5. 7%（+47. 9%）
測量業務（5 職階）	平均	39, 820円	+5. 6%（+75. 6%）
航空・船舶関係業務（5 職階）	平均	43, 080円	+6. 2%（+42. 0%）
地質調査業務（3 職階）	平均	42, 033円	+3. 4%（+54. 2%）

（参考）近10か年の伸び率（全職種（職階）平均）									
H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
全職種：+3.2%	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	+1.6%	+3.2%	+5.4%

設計業務委託等(設計、測量、地質関係)

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 46,880円 R5年3月比; +5.5%
(平成24年度比+50.0%)



19. 業務の効率と品質向上対策

設計業務の品質確保対策

- ・設計業務等は、事業の上流に位置していることから、その成果が工事に与える影響は大きい。近年、特に設計業務の成果の不備が施工段階において発見されるなど、その品質低下が懸念されていることから、効果的な対策を講じることが急務となっている。
- ・九州地方整備局としては、設計業務等における成果品の品質確保対策として、以下に取り組んでいるところであるが、ガイドライン等の一部改定に伴い、配置予定管理技術者の手持ち業務量の契約金額(通常時と低入札時)を見直す。

○低入札対策及び低入札時における取り組み

入札公告時の取組

○ 履行体制確認型総合評価落札方式の実施〔平成22年6月1日から〕

- ・平成25年度から全ての総合評価落札方式で発注する建設コンサルタント業務等で予定価格が5百万円を超える業務に拡大。

入札手続き期間中

○ 業務実績評価の制限〔平成21年2月23日から〕

- ・業務成績が70点未満の場合、業務実績として認めない。

○ 配置予定管理技術者等の手持ち業務の制限〔平成21年10月19日から〕〔金額変更令和3年8月1日から〕

- ・公示日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満(補償コンサルタント業務においては手持ち業務量の契約金額2億円未満から1億円未満に、件数を10件未満から5件未満)に読み替える。

履行期間中

○ 監督の強化〔平成21年2月23日から〕

- ・測量、地質調査業務などの外業の現地履行確認体制の強化。(主任技術者の現場常駐の義務づけ)
- ・業務の節目毎に行う照査について、管理技術者及び照査技術者により調査職員に説明。
- ・担当技術者にも有資格者であることを求める。

○ 第三者による妥当性確認の義務付け

- ・自社の照査とは別に、第三者による妥当性確認を明示(実施)。〔平成21年2月23日から〕
- ・第三者照査を実施する技術者資格を技術士(総合技術管理部門又は建設部門)を有する者に強化。
〔平成21年7月7日から〕
- ・第三者照査の実施にあたっては、設計業務成果点検用チェックシートにより実施。〔平成21年7月7日から〕

設計業務の品質確保対策

○適正な履行期間の設定と履行期限(納期)の平準化

- 適正な履行期間の設定〔平成23年4月から〕
 - ・ 業務内容を踏まえ、業務実施に過不足のない適正な履行期間を設定する。
〔原則、設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)より設定〕
- 詳細設計業務における履行期間設定支援(試行)〔平成29年11月から〕
 - ・ 労働環境の改善及び業務特性に応じた「照査期間」の確保を目的に、「履行期間設定支援ツール」を活用し、詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づいた履行期間を設定する。
- 履行期限(納期)の平準化〔平成23年4月から〕

九州目標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和5年度 目標値	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

九州目標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和6年度 目標値	15%以上	25%以上	25%以上	35%以下

※翌債・国債・平準化国債等については、令和6年度に契約する件数に対する割合が25%以上となることを目標とする

四半期毎の平準化率の算出方法
各四半期に完了した業務件数／当該年度に完了した業務件数

対象業務:測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外)

業務の納期平準化(令和4年度、令和5年度)

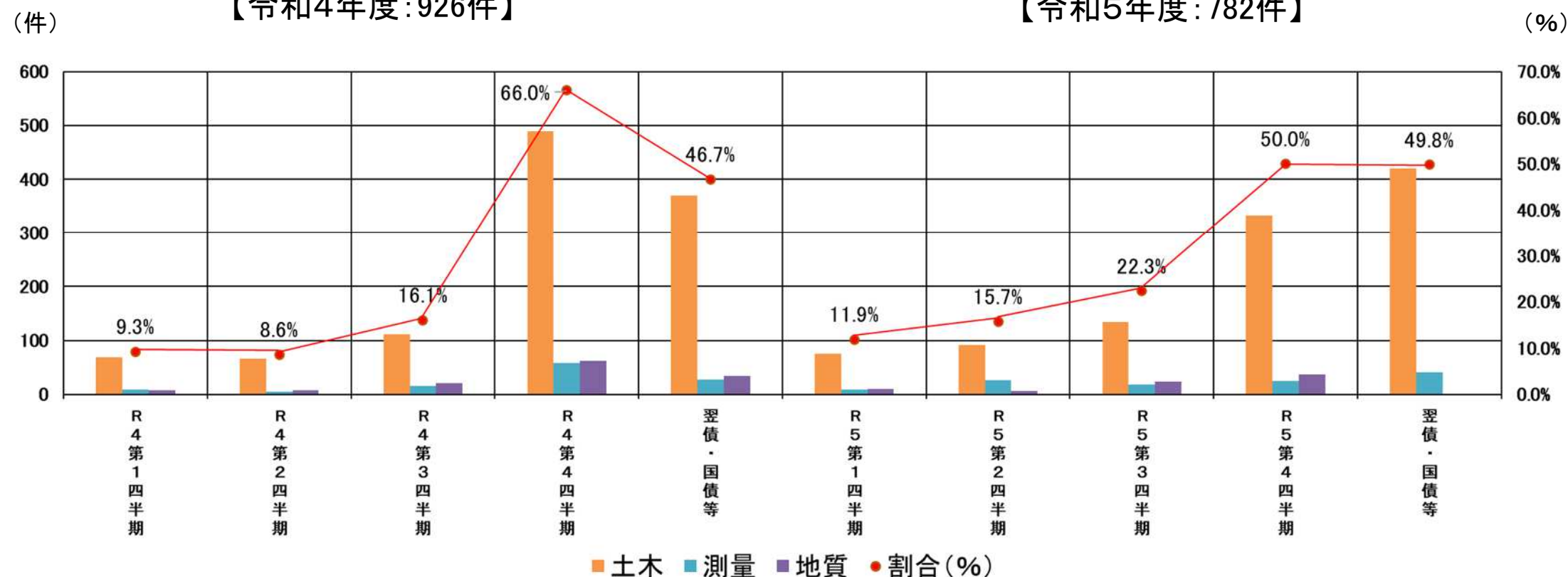
○履行期限(納期)の平準化状況

- ・ 繰越し制度、国債制度の積極的な活用や早期発注に努めることで、履行期限(納期)の平準化を推進。
- ・ 令和5年度の第4四半期納期の割合は、土木コンサル、測量、地質調査の業種全体で目標値の35%以下に対して50.0%となっている。

■ 履行期限(納期)の平準化状況

【令和4年度:926件】

【令和5年度:782件】



※ 土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務を対象
(ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外)

- 詳細設計の作業項目について、過去の作業期間に基づき履行期間を設定できる履行期間設定支援ツールを作成。
- 「契約金額」「主たる工種」から実績に基づく条件確定時期等までの標準的な作業期間を表示。
- 本ツールを発注時の履行期間の設定に活用、契約後は業務スケジュール管理表として活用する試行業務を実施。
- 蓄積される実績データをさらに分析し、各作業の標準期間の設定支援を改善予定。



○詳細設計業務における履行期間の設定支援(試行)

- 各項目の作業期間について受発注者間でのスケジュールを共有する。

業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】

業務名	平成〇年度 ▲詳細設計業務	
受注者	◇◆株式会社 TEL	
契約額(消費税込み)	¥35,000,000	
主たる工種	道路設計(詳細設計)	履行期間設定支援 自動(デフォルト)
業種区分(複数選択可)	詳細設計業務	手動設定の理由
履行期間	平成29年4月17日 ~ 平成30年1月15日	設計着手日(※) 平成29年4月17日
管理技術者	●● □□ x x x	

設定支援結果に基づき履行期間をセット。

発注者側の履行期間設定イメージ

・契約金額、主たる工種等から標準的な業務内容
⇒標準範囲の中央(平均)で各作業が完了

作業項目	上旬(1~10日)中旬(11~20日)下旬(21日~)	着手日	完了日(当初)	完了日(変更)	作業日数	2017年 4月			2017年 5月			2017年 6月			作業日数(実施)
						上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
測量	計画 2/20 (月) 5/17 (水)				59									177 日	
地質調査	計画 2/20 (月) 6/5 (月)				72									0 日	
照査心、照査報告	計画 4/21 (金) 12/26 (火)				166									4 回	
設計計画(現地踏査等含む)	計画 4/17 (月) 4/28 (金)				10									10 日	
基本事項の確定	計画 5/1 (月) 5/30 (火)				19									20 日	
設計条件の整理・確認	計画 4/17 (月) 5/30 (火)				29									0 日	
設計条件の確定(第1回照査報告)	計画 5/19 (金) 6/30 (金)				31									22 日	
〇〇詳細設計	計画 7/3 (月) 9/29 (金)				59									59 日	
△△詳細設計	計画 7/3 (月) 10/30 (月)				79									21 日	
施工計画・仮設構造物設計	計画 6/20 (火) 11/6 (月)				92									7 日	
報告書作成・設計成果とりまとめ	計画 10/20 (金) 12/11 (月)				35									23 日	
成果照査・納品	計画 12/12 (火) 1/10 (水)				17									15 日	
適宜追加	計画 12/12 (火) 1/10 (水)				17									0 日	
適宜追加					0									0 日	
適宜追加					0									0 日	

【発注者】⇒ 全体履行期間の設定
設計条件の確定時期(計画)、報告書とりまとめ(計画)、
成果照査・納品(計画)時期が表示された各標準期間内に
収まることを確認した上で履行期間を設定して発注する。

【受注者】⇒ 工程の詳細設定、業務計画の協議
発注者から貸与されたスケジュール表をもとに受注者が実施
体制等を考慮して更新、初回打ち合わせ時に発注者へ提出し
て計画について協議を実施。

280

いきいき現場づくり【業務編】推進のための施策

【目的】 受発注者間の連携やコミュニケーションを強化すると共に、労働環境改善を推進し、更なる調査・設計業務の品質確保を図る。

◆「いきいき現場づくり」の施策は以下の通り。

①ウィークリースタンスの実施

受発注者相互で労働環境改善を推進する仕組み作りを実施する。

②業務スケジュールの適切な管理

全業務の受発注者が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。

③ワンデーレスポンス

受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

④円滑な業務を実施するための情報共有

受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組を実施する。

⑤合同現地踏査

受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

⑥業務適正履行協議（中間打合せ）

受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等のため、業務の中間打合せ等で業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

⑦意見の窓口

受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

① ウィークリースタンスの実施 ～平成29年度から本格実施～

目的

○受発注者相互で労働環境改善を推進する仕組み作りを実施する。

概要

○九州地方整備局が発注するすべて業務において、労働環境改善を推進する取り組みを実施する。なお、受発注者間で、業務着手時打合せで以下に示す全項目に原則取り組む。

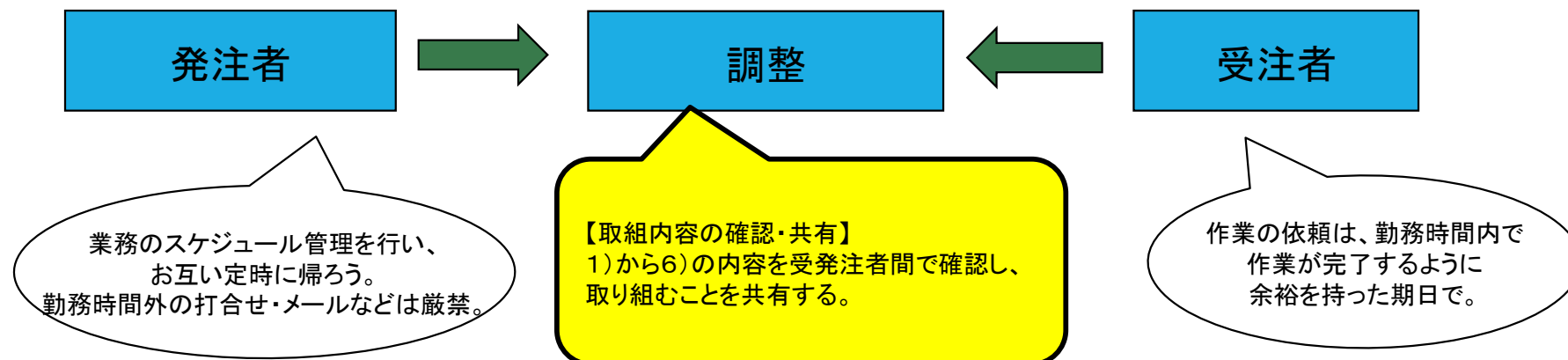
○取組内容については、以下に示す項目を基に、受発注者間で確認・共有のうえ取り組む。

- 1) 勤務時間内で作業が完了する等、業務に対して余裕を持った依頼期限とする。
- 2) 時間外の作業依頼を行わない。
- 3) 業務のスケジュール管理を行い、定時に帰るよう心がける
- 4) 17時以降の会議・打合せ・メール等を行わない
- 5) その他、取り組みが必要と思われる内容
- 6) 業務内容以外の指示を行わない。

実施体制

○発注者＋受注者（実施内容を業務計画書に記載する。）

取り組み内容を受発注者間で確認・共有し、ウィークリースタンスに取り組む。



② 業務スケジュールの適切な管理 ～平成30年度から本格実施～

目的

○全業務の受発注者双方が役割分担を明確化し、打合せ時に業務進捗状況を適切に管理する。

概要

○業務の受注者は、契約後速やかに業務スケジュール管理表(以下管理表)を作成し、発注者と受注者で相互に確認する。

管理表の記載項目例(作業内容、工程、発注者が判断する項目・時期、関係業務の成果の確認時期、受発注者の検討期限等)

○発注者は管理表に記載された測量・調査・設計条件等に関する質問等に期限を決め迅速に対応、回答待ちによる作業の遅れや手戻りを防ぐ。

※条件を明示する前提条件として、「設計が進捗しなければ判断できない項目」、「関係者との協議が必要な項目」もあることから、あらかじめ当該項目については明示可能な時期等を受注者と確認し、管理表に記載。

○業務発注担当課＋受注者

実施体制



その他

○受注者は、管理表を業務進捗にあわせ常時最新の情報に更新する。

○全業務※において、作業項目毎の履行期間の蓄積等のため、

「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】」様式を使用する。

※平成31年度より、検討業務においては「業務スケジュール管理表【検討業務型】」様式になります。

○詳細設計については、「業務履行期限設定支援ツール」の活用を原則※とする。

※業務履行上やむを得ない事情等により履行期間の設定支援ツールを活用することが適切でないと判断される場合を除く。

③ ワンデーレスポンス ～平成23年3月から実施～

目的

○受発注者双方の問い合わせ等に対し、早期に課題解決できるよう連携強化を図る。

概要

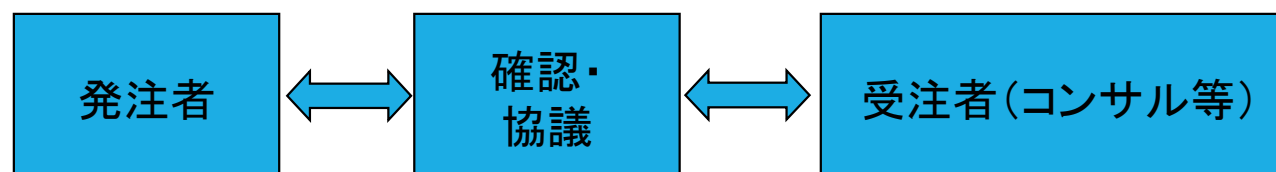
○業務実施中に受注者より設計上検討に関する質問・協議があった場合には、その日に回答することを原則とする。

○なお、回答に検討期間を要する場合は、回答が可能な日を受注者に通知する。

※確認・協議に対する回答については、主任調査職員等による書面で行う。

実施体制

○業務発注担当課＋受注者（コンサル等）



その他

○受注者は、業務進捗に合わせて、適切な時期に確認・協議を行う。

※確認・協議事項の優先順位や重要度を示した上で、検討期間も踏まえ、適切な時期に行う。

④ 円滑な業務を実施するための情報共有 ～平成29年度から実施～

目的

○受発注者間の連携を図り、業務の円滑化・効率化を図る取組に努める。

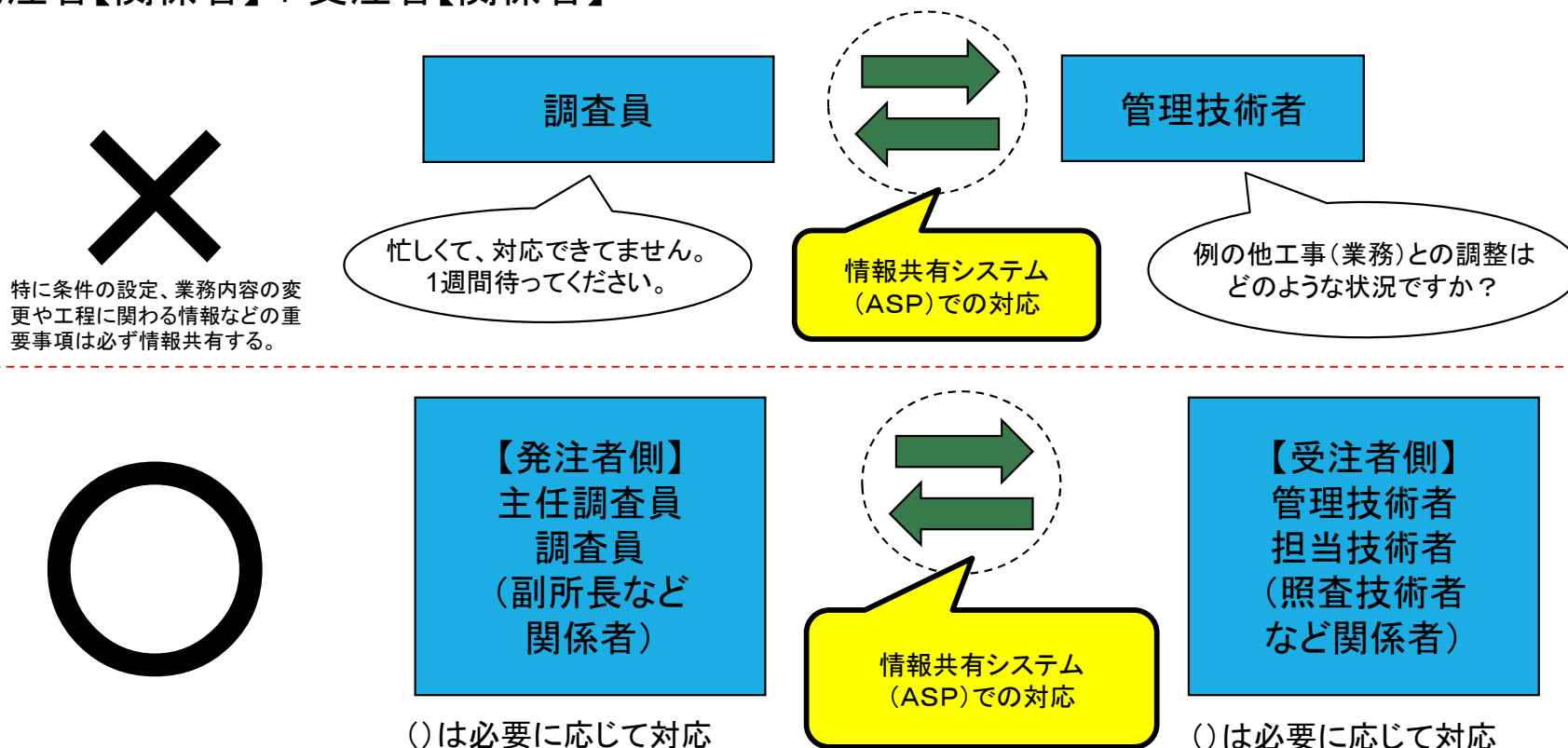
概要

○成果品のアウトラインやスケジュールの共有に努めるものとし、業務着手時の打合せにおいては、受発注者共に、情報共有のため業務に係わる関係者のうち**責任のある立場**のものが出席する。

○情報共有システム(ASP)等の情報伝達の際、調査員と管理技術者のみで行わず、業務に係わる関係者全体で情報を共有しながら、円滑な業務履行を図る。なお、情報共有者は業務着手時の打合せで、受発注者間で協議し決定する。

実施体制

○発注者【関係者】+受注者【関係者】



⑤ 合同現地踏査 ～平成23年3月から実施～

目的

○受発注者合同で現地調査を行い、現地状況の意思疎通を図る。

概要

○設計に際し留意すべき各種現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有する事により、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

事例：設計条件、施工の留意点、関連事業や計画の進捗、用地取得状況、
進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路等

実施体制

○業務発注担当課＋工事監督者等＋受注者（コンサル等）

主任調査職員
または
調査職員

監督職員
または
主任監督員と見込まれる者

管理技術者

発注担当課

工事監督員等

コンサル等

- ・発注担当課とは、主任調査職員または調査職員
- ・受注者とは、管理技術者、担当技術者
- ・工事監督員等とは、当該業務に関連のある事業箇所の監督職員、
事業箇所の監督職員が未定の場合は、主任監督員として見込まれる者等



その他

○業務内容に応じて、「参加者の選定」と「適切な開催時期」を検討する。

（事例：上記以外に地質情報が不足している現場では地質技術者の参画など）

○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。実施後は、実施内容について記録等をし、受発注者間での情報共有を徹底する。

（事例：議事録、合同現地踏査時の情報を平面図に落とし、参考資料として成果に添付するなど）

⑥ 業務適正履行協議(中間打合せ)～平成29年度から実施～

目的

○受発注者で業務の適切な執行と工期の確保等の解決のため、業務履行上の課題や問題点の解決を図る。

概要

発注者と受注者が設計変更の適切な執行と、その変更に伴う適正な工期を確保することを協議する他、業務履行上の課題や問題点等についても中間打ち合わせ等で業務スケジュール管理表を活用し協議する。なお、打合せ対象者は、業務を追加する場合などその都度受注者間で協議し決定する。

○発注者【関係者】+受注者【関係者】

【例1】()は必要に応じて対応

1 発注者
(副所長)、主任調査員、
調査員、関係者

※工期延期等がある場合、
副所長は必ず参加

検討項目を追加したいが、検討内容と
工期とか大丈夫かな？

業務適正履行協議

※関係者で業務履行上の課題や問題点
の解決を図るため協議を行う。
※業務スケジュールを活用し、課題への
対応期間や工程を情報共有する。

2 受注者
管理技術者、担当技
術者、(関係者)

検討項目は、それで十分でだけど、
工期は1ヶ月ほしい。

【会議の結果】
・検討項目の追加
・履行期間の延伸が決定

【例2】

2 よりよい成果のため、
検討ケースを増やそう。
工期は大丈夫かな。

【会議の結果】
・検討ケースの増
・履行期間の延伸が決定

1 検討を進めていたら、現場条件が増えた
ため、検討ケースを増やす必要が生じた。

実施体制

⑦意見の窓口 ～平成27年11月から実施～

目的

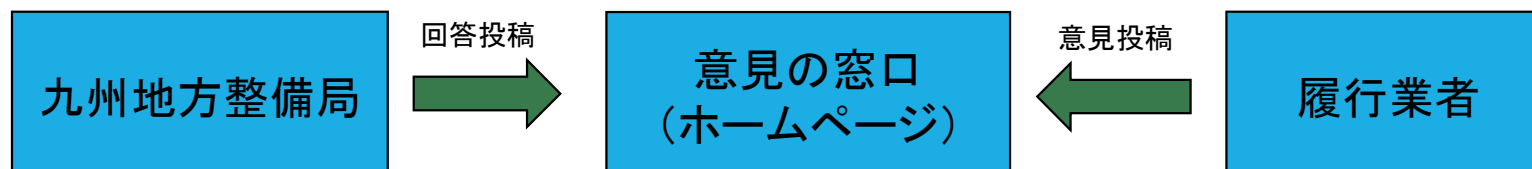
○受注者の技術者からの意見や質問、改善策を受け付ける。

概要

○九州地方整備局発注の業務に従事されている又は従事された技術者の方からの意見を対象に、「意見の窓口」を活用し業務受注者と問題の解決や円滑な意思疎通が図られることを目指す

実施体制

○九州地方整備局＋履行業者(随時受け付け)



その他

◇意見の窓口URL(平成27年11月から実施)

http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/ikiiki/iken2.htm

設計業務の品質確保対策

○照査に関する取り組み

○ 設計業務成果品点検用チェックシート(CS)の活用の義務化〔平成23年9月から〕・・・【九州の取組】

【内容】

- ・167細目について、共通仕様書〔第1211条(1)設計業務成果概要書または報告書作成〕をチェックシート作成に読み替え作成・提出。なお、主な内容としては、「設計条件」「各部材等の計算結果」「設計フロー」「標準断面図」等を取りまとめる。

○ 照査報告時における照査技術者の同席〔平成24年1月から〕・・・【全国の取組】

- ・回数については、「詳細設計照査要領(H11.3)」を準拠し、原則、3回実施する(詳細設計照査要領(H29.3)も同様)。

○ 条件明示チェックシートの作成〔平成24年5月から〕・・・【全国の取組】

【内容】

- ・詳細設計業務の発注時において、必要な設計条件等を受注者へ確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するために作成するものである。

※条件明示チェックシートは、予備設計の成果品として納品し、詳細設計発注時に活用する。(条件明示ガイドラインより)

【対象】

- ①道路詳細設計(平面交差点設計含む)、②橋梁詳細設計、③山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、④共同溝詳細設計
- ⑤樋門・樋管詳細設計、⑥排水機場詳細設計、⑦築堤護岸詳細設計、⑧砂防堰堤詳細設計

○ 照査結果の根拠資料提示による照査体制の強化(赤黄チェック)〔平成25年7月から〕・・・【全国の取組】

- ・詳細設計業務において、受注者は照査時の確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込んだ資料を残し、その資料を照査根拠として、成果品の納入時に発注者に提示する照査体制強化の取組を試行的に実施。

○ 詳細設計照査要領の改定に基づく照査結果の報告〔平成29年3月から〕・・・【全国の取組】

【改定概要】

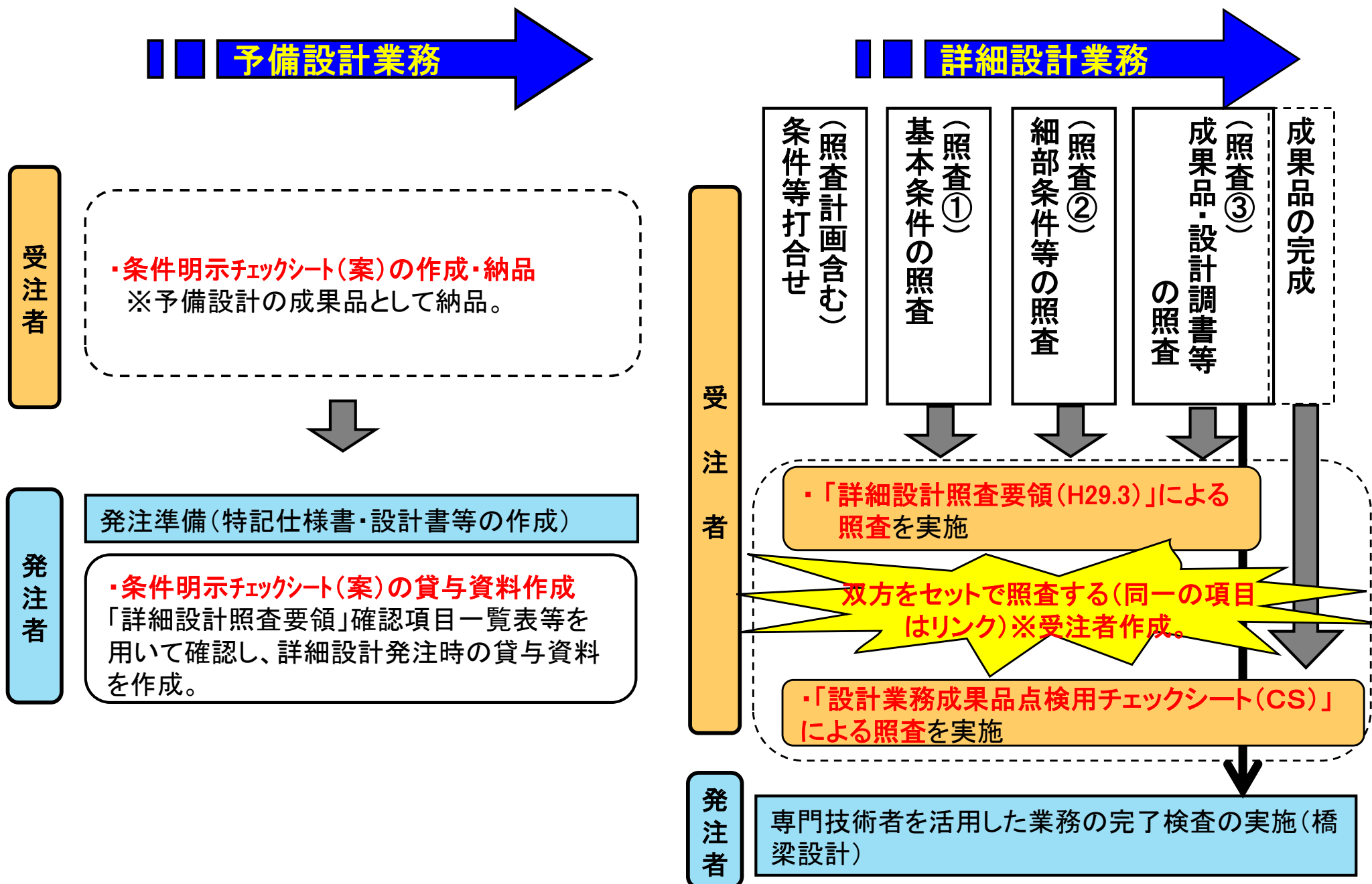
- ・関連基準の改定に基づく照査項目の追加、・重要度が高い照査項目の追加 など。

【対象】

- ①樋門・樋管詳細設計、②排水機場詳細設計、③築堤護岸詳細設計、④道路詳細設計(平面交差点、小構造物を含む)
- ⑤橋梁詳細設計(鋼橋、コンクリート協)、⑥山岳トンネル詳細設計(換気検討含む)、⑦共同溝詳細設計、⑧仮設構造物詳細設計

設計業務の品質確保対策

○照査に関する取り組み(フロー)



（参考）令和6年度予算

《令和6年度国土交通省関係予算》

令和6年3月28日 成立

1. 国費総額

(1) 一般会計 5兆9, 537億円(1. 01倍)

公共事業関係費 5兆2, 901億円(1. 00倍)

非公共事業 6, 636億円(1. 01倍)

(2)東日本大震災復興特別会計 463億円(1. 15倍)

2. 財政投融资 2兆789億円(0. 89倍)

※倍率は、前年度「通常分」との比較

《デジタル庁一括計上 [334億円]》

国土交通省が所管する政府情報システムに係る予算については、デジタル庁に一括計上した上で、国土交通省において執行する。

(一括計上されるシステム)

- ・ 国土交通本省行政情報ネットワークシステム
- ・ 次世代河川情報システム
- ・ 特殊車両通行許可システム
- ・ 海事局情報連携等基盤システム
- ・ 地方整備局等行政情報システム
- ・ 火山監視情報システム

主な項目

- ✓「流域治水」の本格的実践
6,114億円(1.01)
- ✓ 防災情報等の高度化の推進
75億円(1.03)
- ✓ インフラ老朽化対策の推進
7,628億円(1.03)
- ✓ 物流ネットワークの早期整備・活用
3,802円(1.02)
- ✓「インフラ分野のDXアクションプラン」の推進
83億円(1.17)
- ✓ 持続可能な建設業の実現
5億円(0.98)
- など

令和6年3月28日 成立

《令和6年度一般会計予算》

1. 国債費	27兆0,090億円
2. 一般歳出	67兆7,764億円
うち社会保障関係費	37兆7,193億円
うち社会保障関係費以外	29兆0,571億円
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	1兆0,000億円
3. 地方交付税交付金等	17兆7,863億円

《令和6年度予算のポイント(抜粋)》

歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算。

○経済(経済の好循環の起点となる賃上げの実現)

○社会(構造的な変化と社会課題への対応)

・こども政策等

・デジタル・GX

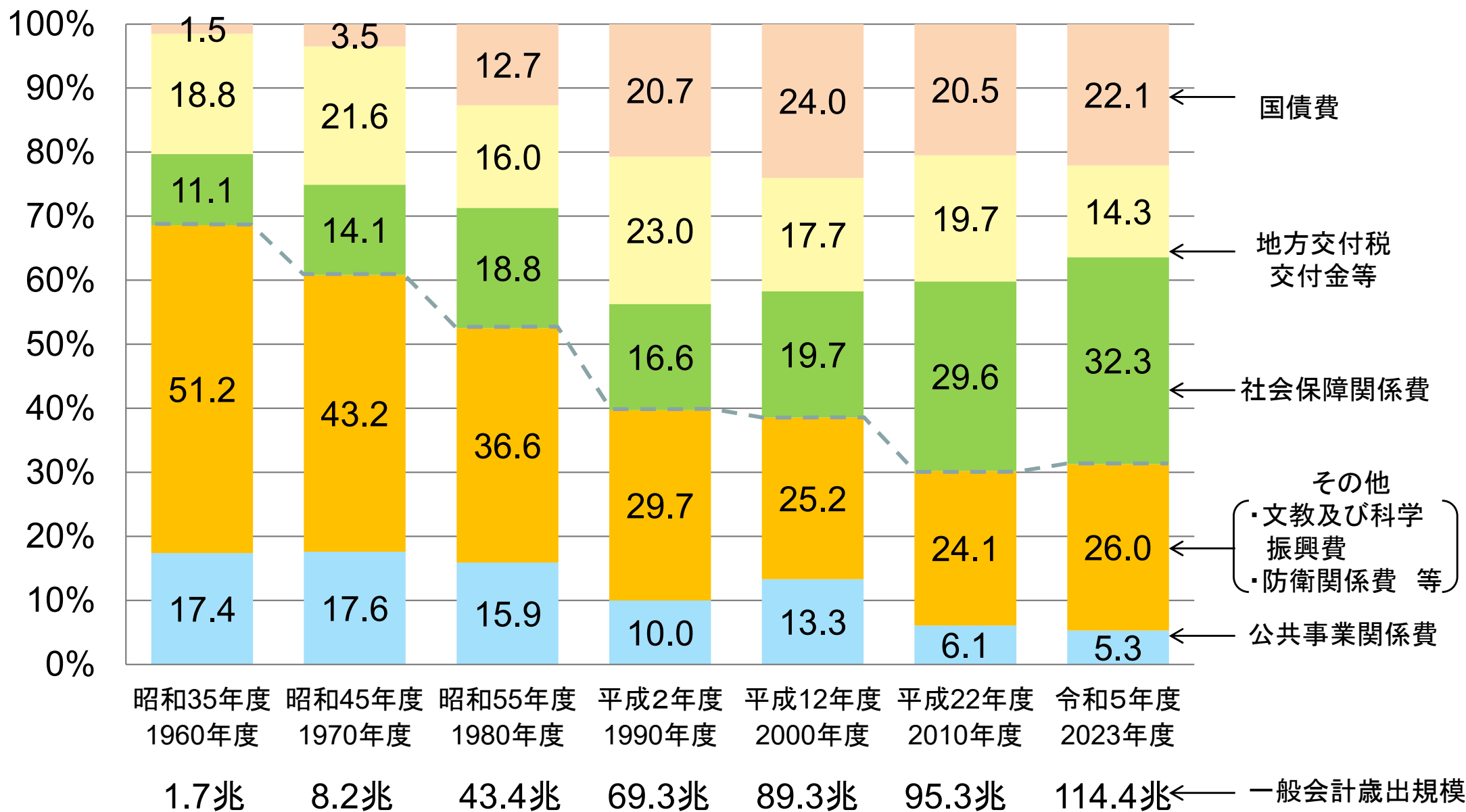
○外交・安全保障

○令和6年能登半島地震への対応

○歳出の効率化

令和6年1月16日 令和6年度予算のポイントより抜粋(財務省HP)

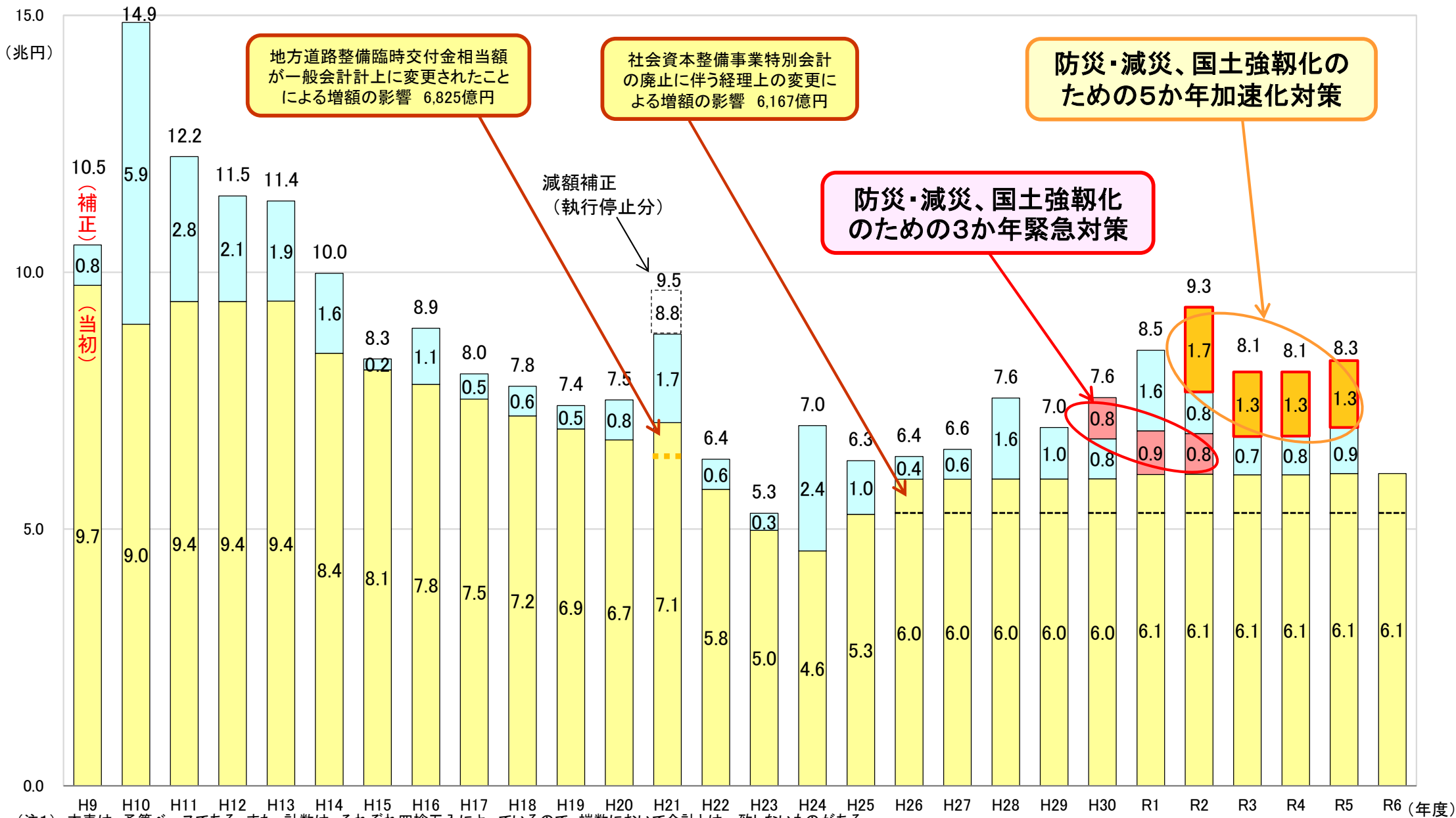
我が国の財政状況（一般会計歳出に占める主要経費の割合の推移）



※平成22年度までは決算、令和5年度は当初予算による。

（財務省公表資料を元に作成）

公共事業関係費(政府全体)の推移



- (注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは一致しないものがある。
- (注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
- (注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～4年目分は、それぞれ令和2～5年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。
- (注4) 令和3年度当初予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。
- (注5) 令和4年度当初予算額(6兆574億円)は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。
- (注6) 令和5年度当初予算額(6兆801億円)は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。

当 初 予 算 の 比 較

(事業費ベース、単位:億円)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	対前年度 倍 率 (A/B)
直轄事業	本省配分	1,835	1,989	0.92
	一括配分	884	885	1.00
	九州地整計	2,719	2,874	0.95
	全 国	25,356	25,388	1.00
補助事業等	本省配分	5,271	5,507	0.96
	一括配分	211	228	0.93
	九州地整計	5,482	5,734	0.96
	全 国	49,945	49,125	1.02
合 計	本省配分	7,106	7,495	0.95
	一括配分	1,095	1,113	0.98
	九州地整計	8,201	8,608	0.95
	全 国	75,301	74,513	1.01

注)本表は、ゼロ国債は除いている。

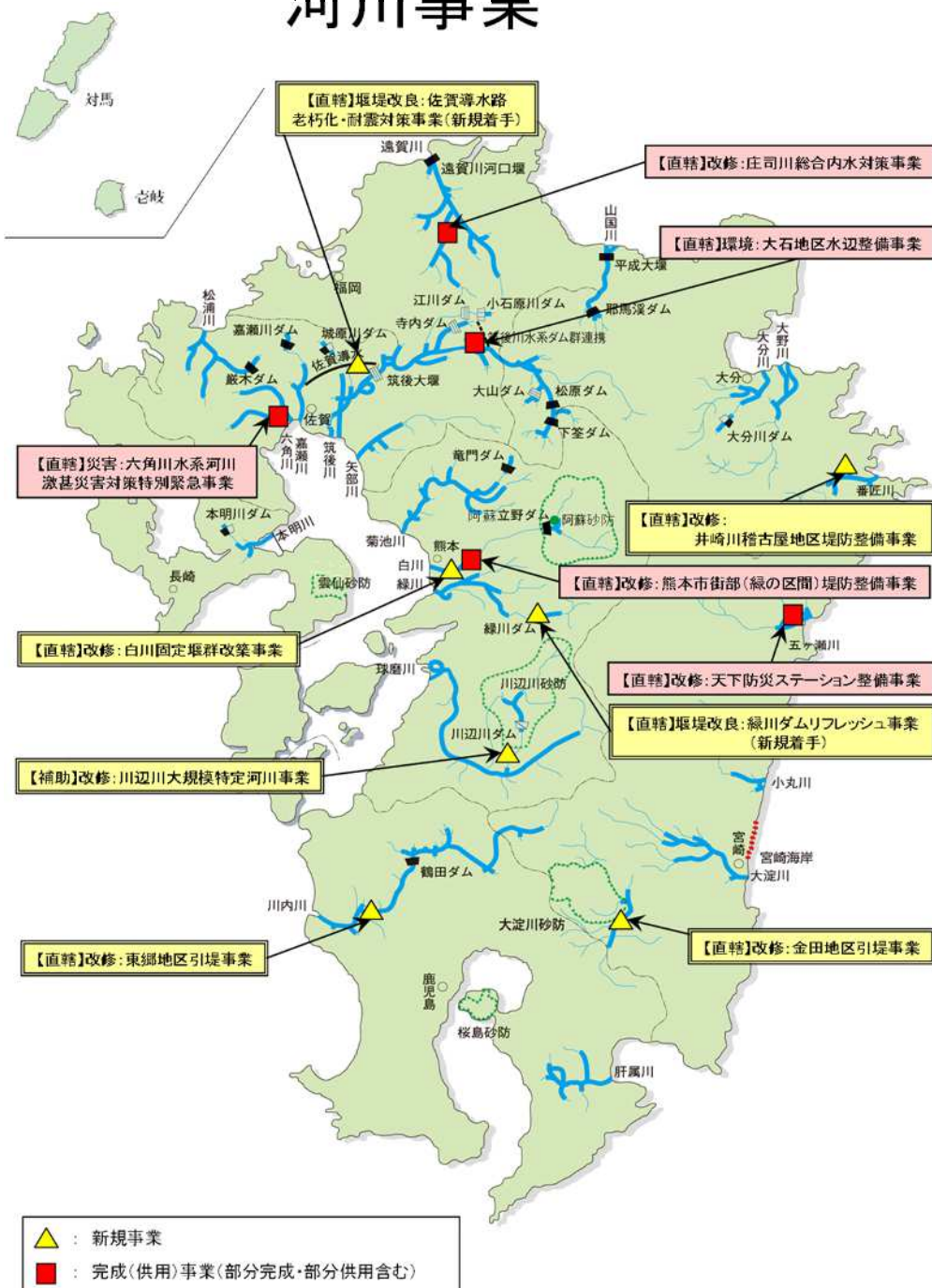
注)補助事業等には、「社会資本整備総合交付金」及び「防災・安全交付金」等の額を含む。

注)本表は、工事諸費等を除いている。

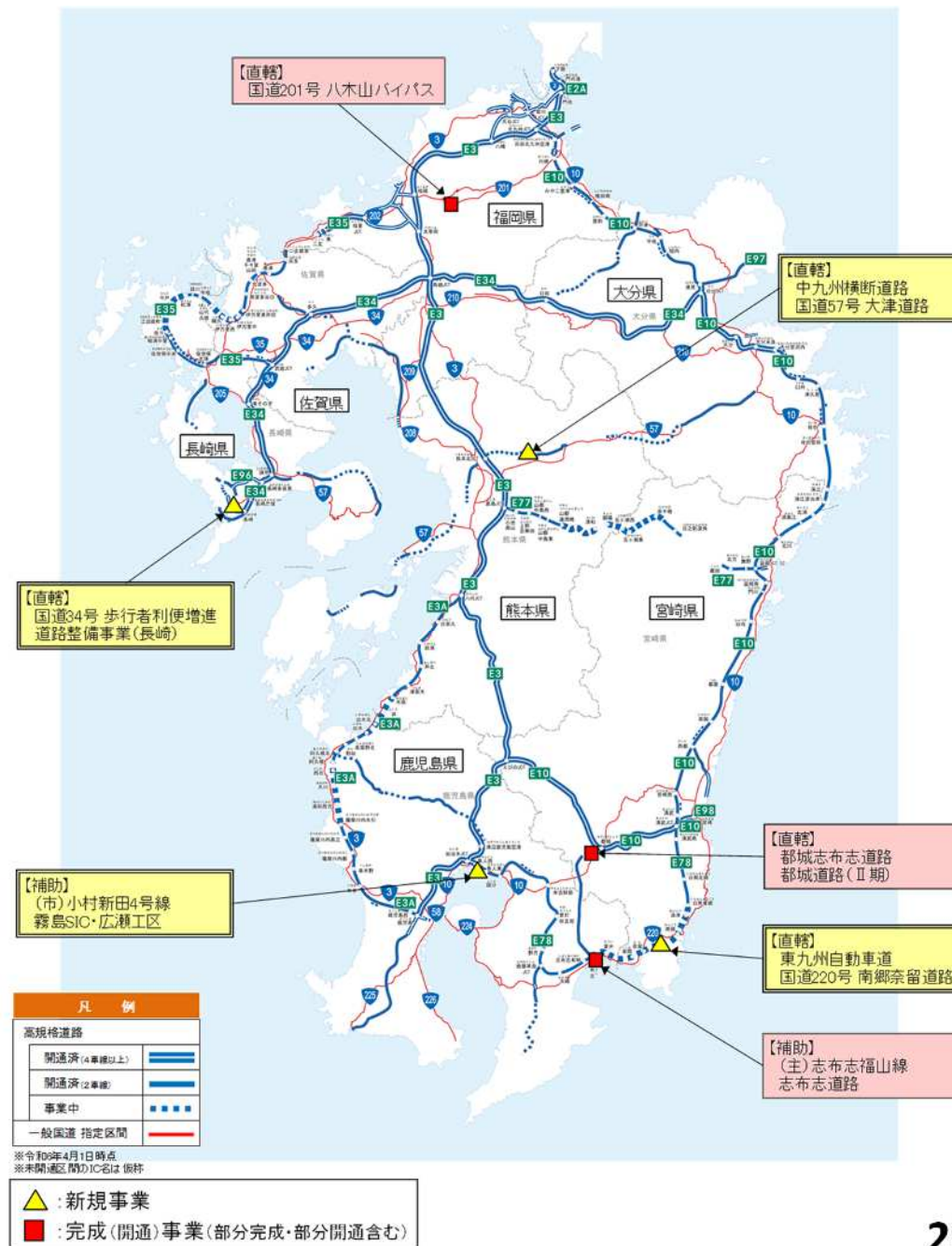
注)端数処理の結果、合計と一致しないことがある。

注)上記の他に、災害復旧関係事業として直轄約24億円が配分予定である。

河川事業



道路事業



（参考）防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策

- 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)
- 平成30年台風第21号
- 平成30年北海道胆振東部地震



3か年緊急対策 【平成30～令和2年度】

事業規模:おおむね7兆円程度

- I. 防災のための重要インフラ等の機能維持
- II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- 令和元年東日本台風
- 令和2年7月豪雨



5か年加速化対策 【令和3～令和7年度】

事業規模:おおむね15兆円程度

- I. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- II. 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- III. 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

- 対策数：123対策
- 追加的に必要となる事業規模：おおむね1.5兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね1.2、3兆円程度
（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
（2）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
（1）国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
（2）災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね1.5 兆円 程度

3. 対策の期間

- 事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策[78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省）

等

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省）

等

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]

- ・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省）

等

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省）

等

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省）

等

5か年加速化対策(加速化・深化分)の進捗状況

【令和5年11月時点の集計】

区 分	事業規模の目途 〈閣議決定時〉	〈1年目〉 令和2年度第3次補正等		〈2年目〉 令和3年度補正等		〈3年目〉 令和4年度第2次補正等		〈4年目〉 令和5年度補正等		累 計
		事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	事業規模	うち国費 [うち公共]	
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（加速化・深化分）	おおむね15兆円程度 （うち国費は7兆円 台半ば）	約4.16兆円	約1.97兆円 [約1.65兆円]	約3.02兆円	約1.52兆円 [約1.25兆円]	約2.70兆円	約1.53兆円 [約1.25兆円]	約2.36兆円	約1.52兆円 [約1.30兆円] 注3	事業規模 約11.8兆円 （うち国費 約6.2兆円）
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね 12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約1.82兆円	約1.17兆円	事業規模 約9.5兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね 2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	事業規模 約2.0兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね 0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.2兆円

（注1）事業規模には財政投融资によるものも含まれる。

（注2）四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

（注3）5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。（累計には含まない）

1. 令和6年度国土強靱化関係予算案のポイント

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」に基づき、激甚化・頻発化する自然災害、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、女性・子ども等の視点も踏まえ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。
- また、「令和6年度予算編成の基本方針（令和5年12月8日閣議決定）」に基づき、令和5年度補正予算と一体となって、防災・減災、国土強靱化の取組を着実に推進するとともに、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく取組が進められるよう、施策の実施状況の調査など、「実施中期計画」の策定に向けた検討を進める。

（国費、単位：億円）

	令和6年度 予算案(A)	(参考)令和5年度 予算額(B)	(参考) (A)／(B)	備 考
国土強靱化 関係予算	52,201 (うち公共事業関係費) 40,330 (うち非公共事業関係費) 11,871	47,455 (うち公共事業関係費) 39,698 (うち非公共事業関係費) 7,757	1.10 (うち公共事業関係費) 1.02 (うち非公共事業関係費) 1.53	・新たな基本計画の策定に伴い、令和6年度予算案(A)の対象施策は令和5年度予算額(B)の対象施策から増加している(※1)。 ・令和6年度予算案と同じ対象施策で令和5年度予算額(C)を組替えた場合、約4.8兆円で(A)／(C)は1.09となる。

※1：令和5年度予算額(B)は、改定前の国土強靱化基本計画（平成30年12月閣議決定）における45のプログラムのうち、15の重点化すべきプログラムに係る関係府省庁の予算額を集計している。令和6年度予算案(A)は、新たな国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）において前計画の45のプログラムから35の施策グループに再編された全ての施策に係る関係府省庁の予算案額を集計している。

(参考)令和5年度補正予算		うち、「5か年加速化対策(加速化・深化分)関連」※2
19,496 (うち公共事業関係費) 14,165		15,188 (うち公共事業関係費) 13,022

※2：5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む。

○**当初予算、補正予算ともに、順調に執行**。繰り越した分も含め、**ほぼ全額が執行**されており、**不用率は1%程度**。

○**個別に見れば業務の繁閑や職種・地域による差異があるとの声もあるものの**、適切な条件での発注を推進している公共工事をはじめ、現下の状況において、**総じて、建設業界には十分な施工余力がある**と考えている。

○公共事業の執行状況(国交省) 〈11月末時点〉

【当初予算(前年度からの繰越含む)】

(単位:兆円、%)

区分	予算現額	契約額計	率
令和5年度	10.0	8.1	81.6
令和4年度	10.1	8.1	80.4
令和3年度	11.3	8.9	79.1
令和2年度	11.7	9.1	77.6
令和元年度	11.3	8.6	73.6

※前年度からの繰越額には補正予算の繰越額も含んでいる。

【補正予算】

(単位:兆円、%)

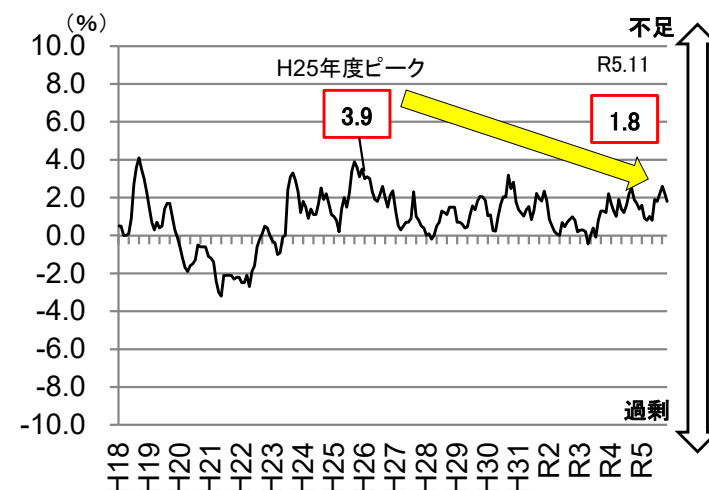
区分	予算現額	契約額計	率
令和4年度(第2号)	1.6	1.5	93.3
令和3年度	1.6	1.5	92.2
令和2年度(第3号)	2.0	1.8	88.6
令和元年度	1.4	1.2	88.7
平成30年度(第2号)	0.8	0.7	87.5

○公共事業関係費の不用額の推移

(単位:兆円、%)

区分		不用額	率
令和4年度	国全体	0.2	1.3
	国交省	0.1	1.1
令和3年度	国全体	0.2	1.2
	国交省	0.1	1.0
令和2年度	国全体	0.1	1.1
	国交省	0.1	0.8
令和元年度	国全体	0.2	1.5
	国交省	0.1	1.4
平成30年度	国全体	0.1	1.3
	国交省	0.1	1.1

○建設技能労働者過不足率



(出所)国土交通省「建設労働需給調査」

※対象は型枠工(土木、建築)、左官、とび工、鉄筋工(土木、建築)の6職種

※過不足率=((②-③)/(①+②))×100

(手持ち現場において①確保している労働者数、②確保しなかったが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数)

○不調・不落発生率(国土交通省直轄工事)の推移



(出所)国土交通省「直轄工事等契約関係資料」

※契約締結した件数のうち、不調・不落が発生した割合であり、再発注手続きの上、契約を締結している。

繰り越した予算も含め、順調に執行し、ほぼ全額を執行。使い残していたり未消化であるということではない。施工余力にも問題ない。

(参考)国土交通省記者発表資料

令和6年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房 技術調査課

大臣官房 参事官イノベーショングループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1. 直轄土木工事等における働き方改革の強力な推進

○2024（R6）年4月からの労働基準法時間外労働規制の適用が開始されることを踏まえ、国土交通省の直轄工事において、受注業者の対応を支援するために、週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を強力に推進

週休2日の「質の向上」の拡大

①他産業と遜色のない休日の実現に向けた取組

- ・工期全体での週休2日の標準化を踏まえ、**月単位の週休2日**推進に向け**補正係数を新設**
- ・**完全週休2日（土日）**を促すため、実施企業に対し**成績評価に加点**し、取り組みを支援

時間外労働規制の適用への対応

②工事、業務における現場環境改善

勤務時間外作業を避けるため「**ウィークリースタンス**」の徹底

③受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

- ・受発注者の役割分担を明確にした**ガイドライン**等の作成、受発注者への周知徹底
- ・「**書類限定検査**」（**44→10種類**）の標準化 等

④時間外労働規制適用に対応するための必要経費の見直し

- ・**書類作成の経費**などによる**現場管理費の増加**を反映

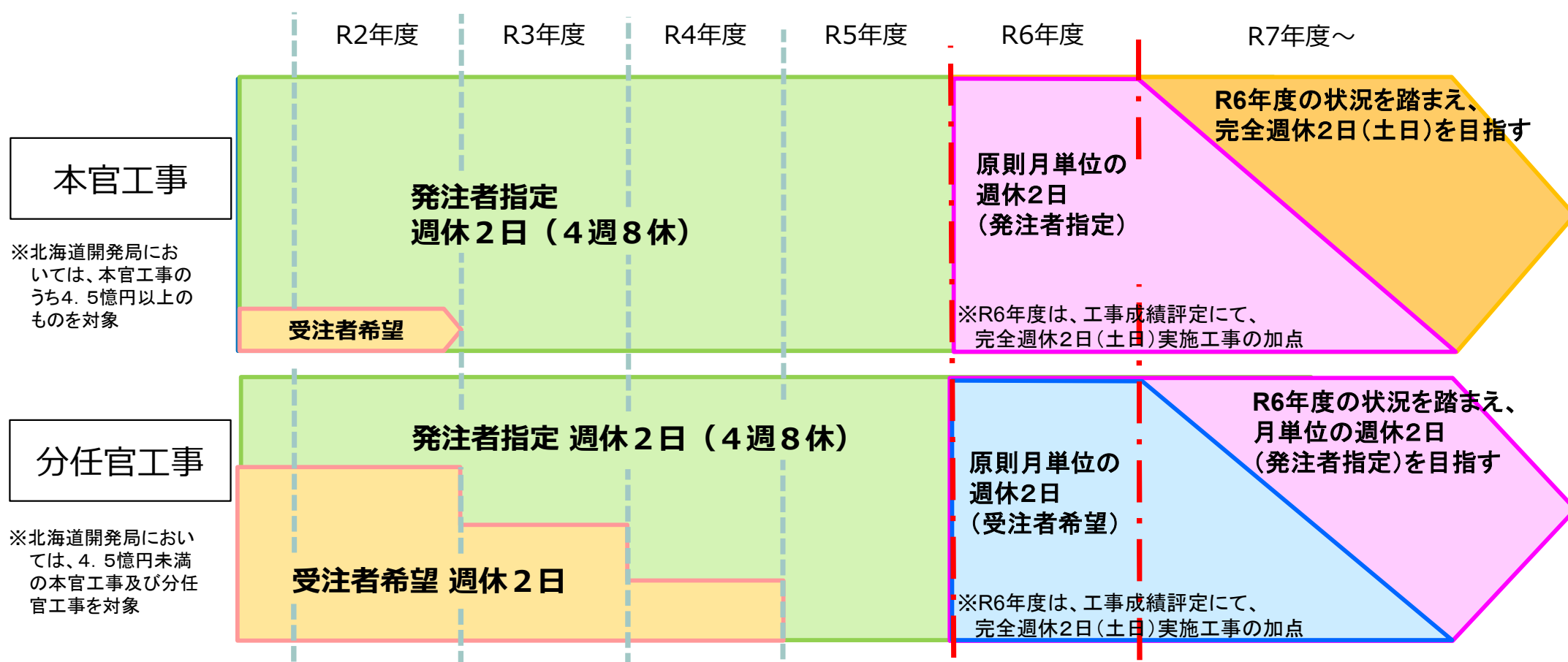
⑤移動時間を踏まえた積算の適正化

- ・事業所や資材置き場から**現場への移動時間**を考慮した**歩掛の見直し**

1. (1) 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度の直轄土木工事の発注方針

- 他産業と遜色ない休日取得ができる現場の実現に取り組む
- R 5 年度までに工期全体（通期）の週休 2 日が標準化されたことから、R 6 年度より月単位の週休 2 日を推進
- 休日の質の向上のさらなる推進のため、土日を休日とする週休 2 日の実施に努めることを土木工事共通仕様書に規定するとともに、実施した企業には工事成績評定で加点

月単位の週休 2 日工事の発注方針（イメージ案）



※原則の対象外：緊急復旧工事を想定

1. (1) 週休2日の「質の向上」の拡大～令和6年度以降の直轄土木工事の週休2日補正係数～

- 月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日についてもR6年度に限り、R5年度までの補正係数の一部を適用
- 月単位の週休2日の補正係数について、R7年度以降は実施状況を踏まえて検討することとし、完全週休2日（土日）の実現に向けた取組についても引き続き検討

<現場閉所>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03		労務費:1.02 機械経費(賃料):1.00 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02		労務費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

<交替制>

補正係数	工期全体(通期)の週休2日	+	月単位の週休2日	=	月単位の週休2日(合計)
R6	労務費:1.02 現場管理費:1.01		労務費:1.02 現場管理費:1.02		労務費:1.04 現場管理費:1.03
R7以降	—		実施状況等を踏まえた数値を検討		

※柔軟な休日の観点から、工期の一部で現場閉所から交替制に途中変更する試行について、月単位の週休2日適用工事にも対象拡大

1. (2) 工事及び業務における現場環境改善～ウィークリースタンスの取組～

- **全ての工事及び業務を対象**に現場環境の改善に向けた取組を定めた**実施要領を策定**
- 標準項目として、「**依頼日・時間及び期限に関すること**」「**会議・打合せに関すること**」「**業務時間外の連絡に関すること**」を設け、現場環境改善に努める

(1) 目的

令和6年度より建設現場においても、**時間外労働規制が適用**されることを踏まえ、**全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施**し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・業務を対象（災害対応等緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。【各地方整備局の取組事例】

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
- ・打合せはWEB会議等を活用に努めること。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

・マンデー・ノーピリオド：月曜日を依頼の期限日としない
・ウェンズデー・ホーム：水曜日は定時の帰宅を心掛ける
・フライデー・ノーリクエスト：土・日曜に休暇が取れるように
金曜日には依頼しない
・ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング：
昼休みや午後5時以降の打合せをしない
・イブニング・ノーリクエスト：定時間際、定時後の依頼、
打合せをしない
※フォローアップ：業務完了後、2週間以内に実施状況報告
を技術管理課へ報告

など

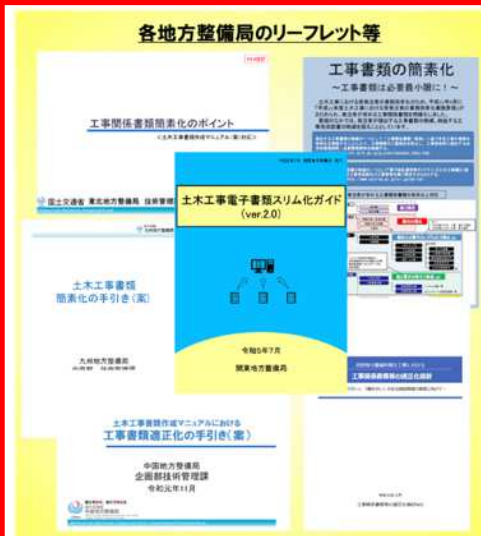
(4) 進め方

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、**柔軟性をもった取組とすること**。
工事や業務に差し支えないよう、**スケジュール管理を適切に実施**し、取組を実施すること。

(3)受注業者の書類作成業務のさらなる負担軽減

R 6 年 4 月から時間外労働規制が建設業に適用されることを踏まえ、受注者（特に現場技術者）を対象に工事関係書類の業務削減に向けた 5 つの支援メニューを実施

「工事書類スリム化のポイント」の横展開

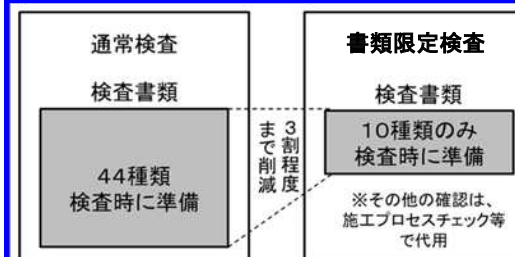


○「工事書類スリム化のポイント」等を盛り込んだ、ガイドライン・リーフレット等を作成し、受発注者の隅々まで展開

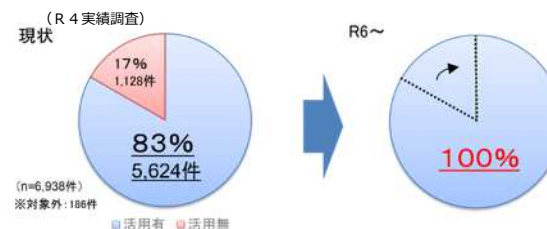
工事書類スリム化のポイント

- 工事書類の原則電子化(ASP活用)
- 受発注者間で作成書類の役割分担を明確化
- 作成・添付不要な書類の明確化
- 書類の二重作成・提出防止
- 検査書類限定型工事の活用
- 遠隔臨場を活用し、段階確認、材料確認、立会の効率化

「書類限定検査」(44→10種類)の原則化



書類限定検査のイメージ



○完成工事における工事検査書類を 4 4 種類から 1 0 種類に限定する工事を「原則、実施」することとし、「書類限定検査」として標準化

『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』の設置について

○各地方整備局のHP等に受注者等からの各種相談窓口
『2024働き方改革対応相談窓口（仮称）』を設置

地域	名称	相談窓口	電話番号	URL
北海道	●●相談窓口	●●部●●課	●●-●●-●●	https://www.~
東北	2024働き方改革相談窓口	...	...	https://www.~
関東	●●サポートライン	...	...	https://www.~
北陸	...	...	...	https://www.~
中部	...	...	...	https://www.~
近畿	...	...	...	https://www.~
中国	...	...	...	https://www.~
四国	...	...	...	https://www.~
九州	...	...	...	https://www.~

各地整の2024働き方改革対応相談窓口（仮称）一覧（イメージ）

書類関係業務の積算計上

○工事実施に必要な書類関係業務の外注に要する経費等を令和5年度諸経費動向調査において調査項目に明示的に新設し調査した上で、積算の更なる適正化を推進

工事関係書類の標準様式の展開

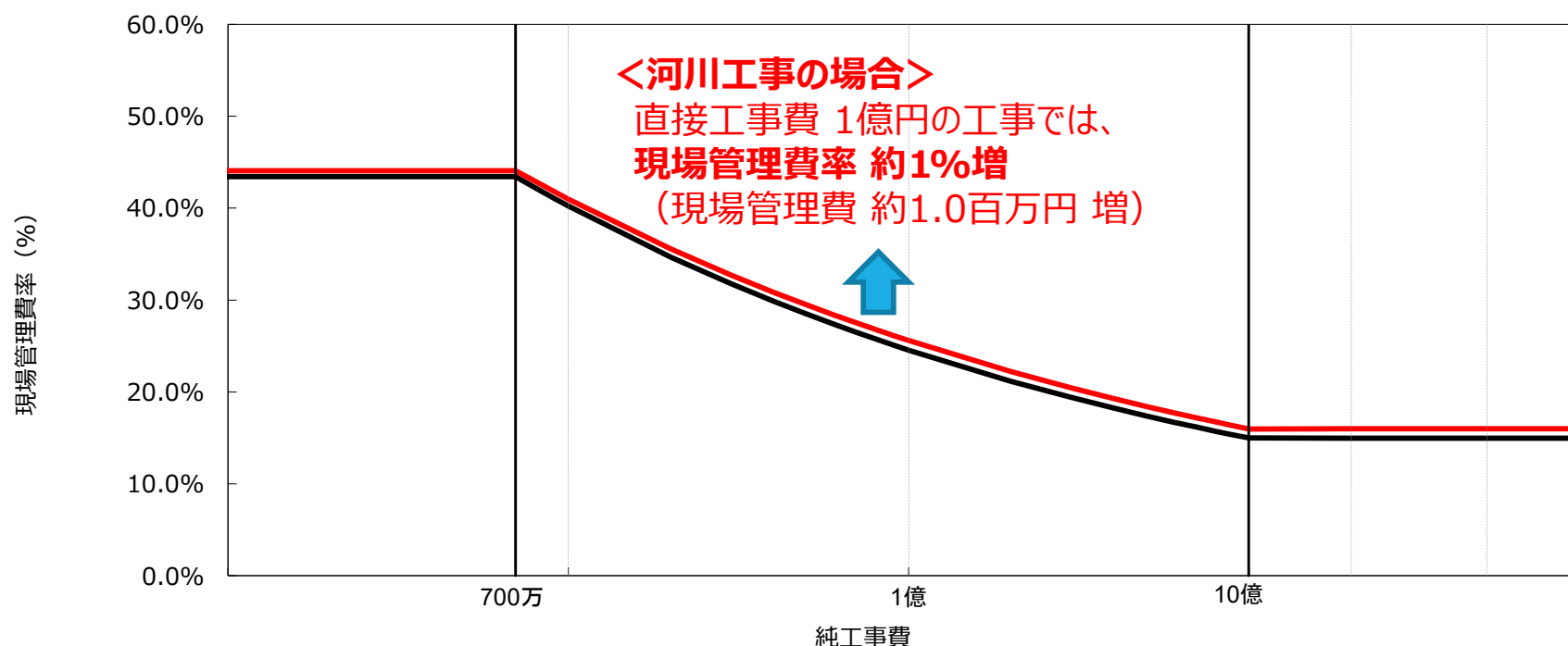
- 国交省標準様式をHPで公表
- 都道府県・政令市との会議等を通じ、地域の実情を配慮した対応が図られるよう、九州沖縄ブロックの好事例の周知等、情報提供を行う



(4)時間外労働規制適用に対応するための現場管理費の見直し

- 最新の実態を踏まえ、書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加を反映

現場管理費率の改定イメージ



【現行】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
43.43%	$1,276.7 \times Np^{-0.2145}$	14.98%



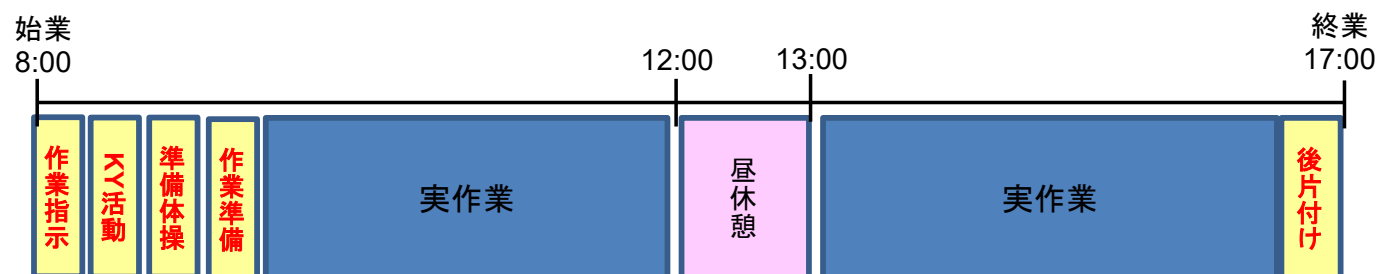
【改定】

700万円以下	700万円超え10億円以下	10億円超え
44.05%	$1,118.2 \times Np^{-0.2052}$	15.91%

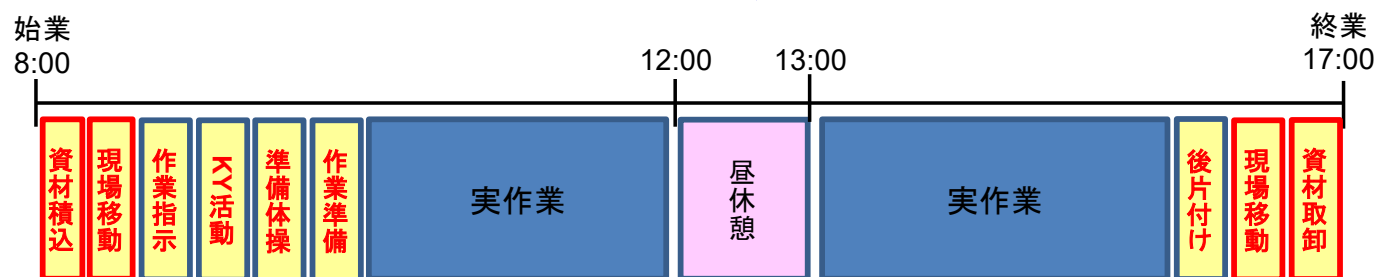
(5)移動時間を踏まえた積算の適正化

- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を適切に反映
- R 4 年度から施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するように調査表の見直しを行い、R 5 年度の 2 7 工種の分析に反映

■従前の調査



■R 4 以降の調査



- 舗装版破碎工などの**現道・維持関係等の 1 1 工種**で、現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R6年度歩掛改正に反映

- ・舗装版破碎工
- ・舗装版切断工
- ・電線共同溝工(C・C・BOX)
- ・場所打擁壁工
- ・橋梁補強工(コンクリート巻立て)
- ・伐木除根工
- ・安定処理工(バックホウ混合)
- ・泥水運搬工
- ・現場取卸工
- ・踏掛版設置工
- ・グラウトホール工

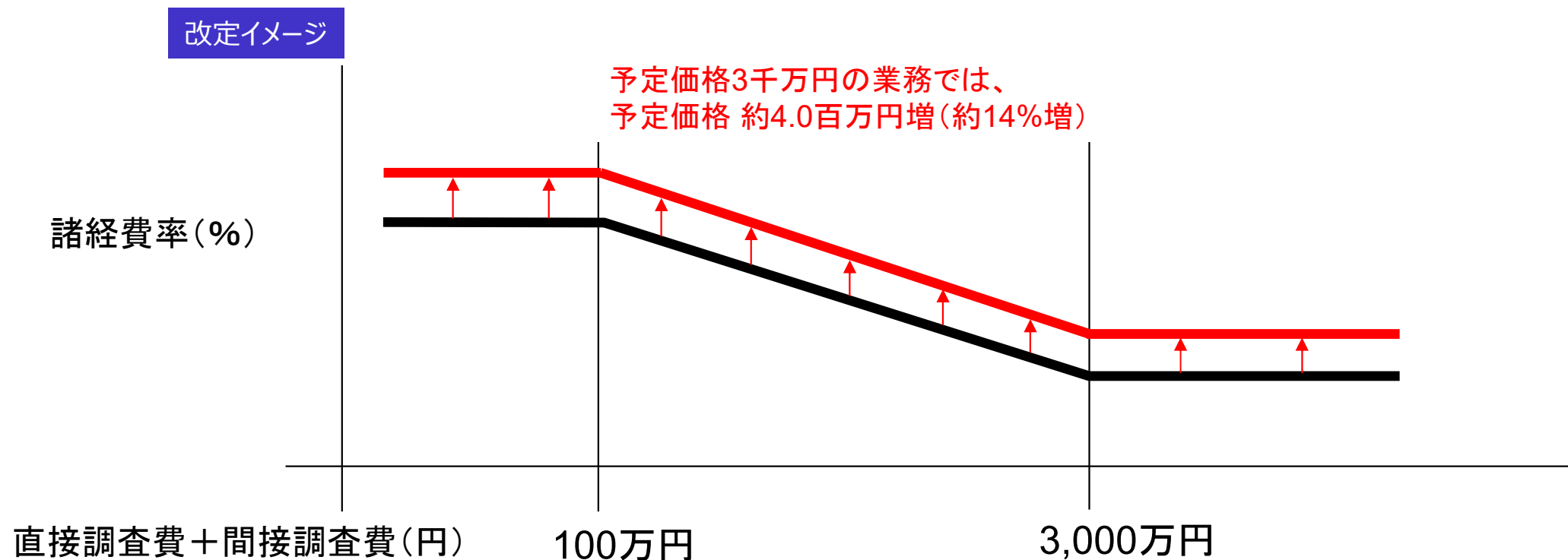
2.(1)大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛

- 大規模な災害の被災地では、機材の調達が難航すること等による間接工事費の増大や、資材やダンプトラック等の不足から作業効率が低下している実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入
- 間接工事費等の実態調査結果を踏まえ、復興係数・復興歩掛の見直しを実施

		岩手・宮城・福島県内	熊本県内	広島県内
発災年月日		H23.3.11	H28.4.14	H30.6.28
復興 係数 間接工事 費を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1	R1.8.19
	対象工事	直轄土木工事	直轄土木工事	直轄土木工事
	補正率	共通仮設費：1.3 現場管理費：1.1 ※ただし、福島県については、次年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、それまで適用を猶予する(福島県内ではR6年度は共通仮設費1.5、現場管理費1.2を適用)	共通仮設費：1.1⇒1.0へ変更 現場管理費：1.1⇒1.0へ変更 ※ただし、次年度の実態調査結果も踏まえて検討することとし、それまで適用を猶予する (R6年度は現行の係数を適用)	共通仮設費：1.1⇒1.0へ変更 現場管理費：1.1⇒1.0へ変更
復興 歩掛 歩掛の日 当たり標 準作業量 を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工	土工	土工
	補正率	土工：標準作業量を10%低減 ⇒0%へ変更	土工：標準作業量を20%低減 ⇒10%低減へ変更 ※R5年度は適用を猶予していたが、実態調査結果も踏まえてR6年度から適用する	土工：標準作業量を10%低減 ⇒0%へ変更

2.(2)地質調査業務の諸経費

○ 実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定



【現行】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
59.9%	$285.3 \times (\text{直接調査費} + \text{間接調査費})^{-0.113}$	40.8%



【改定】

100万円以下	100万円超え3,000万円以下	3,000万円超え
82.5%	$290.2 \times (\text{直接調査費} + \text{間接調査費})^{-0.091}$	60.6%

4.(1) 1)土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛【9工種】

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

(1) 新規制定（地整運用歩掛の標準歩掛化等）【3工種】

①排水材設置工（構造物背面排水）、②仮締切工（砂防コンクリート締切）、③舗装版削孔工（アスファルト舗装版）



排水材設置工



仮締切工（砂防コンクリート締切）



舗装版削孔工

(2) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【5工種】

①薬液注入工、②鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）、③かごマット工（多段積型）、
④集排水ボーリング孔洗浄工、⑤トンネル照明器具清掃工

(3) 移動時間を踏まえた制定を行う工種【1工種】

①泥水運搬工 ※新規制定工種



鋼管・既製コンクリート杭打工（中掘工）



かごマット工（多段積型）

4. (1) 2) 施工パッケージ型積算関係の改定

2. 施工パッケージ関係歩掛【18工種】

施工パッケージ型積算基準は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ型積算基準及び標準単価表を改定

(1) 新規制定（地整運用歩掛の標準歩掛化等）【1工種】

①型枠工（省力化構造）

(2) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【7工種】

- ①土工 [路体(築堤)盛土・路床盛土]、②土工 (ICT) [掘削]、
③土工 (ICT) [路体(築堤)盛土・路床盛土]、④埋戻工、
⑤アンカー工（ロータリーパーカッション式）、⑥排水性アスファルト舗装工、⑦路側工



型枠工（省力化構造）

(3) 移動時間を踏まえた改定を行う工種【10工種】

- ①安定処理工、②場所打擁壁工、③現場取卸工、④伐木除根工、⑤グラウトホール工、
⑥踏掛版設置工、⑦舗装版破碎工、⑧舗装版切断工、⑨橋梁補強工（コンクリート巻立て）、
⑩電線共同溝工（C・C・BOX） ※③⑤⑥は新規制定工種である。

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機材規格のうち、**代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）**を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、**国土技術政策総合研究所HPに掲載**（令和6年3月末公表予定）。

(https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

4.(2)鋼橋製作工

○鋼橋製作工の副資材費、鋼橋製作工及び横断歩道橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

【鋼橋製作工】

●材料費

副資材費(溶接などの消耗材料)

現行	改定
17,300円／t	18,200円／t

●製作費

鋼橋製作費 加工組立工数(標準工数(人／個))

種別		現行	改定
連続鈑桁	a1 大型	1.22	1.47
	a2 小型	0.19	0.23
鋼床版鈑桁	a1 大型	0.99	1.24
	a2 小型	0.20	0.25
角型鋼橋脚	a1 大型	3.70	4.09
	a2 小型	0.63	0.70

鋼橋製作費 仮組立工数(標準工数(人／個))

種別		現行	改定
角型 アンカー フレーム	c	11.67	13.84

横断歩道橋製作費(標準工数(人／t))

種別		現行	改定
桁本体部	I 桁	11.3	12.8

4. (3)建設機械等損料

- 建設機械損料は、土木請負工事費の積算に用いる機械経費であり、建設業者が所有する 建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等を取りまとめたもの
- 実態調査結果を踏まえ、新規機種を追加や既存機種の新規建設機械損料を改定

令和6年度 建設機械等損料算定表改定 機械分類別平均変動率表(対令和4年度版)

区分	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	運転1時間当たり換算値損料(13)欄注	供用1日当たり換算値損料(15)欄
01 ブルドーザ及びスクレーパ	R04	1.01	1.00	1.01	1.03	1.01	1.00	1.00	1.00	0.99	0.99
02 掘削及び積込機	R04	1.01	1.00	1.00	1.02	1.00	0.94	1.00	1.00	1.00	1.00
03 運搬機械	R04	1.04	1.00	1.00	1.02	1.00	0.95	1.00	1.00	1.03	1.03
04 クレーンその他の荷役機械	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
05 基礎工事用機械	R04	1.03	1.00	1.01	1.01	1.00	0.98	1.00	1.00	1.02	1.02
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	R04	1.03	1.00	1.01	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
07 モータグレーダ及び路盤用機械	R04	1.02	1.00	0.99	1.00	1.00	0.94	1.00	1.00	1.03	1.01
08 締固め機械	R04	1.04	1.01	0.98	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.04	1.03
09 コンクリート機械	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.01	1.01
10 舗装機械	R04	1.03	1.00	1.00	1.00	1.00	0.97	1.00	1.00	1.03	1.03
11 道路維持用機械	R04	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	1.00	1.01	1.01
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.02	1.02
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	R04	1.04	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.04	1.04
15 電気機器	R04	1.01	1.00	-	1.00	1.00	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00
16 ウインチ類	R04	1.02	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	1.03
17 試験測定機器	R04	1.00	1.00	-	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	R04	1.05	1.00	-	-	1.00	1.00	1.00	1.00	-	1.05
20 その他の機器	R04	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.00	1.02	1.02
40 ダム施工機械	R04	1.06	1.09	1.24	1.06	0.99	1.11	1.00	1.00	0.95	1.13
50 除雪用建設機械	R04	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02	-

注) 運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によっては「運転1日当たり換算値損料」として算出し、掲載しているものがある。

被災3県で使用している建設機械の修理費は、被災地域外他地域の修理費と差が認められなかったため、令和6年度から補正率の適用を廃止する。

4.(4)設計業務等標準歩掛

○ 実態調査の結果を踏まえ、(地質) 解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定

■ 【地質】 解析等調査業務

(1業務当り)

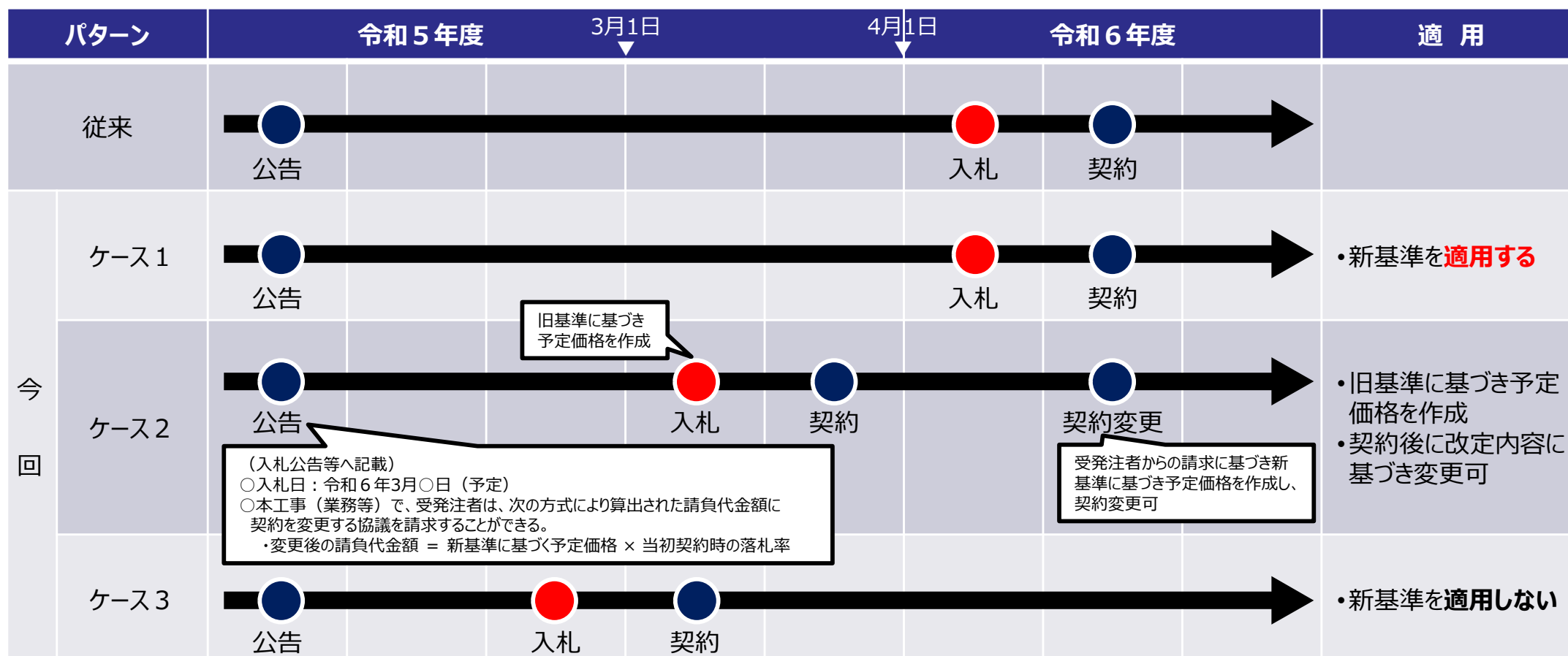
作業工程	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
計画準備			1.5	2.5	2.5	2.0		

新基準の適用スケジュール

○ 入札書提出締切日が4/1以降の案件から適用

※ただし、入札書提出締切日が3/1～3/31の間の案件は、旧基準のまま予定価格を算定し、契約後に変更可

新基準の適用パターン



※ 「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」及び「設計業務等標準歩掛等の一部改定について」に該当する内容について適用する
 （電気通信、機械設備関連工事・業務も同様に適用）

【別添①】週休2日制工事における市場単価方式の補正

- 市場単価方式による積算について、R3年度より週休2日の現場閉所の実施状況に応じた補正係数を設定
- R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定
- また、新たに交替制適用工事においても週休2日補正を設定

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

【別添②】週休2日制工事における土木工事標準単価の補正

- ① 土木工事標準単価による積算について、R6.4.1以降に入札書提出期限が設定されている工事より、週休2日の補正係数による積算方法へ見直し（R6.3.31までに入札書提出期限が設定されている工事は、従来通り、週休2日を考慮した単価を使用）
- ② ①の対象工事のうち、R6.4.1以降に入札公告等を行う工事より、月単位の週休2日を踏まえた補正係数を設定【表1】
- ③ ①の対象工事のうち、R6.3.31までに入札公告等を行う工事は、R5年度の週休2日補正係数を適用【表2】

【表1】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 F R P シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

【別添②】週休2日制工事における土木工事標準単価の補正

【表2】土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（令和6年3月31日までに入札公告等を行う工事に適用）

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型 F R P シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管） 設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

(参考)駆け込みホットライン(建設業法違反通報窓口)

法令違反情報収集体制の強化

- 各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」に通報窓口として開設
- 通報された情報に対し必要に応じて立入検査・報告徴取を実施
- 法令に違反する行為があれば監督処分等により厳正に対応

一建設業法令違反通報窓口ー
駆け込みホットライン

全国共通
TEL. 0570-018-240
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。
受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・開庁日を除く)
FAX. 0570-018-241
E-mail. hqt-k-kakekomi-hl@xgb.mlit.go.jp
※通報者に不利益が生じないよう情報を取り扱います

国土交通省
建設業法令遵守推進本部

「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例
＜主に国土交通大臣府有書等を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

建設現場の地盤費用を一方的に値上げされた。
120日を超える倒引期間な長期手形での前代金が支払われた。
見積書に記載した法定福利費を一方的に削減された。
口頭契約となっている。
着払い工事で実費を精算させられた。
追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。
責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。
一部下請負が行われている。
工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。
資機材や工事現場に必要な設備が設置されていない。

※ 建設現場地質となる取扱い上の行為や注意点はこもる
建設業法令遵守ガイドライン

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。
法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

- 通報される方の情報
(匿名による通報も可能です)
- 違反の疑いがある行為者の情報
- 違反の疑いがある行為(具体的事実)

氏 名	
住 所	
電 話 番 号	E-mail
会 社 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
建設業許可番号	
電 話 番 号	
そ の 他	
(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)だれに対して	
(オ)いかなる方法で	
(カ)何をしたか	
その他	

※2.16月版

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」、「建設業における社会保険加入対策」、「資機材価格の高騰等による価格転嫁」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

令和元年12月24日より、メールの受付アドレスが変更になっております。本リーフレットのアドレスをご利用ください。



TEL.  0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
不動産・建設経済局 建設業課

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

品確法の運用指針に関する情報

- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

＜例えば…＞

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに…

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

＜法令違反のおそれがある情報の例＞

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方向的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間の取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

社会保険加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

価格転嫁に関する情報

- 発注者との契約後における資機材価格の高騰等への対応についての相談

その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せいただいた情報は、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。



法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

＜品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください＞

品確法・運用指針: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

公共工事設計労務単価: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

社会保険加入対策: http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html